

稲沢市地域防災計画附属資料

— 様式編 / 資料編 / 参考編 —
(令和4年度修正)

稲沢市防災会議

稲沢市地域防災計画 附属資料 目次

様 式 編		
様式 1	洪水予報（木曾川中流洪水予報）	1
様式 2	水防警報（水防警報発表受報用紙）	3
様式 3	木曾川中流 はん濫注意情報	4
様式 4	愛知県日光川水系日光川はん濫注意情報	6
様式 5	避難判断水位到達情報発表文例	7
様式 6	氾濫危険水位到達情報発表文例	8
様式 7	氾濫発生情報発表文例	9
様式 8	愛知県＜津波＞水防警報	10
様式 9	日光川流域の排水調整準備水位の通知	11
様式 10	日光川流域の排水停止水位の通知	12
様式 11	日光川流域の排水停止について	13
様式 12	日光川流域の排水再開水位の通知	14
様式 13	日光川流域の排水調整準備水位に係る通知	15
様式 14	日光川流域の排水停止の解除（排水再開）について	16
様式 15	日光川流域の排水調整状況について	17
様式 16	災害概況即報を始めとする被害報告様式	18
様式 17	災害概況即報	19
様式 18	避難指示等の発令状況	20
様式 19	災害発生状況等（速報・確定報告）	21
様式 20	人的被害	22
様式 21	避難状況・救護所開設状況	23
様式 22	公共施設被害	24
様式 23	被災状況調査表（兼台帳）	25
様式 24	り災証明書	27
様式 25	仮被災証明書	28
様式 26	応援要請書	29
様式 27	部隊等の派遣要請依頼書	30
様式 28	災害派遣部隊撤収要請依頼書	31
様式 29	発生情報	32
様式 30	被害状況調（最終確定分）	33
様式 31	災害救助費概算額調	34
様式 32	災害救助法の適用について（依頼）	35
様式 33	避難所設置及び避難生活状況	36
様式 34	避難所収容台帳	37
様式 35	避難所利用者登録票	38
様式 36	応急仮設住宅入居申請書	40
様式 37	応急仮設住宅台帳	41
様式 38	応急仮設住宅入居予定者名簿	42
様式 39	応急仮設住宅入居者選定調書	43

様式 40	決定通知書（応急仮設住宅入居用）	44
様式 41	誓約書（応急仮設住宅入居用）	45
様式 42	飲料水の供給簿	46
様式 43	炊き出し給与状況	47
様式 44	炊出し用物品借用簿	48
様式 45	物資受払状況	49
様式 46	物資配給簿	50
様式 47	物資受入簿	51
様式 48	被服、寝具その他生活必需品の給与状況	52
様式 49	物資購入（配分）計画表	53
様式 50	救護班活動状況	54
様式 51	病院診療所医療実施状況	55
様式 52	医療品等要請書[FAX 送受信用]	56
様式 53	医療品等要請書[電話送受信用]	57
様式 54	助産台帳	58
様式 55	被災者救出状況記録簿	59
様式 56	住宅応急修理申請書	60
様式 57	住宅応急修理申請者名簿	61
様式 58	住宅応急修理対象者選定調書	62
様式 59	決定通知書（住宅応急修理用）	63
様式 60	住宅応急修理記録簿	64
様式 61	学用品購入（配分）計画表	65
様式 62	学用品の給与状況	66
様式 63	埋葬台帳	67
様式 64	死体の捜索状況記録簿	68
様式 65	死体処理台帳	69
様式 66	障害物除去の状況	70
様式 67	輸送記録簿	71
様式 68	救助実施記録日計票	72
様式 69	救助日報	73
様式 70	公用令書	75
様式 71	賃金職員雇上台帳	82
様式 72	(1)令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況	83
様式 73	(2)令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者の従事状況	84
様式 74	(3)扶助金の支給状況	85
様式 75	(4)損失補償費の状況	86
様式 76	法第 19 条の補償費の状況	87
様式 77	ボランティア等受入記録簿	88
様式 78	緊急通行車両等届出書	89
様式 79	緊急通行車両確認証明書	90
様式 80	避難・地震防災応急対策の実施状況報告（速報用）	91
様式 81	避難・地震防災応急対策の実施状況報告	92

第1 災害対策本部

1 組織図（第3非常配備体制）	93
2 所掌事務	94
3 標識等	104
(1) 掲示板	104
(2) 腕章	104
(3) 標旗	105
(4) ヘルメット	105
4 非常配備の基準	106
5 被害判定基準	107

第2 災害危険区域関係

1 高層建築物	110
2 防火地域・準防火地域	111

第3 気象・地震観測、気象予警報、避難情報発令基準関係

1 気象等観測施設・設備等	112
(1) 雨量観測所	112
(2) 水位観測所	112
(3) 流量観測所	113
2 洪水予報	113
(1) 洪水予報を行う河川及び実施区域	113
(2) 洪水予報に関する基準地点	113
(3) 洪水予報の種類と基準	114
3 水位情報の周知	115
(1) 水位情報の周知を行う河川及びその区域	116
(2) 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位	116
4 水防警報	117
(1) 水防警報を行う河川	117
(2) 水防警報を発する基準	118
(3) 水防警報の段階と内容	119
5 愛知県震度情報ネットワークシステム設置箇所	120
6 名古屋地方気象台	120
(1) 気象等観測施設・設備等	120
(2) 愛知県内の地震関係観測点	120
(3) 愛知県予報区において警報・注意報の発表に使用する細分区域名	121
(4) 気象・水象に関する予報警報	122
(5) 台風の大きさと強さ	127
(6) 気象庁震度階級関連解説表	128

(7) 緊急地震速報	132
(8) 地震に関する情報の種類とその内容	134
(9) 地震活動に関する解説情報等	135
(10) 火災気象通報	135
(11) 雨・風の強さ表現	136
7 高齢者等避難、避難指示の発令基準	138
第4 水防関係	
1 主要河川位置図	139
2 水防上の注意箇所	140
(1) 木曾川水系	140
(2) 県管理河川	141
(3) 市管理河川	142
3 水防施設・設備等	143
(1) 水こう門	143
(2) 排水機場	144
(3) 保全調整池	145
(4) 水防資機材備蓄数量	146
(5) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者利用施設一覧	147
第5 通信関係	
1 通信施設・設備等	151
(1) 愛知県高度情報通信ネットワーク無線発信番号一覧	151
(2) 稲沢市防災無線設備	151
(3) 消防・救急業務用無線通信施設	152
(4) 稲沢市防災行政無線（MCA 無線）	152
(5) 公衆電話	154
第6 消火・救急・救助・危険物等施設	
1 消防施設・設備等	155
(1) 保有消防力	155
(2) 消防水利の現況	155
2 消防活動用資機材	156
3 化学消火薬剤の備蓄状況	158
4 NBC災害対応資機材保有状況	158
5 危険物大量保有事業所	158
(1) 100kl以上の貯蔵施設	158
(2) 100倍を超える危険物施設状況	158
6 高圧ガス大量保有事業所	159
7 毒物・劇物大量保有事業所	159
8 煙火製造所	159
9 放射性物質保有事業所	160

10 変電所等	160
(1) 東海旅客鉄道株式会社	160
(2) 名古屋鉄道株式会社	160
第7 輸送・交通関係	
1 防災活動拠点	161
2 緊急輸送道路網	161
3 道路通行規制区間	162
(1) 特殊通行規制区間	162
(2) 災害時の交通規制対象路線	162
4 市の所有する自動車	163
5 ヘリポート可能箇所	164
(1) 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所	164
(2) 愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場	164
(3) ヘリコプターの着陸地点及び無障害地帯の基準	166
6 建設機械の調達	168
(1) 建設業者連絡先	168
(2) 土木業者	168
(3) 建築業者	168
(4) 稲沢市水道事業指定給水装置工事事業者	169
(5) 災害時資材供給事業者	170
第8 災害時応援要員の確保関係	
1 稲沢市防災ボランティアグループ	171
2 自主防災組織	171
3 愛知県登録防災ボランティアグループ	171
第9 物資の備蓄	
1 資機材等・飲料水・食料・生活必需物資の備蓄	172
第10 指定緊急避難場所・指定避難所	
1 指定緊急避難場所	178
(1) 避難場所	178
(2) 一時避難場所	179
2 指定避難所	181
(1) 避難所	181
(2) 二次的避難所（福祉避難所）	182
3 自主避難所	184
第11 医療・衛生関係	
1 災害拠点病院	185
2 救急病院・救急診療所の認定状況	187

3 廃棄物処理施設	187
(1) し尿関係	187
(2) ごみ関係	189
4 火葬場	189
5 防疫用器具機材	190
第12 ライフライン関係	
1 浄水場等施設	191
2 耐震性貯水槽	191
3 応急給水用資機材	191
(1) 応急給水用資機材	191
(2) 水源地	191
4 東邦ガス株式会社	192
(1) お客様連絡窓口	192
(2) 事業所所在地	192
(3) 事故発生時連絡先	192
5 中部電力株式会社	192
(1) 営業所一覧表	192
第13 連絡先一覧	
1 県（防災安全局・災害情報センター）及び地方機関への連絡先	193
2 指定行政機関	195
3 指定地方行政機関	195
4 自衛隊	196
5 指定公共機関	196
6 指定地方公共機関	197
7 愛知県各機関等	199
第14 地勢	
1 地形・地質	200
(1) 地形	200
(2) 地質	201
2 気候	202
(1) 気温（℃）	202
(2) 降水量（mm）	202
(3) 極値表	202
3 揚水規制区域	203
(1) 工業用水法に基づく揚水規制区域	203
(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域	204
4 活断層	205
(1) 愛知県内の活断層等の分布	205
(2) 稲沢市周辺の活断層一覧表	205
(3) 稲沢市周辺の注意すべき断層帯一覧表	206

5 平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査から抜粋	207
(1) 調査概要	207
(2) 想定試算結果	211
(3) 減災効果	230

第15 過去の災害状況

1 風水害	232
(1) 東海地方に影響のあった主な台風	232
(2) 過去の主な風水害	237
(3) 稲沢市における過去の風水害被害	242
(4) 浸水想定区域図	245
(5) 重要水防箇所	245
2 地震	248
(1) 既往の地震とその被害	248
(2) 稲沢市における過去の地震被害	249
(3) 著名大地震一覧表	251

参 考 編

1	稲沢市防災会議条例	254
2	稲沢市防災会議運営要綱	256
3	稲沢市災害対策本部条例	258
4	稲沢市災害対策本部要綱	259
5	稲沢市災害派遣手当等に関する条例	261
6	稲沢市災害弔慰金の支給等に関する条例	262
7	稲沢市災害見舞金等支給条例	267
8	災害救助法施行細則	269
9	災害救助法の適用基準	286
10	稲沢市被災者生活再建支援金支給要綱	288
11	緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	301
12	名古屋市航空機隊支援出動要請要領	303
13	名古屋市航空機隊訓練参加依頼要領	314
14	稲沢市防災行政無線局管理規程	323
15	稲沢市防災行政無線局運用要綱	325
16	愛知県消防広域応援基本計画	328
17	愛知県緊急消防援助隊受援計画	335
18	災害時における応援協定一覧表	353
～	(協定書詳細は「附属資料別冊」参照 ※稲沢市ホームページにて掲載)	
32		
33	稲沢市防災地図 図－1 防災施設及び緊急輸送・重要物流道路図	361
34	稲沢市防災地図 図－2 水こう門及び排水機場図	362
35	稲沢市防災地図 図－3 浸水想定区域図	363
36	稲沢市防災地図 図－4 重要水防箇所図	372
37	稲沢市防災地図 図－5 公衆電話設置箇所一覧	373

様 式 編

(様式1)

木曾川中流

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

木 曾 川 中 流 洪 水 予 報 第 号

洪水注意報（発表）	洪水注意報	洪水警報（発表）
洪水警報	洪水注意報(警報解除)	洪水注意報解除

年 月 日 時 分

国 土 交 通 省 木 曾 川 上 流 河 川 事 務 所
 気 象 庁 岐 阜 地 方 気 象 台 共 同 発 表
 気 象 庁 名 古 屋 地 方 気 象 台

区分	番号	発 表 内 容	担当	
見出し	1	木曾川中流では はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇 →主文15	国	
	2	木曾川中流では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み →主文16		
	3	木曾川中流では 今後はん濫危険水位に達する見込み →主文17		
	4	木曾川中流では 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に達する見込み →主文18		
	5	木曾川中流では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 →主文19		
	6	木曾川中流では はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり →主文20		
	7	木曾川中流では はん濫危険水位を下回る →主文21		
	8	木曾川中流では 避難判断水位を下回る →主文22		
	9	木曾川中流では はん濫注意水位を下回る →主文23		
	10	木曾川中流では はん濫が発生		
	11	木曾川中流では 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み		
	12	木曾川中流では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み		
	13	木曾川中流では 当分の間はん濫危険水位を超える水位が続く見込み		
	14	フリーフォーマット		
主文	15	木曾川中流の（今渡水位観測所・犬山水位観測所・笠松水位観測所）では、はん濫注意水位（レベル2）に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	国	
	16	木曾川中流の（今渡水位観測所・犬山水位観測所・笠松水位観測所）では、避難判断水位（レベル3）に到達しましたが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。		
	17	木曾川中流の（今渡水位観測所・犬山水位観測所・笠松水位観測所）では、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	18	木曾川中流の（今渡水位観測所・犬山水位観測所・笠松水位観測所）では、避難判断水位（レベル3）に到達しました。今後、はん濫危険水位（レベル4）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	19	木曾川中流の（今渡水位観測所・犬山水位観測所・笠松水位観測所）では、避難判断水位（レベル3）に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	20	木曾川中流の（今渡水位観測所・犬山水位観測所・笠松水位観測所）では、はん濫危険水位（レベル4）に到達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	21	木曾川中流の（今渡水位観測所・犬山水位観測所・笠松水位観測所）では、はん濫危険水位を下回りました（レベル3）。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。		
	22	木曾川中流の（今渡水位観測所・犬山水位観測所・笠松水位観測所）では、避難判断水位を下回りました（レベル2）。水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をして下さい。		
	23	木曾川中流の（今渡水位観測所・犬山水位観測所・笠松水位観測所）では、はん濫注意水位を下回り（レベル1）、危険はなくなったものと思われれます。		
	24	1		木曾川中流の 今渡水位観測所 では、当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル2）・避難判断水位を超える水位（レベル3）・はん濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。
		2		木曾川中流の 犬山水位観測所 では、当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル2）・避難判断水位を超える水位（レベル3）・はん濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。
3		木曾川中流の 笠松水位観測所 では、当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル2）・避難判断水位を超える水位（レベル3）・はん濫危険水位を超える水位（レベル4））が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。		
25	フリーフォーマット（はん濫の発生状況など）			

降雨と水位の現況	26	(台風第_____号・_____低気圧・_____前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、	気	
	27	降り始めの		
	28	1		_____日_____時から_____日_____時までの_____の流域平均雨量は_____ミリ
		2		_____日_____時から_____日_____時までの_____の流域平均雨量は_____ミリ
		3		(に達しました・となっています)。
	29	また、(_____ ところにより・_____) 1時間に、_____ミリの雨が降っています。		
	30	現在、雨は (小降りになりました・やんでいます)。		
31	フリーフォーマット			
32	1	木曾川中流の水位は_____日_____時_____分現在、次のとおりです。	国	
	2	今渡水位観測所で _____ m(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)		
	3	犬山水位観測所で _____ m(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)		
	4	笠松水位観測所で _____ m(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)		
33	フリーフォーマット			
降雨と水位の予想	34	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる) でしょう。	気	
	35	1		_____日_____時から_____日_____時までの_____の流域平均雨量は_____ミリ
		2		_____日_____時から_____日_____時までの_____の流域平均雨量は_____ミリ
		3	の見込みです。	
	36	フリーフォーマット		
	37	1	木曾川中流の水位は、_____日_____時_____分頃には、次のとおりと見込まれます。	国
		2	今渡水位観測所で _____ m程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	
3		犬山水位観測所で _____ m程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))		
4		笠松水位観測所で _____ m程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))		
38	_____の水位は_____日_____時_____分頃 最高となり、その水位は_____m程度と見込まれます。			
39	フリーフォーマット			
事項注意	40		国	

参 考	<p>今渡水位観測所〔可見市今渡〕 (受け持ち区間 左岸：可見市) (受け持ち区間 右岸：美濃加茂市、坂祝町) はん濫危険水位 11.20m 避難判断水位 10.60m はん濫注意水位(警戒水位) 5.50m 平常水位 1.37m</p> <p>犬山水位観測所〔犬山市栗栖〕 (受け持ち区間 左岸：犬山市、扶桑町、江南市、各務原市、一宮市) (受け持ち区間 右岸：各務原市、笠松町) はん濫危険水位 12.10m 避難判断水位 11.60m はん濫注意水位(警戒水位) 9.20m 平常水位 1.90m</p> <p>笠松水位観測所〔羽島郡笠松町柳原〕 (受け持ち区間 左岸：一宮市、稲沢市) (受け持ち区間 右岸：笠松町、岐南町、羽島市) はん濫危険水位 13.60m 避難判断水位 13.30m はん濫注意水位(警戒水位) 10.40m 平常水位 4.18m</p> <p>水位危険度レベル ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位(警戒水位)超過 ■レベル1 水防団待機水位超過</p>
-----	---

(問い合わせ先)

水位関係	国土交通省	木曾川上流河川事務所	流水管理課	TEL(058)251-3235
気象関係	気象庁	岐阜地方気象台	技術課	TEL(058)271-4107
		名古屋地方気象台	観測予報課	TEL(052)751-0909

(様式2)

(様式2)

川	水防警報	第	号
----------	-------------	----------	----------

(準備・出動・情報・解除)

愛知県一宮建設事務所 発表
年 月 日 時 分

(現況)	1-1	時 分現在 戸苅 水位観測所では mで、 水位 、 上昇している。
	1-2	水位観測所では最高水位に達したと思われる。
	1-3	戸苅 水位観測所の水位は 時 分の mを最高とし、 下降している。
	1-4	時 分現在 戸苅 水位観測所の水位は、 水位を下回り、 下降している。
	2	上流の ダムの放流量は 時 分現在 m ³ /sである。
	3	流域の雨量は、 時現在 観測所で mmに達している。
(予想)	4	名古屋 地方气象台 時 分の発表によれば、 日 時から 日 時までの降水量は多い所で mm(24時間)の見込みである。
	5	時 分発表の 洪水予報 号によれば、 戸苅 水位観測所 の水位は 時に mになる見込み。
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	7	
(指示)	8	本地区の水防団は されたい。
	9	本地区の水防警報を解除する。
(補足)	10	

			月 日 時 分時点の水位(量水標の読み m)						
水防警報・洪水予報の発表状況	観測所	現在水位	水防団 待機 (通報) 水位	はん濫 注意 (警戒) 水位	出動 水位	避難判断 (特別警 戒)水位	はん濫 危険 (危険) 水位	計画高 水位	
洪水 予報	日光川	注意報・警報	戸苅	1.70	2.30	2.60	2.90	3.50	3.52
水防 警報		準備・出動・解除							
		準備・出動・解除							
		準備・出動・解除							
		準備・出動・解除							

(注意事項)

- ・水位の情報は最新のものを確認すること
インターネット <http://www.river.go.jp/>
<http://www.kasen-owari.jp/>
- ・河川施設に異常を発見したら、問い合わせ先に連絡すること

問合せ先

愛知県一宮建設事務所
維持管理課 0568-72-1415

(様式3)

木曾川中流 はん濫注意情報

木曾川中流 第1号
洪水注意報 (発表)
○年○月○日○時○分

国土交通省 木曾川上流河川事務所
気象庁 岐阜地方気象台
気象庁 名古屋地方気象台 共同

発表

(見出し)

木曾川中流では はん濫注意水位に到達 水位は更に上昇

(主文)

木曾川中流の今渡水位観測所では、
はん濫注意水位 (レベル2) に到達しました。
水位はさらに上昇する見込みです。
今後の洪水予報に注意して下さい。

(降雨と水位の現況)

○○の○○による○により、
降り始めの
○日○時から○日○時までの、木曾川中流域の流域平均雨量は、○ミリ
に達しました。
また、所により1時間に○ミリの雨が降っています。
木曾川中流の水位は○日○時○分現在、次のとおりです。
(1) 今渡水位観測所で○.○○m
(水位危険度レベル○) 上昇中
(2) 犬山水位観測所で○.○○m
(水位危険度レベル○) 上昇中
(3) 笠松水位観測所で○.○○m
(水位危険度レベル○) 上昇中

(降雨と水位の予想)

この雨は、○○でしょう。
○日○時から○日○時までの、木曾川中流域の流域平均雨量は、○ミリ
の見込みです。
木曾川中流の水位は、○日○時○分頃には、
次のとおりと見込まれます。
(1) 今渡水位観測所で○.○○m程度
(水位危険度レベル○)

- (2) 犬山水位観測所で〇.〇〇m程度
(水位危険度レベル〇)
- (3) 笠松水位観測所で〇.〇〇m程度
(水位危険度レベル〇)

【参考】

今渡水位観測所〔可児市今渡〕

(受け持ち区間 左岸：可児市)

(受け持ち区間 右岸：美濃加茂市、坂祝町)

はん濫危険水位 11.50m 避難判断水位 11.10m はん濫注意水位 5.50m

水防団待機水位 4.00m

犬山水位観測所〔犬山市栗栖〕

(受け持ち区間 左岸：犬山市、扶桑町、江南市、各務原市、一宮市)

(受け持ち区間 右岸：各務原市、笠松町)

はん濫危険水位 12.20m 避難判断水位 11.60m はん濫注意水位 9.20m

水防団待機水位 5.80m

笠松水位観測所〔羽島郡笠松町柳原〕

(受け持ち区間 左岸：一宮市、稲沢市)

(受け持ち区間 右岸：笠松町、岐南町、羽島市)

はん濫危険水位 13.60m 避難判断水位 13.40m はん濫注意水位 10.40m

水防団待機水位 7.60m

水位危険度レベル

- レベル5 はん濫の発生
- レベル4 はん濫危険水位
- レベル3 避難判断水位
- レベル2 はん濫注意水位
- レベル1 水防団待機水位

問い合わせ先

水位関係：国土交通省	木曾川上流河川事務所	流水管理センター	TEL(058)251-3235
気象関係：気象庁	岐阜地方气象台	技術課	TEL(058)271-4107
	気象庁	名古屋地方气象台	観測予報課 TEL(052)751-0909

(様式4)

愛知県日光川水系日光川はん濫警戒情報

愛知県日光川水系日光川洪水予報 第〇号
洪水警報 (発表)

〇年〇月〇日〇時〇分

愛知県海部建設事務所 名古屋地方気象台 共同発表

日光川 避難判断水位に到達 今後はん濫危険水位に達する見込み

(主文)

日光川の一宮市戸苧水位観測所では、避難判断水位(レベル3)に達しました。今後はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。

(注意事項)

今回の洪水は 〇年〇月の台風第〇号による大雨時を上回る規模と見込まれます。

(現況・予想)

日光川の流域平均雨量

〇日〇時〇分から〇日〇時〇分までの〇時間の現況 〇〇ミリ

〇日〇時〇分から〇日〇時〇分までの〇時間の予想 〇〇ミリ

日光川の水位

戸苧水位観測所〔一宮市〕

〇日〇時〇分の現況 〇. 〇〇メートル(上昇中)(水位危険度レベル3)

〇日〇時〇分の予測 〇. 〇〇メートル(水位危険度レベル4)

古瀬水位観測所〔愛西市〕

〇日〇時〇分の現況 〇. 〇〇メートル(上昇中)(水位危険度レベル2)

〇日〇時〇分の予測 〇. 〇〇メートル(水位危険度レベル3)

【参考】

戸苧水位観測所〔一宮市萩原町築込〕

(受け持ち区間 愛西市、稲沢市、一宮市)

はん濫危険水位3.5m 避難判断水位2.9m はん濫注意水位2.3m

水防団待機水位1.7m

古瀬水位観測所〔愛西市古瀬町村前〕

(受け持ち区間 名古屋市、飛島村、弥富市、蟹江町、津島市、愛西市、稲沢市、あま市、大治町)

はん濫危険水位1.9m 避難判断水位1.6m はん濫注意水位1.3m

水防団待機水位0.9m

水位危険度レベル

■レベル5 はん濫の発生

■レベル4 はん濫危険水位

■レベル3 避難判断水位

■レベル2 はん濫注意水位

■レベル1 水防団待機水位

[問い合わせ先]

水位関係：愛知県 海部建設事務所 河川整備課 TEL 0567-24-2111

気象関係：気象庁 名古屋地方気象台 観測予報課 TEL 052-751-0909

(様式 5) 避難判断水位到達情報発表文例

○級○○川水系○○川 避難判断水位到達情報

令和○年○○月○○日○○時○○分

愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル3相当情報[洪水]】○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、避難判断水位○.○mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

(注)本書は、「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について(令和3年3月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡)」に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事(愛知県○○建設事務所長)から水防管理団体(市町村)及び関係機関に対して通知するものです。

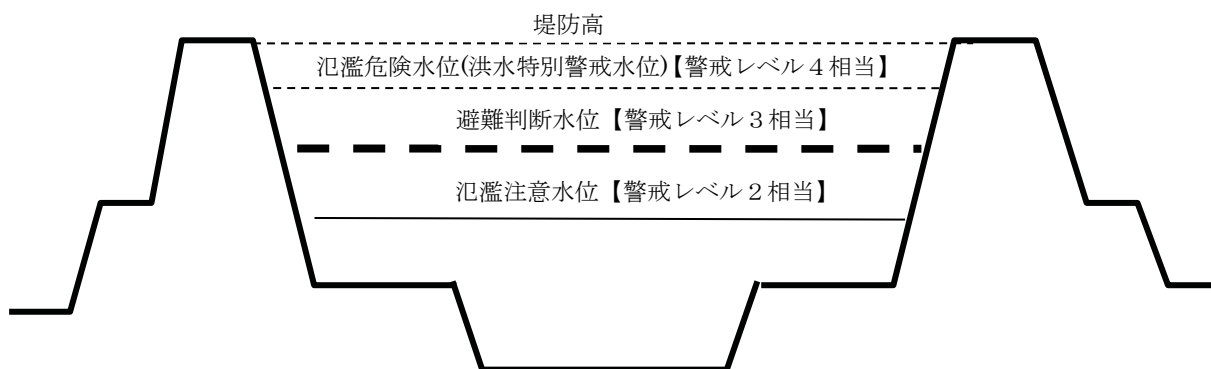
(参考)

○○川 ○○観測所(○○市○○町 ○岸○k○○付近)

堤防高 ○.○m

氾濫危険水位
(洪水特別警戒水位) ○.○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難指示の目安となる水位)

※ 避難判断水位 ○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位
(河川の水位イメージ) 氾濫発生【警戒レベル5相当】



(問合わせ先)

愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○—○○○—○○○○

(様式 6) 氾濫危険水位到達情報発表文

○級○○川水系○○川 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

令和○年○○月○○日○○時○○分
愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、氾濫危険水位○.○mに達しました。
各地とも厳重な警戒をしてください。

(注) 本書は、水防法第13条第2項の規定に基づき、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した旨を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村）及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村に対して通知するものです。

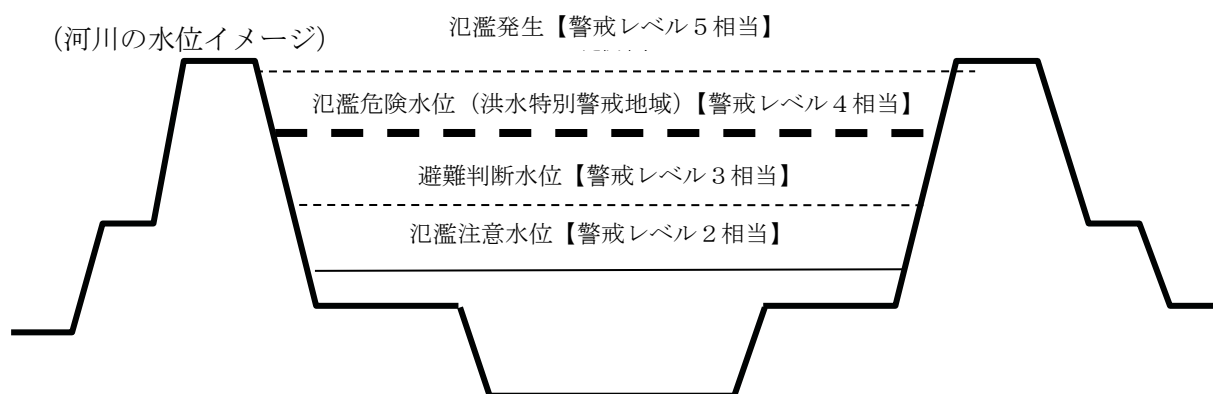
(参考)

○○川 ○○観測所（○○市○○町 ○岸○k○○付近）

堤 防 高 ○.○m

氾 濫 危 険 水 位
(洪水特別警戒水位) ○.○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
(避難指示の目安となる水位)

避 難 判 断 水 位
○.○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位



(問合わせ先)

愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○—○○○—○○○○

(様式 7) 氾濫発生情報発表文

○級○○川水系○○川 氾濫発生情報

令和○年○○月○○日○○時○○分
愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】○○川では、○○付近（○市○町）で、氾濫が発生しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

（注）本書は、水防法第3条の6に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村）及び関係機関に対して通知するものです。

（参考）

○○川 ○○観測所（○○市○○町 ○岸○k○○付近）
情報提供元 （愛知県・○○市町村）

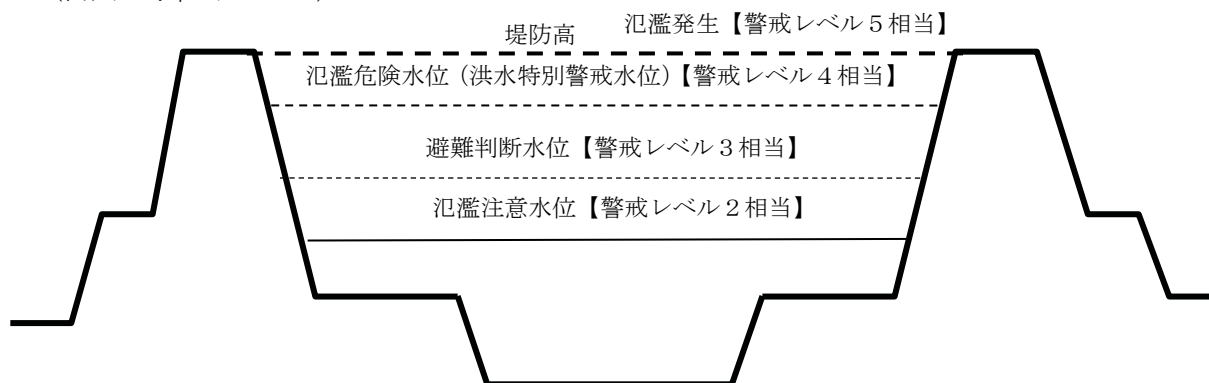
堤防高 ○. ○m

氾濫危険水位

（洪水特別警戒水位）○. ○m *洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
（避難指示の目安となる水位）

避難判断水位 ○. ○m *洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

（河川の水位イメージ）



（問い合わせ先） 愛知県○○建設事務所 維持管理課 電話○○○—○○○—○○○○

(様式 8)

愛知県＜津波＞水防警報 第 号

令和 年 月 日 時 分

愛知県水防本部長発表

気象庁は、 月 日 時 分に

愛知県外海	津波注意報
	津波警報
	大津波警報
伊勢・三河湾	津波注意報
	津波警報
	大津波警報

を

発 表
解 除

 しました。

1	<p>沿岸部及び河川河口部では、津波による急激な潮位・水位上昇のおそれがあります。本地区の水防団等は、気象庁・名古屋地方気象台の地震・津波情報に留意し、安全を確保できると判断される範囲で水防活動に従事してください。 (安全が確保できない場合は待機・避難すること) なお、今後とも気象庁の発表する地震・津波情報に十分に注意し、万全を期すとともに厳重に警戒してください。</p>
2	<p>したがって、同地域の「津波水防警報」を解除します。</p>

(様式 9)

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1-1

緊急連絡第 ___ 号

令和 ___ 年 ___ 月 ___ 日
___ 時 ___ 分 発表

関係機関 殿

河川管理者
愛知県知事

日光川流域の排水調整準備水位の通知

- 日光川流域排水調整基準地点

日光川内水位観測所
古瀬水位観測所

 の水位が
- 令和 ___ 年 ___ 月 ___ 日 ___ 時 ___ 分に
- 排水調整準備水位

T.P.1. 0.5 m
T.P.1. 5 m

 に達しました。
- 排水調整準備対象流域は、

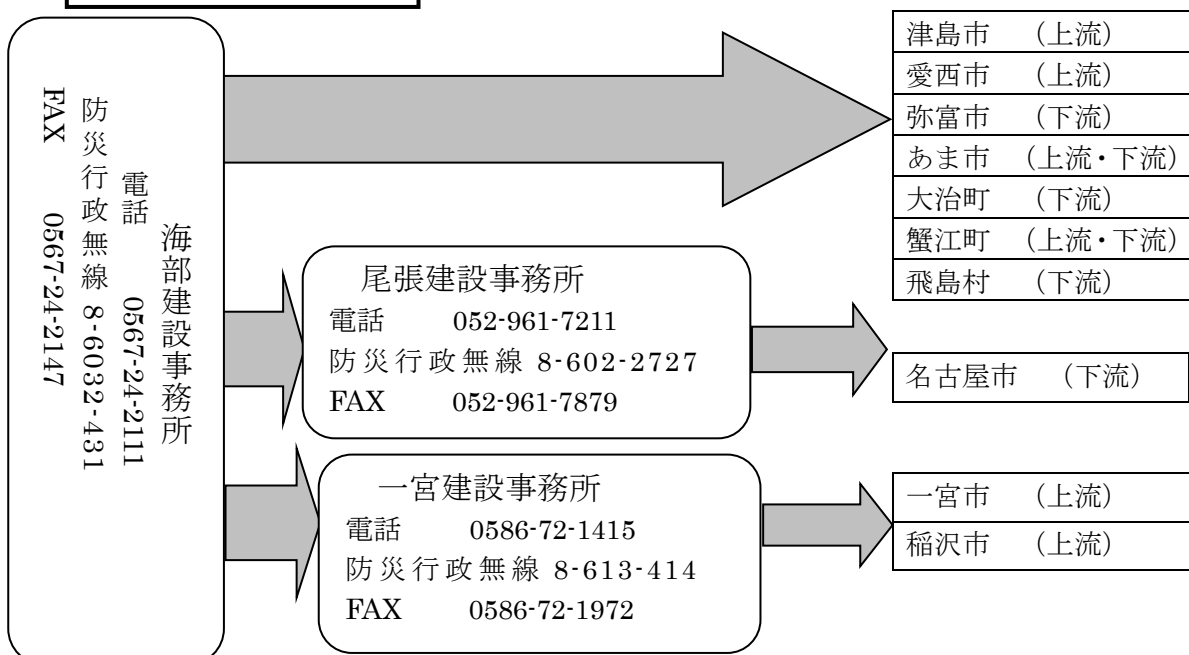
日光川下流域
日光川上流域

 です。

連絡先 海部建設事務所
 電話 0567-24-2111
 防災行政無線 8-6032-431
 ファックス 0567-24-2147

- 注 1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。

発報確認経路



(様式 10)

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 1

緊急連絡第____号

令和____年____月____日
____時____分 発表

関係機関 殿

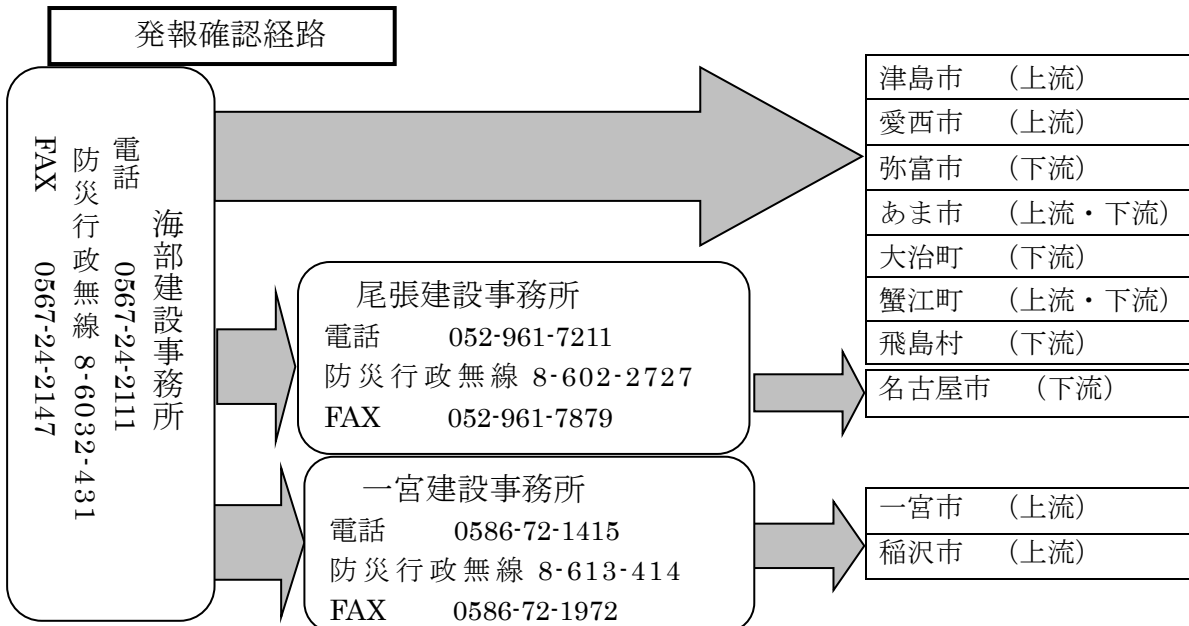
河川管理者
愛知県知事

日光川流域の排水停止水位の通知

- 1 日光川流域排水調整基準地点 { 日光川内水位観測所 } の水位が
古瀬水位観測所
- 2 令和____年____月____日____時____分に
- 3 排水停止水位 { T.P.1. 3.5m } に達しました。
T.P.1. 7m
- 4 排水停止対象流域は、{ 日光川下流域 } です。
日光川上流域
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注 1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。



(様式 11)

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 2

緊急指令第 ____ 号

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
____ 時 ____ 分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事

日光川流域の排水停止について

- 1 ____川 ____地先 ____において
- 2 令和 ____年 ____月 ____日 ____時 ____分頃
- 3

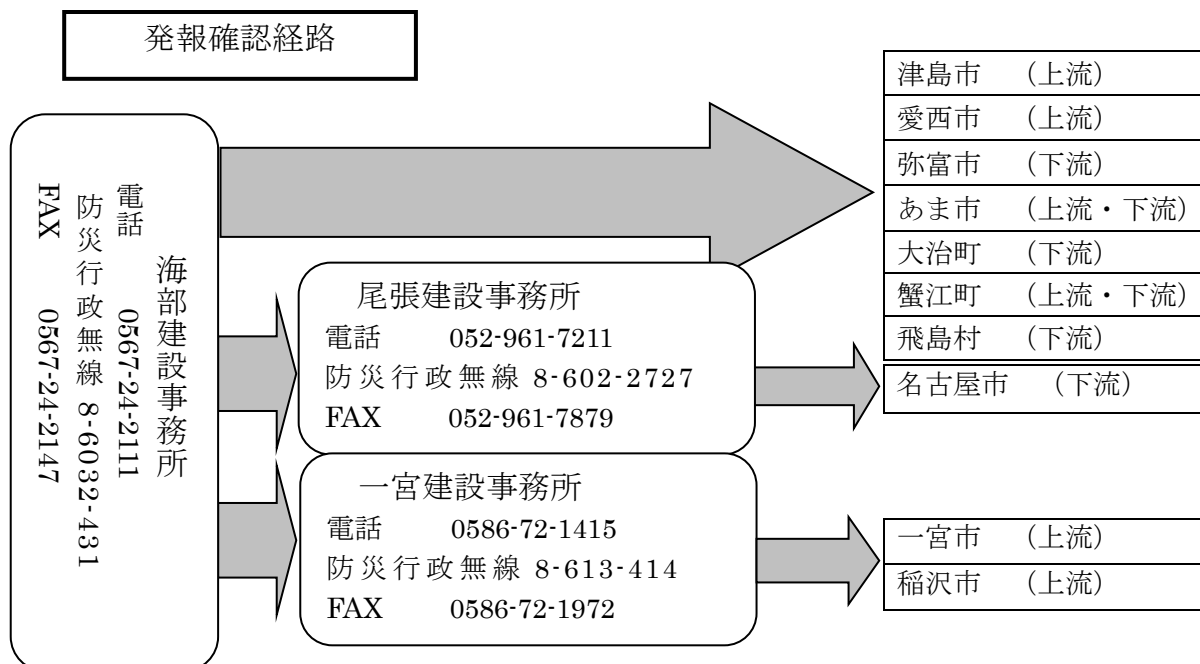
越水
破堤

 しましたので
- 4 日光川流域排水機の排水を停止することを命じます。
- 5 排水停止対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 6 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
 電話 0567-24-2111
 防災行政無線 8-6032-431
 ファックス 0567-24-2147

- 注 1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。
 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



(様式 12)

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3-1

緊急連絡第____号
 令和____年____月____日
 ____時____分 発表

関係機関殿

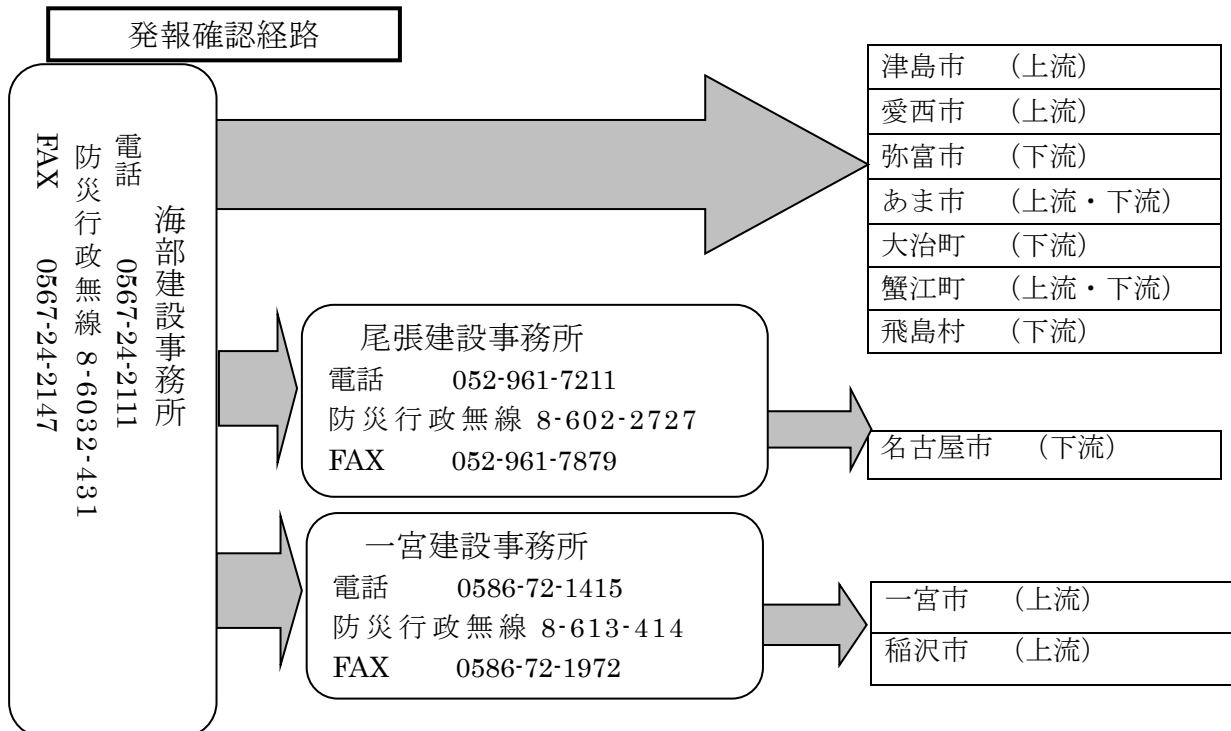
河川管理者
 愛知県知事

日光川流域の排水再開水位の通知

- 1 日光川流域排水調整基準地点 日光川内水位観測所
古瀬水位観測所 の水位が
- 2 令和____年____月____日____時____分に
- 3 排水再開水位 T.P.1. 2.5m
T.P.1. 6m を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。
- 4 排水停止対象流域は、日光川下流域
日光川上流域 です。
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
 電話 0567-24-2111
 防災行政無線 8-6032-431
 ファックス 0567-24-2147

- 注 1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
- 3 各建設事務所は発報確認をしてください。
- 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。



(様式 13)

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-2

緊急連絡第__号

令和__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

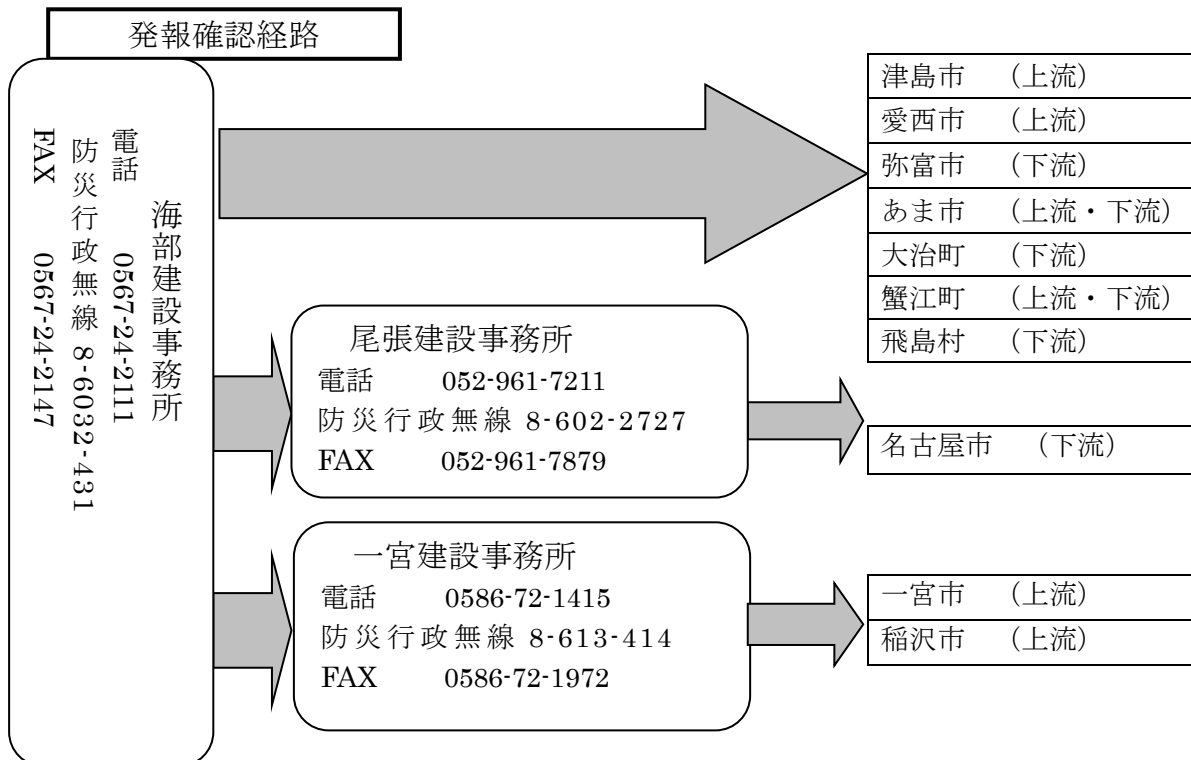
河川管理者
愛知県知事

日光川流域の排水調整準備水位に係る通知

- 1 日光川流域排水調整基準地点 (日光川内水位観測所
古瀬水位観測所) の水位が
- 2 令和__年__月__日__時__分に
- 3 排水調整準備水位 (T.P. 1. 0.5 m
T.P. 1. 5 m) を下回りましたので、排水調整準備は、解除になります。
- 4 排水調整準備対象流域は、(日光川下流域
日光川上流域) です。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注 1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。



(様式 14)

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3 - 3

緊急指令第 ____ 号

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
____ 時 ____ 分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事

日光川流域の排水停止の解除（排水再開）について

- 1 ____川 ____地先 ____において
- 2 令和 ____年 ____月 ____日 ____時 ____分頃
- 3

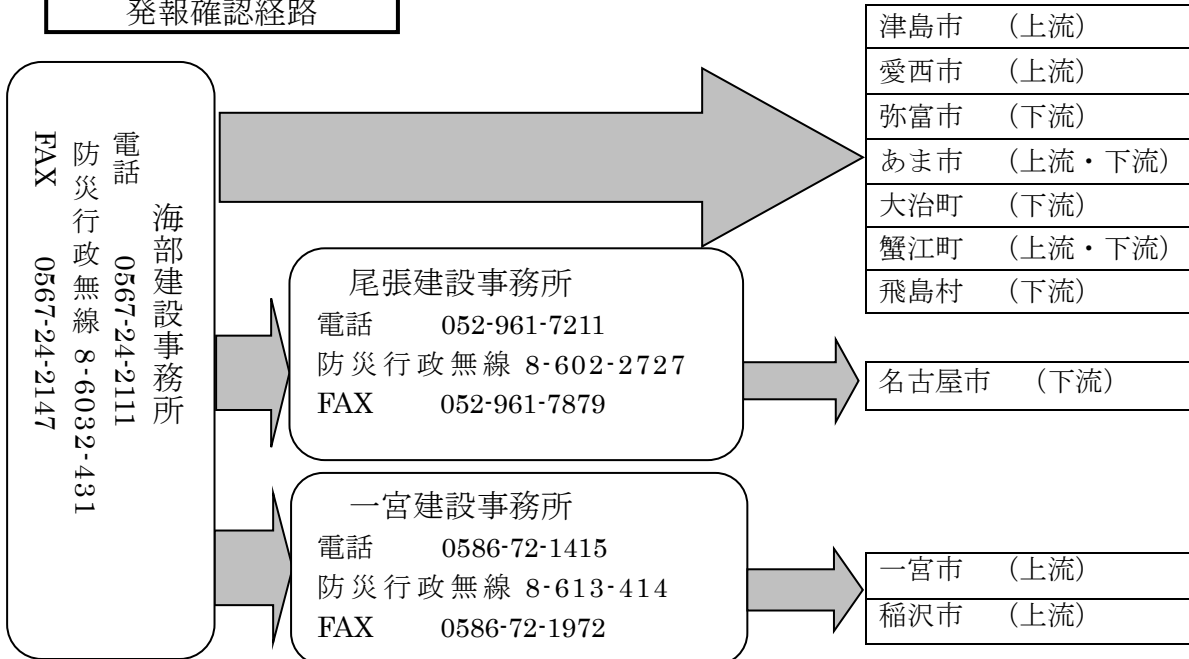
{	越水
	破堤

 に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので、排水機の排水停止措置を解除します。したがって、排水機の運転が再開できます。
- 4 排水調整停止解除対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
 電話 0567-24-2111
 防災行政無線 8-6032-431
 ファックス 0567-24-2147

- 注 1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 3 各建設事務所は発報確認をしてください。
 4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



(様式 15)

別紙 様式 4

令和____年____月____日

河川管理者 愛知県知事 殿

排水機管理者 稲沢市長 _____

日光川流域の排水調整状況について(第 報)

令和 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
日光川上流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
	合計		排水機場	排水機場	排水機場

報告担当者 稲沢市総務部危機管理課 (災害対策本部) 氏名 _____

連絡先 電話番号 0587-32-1111 _____

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。
- 2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
- 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

(様式 16)

災害概況即報を始めとする被害報告様式

災害の発生に際し、市町村は県に対して、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要について報告する。

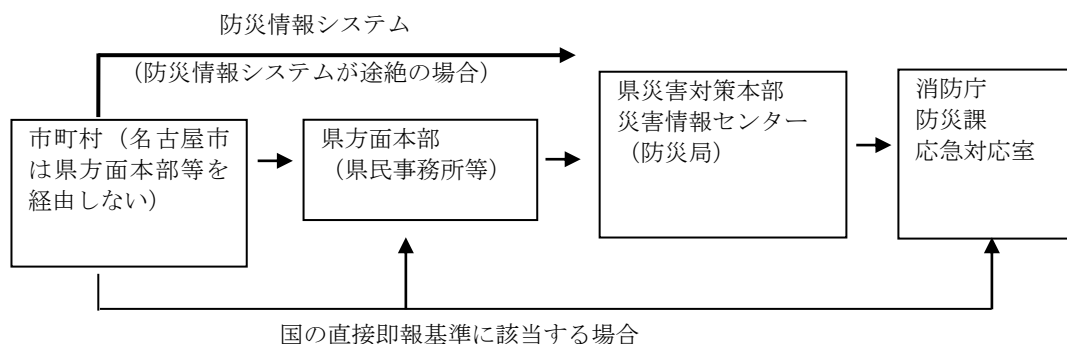
(1) 被害状況等の内容

収集及び伝達する情報の内容は、次のとおりとし、原則、防災情報システムによるものとするが、防災情報システムが使用できない場合及び国の直接即報基準に該当する場合は、別記様式 4～9 (様式 4 は国の即報基準に該当する場合のみ) によるものとする。

参照：災害対策法施行令第 21 条

- ア 災害の原因
- イ 災害の発生した日時
- ウ 災害の発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

(2) 収集及び伝達系統



(様式 17)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

		報告日時		年 月 日 時 分							
		都道府県									
		市町村 (消防本部名)									
		報告者名									
消防庁受信者氏名											
災害名		(第 報)									
災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		重傷		棟	床下浸水		棟
		不明		人		軽傷		棟	未分類		棟
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況		その他都道府県又は市町村が講じた応急対策								

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(様式 19)

年 月 日 時 分 現在

災害発生状況等（速報・確定報告）

原 因				発生日時		年 月 日 時 分						
発 信 場 所												
発 信 機 関				発 信 者								
受 信 機 関				受 信 者								
区 分		被 害		区 分		被 害						
人的被害	死 者	1	人	河川	橋りょう	32	か所	その他	水産被害	61	千円	
	うち災害関連死者	2	人		破 堤	33	か所		商工被害	62	千円	
	行方不明者	3	人		越 水	34	か所		その他	63	千円	
	負傷者	重傷	4		人	その他 (法面崩壊等)	35		か所	被害総額	64	千円
	負傷者	軽傷	5		人	港湾・漁港	36		か所	災害対策本部 設置状況	65	設置
住家被害	全 壊	6	棟	その他	砂 防	37	か所	避難指示等の 状況	66	廃止		
		7	世帯		清掃施設	38	か所		67	地区		
		8	人		崖くずれ	39	か所		68	人		
	半 壊	9	棟		地すべり	40	か所	消防職員出動 延人数	69	人		
		10	世帯		土石流	41	か所	消防団員出動 延人数	70	人		
		11	人		被害船舶	43	隻	119番通報件数		件		
	一部破損	12	棟		水 道	44	戸	避難所数		か所		
		13	世帯		電 話	45	回線	避難人数		人		
	床上浸水	14	人		電 気	46	戸	避難人数 (うち自主避難)		人		
		15	棟		ガ ス	47	戸	避難世帯数		世帯		
		16	世帯		ブロック塀等	48	か所	避難世帯数 (うち自主避難)		世帯		
	床下浸水	17	人		り災世帯数	49	世帯	被害程度及び応急対策状況（経過）				
		18	棟		り災者数	50	人					
19		世帯	火災発生	建 物	51	件						
20	人	火災発生	危 険 物	52	件							
非住家	公共建物	21	棟	火災発生	そ の 他	53	件	要 請 事 項				
	その他	22	棟	公立文教施設	54	千円						
その他	田	流失・埋没	23	ha	農林水産業施設	55	千円					
		冠 水	24	ha	公共土木施設	56	千円					
	畑	流失・埋没	25	ha	その他の公共施設	57	千円					
		冠 水	26	ha	小 計	58	千円					
	学 校	27	か所	その他	農産被害	59	千円					
	病 院	28	か所		林産被害	60	千円					
	道路	損 壊	29		か所	畜産被害	61				千円	
冠 水		30	か所									
	(うち通行不能)	31	か所									

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

(注) 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

(様式 20)

(市町村用)

人 的 被 害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1. 死亡（災害関連死を含む） 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏 名 等	（氏名 ） （生年月日 ） （性別 ）	
	住 所		
	収 容 先		
	その他参考事項（応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等）		

(様式 21)

避難状況・救護所開設状況 (第 報)

報告の時点		日時分現在		受信時刻		時分					
発信機関				受信機関							
発信者名				受信者名							
内 容											
避難先	地区名	避難指示等の種別	日時	対象世帯数	対象人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
		緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
		緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
		緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
		緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
		緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
		緊急安全確保 避難指示 高齢者等避難 自主避難	日 時 分					屋内 屋外			
救護所名		設置場所	患者数		実施機関				収容人数の最大値		
			受入	搬送					重傷	軽傷	

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

(様式 22)

(市町村・愛知県用)

公 共 施 設 被 害

(第 報)

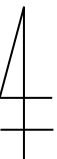
報告の時刻	日 時 分 現在	発信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア. 河川 イ. 海岸 ウ. 貯水池・ため池等 エ. 砂防 オ. 港湾・漁港 カ. 道路 キ. 水道施設 ク. その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管理者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参考事項		

被災状況調査表 (兼台帳)

(表)

被害発生原因		被災年月日		年 月 日		行政区	被災証明番号											
						住所氏名	稲沢市											
						被害家屋所在地	稲沢市											
※被災者調査表						応急救助の状況 (台帳)										五十音		
氏名	満年齢	続柄	性別	職業(学年)	死亡、負傷、行方不明の別 被災場所	備考	避難所	炊出し等	医療	助産	学用品	埋葬	遺体処理	救出		家族数		
1		主	男女													中学生		
2			男女													小学生		
3			男女															
4			男女															
5			男女															
被災家屋調査表				※調査員意見			備考 (本欄に記入した人は文末にサインすること。)		応急仮設住宅									
住家	全壊	m ²	1 自家	1 自地	避難収容所	要否	日間	名	住宅の応急処置									
	半壊、焼	m ²	2 借家	2 借地	炊出	要否	日間	名	生業資金									
	流失	m ²	3 間借		生業資金貸付	要否			寝具・被服	1	2	3	4	5	6	7		
	浸水	床上	cm	日数	日	応急仮設住宅	要否			日用品	1	2	3	4	5	6	7	
床下		m ²	住宅の応急処理			要否			義援金	1	2	3	4	5	6	7		
便所のみ			課税状況			非課税、均等割、所得割			義捐物資	1	2	3	4	5	6	7		
非住家	全壊	m ²	用途別	機械器具等被害	家計	滅失、流失、焼失	き損1以上			1	2	3	4	5	6	7		
	半壊、焼	m ²	工場	有 無	その他					1	2	3	4	5	6	7		
	流失	m ²	店舗	有 無	年 月 日 午前 午後		時調査	調査協力員	㊟	調査担当員 課 ㊟								
	浸水	m ²	倉庫	有 無	再 年 月 日 午前 午後		時調査	調査協力員	㊟	調査担当員 課 ㊟								
備考																		

(裏)

家屋所在地見取図	構 造	延床面積	自借敷地の別	自借家の別	被害の程度
		m ²	自 借	自 借	全 半 部
N ・借家の場合は、所在者の住所、氏名も記入 	備考				

(様式 24)

第 号

り災証明書

年 月 日

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項①	

り災原因	
------	--

被災住家*の所在地	
住家*の被災の程度	
追加記載事項②	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

愛知県稲沢市長 

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(様式 25)

仮被災証明書

住 所 稲沢市 町 番地

氏 名

上記のものは 年 月 日本市において発生した
により被災したことを証明する。

年 月 日

稲沢市長

印

(様式 26)

文 書 番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

稲沢市長 ○ ○ ○ ○

応援要請書

災害対策基本法第68条の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 応援を要請する理由
- 2 応援を希望する期間
- 3 応援を希望する業務内容
- 4 その他参考となるべき事項

添付書類

- ・被害状況
- ・応援要請内訳書（人数・期間・業務内容等）
- ・その他、応援の実施の判断に参考となる資料

(様式 27)

文 書 番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

稲沢市長 ○ ○ ○ ○

部隊等の派遣要請依頼書

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 区域
 - (2) 活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
- 4 その他参考となるべき事項
その他の細部については、 において調整する。

記の2に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現とすること。

(様式 28)

文 書 番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

稲沢市長 ○ ○ ○ ○

災害派遣部隊撤収要請依頼書

災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。

(様式 29)

発 生 情 報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
所 属	
報 告 者	
電 話 等	

1 災害の発生日時、場所、原因及び被害の概況

2 被害状況調 (月 日 時 分現在)

人的被害	人	住家被害	棟	世帯	人員
死 者		全壊、全焼又は流失			
行方不明		半壊、又は半焼			
傷 負	重 傷	一 部 損 壊			
	軽 傷	床 上 浸 水			
	小 計	床 下 浸 水			

3 すでにとった措置

4 今後とろうとする措置

5 その他必要事項

※ 「2 被害状況調」は、愛知県防災情報システムに入力済みである場合には、表に代えて「県防災情報システムに入力済み」と記載し、数値の記載を省略することができる。

(様式 30)

被害状況調（最終確定分）

市町村名 _____

人的被害	死 者		人	
	行方不明		人	
	負傷者	重 傷	人	
		軽 傷	人	
		小 計	人	
	計		人	
住家の被害	棟数	全壊・全焼・流失		棟
		半壊・半焼		棟
		一部破損		棟
		床上浸水		棟
		床下浸水		棟
	世帯数及び人数	全壊・全焼・流失	世帯	世帯
			人数	人
		半壊・半焼	世帯	世帯
			人数	人
		一部破損	世帯	世帯
			人数	人
		床上浸水	世帯	世帯
			人数	人
		床下浸水	世帯	世帯
			人数	人
災害発生年月日				

(注) 本調べは、災害ごとに最終確定分を記入すること。

(様式 31)

災害救助費概算額調
(災害名)

稲 沢 市

種目別区分			員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費				円	円	
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型仮設住宅	世帯			
		借上型仮設住宅	世帯			
		応急修理期間における 応急仮設住宅の使用	世帯			
		計	世帯			
(3)		炊出しその他による食品の給与費	延人			
(4)		飲料水の供給費				
(5)	被服寝具 その他生活 必需品給 (貸)与 費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び 助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)		被災者の救出費	人			
(8)	住宅の 応急修理 費	半壊以上	世帯			
		準半壊	世帯			
		計	世帯			
(9)		生業に必要な資金の貸与費	世帯			
(10)	学用品の 給与費	小学校児童	教科書	人		
			文房具等	人		
		中学校生徒	教科書	人		
			文房具等	人		
		高等学校生	教科書	人		
			文房具等	人		
		計	人			
(11)	埋葬費	大	人	体		
		小	人	体		
		計	人	体		
(12)		死体の捜索費	体			
(13)	死体の 処埋費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)		障害物の除去費	世帯			
(15)		輸送費				
(16)		賃金職員等雇上費				
2		実費弁償費	人			
3		扶助金	件			
4		損失補償	件			
5		法第19条の補償				
II 救助事務に要した経費						
1 都道府県事務費						
2 市町村事務費						
3 法第20条第1項の求償に係る事務費						
4 災害ボランティアセンターの設置・運営(委託費)						
(合計)						

(様式 32)

文 書 番 号
年 月 日

愛知県知事 ○○ ○○ 殿

稲沢市長 ○○ ○○

災害救助法の適用について（依頼）

○○○○年○月○○日に発生した<災害名>により、下記のとおり多大な被害が発生しましたので、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要請します。

記

1 被害の状況

（ 年 月 日 時 分現在）

人的被害	人	住家被害	世帯
死者		全壊、全焼又は流失（A）	
行方不明		半壊、又は半焼（B）	
負傷	重傷	一部損壊	
	軽傷	床上浸水（C）	
	小計	床下浸水	

滅失世帯数 世帯 ※ 滅失世帯数 = (A) + (B) / 2 + (C) / 3

2 災害救助法施行令第 1 条第 1 項の該当条項
第○号

3 すでにとった措置

4 今後とろうとする措置

担 当 ○○部○○○○課○○担当
無 線 (発信番号) 000-0000
電 話 0000-00-0000
FAX 0000-00-0000
e-mail aaaaaa@city.aaaaa.lg.jp

(様式 33)

避難所設置及び避難生活状況

避難所の名称	種別	開設期間 月 日～ 月 日	延人員 人	物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
計							

- (注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

(様式 34)

避難所収容台帳

稲沢市

避難所

責 任 者 印	月 日	収 容 員	物 品 使 用 状 況		備 考
			品 名	数 量	

37

- 注 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「備考」欄に記入しておくこと。
- 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3 他市町村の住民を収容した時は、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

(様式 35)

ひ な ん じ ょ り よ う し ゃ と う ろ く ひ よ う

避難所利用者登録票

表面

				避難所名		受付番号	
記入日		年 月 日 ()		記入者氏名			
住所		〒 -		自治会・町内会名			
電話番号		() -		自宅の被害状況		全壊 / 半壊 / 一部損壊 全焼 / 半焼 / 床上浸水 流出/その他()	
携帯電話		() -		滞在を希望する場所		<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> テント(避難所敷地内に設営) <input type="checkbox"/> 車両(避難所敷地内に駐車) <input type="checkbox"/> 避難所以外の場所 (自宅 / 他())	
FAX		() -					
メール		@					
その他連絡先(親戚など)		〒 - () -					
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)				けがや病気・障害・アレルギー、妊娠中、使用できる言語、国籍、在留資格など、特に配慮が必要なこと		運営に協力 できること (特技・免許)	
氏名		生年月日・年齢		性別		必ず確認! 安否確認への対応※	
世帯主	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)				公開 ・ 非公開	
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)				公開 ・ 非公開	
ご家族	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)				公開 ・ 非公開	
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)				公開 ・ 非公開	
	ふりがな	明/大/昭/平/西暦 年 月 日 (歳)				公開 ・ 非公開	
ペットの状況	<input type="checkbox"/> 飼っていない <input type="checkbox"/> 飼っている→右欄へ		種類(頭数)		<input type="checkbox"/> 同行希望(ペット台帳に記入) <input type="checkbox"/> 置き去り <input type="checkbox"/> 行方不明		
自家用車(避難所に駐車する場合)	車種		色		ナンバー		

・世帯(家族)ごとに記入して、総合受付に提出してください。

・ご記入いただいた情報は、食料や物資の配給や健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また市災害対策本部にも提供し、被災者支援のために市が作成する「被災者台帳」にも利用します。

※安否の問い合わせがあった場合に、住所(〇〇町〇〇丁目まで)と氏名、ふりがなを公開してもよいか個人ごとに必ず確認してください。

(様式 36)

応急仮設住宅入居申請書

今次 による災害のため住家を滅失したので、応急仮設住宅の入居を申請します。

年 月 日

住所

氏名

稲沢市長

殿

記

1. 入居希望住宅所在地（応急仮設住宅番号）

添付書類

1. 被災証明書

2. 建設予定地の有無（見取図添付）

(様式 39)

応急仮設住宅入居者選定調書

稲 沢 市

住所		氏名	
調査員 調査事項	資産状況 動産 不動産	職 業	
	被災の概要	家庭の概要	
民生委員の意見			
調査員総合意見			
要施行	有	無	調査員

許可の可否	入居される住宅	世帯人員	その他の特記事項

却下の理由

(様式 40)

決定通知書

住所

氏名

年 月 日付をもって申請のあった応急仮設住宅入居については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

稲沢市長

記

1. 申請については許可（却下）します。
2. 入居地

却下の理由

許可決定通知の受領者は直ちに誓約書を提出してください。
(本状及び印鑑持参の上稲沢市役所においでください。)

条件

1. 応急仮設住宅入居の期日は入居の日から2年以内であること。
従ってその間に他に住居を移すように努力すること。
2. この住宅は他の者に絶対貸さないこと。
3. この住宅を返還するときは入居のときと同じ状態にしておくこと。

(様式 41)

誓 約 書

1. 住宅を他人に貸与、または譲渡し、あるいは目的外に使用いたしません。
2. 許可なく住宅を改善したり増築いたしません。
3. 善意をもって建物および付属物件を管理し、滅失または、き損いたしません。
4. 近隣に迷惑をおよぼすような行為はいたしません。
5. 家族以外のものを同居いたしません。
6. 建物の修繕維持に要する費用、電気料、水道料、汚物塵あい等の処理に要する費用、排水その他敷地の整備に要する費用等はすべて私が負担いたします。
7. 入居後は、なるべく早く他に適当に住宅を確保し遅くとも 年 月 日までに退去するよう努めます。

上記のとおり誓約し応急仮設住宅に入居いたします。

年 月 日

市 長 殿

入居者

保証人

(様式 43)

炊き出し給与状況

炊き出し場の名称	実施期間 月 日～ 月 日	延人員 人	市町村名	備考
			実支出額 円	
計				

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

(様式 44)

炊出し用物品借用簿

稲 沢 市

品 名	数 量	期 間	所 有 者 (管 理 者) 氏 名	使用避難場所名	備 考

(様式 45)

物資受払状況

稲 沢 市

救助の種類別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

- 注 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
 3 各救助の種類別最終行に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
 なお、「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。
 5 救助の種類別の品目が多い場合、救助の種類別ごとに一葉作成すること。

(様式 46)

物資配給簿

稲 沢 市

品 名							稲 沢 市	
配 給 先	必要 数量	第 1 配給	第 2 配給	第 3 配給	第 4 配給	備	考	
		(月・日)	(月・日)	(月・日)	(月・日)			

(様式 47)

物資受入簿

稲沢市

避難所

品名	必要数量	受入簿				備考
		第1配給	第2配給	第3配給	第4配給	
		(月・日)	(月・日)	(月・日)	(月・日)	

(様式 48)

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

住家被害程度区分		世帯主 氏名	基礎と なった世 帯構成人 員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
					市町村名				
					〇〇	〇〇	...		
			人	月 日				円	
計	全壊	世帯	/	/					
	半壊	世帯							

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

(様式 49)

物資購入（配分）計画表

稲 沢 市

		全壊（全焼、流出） ・ 半壊（半焼） ・ 床上浸水 世帯分										計				備 考
世帯区分		1人世帯				2人世帯				～						
		(基準額) 円				(基準額) 円				～						
品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	～	数量	世帯数	所要数	金額		
										～						
計																

53

- 注 1 本表は、全壊（全焼、流出）、半壊（半焼）、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
- 2 各品目ごとの「備考」欄に県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。
- 3 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

(様式 50)

救護班活動状況

救護班

班長： 医師（氏名）

月日	市(区)町村名	品目	措置の概要	経費	備考
				円	
計				円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

(様式 51)

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
						点	点		
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

(様式 52)

医療品等要請書 [F A X送受信用]

A	(発信) 年 月 日 時 分 (発信 医療機関名) TEL () ,FAX ()	→	要請		(受信) 月 日 時 分 宛先 稲沢市長 殿
B	(発信) 月 日 時 分 (発信市町村名) TEL () ,FAX ()	→	要請		(受信) 月 日 時 分 宛先 愛知県健康福祉部長 殿
C	(発信) 月 日 時 分 (発信) 愛知県災害対策本部 連絡先 健康福祉部医薬安全課 TEL 052 (954) 6303,FAX 052 (953) 7149	→	指示		(受信) 月 日 時 分 宛先(医薬) 様 (衛材) 様

次のとおり、医薬品等の供給を **要請指示** します。

納入先	名 称			
	所 在 地			
	連 絡 先		担当者	
代 金 請 求 区 分		ア 要請市町村 イ 納入先へ直接 ウ その他 ()		
供 給 要 請 医 薬 品 等 名 称	セット番号 又は 医薬品等名称	数 量	備 考	

(様式 53)

医療品等要請書 [電話送受信用]

発信者 氏名	TEL () FAX ()	受信日時	年 月 日 午前・午後 時 分
		受信者	

医薬品等の供給要請内容

供給要請先名称		連絡先	
納入先	名称		
	所在地		
	連絡先		担当者
代金請求区分	ア 要請市町村 イ 納入先へ直接 ウ その他 ()		
供給要請 医薬品 等名称	セット番号 又は 医薬品等名称	数 量	備 考

処 理 状 況	月 日 時 分 ～要請・指示済み	担当者
------------	---------------------	-----

(様式 54)

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名	金額	備考
			分べん期間		
			月 日 ~ 月 日	円	
計					

(様式 55)

被災者救出状況記録簿

年月日 月 日	救出用機械器具等		市町村名	備考
	機械器具等名称	数 量	金 額 円	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

(様式 56)

住宅応急修理申請書

今次 による災害のため家屋に別添のとおり被害を受けた
ので住宅の応急修理を申請します。

年 月 日

住所 稲沢市

氏名

稲沢市長 殿

添付書類

1. 被災証明書
2. 応急修理見積書
3. 被害家屋の位置図

(様式 57)

住宅応急修理申請者名簿

稲 沢 市

No.	被災者 名簿 番号	氏 名	年 齢	職 業	現 住 所	家族数	世帯月収	修繕着工 完了月日	調 査 員	市 長 決 定	
										可 否	決 定 額

(様式 58)

住宅応急修理対象者選定調書

住 所		氏 名	
調 査 員	資産状況 動 産	職 業	
	不動産		
調査事項	被災の概要	家庭の概要	
民生委員の意見			
調査員総合意見			
要 施 行	有	無	調査員

許可の可否	工事期間	工事費	施 工 者	
			氏 名	住 所
可 否	年 月 日 年 月 日	円		

却下の理

(様式 59)

決定通知書

住所 稲沢市

氏名

年 月 日付をもって申請のあった家屋の応急修理申請については、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

稲沢市長

記

1. 申請については許可（却下）します。

却下の理由

2. 決定額

3. 工事者には、次の条件で工事を行わせてください。

月 日までに工事を完了のこと。

(様式 61)

学用品購入(配分)計画表

市町村名 _____

品名	小中学	小学生			中学生			高校生等			合計		備考
	区 分 単 価	児童数	数量	金額	生徒数	数量	金額	生徒数	数量	金額	数量	金額	
計													

(注) 1 本表は、学用品うち、文房具及び通学用品のみとし、教科書(教材を含む)については別途作成するものであること。
2 県調達分があるときは、その旨を各品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

(様式 62)

学用品の給与状況

学校名	学年	児童(生徒)氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳											市町村名	実支出額	備考
					教科書					その他学用品								
					国語	算数	理科	社会	その他	鉛筆	ノート	絵の具セット	習字セット	その他				
小学校		人																
中学校		人																
高校		人																

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

(様式 64)

死体の捜索状況記録簿

市町村名 _____

年月日	捜索人員	捜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上又は購入費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
計											

68

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上額を「金額」欄に記入すること。
3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記68すること。

(様式 65)

死体処理台帳

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存	市町村名	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		円			
							円	円	円	円		
計		人										

(様式 66)

障害物除去の状況

整理番号	住家被害程度区分	除去に要した期間	市町村名		除去に要すべき 状態の概要	備考
			実支出額			
		月 日～ 月 日	円			
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

(注)1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

(様式 67)

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等			故障車両等			修繕			市町村名	燃料費	実支 出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要					
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名								
月 日					円						円	円			
計															

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等に「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

(様式 68)

救助実施記録日計票

救助の種類

市 町 村 名	
責 任 者 氏 名	
地区責任者氏名	

NO. _____ 月 日 時 分現在

員数(世帯)	
品 目 (数量・金額)	
受入先	
払出先	
場 所	
方 法	
記 事	

(記入要領)

- 1 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 記録票欄外のナンバー欄には、記録票ごとに一連番号を附するものとし、報告内容を訂正する場合、例えば No.10 の次に No.5 の分を訂正する場合には、「No.11 (No.5 訂正)」のように記載のうえ、No.5 の記録票には朱で×印を付し、「(No.11 に訂正済)」とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3 記録票欄外の救助の種類別欄は、災害救助法第 4 条第 1 項の救助の種類を記入する。
- 4 機械・器具等を無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- 5 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- 6 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分があるときは、それぞれ別に記録票を作成する。

(様式 69)

救 助 日 報

報告機関				受信機関				
発信者				受信者				
報告時限		月 日 時 分現在		発信時刻		月 日 時 分		
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品	県より受入又は			
		閉鎖予定日	月 日		前日よりの繰越量			
	既存建物	箇所数	カ所		本日支給	減失世帯数	世帯	
		収容人員	人				点	
	野外仮設	箇所数	カ所		半壊、床上浸水世帯数		世帯	
		収容人員	人				点	
炊出し	炊出期間	開始日	月 日	翌日への繰越量			点	
		終了予定日	月 日	医療班	医療班出動数		班	
	箇所数		カ所		救助地区			
	炊出人員	朝食	人	医療班	診療者数	医療	人	
		昼食	人			助産	人	
		夕食	人		医療機関	助産	施設数	施設
		その他	人				診療人員	人
計	人	施設数	施設					
給水	供給地区数		地区	被災者救出	救助終了予定日			月 日
	供給実人員		人		救出地区			
	供給水量		L		救出人員			人
	給水期間	開始日	月 日		今後救出人員			人
		終了予定日	月 日		終了予定日			月 日
	給水方法				救出の方法			

学用品支給	県より受入又は 前日よりの繰越量		点	死亡原因別人員	直接	人	
	本 日 支 給	小学生	人		遺 体 処 理	遺体洗浄	体
			点				遺体縫合
		中学生	人				
翌日への繰越量		点	保 存	既存建物利用	カ所		
				仮設建物	カ所		
埋 葬	前日までの埋葬		体	遺体処理機関			
	本 日 埋 葬	大人	体	今後遺体処理を要する遺体		体	
		小人	体	遺体処理終了 予定日		月 日	
		計	体	障害物除去			
埋葬終了予定日		月 日		除去する戸数	戸		
遺 体 の 捜 索	搜索地区			本日除去戸数	戸		
	遺 体	搜索を要する遺体	体	今後予定戸数	戸		
		本日発見遺体	体	終了予定日	月 日		
		今後の要搜索遺体	体	公用車使用	台		
	搜索方法			借上車使用	台		
搜索終了予定日		月 日	送	救助の種類			
仮 設 住 宅	着工日		戸	賃金職員雇上数	人		
	竣工日		月 日	従事作業の内容			
住 宅 修 理	着工日		戸	備 考			
	竣工日		月 日				
			戸				
			月 日				

(様式 70 の 1)

<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 2px;">物資保管</td><td style="padding: 2px;">第</td><td style="padding: 2px;">号</td></tr></table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"><thead><tr><th style="width: 10%;">種 類</th><th style="width: 10%;">数 量</th><th style="width: 20%;">保 管 場 所</th><th style="width: 15%;">保 管 期 間</th><th style="width: 45%;">備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	物資保管	第	号	種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																<table border="1" style="float: right; border-collapse: collapse;"><tr><td style="padding: 2px;">物資保管</td><td style="padding: 2px;">第</td><td style="padding: 2px;">号</td></tr></table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">受 領 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="margin-top: 40px;">公用令書を受領しました。</p>	物資保管	第	号
物資保管	第	号																									
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																							
物資保管	第	号																									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

(様式 70 の 2)

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">物資収用</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設管理</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">土地 家屋 使用</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">物資</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">住 所 氏 名 (名称及び) 代表者氏名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり収用 管理 使用 します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">種類 名称</th> <th style="width: 8%;">数量</th> <th style="width: 12%;">所在場所</th> <th style="width: 8%;">範囲</th> <th style="width: 8%;">期間</th> <th style="width: 10%;">引渡期日</th> <th style="width: 10%;">引渡場所</th> <th style="width: 12%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	物資収用	第 号	施設管理	土地 家屋 使用	物資	種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備 考							・ ・								・ ・								・ ・		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">物資収用</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設管理</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">土地 家屋 使用</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">物資</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">受 領 書</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">住 所 氏 名 (名称及び) 代表者氏名</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">公用令書を受領しました。</p>	物資収用	第 号	施設管理	土地 家屋 使用	物資
物資収用	第 号																																										
施設管理																																											
土地 家屋 使用																																											
物資																																											
種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備 考																																				
						・ ・																																					
						・ ・																																					
						・ ・																																					
物資収用	第 号																																										
施設管理																																											
土地 家屋 使用																																											
物資																																											

(様式 70 の 3)

第 号	<table border="1"><tr><td>公用変 更令書</td><td>第 号</td></tr></table>	公用変 更令書	第 号		
公用変 更令書	第 号				
公 用 変 更 令 書	受 領 書				
住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)	年 月 日				
災害救助法第9条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日第 号）を、次のとおり変更しました。	愛知県知事 殿				
年 月 日	住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)				
愛知県知事 氏 名 印	公用変更令書を受領しました。				
<table border="1"><thead><tr><th style="width: 50%;">変更前の処分の内容</th><th style="width: 50%;">変更後の処分の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	変更前の処分の内容	変更後の処分の内容			
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容				
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。					

(様式 70 の 4)

第 号	公 用 取 消 令 書
	住 所 氏 名 (名 称 及 び) 代表者氏名
	災害救助法第 9 条第 1 項の規定による処分 (公用令書 年 月 日第 号) を取り消しました。 年 月 日
	愛知県知事 氏 名 印
	注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。
受 領 書	公 用 取 消 令 書 第 号
愛知県知事 殿	年 月 日
	住 所 氏 名 (名 称 及 び) 代表者氏名
	公用取消令書を受領しました。

(様式 70 の 5)

(表)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 従事命令第 号 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 職 業 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">(名 称 及 び) 代表者氏名</p> <p>災害救助法第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">従事する業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで 日間</td> </tr> <tr> <td>出頭する日時及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	従事する業務		従事する場所		従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	出頭する日時及び場所		備 考		<div style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 従事命令第 号 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">受 領 書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 職 業 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">(名 称 及 び) 代表者氏名</p> <p style="margin-top: 20px;">公用令書を午前 時 分午後 時 分受領しました。</p>
従事する業務											
従事する場所											
従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間										
出頭する日時及び場所											
備 考											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

(裏)

公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印の上、直ちに知事に提出してください。
- 2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。
- 3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出席できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。
- 5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

(様式 70 の 6)

取消従事令 命 令 第 号	取消従事令 命 令 第 号
公 用 取 消 令 書	受 領 書
住 所 職 業 氏 名	年 月 日
(名 称 及 び) 代 表 者 氏 名	住 所 氏 名
災害救助法第 7 条第 1 項の規定による処分（公用令書 年 月 日第号）を取り消しました。	(名 称 及 び) 代 表 者 氏 名
年 月 日	公用取消令書を受領しました。
愛知県知事 氏 名 印	
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

(様式 72)

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	算定基準による算定額	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計			
	人	人			円	円	円	円			
・医師 ・歯科医師 ・薬剤師											
・保健師 ・助産師 ・看護師 ・准看護師											
・診療放射線技師 ・臨床検査技師 ・臨床工学技士 ・救急救命士又は 歯科衛生士											
・土木技術者 ・建築技術者											
・大工 ・左官又はとび職											
計											

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(様式 73)

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所(市町村)	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人			円	
鉄道事業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(様式 75)

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

(様式 76)

法第19条の補償費の状況

区 分	支 出 額			備 考
	実 員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

(様式 77)

ボランティア等受入記録簿

稲 沢 市

月 日	団 体 名	代 表 者 名	人 員	依 頼 し た 業 務	期 間

(様式 78)

年 月 日	
緊急通行車両等届出書	
愛知県公安委員会 殿	
届出者住所 (電話)	
氏 名	
印	
番号標に表示 されている番号	
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名)	
使用者	住 所 (電 話)
	氏 名
通 行 日 時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

注 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とする。

(様式 79)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所 (電 話)	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時	年 月 日 午前・午後 時から 年 月 日 午前・午後 時まで		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

注 用紙の大きさは日本産業規格 A5 とする。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字が赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字が黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(様式 80)

避難・地震防災応急対策の実施状況報告

速報用

送信名		受信名		送受信時間			
機関名	氏名	機関名	氏名	月	日	時	分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)		
① 東海地震予知情報の伝達	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
② 地域住民の避難状況	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
③ 消防・浸水対策活動	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
④ 応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑤ 施設・設備の整備及び点検	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑥ 犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑧ 緊急輸送の確保	1 必要なし	2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)	
⑨ 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置	2 準備中	3 未設置
⑩ 対策要員の確保	1 完了	2 半数以上	3 半数未満
備考			

(様式 81)

避難・地震防災応急対策の実施状況報告

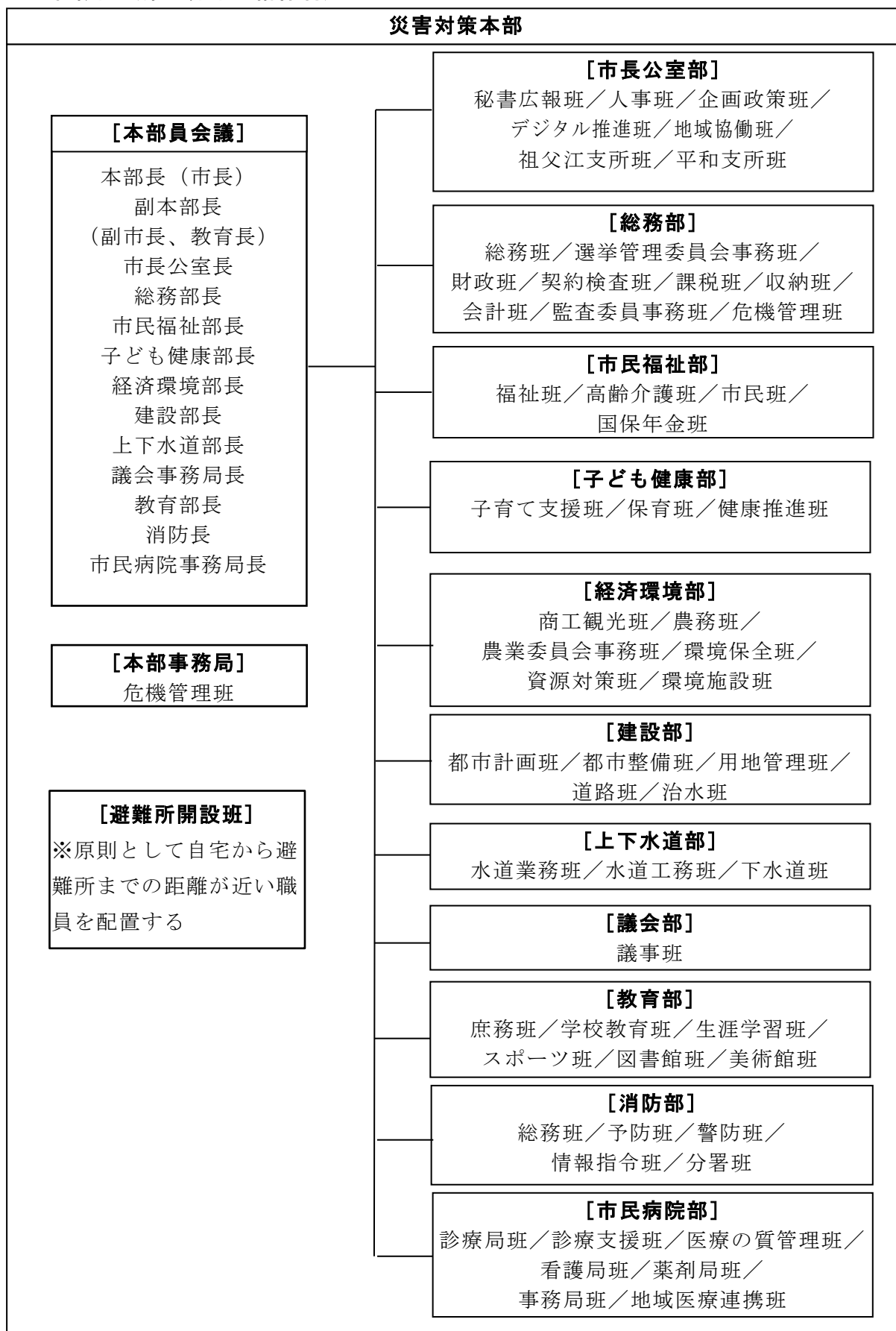
送 信 名		受 信 名		送 受 信 時 間			
機 関 名	氏 名	機 関 名	氏 名				

避 難 状 況	① 避 難 の 経 過	危険事態、異常事態の発生状況			
		措置事項			
	② 避 難 の 完 了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等	
地 震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・指示			
	④	消防、水防その他応急措置			
	⑤	応急の救護を要すると認められる者の救護、保護			
	⑥	施設・設備の整備及び点検			
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持			
	⑧	緊急輸送の確保			
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備			
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るための措置			
		備 考			

資 料 編

第1 災害対策本部

1 組織図（第3非常配備体制）



2 所掌事務

所掌事務

部長：市長公室長

部長代理：秘書広報課長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
市 長 公 室 部	秘 書 広 報 班 (秘書広報課長)	1 災害広報に関すること。 2 被害状況等の撮影及び記録に関すること。 3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	人 事 班 (人事課長)	1 職員の動員、配置及び調整に関すること。 2 職員の参集及び被災状況の把握に関すること。 3 職員の食糧、寝具等の厚生に関すること。 4 職員の公務災害補償に関すること。 5 他の行政機関への応援要請並びに派遣職員の受入れに関すること。
	企 画 政 策 班 (企画政策課長)	1 ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 2 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること。 3 災害広報に関すること。
	デ ジ タ ル 推 進 班 (デジタル推進課長)	1 ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 2 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること。 3 電子計算組織の管理に関すること。
	地 域 協 働 班 (地域協働課長)	1 ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 2 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること。 3 各市民センターとの連絡調整に関すること。
	祖 父 江 支 所 班 (祖父江支所長)	1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 被害情報の収集に関すること。 3 職員の参集及び、被災状況の把握に関すること。 4 庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 5 自主防災組織等の連絡調整に関すること。
	平 和 支 所 班 (平和支所長)	1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 被害情報の収集に関すること。 3 職員の参集及び、被災状況の把握に関すること。 4 庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 5 自主防災組織等の連絡調整に関すること。

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
総 務 部	総 務 班 選挙管理委員会事務班 (総務課長)	1 被害情報の収集、整理及び伝達に関する事 2 災害関係文書の受理、配布及び発送に関する事 3 部内の連絡調整に関する事
	財 政 班 (財政課長)	1 被害情報の収集、整理及び伝達に関する事 2 公有財産被害のとりまとめに関する事 3 災害対策費の予算措置に関する事 4 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事 5 庁舎の被害状況調査及び応急復旧に関する事
	契 約 検 査 班 (契約検査課長)	1 被害情報の収集、整理及び伝達に関する事 2 応急復旧に必要な資機材等の調達及び管理に関する事 3 災害対策工事等の完工、完納の検査に関する事
	課 税 班 (課税課長)	1 被害情報の収集・整理及び伝達に関する事 2 被災台帳の作成に関する事 3 被災証明書の発行に関する事 4 市民税、固定資産税等の減免に関する事
	収 納 班 (収納課長)	1 被害情報の収集、整理及び伝達に関する事 2 市税減収見込みのとりまとめに関する事
	会 計 班 (会計課長)	1 被害情報の収集、整理及び伝達に関する事 2 災害対策資金の出納に関する事 3 義援金品の出納に関する事 4 災害応急復旧資金の出納に関する事
	監 査 委 員 事 務 班 (監査委員事務局長)	1 被害情報の収集、整理及び伝達に関する事 2 自衛隊の派遣要請に関する事 3 派遣された自衛隊との連絡調整に関する事
	危 機 管 理 班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 被害状況のとりまとめに関する事 3 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 4 各部との連絡調整に関する事 5 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 6 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 7 本部事務局に関する事

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
市 民 福 祉 部	福 祉 班 (福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本赤十字社愛知県支部及びその他福祉関係団体との連絡調整に関する事。 2 避難行動要支援者の救護に関する事。 3 被災者に対する更生資金の貸付け及び支給に関する事。 4 義援金品の配布に関する事。 5 被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関する事。 6 炊出しに関する事。 7 福祉避難所の開設、運営及び管理に関する事。 8 部内の連絡調整に関する事。
	高 齢 介 護 班 (高齢介護課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 3 避難所との連絡調整に関する事。 4 避難者の安否確認等に関する事。 5 避難行動要支援者の救護に関する事。 6 介護サービス提供事業者との連絡調整に関する事。 7 福祉避難所の開設、運営及び管理に関する事。
	市 民 班 (市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所との連絡調整に関する事。 2 避難者の安否確認等に関する事。 3 避難行動要支援者の救護に関する事。 4 義援金品の配布に関する事。
	国 保 年 金 班 (国保年金課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所との連絡調整に関する事。 2 避難者の安否確認等に関する事。 3 避難行動要支援者の救護に関する事。 4 各種保険給付の支払いに関する事。 5 各被保険者証明及び受給者証の交付に関する事。 6 国民健康保険税の減免に関する事。

部長：子ども健康部長 部長代理：子育て支援課長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
子 ど も 健 康 部	子 育 て 支 援 班 (子育て支援課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する こと。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する こと。 3 部内の連絡調整に関すること。
	保 育 班 (保育課長)	1 保育園児の安全確保及び避難誘導に関する こと。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する こと。 3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関する こと。 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する こと。 5 福祉避難所の開設、運営及び管理に関する こと。
	健 康 推 進 班 (健康推進課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する こと。 2 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する こと。 3 医療資機材、薬品等の調達に関する こと。 4 保健所との連絡調整に関する こと。 5 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する こと。 6 感染症予防及び防疫に関する こと。 7 保健衛生の指導に関する こと。 8 健康診断及び健康相談に関する こと。 9 医療及び助産に関する こと。

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
経 済 環 境 部	商 工 観 光 班 (商工観光課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業者の被害状況調査に関する事。 2 商業及び観光施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 3 食糧及び物資の調達、仕分け、配送及び配給に関する事。 4 生活用水の確保に関する事。 5 中小企業に対する復興資金の斡旋並びに助成に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。
	農 務 班 農 業 委 員 会 事 務 班 (農務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物及び農業施設の被害状況調査に関する事。 2 食糧及び物資の調達、仕分け、配送及び配給に関する事。 3 生活用水の確保に関する事。 4 被災農家への融資に関する事。 5 土地改良施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 6 湛水防除に関する事。
	環 境 保 全 班 (環境保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物処理対策組織の立上げ、運営、進行管理に関する事。 2 防疫用薬剤・資器材の調達、保管及び防疫活動に関する事。 3 ごみの処理に関する事。 4 遺体の捜索及び処理に関する事。
	資 源 対 策 班 (資源対策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物処理対策組織の立上げ、運営、進行管理に関する事。 2 仮置場の確保、開設、運営に関する事。 3 防疫用薬剤・資器材の調達、保管及び防疫活動に関する事。 4 ごみの処理に関する事。 5 遺体の捜索及び処理に関する事。 6 汲取料金の減免に関する事。

	<p style="text-align: center;">環 境 施 設 班 (環境施設課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 災害廃棄物処理対策組織の立上げ、運営、進行管理に関すること。 4 仮置場の確保、開設、運営に関すること。 5 防疫用薬剤・資器材の調達、保管及び防疫活動に関すること。 6 ごみの処理に関すること。 7 遺体の火葬に関すること。 8 斎場使用料の減免に関すること。
--	--	--

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
建設部	都市計画班 (都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路等土木施設、交通安全施設及び河川、区画整理地区内、水路等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 公園、緑地等所管施設の保全及び運用管理に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 帰宅困難者の支援に関すること。 5 震災復興都市計画に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。
	都市整備班 (都市整備課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路等土木施設、交通安全施設及び河川、区画整理地区内、水路等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 公園、緑地等所管施設の保全及び運用管理に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 帰宅困難者の支援に関すること。
	用地管理班 (用地管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路等土木施設、交通安全施設及び河川、区画整理地区内、水路等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 公園、緑地等所管施設の保全及び運用管理に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 帰宅困難者の支援に関すること。
	道 路 班 (道路課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路等土木施設、交通安全施設及び河川、区画整理地区内、水路等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 公園、緑地等所管施設の保全及び運用管理に関すること。 3 稲沢建設協同組合への協力要請に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 帰宅困難者の支援に関すること。 7 水防活動に関すること。

治 水 班 (治水課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路等土木施設、交通安全施設及び河川、区画整理地区内、水路等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 公園、緑地等所管施設の保全及び運用管理に関する事 3 障害物の除去に関する事 4 交通規制に関する事 5 帰宅困難者の支援に関する事 6 水防活動に関する事
建 築 班 (建築課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市有建物、市営住宅等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 建築関係業者との連絡及び協力要請に関する事 3 建築物の応急危険度判定に関する事 4 応急仮設住宅の建設に関する事 5 被災者の住宅相談に関する事 6 災害にかかった住宅の応急修理に関する事

部長：上下水道部長 部長代理：水道業務課長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
上 下 水 道 部	水 道 業 務 班 (水道業務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保及び供給に関する事 2 水道関係機関、団体等との連絡及び調整に関する事 3 広域給水応援の受入れに関する事 4 部内の連絡調整に関する事
	水 道 工 務 班 (水道工務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保及び供給に関する事 2 水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 応急給水活動に関する事
	下 水 道 班 (下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設(汚水・雨水)の被害状況調査及び応急復旧に関する事

部長：議会事務局長 部長代理：議事課長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
議 会 部	議 事 班 (議事課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会議員の被災状況の把握に関する事 2 市議会議員への広報に関する事 3 市議会関係の情報収集及び伝達に関する事 4 災害関係議会及び各種会議の運営に関する事

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
教 育 部	庶 務 班 (庶務課長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関する こと。 3 避難者の誘導及び収容に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	学 校 教 育 班 (学校教育課長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関する こと。 3 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関するこ と。 4 避難者の誘導及び収容に関すること。 5 被災児童及び生徒の救護に関すること。 6 休校等の応急措置に関すること。 7 被災児童及び生徒への学用品の支給に関すること。 8 応急教育等に関すること。
	生 涯 学 習 班 (生涯学習課長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する こと。 3 所管施設及び文化財の被害状況調査及び応急復旧に 関すること。 4 避難者の誘導及び収容に関すること。
	ス ポ ー ツ 班 (スポーツ課長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する こと。 3 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関するこ と。 4 避難者の誘導及び収容に関すること。 5 緊急時のヘリポート開設の協力に関すること。
	図 書 館 班 (図書館長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する こと。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関するこ と。 3 避難所の運営及び管理に関すること。
	美 術 館 班 (美術館長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する こと。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関するこ と。 3 避難所の運営及び管理に関すること。

部長：消防長 部長代理：消防署長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
消 防 部	総 務 班 (総務課長)	1 消防活動状況のとりまとめに関する事 2 消防団との連絡調整に関する事 3 部内の連絡調整に関する事
	予 防 班 (予防課長)	1 火災予防等その他情報の広報に関する事 2 被害状況等の収集に関する事 3 危険物施設及び事業所の保安指導に関する事
	情 報 指 令 班 (情報指令課長)	1 119番通報の受信及び出動に関する事 2 被害状況等の収集に関する事 3 消防無線の運用管理に関する事
	警 防 班 (警防第1・2課長) 分 署 班 (分署長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 人命救助、救急及び避難に関する事 3 避難勧告、避難指示等の広報に関する事 4 被害状況等の収集に関する事

部長：市民病院事務局長 部長代理：管理課長

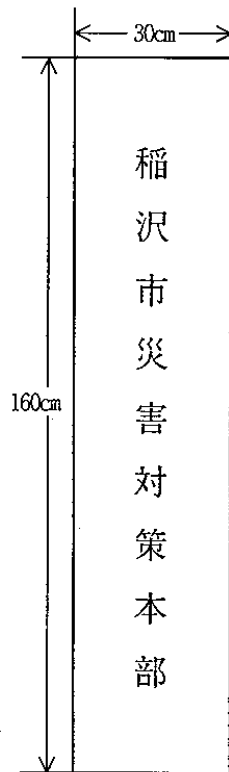
部	班 (班 長)	所 掌 事 務
市 民 病 院 部	診 療 局 班 診 療 支 援 局 班 医 療 の 質 管 理 班 (診療局長)	1 患者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 医療救護に関する事 3 看護及び助産に関する事 4 給食材料の調達、保管及び給食に関する事
	看 護 局 班 (看護局長)	1 患者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 医療救護に関する事 3 看護に関する事
	薬 剤 局 班 (薬剤局長)	1 患者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 医療品・その他衛生材料の確保及び配分に関する事
	事 務 局 班 地 域 医 療 連 携 班 (管理課長)	1 患者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 施設及び医療施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 患者の受入れに関する事 4 医療関係機関との連絡調整に関する事 5 職員の食糧、寝具等の厚生に関する事 6 予算及び経理に関する事

(備考) 1 各部内で次長の職にある職員のうち課長職を兼ねることのない職員は、所属する部の部長代理とする。

2 副班長は、各班内の課長、主幹の職にある職員のうち班長から指名された職員とする。

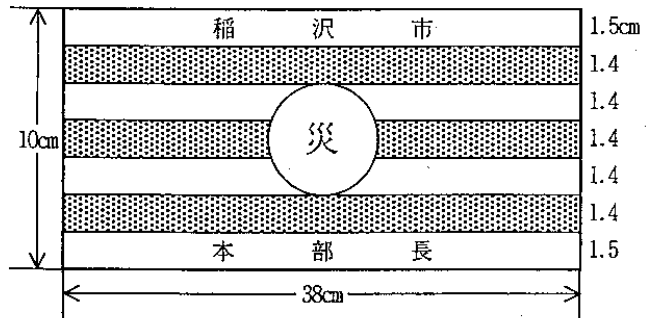
3 標識等

(1) 掲示板

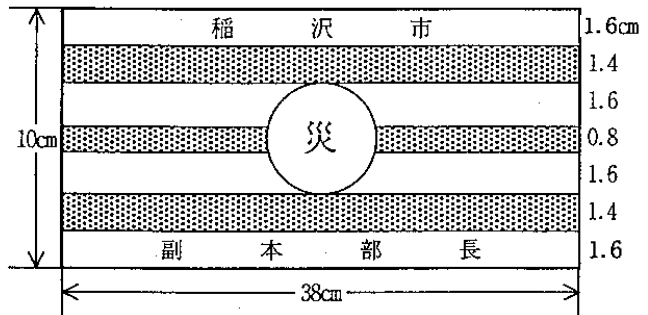


(2) 腕章

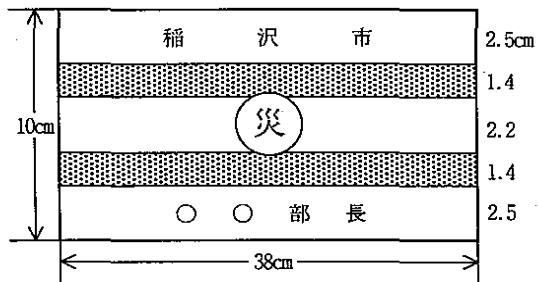
ア 本部長用



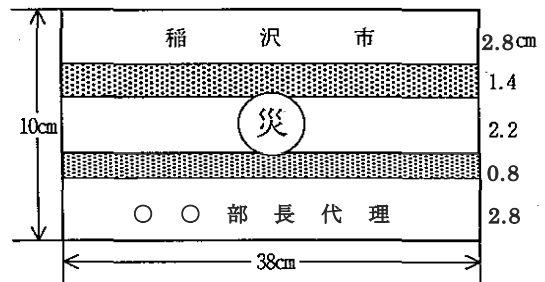
イ 副本部長用

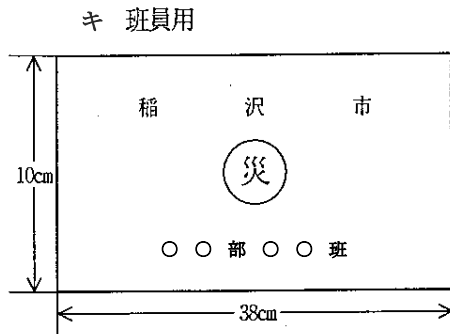
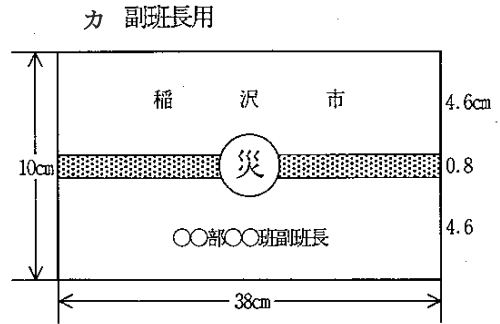
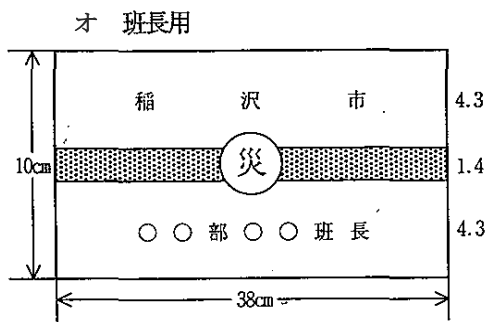


ウ 部長用



エ 部長代理用



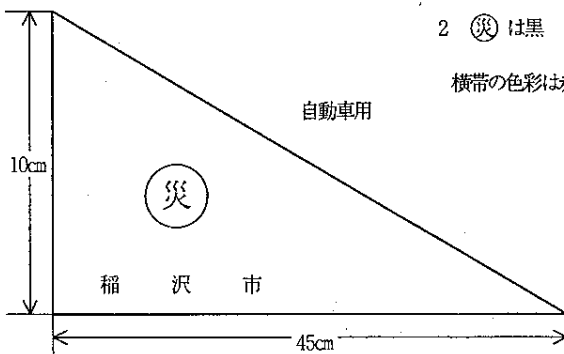


(3) 標旗

(注) 1 文字は白地に黒字で楷書とする。

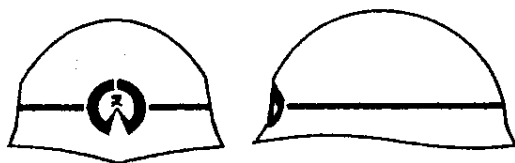
2 災は黒

横帯の色彩は赤色とする。



(4) ヘルメット

- 1 労働安全衛生法第42条の規定に基づく保護帽の規格による飛来落下防止用とする。
- 2 帽体は合成樹脂とする。
- 3 ヘルメットには、スコッチテープ (白1本10mm 蛍光) を貼り、市章、文字を黒色で焼き付けする。



4 非常配備の基準

種別	配備時期	配備内容	摘要
第1非常配備	1 次の各注意報のいずれかが愛知県尾張西部若しくは稲沢市に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 木曾川中流氾濫注意情報 (4) 庄内川氾濫注意情報 (5) 新川氾濫注意情報 (6) 日光川氾濫注意情報 2 愛知県西部で震度4を観測した地震が発生したとき。 3 その他必要により、市長が当該非常配備を指令したとき。	情報の連絡及び収集のため危機管理課職員及び当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員を配備する。状況により、更に高度な配備体制に円滑に移行できる体制とする。	
第2非常配備	準備体制 1 次の各警報のいずれかが愛知県尾張西部若しくは稲沢市に発表されたとき。 (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 大雨警報(浸水害) (4) 暴風警報 (5) 洪水警報 (6) 木曾川中流氾濫警戒情報 (7) 庄内川氾濫警戒情報 (8) 新川氾濫警戒情報 (9) 日光川氾濫警戒情報 2 愛知県西部で震度5弱又は5強を観測した地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 4 その他必要により、本部長が当該配備を指令したとき。	災害応急対策に対処できる人員を配備する。事態の推移にともない、特に当該災害に関連する部課の所要の組織による災害応急対策が開始できる体制とする。	災害対策本部を設置する。
	警戒体制 1 市域に災害が発生し、被害が特に甚大と予想されるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 2 愛知県西部で震度6弱以上を観測した地震が発生したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 4 その他必要により本部長が、当該配備を指令したとき。	災害応急対策に万全を期するため全職員を配備する。	災害対策本部を設置する。

5 被害判定基準

被害状況の判定基準（県判定基準）は以下のとおり。（愛知県防災安全局災害対策課）

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 （重傷）1か月以上の治療を要する見込みの者。 （軽傷）1か月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	（住家）	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない
	（棟）	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	（世帯）	生計を一にしている実際の生活単位をいう（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）。
	全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家の被害	（非住家）
公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

被害区分		判定基準	
その他	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		（通行不能）	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。	
	港漁 湾港	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。		
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。		
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。		
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。		
り災者	り災世帯の構成員とする。		

被害区分		判定基準
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項欄の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

第2 災害危険区域関係

1 高層建築物

名 称	所在地	階数
三菱電機株式会社稲沢製作所 第7・第9試験塔	稲沢市菱町1	6
藤和シティコープ国府宮Ⅱ	稲沢市国府宮一丁目7-34	8
三菱電機株式会社稲沢製作所 第2試験塔	稲沢市菱町1	8
豊田合成株式会社北島技術センター 第1実験棟	稲沢市北島町西之町30	8
株式会社丸杉 事務棟	稲沢市梅須賀町姫苧281-1	8
ホテル HUGHUG	稲沢市赤池寺東町24	8
シャトレ愛松国府宮Ⅱ	稲沢市国府宮一丁目7-11	9
シャトレ愛松稲沢Ⅱ	稲沢市赤池西出町67-1	9
グランレイム稲沢ツインステージ	稲沢市大塚南二丁目72-1	9
ミツイロイヤル大里駅前	稲沢市日下部西町二丁目117	9
栗木商事第1ビル	稲沢市小沢三丁目12-27	10
グレイス国府宮Ⅱ	稲沢市松下一丁目4-16	10
シャトレ愛松稲沢Ⅲ	稲沢市井之口大坪町74	10
市営住宅西島団地(1)	稲沢市西島新町160	10
シャトレ愛松国府宮Ⅲ	稲沢市国府宮二丁目14-17	10
グローリアス稲沢天池	稲沢市天池遠松町102-1	10
ホテルロンドン	稲沢市赤池東山町31	10
ホテルウォーターゲート一宮	稲沢市赤池寺東町112	10
三菱電機株式会社稲沢製作所 第8試験塔	稲沢市菱町1	10
ファミリー稲沢	稲沢市駅前一丁目8-20	11
ファミリー稲沢式番館	稲沢市駅前三丁目28-15	11
中日本高速道路株式会社 稲沢社宅A棟	稲沢市治郎丸大角町26	11
中日本高速道路株式会社 稲沢社宅B棟	稲沢市治郎丸大角町26	11
アーバンラフレ稲沢1号棟	稲沢市長東町カキ田1-4	11
アーバンラフレ稲沢2号棟	稲沢市長東町カキ田1-4	11
シーズンコート稲沢	稲沢市治郎丸大角町26-1	11
三旺マンション国府宮	稲沢市国府宮一丁目3-20	11
シャトレ愛松国府宮	稲沢市稲島十一丁目30	11
グランレイム小沢	稲沢市小沢三丁目12-23	11
藤和シティコープ稲沢駅前Ⅱ	稲沢市駅前三丁目3-15	11
コスモハイム国府宮	稲沢市国府宮二丁目3-11	11
サンマンションアトレ国府宮	稲沢市稲島町洲原東4639-1	12
ロフティ稲沢駅前	稲沢市駅前三丁目15-1	12
アーバンラフレ稲沢3号棟	稲沢市長東町カキ田1-4	12
稲沢フラット	稲沢市駅前三丁目9-8	12
ライオンズ国府宮レジデンス	稲沢市小沢三丁目19-21	12
グランレイム長東	稲沢市長東町北浦56	12
グランドパレス	稲沢市井之口大坪町80-1	12
ロフティ稲沢サウステラス	稲沢市奥田天目寺町20	12
稲沢市総合文化センター・国府宮市街地住宅	稲沢市国府宮三丁目1-1	13
ミツイロイヤル大里駅前Ⅱ	稲沢市日下部西町二丁目70-1	13
グランレイム稲沢東	稲沢市日下部北町三丁目17	13

プラセシオン稲沢駅前	稲沢市駅前二丁目 2 8 - 1 0	13
ミッドレジデンス稲沢	稲沢市下津北山一丁目 2	14
プレミアムフォート稲沢	稲沢市下津北山一丁目 3	14
ザ・スクエア 2 棟	稲沢市長野一丁目 4	14
稲沢駅前住宅	稲沢市駅前四丁目 1 1 - 3 5	14
国府宮パークスクエア I 番館	稲沢市朝府町 8 - 1	14
国府宮パークスクエア II 番館	稲沢市朝府町 1 7 - 1	14
エムズシティ稲沢	稲沢市下津北山一丁目 1	15
アトレ国府宮グレイシア	稲沢市稲島町洲原 2 7 7 0 - 1	15
ミツイロイヤル国府宮駅前イースト	稲沢市国府宮二丁目 4 - 9	15
ミツイロイヤル国府宮 II 長束 1 番館	稲沢市長束町観音寺田 1 7	15
ミツイロイヤル国府宮 II 長束 2 番館	稲沢市長束町観音寺田 5 8	15
藤和シティコープ稲沢 III	稲沢市井之口北畑町 2 1 - 1	15
三菱電機株式会社稲沢製作所 第 1 試験塔	稲沢市菱町 1	15

2 防火地域・準防火地域

	防火地域面積 (ha)	準防火地域面積 (ha)
稲沢市	24	123

(注) 防火地域・準防火地域とは、市街地における火災の危険を防除するため、定められた地域をいう。(都市計画法(昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号)第 8 条、第 9 条。)

有効数字は 10ha 以上の場合 1 位まで、10ha 未満の場合小数第 1 位まで表示することとしている。

第3 気象・地震観測、気象予警報、避難情報発令基準関係

1 気象等観測施設・設備等

(1) 雨量観測所

ア 愛知県 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局

水系名	観測所名	所在地
日光川	戸茱	一宮市萩原町築込字西古川 1 (戸刈観測所)
日光川	大里	稲沢市奥田酒伊町 1-4 (奥田遊水池)

イ 中部地方整備局 雨量観測所

水系	河川名	観測所名	設置場所
木曾川	長良川	船頭平	愛西市立田町福原

ウ 独立行政法人水資源機構中部支社 木曾川用水総合管理所 雨量観測所

水系名	観測所名	設置場所	管理者
木曾川	馬飼	稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1	総合管理所

(2) 水位観測所

ア 愛知県 愛知県水防テレメータシステム水位観測局

★は水防警報（水位周知）基準観測局及び基準水位を表す。

単位に「河床 m」表示のものは河床高を各水位上段に表示。

() は水防警報（水位周知）基準水位ではないため、参考値としての水位。

水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高
日光川	日光川	★古瀬	9/600	海部	愛西市古瀬町村前14番地先	TP m	-3.10	0.00	★0.90	★1.30	★1.50	★1.80	★2.00	3.04
		★戸茱	19/750	一宮	一宮市萩原町築込字西古川 1 番地	TP m	-0.46	0.00	★1.70	★2.30	★2.60	★2.90	★3.50	4.40
	三宅川	井堀	4/250	一宮	稲沢市井堀川東町地先	TP m	-0.50	0.00	(0.60)	(1.10)	(1.40)	-	(2.00)	2.80
		諏訪	0/670		稲沢市平和町勝幡新田地先	TP m	-2.98	0.00	(0.50)	(0.80)	(1.10)	-	(1.50)	2.50
庄内川	領内川	★祖父江	6/840	尾張	稲沢市祖父江町大牧三反田	TP m	-2.00	0.00	(0.10)	(0.75)	(1.30)	★1.60	★2.10	3.04
		★水場川外水位	16/000		清須市阿原地内	TP m	-2.40	0.00	★2.00	★3.00	★3.90	★4.40	★5.20	6.20
	春日	★春日	6/650	清須市春日振形127番1地先	TP m	1.60	0.00	(3.10)	(3.90)	(4.60)	★5.05	★5.55	7.20	
		★赤池	2/080	一宮	一宮市丹陽町九日市場字南向川田37番地	河床 m	0.24 TP 2.70m	2.46	(1.70) TP 4.16m	(2.40) TP 4.86m	(2.90) TP 5.36m	★3.35 TP 5.81m	★3.70 TP 6.16m	4.25 TP 6.71m

※量水標管理者：所管する建設事務所長

イ 中部地方整備局 水位観測所

水系	河川名	観測所名	設置場所
木曽川	木曽川	葛木	愛西市葛木町
木曽川	木曽川	弥富	弥富市小島町

ウ 独立行政法人水資源機構中部支社 木曽川用水総合管理所 水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	管理者
木曽川	木曽川	馬飼	稲沢市祖父江町大字馬飼	総合管理所

(3) 流量観測所

ア 中部地方整備局 流量観測所

水系	河川名	観測所名	設置場所
木曽川	木曽川	起	一宮市起
木曽川	木曽川	河田橋	一宮市浅井町河田
木曽川	木曽川	犬山	犬山市栗栖

※流量観測所は水位観測も含む。

2 洪水予報

意義

気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況に関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。
(水防法第 10 条第 2 項・第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項・第 3 項)

(1) 洪水予報を行う河川及び実施区域

ア 国土交通大臣が指定した河川

河川名	区域	
木曽川 (中流)	左岸	岐阜県可児市川合字西野 2793 番 217 地先から 愛知県愛西市給父町新田 398 番 2 地先まで
	右岸	岐阜県美濃加茂市川合町一丁目字赤池上 351 番地先から 岐阜県羽島市桑原町小藪字川並 966 番地先まで

イ 知事が指定した河川

河川名	区域
日光川	左右岸 野府川合流点から海まで

(2) 洪水予報に関する基準地点

ア 国土交通大臣が指定した河川

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
木曾川	今渡	岐阜県可児市今渡(左岸 69.4km)	4.00m	5.50 m	11.10 m	11.50 m
	犬山	犬山市栗栖(左岸 59.7 km)	5.80 m	9.20 m	11.60 m	12.20 m
	笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原(右岸 40.3 km)	7.60 m	10.40 m	13.40 m	13.60 m
	木曾成戸	岐阜県海津市海津町成戸(右岸 24.0 km)	4.40 m	5.80 m	8.70 m	8.90 m

イ 知事が指定した河川

(水位は T.P.)

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 m	氾濫注意水位 m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
新川	水場川外水位	清須市阿原町 (右岸 16.0km)	2.00	3.00	4.40	5.20
日光川	戸荻	一宮市萩原町築込字西古川 1 番地 (左岸名鉄西線 上流 170m)	1.70	2.30	2.90	3.50
	古瀬	愛西市古瀬町村前 14 番地先 (左岸名鉄津島線 下流 500m)	0.90	1.30	1.60	1.90

(3) 洪水予報の種類と基準

ア 木曾川

種類	情報名	発表基準
「洪水警報 (発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル 5 相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	氾濫危険情報 【警戒レベル 4 相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	氾濫警戒情報 【警戒レベル 3 相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
「洪水注意報 (発表)」 又は 「洪水注意報」	氾濫注意情報 【警戒レベル 2 相当情報 (洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 (警報解除)」	「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなっ

		たとき
--	--	-----

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注3：国土交通大臣が指定した河川における臨時的洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報又は氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

イ 日光川

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5 相当情報（洪水）】	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	氾濫危険情報 【警戒レベル4 相当情報（洪水）】	・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	氾濫警戒情報 【警戒レベル3 相当情報（洪水）】	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	氾濫注意情報 【警戒レベル2 相当情報（洪水）】	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

3 水位情報の周知

意義

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位。以下、同じ。）を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。

避難判断水位（特別警戒水位）は市町村が行う避難勧告等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

（法第13条第1項・第2項・第3項）

(1) 水位情報の周知を行う河川及びその区域

ア 知事が指定した河川

河川名	区域（起点～終点）	
五条川	青木川合流点から	新川合流点まで
青木川	般若川合流点から	五条川合流点まで
領内川	広口池南水門から	日光川合流点まで
福田川	東源寺杵から	日光川合流点まで

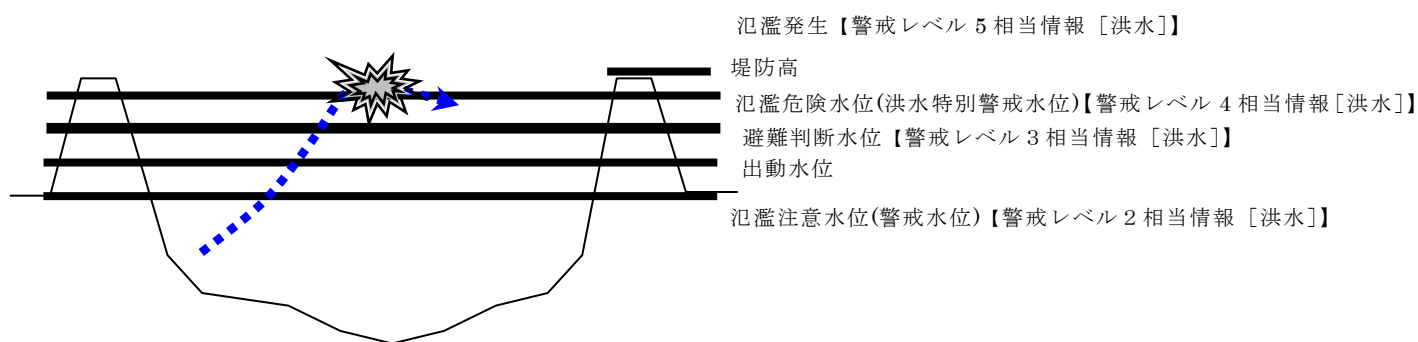
(2) 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

ア 知事が指定した河川

河川名	観測所名	基準水位（m）					発表者
		水防団 待機	氾濫 注意	出動	避難判断	氾濫 危険	
五条川	春日 (左岸 6.40km 付近)	T.P. (3.10)	T.P. (3.90)	T.P. (4.60)	T.P. 5.05	T.P. 5.55	尾張建設 事務所長
青木川	赤池 (左岸 2.08km 付近)	(1.70)	(2.40)	(2.90)	3.35	3.70	一宮建設 事務所長
領内川	祖父江 (右岸 6.8km 付近)	T.P. (0.10)	T.P. (0.75)	T.P. (1.30)	T.P. 1.60	T.P. 2.10	

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）のイメージ



4 水防警報

意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。(法第 16 条第 1 項)

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

(1) 水防警報を行う河川

ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

(ア) 降雨等による河川の洪水に関する区域

河川名	区域	
木曽川	左岸	岐阜県可児市川合字西野 2793 番 217 地先から海まで
	右岸	同県美濃加茂市川合町一丁目字赤池上 351 番地先から海まで

(イ) 津波に関する区域

河川名	位置	
木曽川	左岸	河口から 22.8kp+90m まで
	右岸	河口から 18.8kp+135m まで

イ 知事が水防警報を行う河川とその区域

(ア) 降雨等による河川の洪水に関する区域

河川名	区域
日光川	野府川合流点から海まで

(イ) 津波に関する区域

津波河川遡上の可能性がある県管理河川

市町村	河川名
稲沢市	日光川、福田川、領内川、目比川、三宅川、光堂川

注) 津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。

今後、被害予測分析等により修正予定。

※ 国管理河川として、木曽川も津波による遡上の可能性がある。

(2) 水防警報を発する基準

水防警報の対象水位観測所及び発令基準

ア 国土交通大臣が水防警報を行う河川

(ア) 降雨等による河川の洪水に関するもの

(単位：メートル)

河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左 岸 下：右 岸	発令者 (量水標 管理者)	対象 団体
木曾川	起	一宮市起 (左岸 34.3k m 付近)	1.50	4.00	4.80	7.36	9.10 9.68	木曾川 上流河 川事務 所長	愛知県 尾張水 害予防 組合

(イ) 津波に関するもの

a 発表の種類、内容、発表基準

種類	内容	発表基準
情報収集	水防団員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻を情報収集するもの。	地震発生により津波到来の恐れが否定できないとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	伊勢・三河湾の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは発表することができる。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または、水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川(または海岸)状況が解消したと認める場合。

注) 津波到達時間が短い場合、津波到達までに水防警報が発表できない場合が想定されるため、津波警報が発表されている間であって、水防警報が通知されるまでの間においては、水防管理者は、水防団員の安全を確保する措置をとること。

b 水防警報の担当官署

河川名	担当官署
木曾川	木曾川下流河川事務所

イ 知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	出動 水位	氾濫 危険水 位	堤防高 上：左 岸 下：右 岸	発令者 (量水標 管理者)	対象団 体
新川	水場 川外 水位	清須市阿原 (右岸 16.00km 付 近)	T.P. 2.00	T.P. 3.00	T.P. 3.90	T.P. 5.20	T.P. 6.24 6.28	尾張建 設事務 所長	海部地区水 防事務組合 名古屋市 稲沢市 清須市 北名古屋市 あま市 豊山町 大治町
日光川	戸苅	一宮市萩原町築込 (左岸名鉄尾西線 上流 170m)	T.P. 1.70	T.P. 2.30	T.P. 2.60	T.P. 3.50	T.P. 4.40 4.49	一宮建 設事務 所長	愛知県尾 張水害予 防組合・
	古瀬	愛西市古瀬町 (左岸名鉄津島線 下流 500m)	T.P. 0.90	T.P. 1.30	T.P. 1.50	T.P. 2.00	T.P. 3.20 3.04	海部建 設事務 所長	海部地区 水防事務 組合・ 名古屋市

(3) 水防警報の段階と内容

段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

5 愛知県震度情報ネットワークシステム設置箇所

	設置装置	設置場所	設置場所の住所
稲沢市	計測震度計	稲沢市役所	稲沢市稲府町1番地
		稲沢市役所祖父江支所	稲沢市祖父江町山崎鶴塚 275-1
		稲沢市役所平和支所	稲沢市平和町中三宅二丁割 60 番地

<計測震度計>

発生した地震の震度等を気象庁方式により計測する機器であり、計測部（地震を感知する部分）、処理部（計測部からの情報を演算処理し、送信する部分）、及びその他付属機器（時刻校正用アンテナ、配線）により構成される。

6 名古屋地方気象台

(1) 気象等観測施設・設備等

アメダス観測所

観測所名	設置場所	観測項目			
		降水量	気温	風	日照
一宮	一宮市千秋町佐野字辻田	○			
愛西	愛西市江西町川原	○	○	○	○

(イ) 風向・風速観測所

観測所名	設置場所
愛西	愛西市江西町川原

(2) 愛知県内の地震関係観測点

(ア) 震度観測点

地域名	震度観測点名称	観測点所在地
愛知県西部	一宮市千秋	一宮市千秋町佐野字向農
	愛西市稲葉町	愛西市稲葉町米野

(イ) 津波地震早期検知網観測点

観測点名称	観測点所在地
一宮市千秋	一宮市千秋町佐野字向農

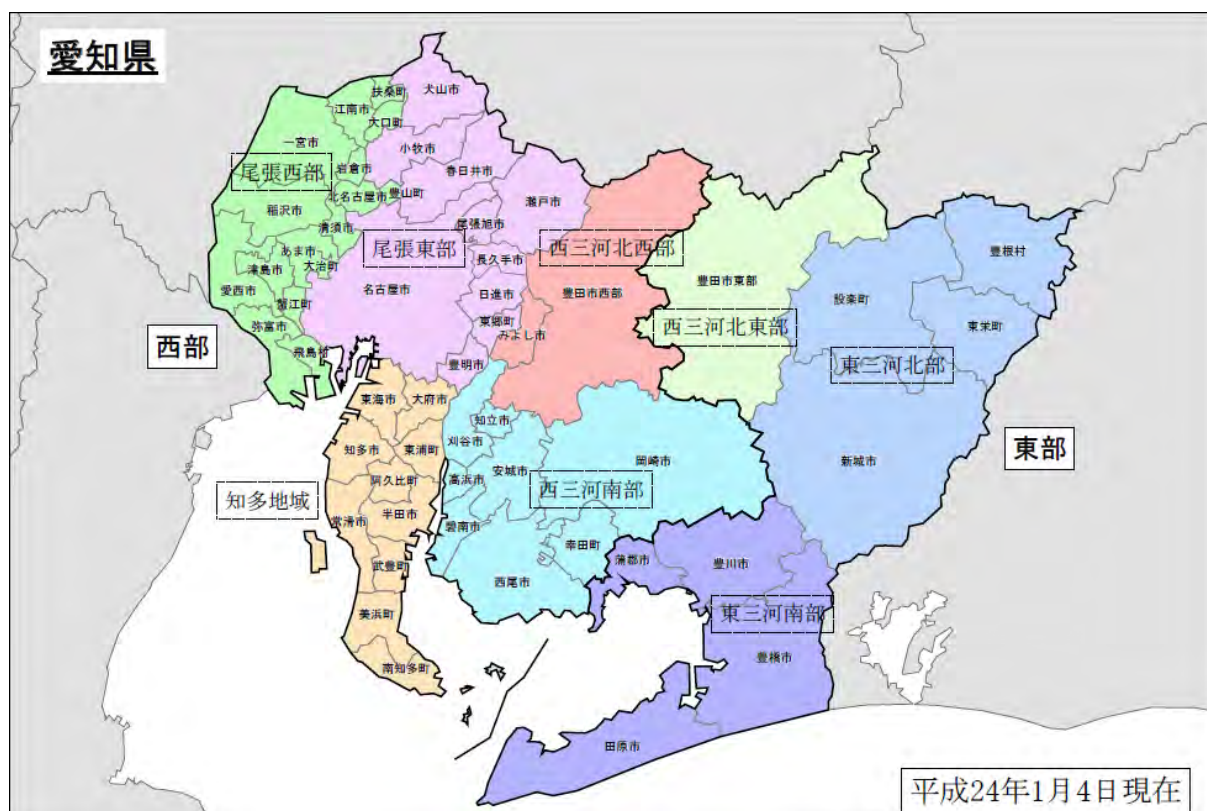
(備考) 津波地震早期検知網観測点（一宮市千秋）では、震度データの出力も行っており、震度観測点として地震情報において「一宮市千秋」という名称で発表している。

(3) 愛知県予報区において警報・注意報の発表に使用する細分区域名

警報や注意報は、二次細分区域単位で発表します。一次細分区分とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域です。市町村等をまとめた区域とは、二次細分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域です。

(一次細分区域名) (市町村等をまとめた地域名) (二次細分区域名)

愛知県 — 西部 — 尾張西部 : 一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村



愛知県の細分区域図

四角実線は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域（一次細分区域）で愛知県では「西部」「東部」に細分しています。四角点線は、気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域（市町村等をまとめた区域）です。

(4) 気象・水象に関する予報警報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(ア) 特別警報

種 類	発 表 基 準	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報		高潮になると予想される場合
波浪特別警報		高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

- ①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
- ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)。

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、大雨、暴風、大潮、波浪、暴風雪(雪を伴う場合)の特別警報を発表する。

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。

雨に関する稲沢市の 50 年に一度の値の一覧

注 1) 略語の意味は右のとおり。R48 : 48時間降水量(mm)、R03 : 3時間降水量(mm)、SWI : 土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注 2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。

注 3) R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注 4) 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注 5) 特別警報の判定に用いる R03 の値は、3 時間降水量が 150mm 以上となった格子のみをカウント対象とする。

地域				50 年に一度の値		
県府予報区	一次細分区分	市町村等をまとめた地区	二次細分区分	R48	R03	SWI
愛知県	西部	尾張西部	稲沢市	378	170	237

(イ) 警報

種類	発表基準
暴風警報	暴風によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 稲沢市においては、平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 稲沢市においては、降雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上になると予想される場合。
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 稲沢市においては、表面雨量指数基準が 23 以上に達することが予想される場合。 ※表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面に貯まっている量を示す指数。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 稲沢市においては、12 時間の降雪の深さが 10cm 以上になると予想される場合。

洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <p>稲沢市においては、次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青木川流域の流域雨量指数が 15.7 以上に達することが予想される場合。 ・大江用水流域の流域雨量指数が 12.3 以上に達することが予想される場合。 ・三宅川流域の流域雨量指数が 7.2 以上に達することが予想される場合。 ・領内川流域の流域雨量指数が 7.2 以上に達することが予想される場合。 ・福田川流域の流域雨量指数が 11 以上に達することが予想される場合。 ・青木川流域の複合基準が (8, 14.1) 以上に達することが予想される場合。 ・三宅川流域の複合基準が (8, 6.4) 以上に達することが予想される場合。 ・領内川流域の複合基準が (22, 5.7) 以上に達することが予想される場合。 ・福田川流域の複合基準が (8, 10.6) 以上に達することが予想される場合。 ・日光川流域の複合基準が (18, 19.5) 以上に達することが予想される場合。 <p>・指定河川である木曾川中流に発表された洪水予報において、犬山または笠松基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合。</p> <p>・指定河川である木曾川下流に発表された洪水予報において、木曾成戸基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合。</p> <p>・指定河川である愛知県日光川水系日光川に発表された洪水予報において、戸荻または古瀬基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合。</p> <p>※流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。</p> <p>※複合基準：(表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値。</p>
------	--

(ウ)注意報・情報

種 類	発 表 基 準
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>稲沢市においては、平均風速が陸上で 13m/s 以上になると予想される場合。</p>
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。</p> <p>「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p> <p>稲沢市においては、雪を伴い、平均風速が陸上で 13m/s 以上になると予想される場合。</p>
大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p> <p>稲沢市においては、表面雨量指数基準が 11 以上、土壌雨量指数基準が 127 以上に達することが予想される場合。</p> <p>※土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指標。</p>
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>稲沢市においては、12 時間の降雪の深さが 5cm 以上になると予想される場合。</p>
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>稲沢市においては、濃霧によって、視程が 100m 以下になると予想される場合。</p>
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</p>
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</p> <p>稲沢市においては、実効湿度が 60% 以下、かつ最小湿度が 30% 以下になると予想される場合。</p>
着氷(雪)注意報	<p>著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。</p>

霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。稲沢市においては、晩霜期に最低気温が3℃以下になると予想される場合。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。稲沢市においては、冬期に最低気温が-4℃以下になると予想される場合。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。稲沢市においては、次の条件に該当する場合である。 <ul style="list-style-type: none"> ・青木川流域の流域雨量指数が12.5以上に達することが予想される場合。 ・大江用水流域の流域雨量指数が9.8以上に達することが予想される場合。 ・三宅川流域の流域雨量指数が5.6以上に達することが予想される場合。 ・領内川流域の流域雨量指数が5.7以上に達することが予想される場合。 ・福田川流域の流域雨量指数が8.8以上に達することが予想される場合。 ・青木川流域の複合基準が(8, 7.7)以上に達することが予想される場合。 ・三宅川流域の複合基準が(5, 4.7)以上に達することが予想される場合。 ・領内川流域の複合基準が(5, 5.1)以上に達することが予想される場合。 ・福田川流域の複合基準が(5, 5.2)以上に達することが予想される場合。 ・日光川流域の複合基準が(5, 17.3)以上に達することが予想される場合。 ・指定河川である木曾川中流に発表された洪水予報において、笠松基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合。 ・指定河川である愛知県日光川水系日光川に発表された洪水予報において、戸茱または古瀬基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(エ) 気象情報

災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに、「警報」や「注意報」に先だって現象を予告し注意をよびかける場合、あるいは注意報・警報等を発表している場合に注意報・警報を補完するために発表する時がある。

記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表する。
土砂災害警戒情報	愛知県と名古屋気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県(県単位)で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。
記録的な大雨に関する気象情報	大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報、特別警報で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるため、本文を記述せず、見出し文のみで伝える全般・地方・府県気象情報を発表する。

大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の見方

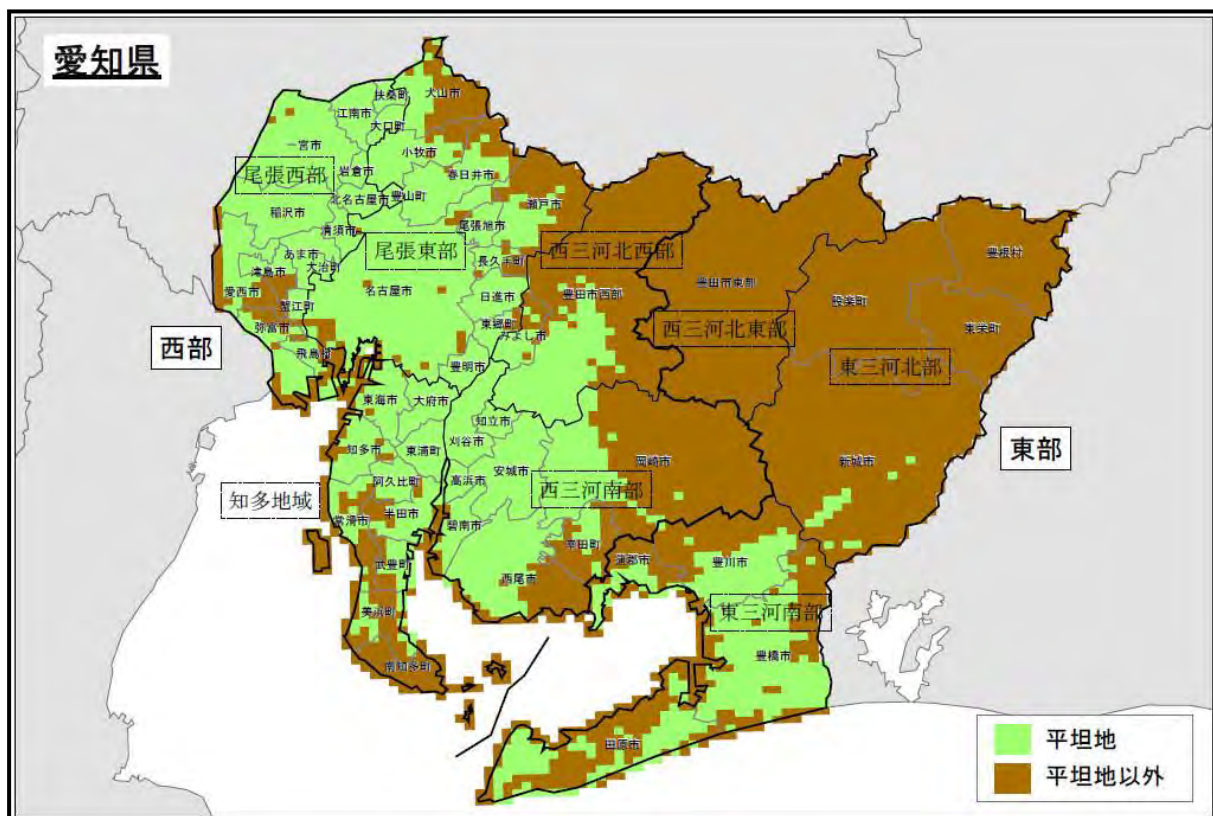
- (1) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合があります。
- (2) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表ウ)注意報・情報の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
- (4) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。

<参考>

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地： 概ね傾斜が 30 パーミル（1000 分の 1）以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外： 上記以外の地域



平坦地、平坦地以外の地域

(5) 台風の大きさと強さ

(ア) 大きさの表現

階 級	風 速 15m/s の 半 径
<表 現 な し>	500km 未満
大 型 : (大きい)	500km 以上~800km 未満
超 大 型 : (非常に大きい)	800km 以上

(イ) 強さの表現

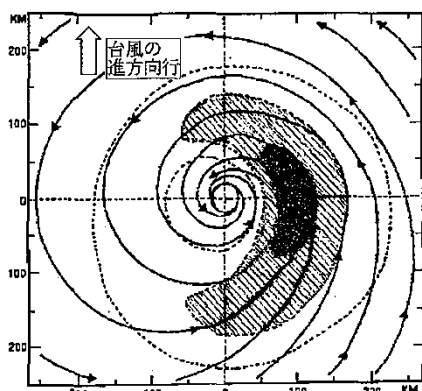
階 級	最 大 風 速
<表 現 な し>	17m/s (34 ノット) 以上~33m/s (64 ノット) 未満
強 い	33m/s (64 ノット) 以上~44m/s (85 ノット) 未満
非 常 に 強 い	44m/s (85 ノット) 以上~54m/s (105 ノット) 未満
猛 烈 な	54m/s (105 ノット) 以上

(ウ) 台風の風

台風は巨大な空気の渦巻きで、地表付近では反時計まわりに強い風が吹き込んでいます。風の強さは台風の中心に向かう程強くなり、台風の眼の中では急激に弱くなります。

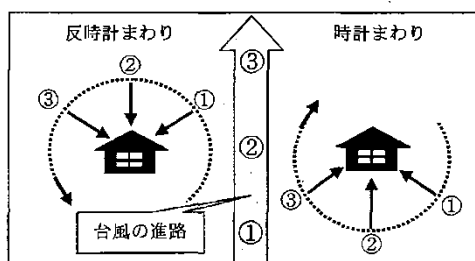
移動中の台風では進行方向の右側でより強い風が吹いています。

台風の移動に伴い、進路の右側では時計まわりに、左側では反時計まわりに風向きが変化します。



台風周辺の風の流れと風速の分布

陰影部: 風が特に強い領域



台風の進路と風向の変化

(6) 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (ア) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (イ) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測地であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (ウ) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (エ) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (オ) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (カ) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる、	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

- ※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

階級	人 間	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
0	人は揺れを感じないが地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 (弱)	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 (強)	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 (強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない重い家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物、地盤の状況

階級	木造建物（住宅）	鉄筋コンクリート造建物	地盤
5 (弱)	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	亀裂や液状化が生じることがある。
5 (強)	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	
6 (弱)	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 耐震性の高い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 耐震性の高い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地割れが生じることがある。
	6 (強)	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 耐震性の高い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	
7	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 耐震性の高い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。 耐震性の高い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	大きな地割れが生じることがある。

<木造建物（住宅）>

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

<鉄筋コンクリート造建物>

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立体的な耐震性の配置により耐

震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

<地盤>

(注1) 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

(注2) 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

(7) 緊急地震速報

ア. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づけている。

名古屋地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。 緊急地震速報で用いる区域の名称			地域に含まれる市町村
【地方単位】	【都道府県単位】	【地域単位】	
東海	愛知	愛知県西部	稲沢市

【地方単位】 【都道府県単位】 【地域単位】 を合わせて緊急地震速報を発表する。

注意事項：緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。また、少ない観測点での短時間の観測データから地震の規模や震源を推定し、各地の震度等を予想するため、予想震度は±1階級程度の誤差を伴うなど、精度が十分でない場合がある。

イ. 緊急地震速報の伝達

【伝達機関】

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

- 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。
- 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。
- 地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。
- 住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

ウ. 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。周囲の状況を確認し、状況により以下の表に示す例を参考に身を守る行動をとる。

緊急地震速報を受けとった場合の具体的行動例

状況	具体的行動例
家庭など 屋内	<p>家庭での対応行動の指針がすべての場面での基本であり、家庭以外の学校や職場等で緊急地震速報を受信したときの行動についても、家庭での指針を基に自ら考えておくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消化しない。 ・扉を開けて避難通路を確保する。
不特定多数の者が 出入りする施設	<p>施設の従業員等の指示に従うことを基本とする。施設従業員等から明確な指示が無い場合は、以下の対応行動の例を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その場で頭を保護し、揺れに備えて身構える。 ・慌てて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
屋外	<p>【街にいるとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。 <p>【山やがけ付近にいるとき】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落石やがけ崩れに注意する。
乗り物で 移動中	<p>【自動車運転中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、周りの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。 <p>【鉄道・バスに乗車中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つり革、手すりなどにしっかりつかまる。 <p>【エレベーター利用中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの階で停止させ、速やかにエレベーターから降りる。

(8) 地震に関する情報の種類とその内容

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(9) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上を観測する地震が発生（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上を観測する地震が発生 ・社会的に関心の高い地震が発生 	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
愛知県地震概要	定期（毎月初旬）	防災に係る活動を支援するために、毎月の愛知県内及びその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

(10) 火災気象通報

1 通報基準

名古屋地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

2 通報対象区域等

火災気象通報の実施部署、対象区域、通報先及び通報手段は、次のとおりとする。

通報実施部署	名古屋地方気象台観測予報課
通報対象区域	愛知県
通報先	愛知県防災安全局防災部消防保安課
通報手段	防災情報提供システム

3 通報方法等

(1) 定時に行う通報

名古屋地方気象台は、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日朝(午前5時頃を想定)に県に通報する。県は、通報を受けた内容を市へ通報する。

(2) 随時に行う通報

(1)で通報した内容と異なる「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表があった場合は、その発表をもって火災気象通報に代えることとする。

(11) 雨・風の強さ表現

(ア) 雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に 乗っていて
10以上 20未満	やや強い 雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り。				ワイパーを速くしても見づらい。
30以上 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	傘をさしていてもぬれる。		道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)。
50以上 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)。		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。		
80以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。	傘は全く役に立たなくなる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険。

- (注1) 大雨によって災害が起こるおそれのある時は大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのある時は大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
- (注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した時には記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が、発表されたときは、お住まいの地域で土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味します。なお、情報の基準は地域によって異なります。

(イ) 風の強さと吹き方

風の強さ 予報用語	平均風速 (m/s)	おおよそ の時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車両	建造物	おおよその 瞬間風速 (m/s)
やや強い 風	10以上	～50km	一般道路の 自動車	風に向かって歩き にくくなる。傘が させない。	樹木全体が揺れ始め る。電線が揺れ始め る。	道路の吹流しの 角度、水平にな り、高速運転中 では横風に流さ れる感覚を受け る。	楯が揺れ始める。	20
	15未満							
強い風	15以上	～70km	高速道路の 自動車	風に向かって歩け なくなり、転倒す る人もでる。高所 での作業は極めて 危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外 れ始める。	高速運転中 では、横風に流さ れる感覚が大き くなる。	屋根瓦・屋根葺材が はがれるものがある。 雨戸やシャッ ターが揺れる。	30
	20未満							
非常に強い 風	20以上	～90km	高速道路の 自動車	何かにつかまっ ていないと立っ ていられない。飛来物 によって負傷する おそれがある。	細い木の枝が折れた り、根の張ってい ない木が倒れ始め る。 看板が落下・飛散す る。道路標識が傾 く。	通常 の速度で運 転するのが困難 となる。	屋根瓦・屋根葺材が 飛散する物がある。 固定されていない プレハブ小屋が移動・ 転倒する。ビニール ハウスのフィルム (被覆材)が広範囲 に破れる。	40
	25未満							
猛烈な風	25以上	～110km	高速道路の 自動車	何かにつかまっ ていないと立っ ていられない。飛来物 によって負傷する おそれがある。	細い木の枝が折れた り、根の張ってい ない木が倒れ始め る。 看板が落下・飛散す る。道路標識が傾 く。	通常 の速度で運 転するのが困難 となる。	屋根瓦・屋根葺材が 飛散する物がある。 固定されていない プレハブ小屋が移動・ 転倒する。ビニール ハウスのフィルム (被覆材)が広範囲 に破れる。	40
	30未満							
	30以上	～125km	特急列車	屋外での行動は極 めて危険。	多くの木が倒れる。 電柱や街灯で倒れる ものがある。ブロッ ク壁で倒壊する物 がある。	走行中のトラッ クが横転する。	固定不十分な金属屋 根の葺材がめくれ る。養生の不十分な 仮設足場が崩落す る。	50
	35未満							
35以上	～140km	特急列車	屋外での行動は極 めて危険。	多くの木が倒れる。 電柱や街灯で倒れる ものがある。ブロッ ク壁で倒壊する物 がある。	走行中のトラッ クが横転する。	外装材が広範囲にわ たって飛散し、下地 材が露出する物 がある。	50	
40未満								
40以上	140km～	特急列車	屋外での行動は極 めて危険。	多くの木が倒れる。 電柱や街灯で倒れる ものがある。ブロッ ク壁で倒壊する物 がある。	走行中のトラッ クが横転する。	住家で倒壊するもの がある。鉄骨構造物 で変形するもの がある。	60	

- (注1) 強風によって災害が起こるおそれのある時は強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのある時は暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。
- (注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。
- (注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。
1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
 2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

7 高齢者等避難、避難指示の発令基準

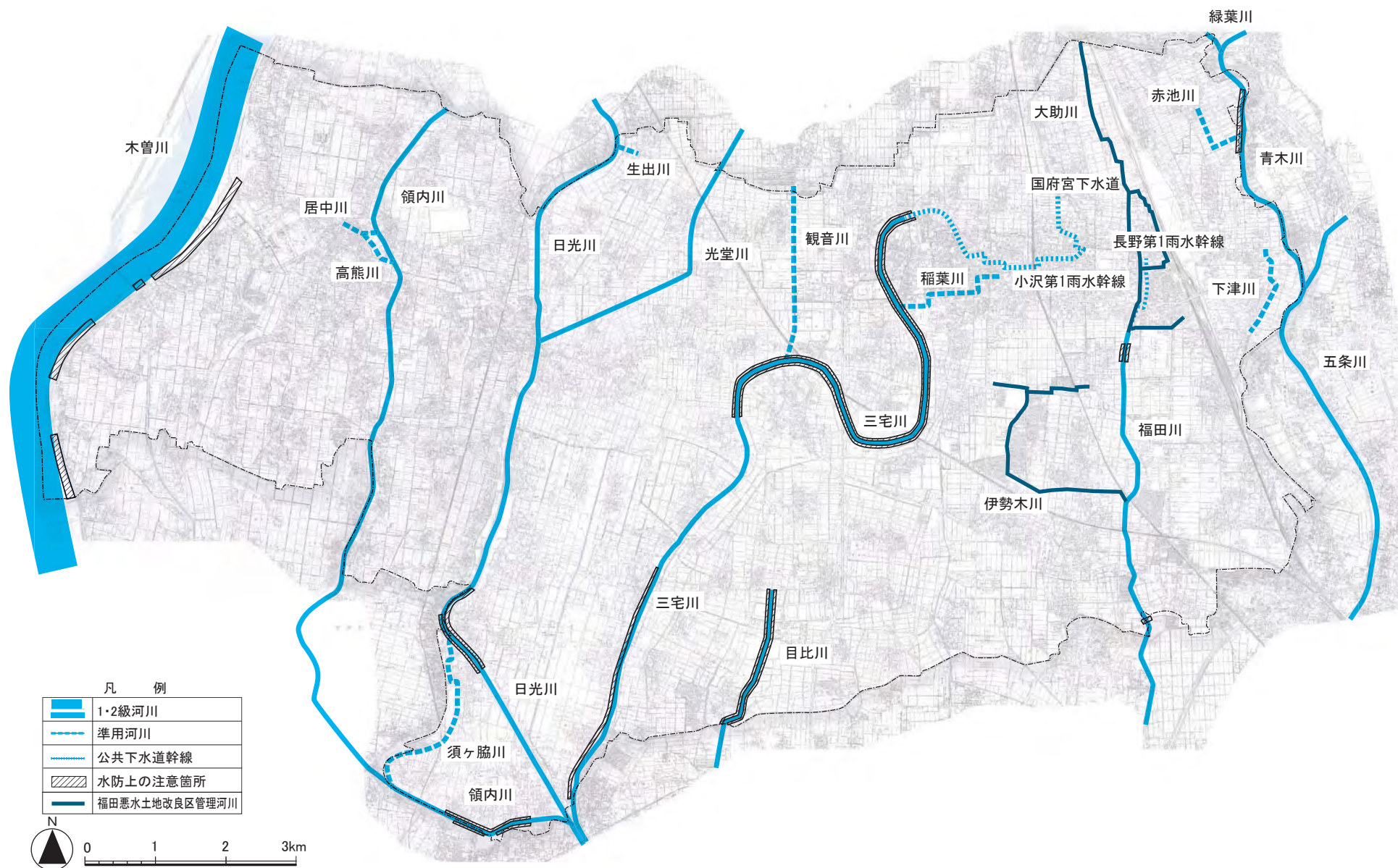
警戒レベル	避難情報等	発令基準	住民への伝達方法
3	高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 新川流域排水調整により、五条川・春日水位観測所における水位が排水機の準備水位 T.P.5.05m となり、今後の水位の上昇が見込まれるとき 2 日光川流域排水調整により、古瀬水位観測所における水位が排水機の準備水位 T.P.1.80m になり、今後の水位の上昇が見込まれるとき 3 その他の河川、用水路の越水、決壊等の恐れがあるとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報車、消防車等による巡回 2 区長への電話連絡 3 同報系防災行政無線 4 市 HP、SNS 等による広報
4	避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 木曾川における水位が、起 6.5m を越え、なおかつ上昇の恐れがあるとき 2 五条川・春日水位観測所の水位が、T.P.5.55m を越え、なお上昇の恐れがあるとき 3 日光川・戸苅水位観測所の水位が、T.P.3.50m を越え、なお上昇の恐れがあるとき 4 河川、用排水路の越水、決壊等により、住民の生命に危険が及ぶ恐れがあるとき 5 雨水の排水能力を越える降雨により、住民の生命に危険が及ぶ恐れがあるとき 6 その他、住民の生命に危険が及ぶ恐れがあるとき 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報車、消防車等による巡回 2 区長への電話連絡 3 報道機関による報道 4 サイレン 5 戸別訪問による連絡 6 同報系防災行政無線 7 市 HP、SNS 等による広報

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

第4 水防関係

1 主要河川位置図

139



2 水防上の注意箇所

(1) 木曾川水系（木曾川上流河川事務所）

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は水防上重要な区間を、「要」は要注意区間をいう。位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。

河川名	左右	位置	地先名	延長(m)	重要度	種別	選定理由	水防工法
木曾川	左	23.0k～ 23.0k+101m	稲沢市祖父江町神明津	100	B	堤防断面	断面不足	積土のう工
	左	23.0k～ 23.6k	稲沢市祖父江町神明津 (愛西市境より上流)	600	B	漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工	月の輪工 釜段工
	左	23.2k～ 23.6k+100m	稲沢市祖父江町神明津	490	B	堤防断面	断面不足	積土のう工
	左	24.2k～ 25.8k+90m	稲沢市祖父江町神明津	1,350	B	堤防断面	断面不足	積土のう工
	左	25.8k+135m～ 26.0k	稲沢市祖父江町馬飼 (馬飼大橋下流)	50	B	漏水	旧川跡、履歴有の未施工	月の輪工 釜段工
	左	26.0k～ 26.2k+107m	稲沢市祖父江町馬飼	250	B	堤防断面	断面不足	積土のう工
	左	26.4k～ 27.8k+126m	稲沢市祖父江町馬飼	1,850	B	堤防断面	断面不足	積土のう工
	左	28.4k～ 28.6k+103m	稲沢市祖父江町祖父江	280	B	堤防断面	断面不足	積土のう工
	左	28.8k～ 29.8k+80m	稲沢市祖父江町祖父江 ～一宮市西中野	980	B	堤防断面	断面不足	積土のう工
	左	24.0k+140m～ 25.0k+140m	稲沢市祖父江町神明津	650	要	旧川跡		
	左	26.0k+30m～ 26.0k+120m	稲沢市祖父江町馬飼 (佐屋川用水取水樋門付近)	90	要	旧川跡		
	左	27.2k～ 27.4k-10m	稲沢市祖父江町祖父江 (祖父江斎場上流)	220	要	旧川跡		

(出典) 令和4年度水防計画 愛知県尾張水害予防組合、令和4年度愛知県水防計画 愛知県

(2) 県管理河川（一宮建設事務所管内）

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。()書きは、重複箇所及びその延長を示す。位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。

水系名	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	種別	重要度	選定理由	水防工法
日光川	領内川	左右	0.3k+90m	稲沢市平和町勝幡新田(平六橋)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	積土のう工
		左右	0.6k+30～ 0.6k+50	稲沢市平和町勝幡新田(巡見橋)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	積土のう工
		左右	1.1k+50	稲沢市平和町塩川(塩川橋)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	積土のう工
	三宅川	右	0.5k+30m～ 1.6k	稲沢市平和町東城～ 稲沢市平和町下三宅	1,070	堤防断面	C	パラペット	積土のう工
		右	2.3k～3.1k	稲沢市平和町中三宅～ 稲沢市平和町上三宅	800	堤防高	C	堤防高不足	積土のう工
	福田川	右	12.8k	稲沢市中之庄海道町(東源寺杖)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	積土のう工

(出典) 令和4年度水防計画 愛知県尾張水害予防組合、令和4年度愛知県水防計画 愛知県

(3) 市管理河川（一宮建設事務所管内）

注) 表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。()書きは、重複箇所及びその延長を示す。位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば 7.8k+86mは 7,886mのことである。

水系名	河川名	左右岸別	位置	地名	延長(m)	重要度	選定理由	水防工法
日光川	稲島南排水路	左右	0.0k～1.0k+30m	稲沢市稲島町十二丁目～稲沢市稲島法城町東狭間	1,030	B	堤防高不足	積土のう工
	稲島南1号排水路	左右	0.0k～0.4k+70m	稲沢市稲島十二丁目～稲沢市稲島東六丁目	470	B	堤防高不足	積土のう工
	稲島南2号排水路	左右	0.0k～0.4k	稲沢市稲島東三丁目～稲沢市稲島東四丁目	400	B	堤防高不足	積土のう工
	伊勢木川	左右	2.2k～3.3k	稲沢市東緑町1丁目～稲沢市奥田天目寺町 稲沢市大塚南5丁目～稲沢市幸町	1,100	B	堤防高不足	積土のう工
	観音川	左右		稲沢市船橋町江向～稲沢市船橋町観音寺	600	B	堤防高不足	積土のう工

(出典) 令和4年度水防計画 愛知県尾張水害予防組合、令和4年度愛知県水防計画 愛知県

【準用河川】

	河川名	延長(m)
1	赤池川	670
2	稲葉川	1,250
3	観音川	1,740
4	生出川	250
5	下津川	970
6	居中川	422
7	高熊川	513
8	須ヶ脇川	1,205
	計	7,020

【県管理河川】

	河川名	延長(市内)(m)
1	日光川	7,900
2	領内川	6,740
3	三宅川	10,605
4	光堂川	3,050
5	目比川	1,690
6	福田川	3,375
7	青木川	1,410
8	縁葉川	70
9	五条川	250
	計	35,090

3 水防施設・設備等

(1) 水こう門

河川名	名称	位置	管理責任者	構造
木曾川	王子マテリア吐出口	稲沢市祖父江町祖父江	王子マテリア(株)	コンクリート管
	濃尾第2堰堤	稲沢市祖父江町馬飼	水資源機構	電動巻上式
	佐屋川用水樋門	稲沢市祖父江町馬飼	水資源機構	電動巻上式
日光川	須ヶ谷川樋門	稲沢市平和町嫁振北	平和土地改良区	電動巻上式
光堂川	平立切	稲沢市平江向町	宮田用水土地改良区	手動巻上式及び一部電動巻上式
	中野立切	稲沢市中野川端町	宮田用水土地改良区	手動巻上式
	片原一色留立切	稲沢市一色上方町	宮田用水土地改良区	手動巻上式及び一部電動巻上式
三宅川	池部樋門	稲沢市池部町二丁目	稲沢市	手動巻上式
	法花寺立切	稲沢市法花寺町	宮田用水土地改良区	電動巻上式
	三宅立切	稲沢市平和町三宅	宮田用水土地改良区	自動転倒堰
	東城立切	稲沢市平和町東城	宮田用水土地改良区	自動転倒堰
	黒田樋門	稲沢市平和町城之内	平和土地改良区	電動巻上式
観音川	安楽寺南立切	稲沢市船橋町観音寺	稲沢市	手動巻上式
福田川	井ノ上立切	稲沢市奥田井ノ下町	宮田用水土地改良区	手動巻上式
	一本木立切	稲沢市奥田流町	宮田用水土地改良区	電動巻上式
	弥次郎立切	稲沢市奥田立長町	宮田用水土地改良区	電動巻上式

(出典) 令和4年度水防計画 愛知県尾張水害予防組合、令和4年度愛知県水防計画 愛知県

(2) 排水機場

河川名	名称	位置	管理責任者	構造
五条川	下津排水機場	稲沢市下津下町東四丁目96	福田川排水	φ1200mm×170PS×2台、2.83m ³ /s×2基
			対策協議会	φ800mm×60KW×1台、1.25m ³ /s
日光川	片原一色排水機場	稲沢市平和町丸渚上3	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ800mm×37KW×1台、1.2m ³ /s
	丸渚排水機場	稲沢市祖父江町三丸渚 甲新田上ノ切8-1	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ1000mm×90KW×1台、2.5m ³ /s
	西光坊排水機場	稲沢市平和町新町50	領内川用悪水 土地改良区	φ300mm×22KW×1台、0.23m ³ /s
	西光坊排水機場	稲沢市平和町西光坊海東阿原81-1	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ400mm×22KW×2台、0.75m ³ /s
	西光坊上排水機場	稲沢市平和町西光坊上552	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ600mm×22KW×1台、0.60m ³ /s
	下起排水機場	稲沢市平和町下起	領内川用悪水 土地改良区	φ150mm×7.5KW×1台、0.03m ³ /s
	宮浦排水機場	稲沢市平和町嫁振75-2	領内川用悪水 土地改良区	φ600mm×45KW×1台、0.8m ³ /s φ800mm×70KW×1台、1.4m ³ /s
	平和排水機場	稲沢市平和町嫁振東121-1	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ1000mm×135PS×2台、4.8m ³ /s φ700mm×37KW×1台、1.0m ³ /s
	半六排水機場	稲沢市平和町嫁振北63	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ900mm×65KW×1台、1.5m ³ /s
	黒田排水機場	稲沢市平和町城之内45,46,47	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ1000mm×110KW×2台、5.00m ³ /s
	嫁振排水機場	稲沢市平和町城西75	領内川用悪水 土地改良区	φ300mm×15KW×2台、0.32m ³ /s
	城西排水機場	稲沢市平和町城西384	領内川用悪水 土地改良区	φ200mm×7.5KW×1台、0.08m ³ /s φ300mm×11KW×1台、0.18m ³ /s
	光堂川	光堂川第1排水機場	稲沢市片原一色町元六9	稲沢市日光川水系 排水対策協議会
光堂川第2排水機場		稲沢市西島東町114	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ600mm×22KW×2台、1.3m ³ /s
領内川	牧川第一排水機場	稲沢市祖父江町大牧北沼101	領内川用悪水 土地改良区	φ900mm×44PS×1台、1.5m ³ /s
	牧川第一第2排水機場	稲沢市祖父江町大牧北沼102	領内川用悪水 土地改良区	φ1200mm×75KW×1台、2.5m ³ /s φ450mm×18.5KW×1台、0.4m ³ /s
	流新田排水機場	稲沢市祖父江町大牧砂田	領内川用悪水 土地改良区	φ250mm×7.5KW×1台、0.12m ³ /s
	二俣排水機場	稲沢市祖父江町二俣下川原	領内川用悪水 土地改良区	φ800mm×63KW×1台、1.5m ³ /s φ800mm×60KW×1台、1.5m ³ /s
	二俣第2排水機場	稲沢市祖父江町甲新田甲上	領内川用悪水 土地改良区	φ500mm×30KW×1台、0.55m ³ /s φ900mm×75KW×1台、1.75m ³ /s
	牧川第二排水機場	稲沢市祖父江町大牧三反田	領内川用悪水 土地改良区	φ1000mm×65KW×1台、2.33m ³ /s
	牧川第二第2排水機場	稲沢市祖父江町大牧三反田	領内川用悪水 土地改良区	φ900mm×55KW×1台、1.5m ³ /s
	甲新田排水機場	稲沢市祖父江町甲新田イ八	領内川用悪水 土地改良区	φ700mm×45KW×2台、2.0m ³ /s
	甲新田第2排水機場	稲沢市祖父江町甲新田イ八	領内川用悪水 土地改良区	φ900mm×75KW×1台、1.85m ³ /s φ500mm×22KW×1台、0.55m ³ /s
	五ツ屋排水機場	稲沢市祖父江町甲新田イハ	領内川用悪水 土地改良区	φ200mm×11KW×2台、0.16m ³ /s
	五ツ屋第三排水機場	稲沢市祖父江町円通寺前	領内川用悪水 土地改良区	φ150mm×7.5KW×1台、0.04m ³ /s
	六輪第一排水機場	稲沢市平和町須ヶ脇	領内川用悪水 土地改良区	φ400mm×22KW×1台、0.37m ³ /s
	六輪第二排水機場	稲沢市平和町須ヶ脇	領内川用悪水 土地改良区	φ400mm×18.5KW×1台、0.31m ³ /s φ500mm×30KW×1台、0.53m ³ /s
	塩川第二排水機場	稲沢市平和町勝幡新田	領内川用悪水 土地改良区	φ300mm×11KW×2台、0.36m ³ /s

河川名	名称	位置	管理責任者	構造
領内川	塩川第一排水機場	稲沢市平和町塩川	領内川用悪水 土地改良区	φ300mm×19KW×1台、0.17m ³ /s φ300mm×22KW×1台、0.18m ³ /s
	六輪見取排水機場	稲沢市平和町塩川	領内川用悪水 土地改良区	φ200mm×11KW×1台、0.07m ³ /s
	三ヶ月排水機場	稲沢市平和町城西	領内川用悪水 土地改良区	φ700mm×80PS×1台、1.1m ³ /s φ700mm×60KW×1台、1.1m ³ /s
	須ヶ脇第1排水機場	愛西市草平町元足立	領内川用悪水 土地改良区	φ1000mm×150KW×1台、2.5m ³ /s
	須ヶ脇排水機場	稲沢市平和町須ヶ脇	領内川用悪水 土地改良区	φ400mm×18.5KW×1台、0.75m ³ /s φ400mm×73KW×1台、0.75m ³ /s
	西川端第2排水機場	愛西市草平町中原	領内川用悪水 土地改良区	φ1350mm×180KW×1台、0.75m ³ /s φ700mm×40KW×1台、0.75m ³ /s
	西川端排水機場	愛西市草平町中原	領内川用悪水 土地改良区	φ500mm×30KW×1台、0.17m ³ /s φ1000mm×129KW×1台、0.17m ³ /s
	元足立排水機場	愛西市草平町元足立	領内川用悪水 土地改良区	φ500mm×30KW×1台、0.5m ³ /s
	平六排水機場	稲沢市平和町平六	稲沢市	φ100mm×5.5KW×1台 φ300mm×22KW×1台 φ400mm×22KW×1台 φ200mm×30PS×1台 φ150mm×20PS×1台
	三宅川	儀長排水機場	稲沢市儀長五丁目151	稲沢市日光川水系 排水対策協議会
儀長東排水機場		稲沢市儀長四丁目	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ200mm×7.5KW×1台、0.07m ³ /s
須ヶ谷東排水機場		稲沢市井堀下郷町148-3	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ800mm×40KW×1台、1.43m ³ /s
井堀排水機場		稲沢市井堀橋下町140-1	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ900mm×75KW×1台、1.75m ³ /s φ500mm×30KW×1台、0.55m ³ /s
中三宅排水機場		稲沢市平和町中三宅宮南41-4	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ450mm×37KW×1台、0.4m ³ /s
三宅川排水機場		稲沢市平和町下三宅前浪1034-1	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ700mm×48PS×1台、1.0m ³ /s φ700mm×45KW×1台、1.0m ³ /s
目比川	千代田排水機場	稲沢市目比町南出1476-1	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ800mm×70KW×1台、1.34m ³ /s φ1000mm×140PS×2台、4.36m ³ /s
	千代田第2排水機場	稲沢市目比町土井1467	稲沢市日光川水系 排水対策協議会	φ1,000mm×90KW×1台、2.3m ³ /s φ1,650mm×360PS×2台、12.0m ³ /s

(出典) 令和4年度水防計画 愛知県尾張水害予防組合、令和4年度愛知県水防計画 愛知県

(3) 保全調整池

名称	所在地	貯留形式	容量
2号調整池(稲沢北市場)	稲沢市北市場本町三丁目4番地1	オープン調整池	1,475 m ³
下津市民センター貯留槽	稲沢市下津高戸町59番地1、59番地2	地下式コンクリート貯留	303 m ³

(4) 水防資機材備蓄数量

管理者		尾張水害予防組合					
倉庫名		四貴	西島	平和	坂田	日下部	
主 要 資 材	杭 木 (4~3m) (本)	204	200	307	300	200	
	杭 木 (2m) (本)	78	100	100	100	100	
	杭 木 (1.5mその他) (本)	227	215	158	150	100	
	鋼管杭 (1.5m) (本)	30	100	30			
	鉄 杭 (1.2m) (本)	200	200	200	200	200	
	ビ ニ ー ル 袋 (枚)	10,000	10,000	10,000	27,000	10,000	
	麻 袋 (枚)				3,100		
	ポリシート (5.4m×7.2m) (枚)	20	20	20	20	20	
	ポリシート (3.6m×5.4m) (枚)	14	14	14	14	14	
	ポリシート (3.6m×1.8m) (枚)	18	18	18	18	18	
	縄 (玉)	5	5	5	5	5	
	P P ロ ー プ (太) (巻)	9	9	9	9	9	
	P P ロ ー プ (細) (巻)	6	6	6	6	6	
	鉄 線 (kg)	80	130	90	80	100	
	ビ ニ ー ル パ イ プ (本)	120	110	110	110	65	
	ビニール布 (1.5m 巾) (m)	70	100	100	100	100	
	主 要 器 材	た こ 槌 (丁)	6	5	5	5	5
		掛 矢 (丁)	17	10	10	10	10
シ ャ ベ ル (丁)		40	40	40	40	40	
の こ ぎ り (丁)		8	5	5	5	5	
お の (丁)		10	5	5	5	5	
ペ ン チ (丁)		5	4	4	4	4	
鎌 (丁)		30	20	20	20	10	
木 鋏 (丁)		2	2	2	2	2	
箕 (み) (丁)		7	5	5	5	5	
つ る は し (丁)		3	3	3	3	3	
ハ ン マ ー (丁)		5	5	5	5	5	
か な づ ち (丁)		2	2	2	2	2	
唐 鋏 (丁)		6					
縄 通 し (本)		3					
鉄 線 切 り (丁)		2	2	2	2	2	
シ ノ (本)		5	5	5	5	5	
か け 樋 (本)		2	2	2	2	1	
一 輪 車 (台)		4	2	2	2	2	
足 場 板 (枚)		5	5	5	5	5	
バ リ ケ ー ド (A型) (台)		20		20	20		
カラーコーン (ベッド・バー) (組)	10		10	10			
救 命 浮 環 (個)	1		1	1			

(出典) 令和4年度水防計画 愛知県尾張水害予防組合

(5) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者利用施設一覧

50cmを超える深さの浸水が予想される区域内もしくは家屋倒壊等氾濫想定区域内に所在する老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等

地区	名称	所在地	浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域		
稲沢	愛知文教女子短期大学付属第一幼稚園	西町二丁目35-17	木曽川		
	イーネ	西町三丁目73番地2	木曽川		
	稲沢北児童クラブ	木全一丁目163-2	木曽川		
	稲沢西児童クラブ	西町三丁目3-17	木曽川		
	稲沢保育園	稲島七丁目75-1	木曽川		
	稲葉老人福祉センターあすなろ館	稲葉二丁目11番5号	木曽川		
	エバーホームわらく	横地三丁目80番地	木曽川		
	エラン・ヴィタル	西町三丁目17-15 グリーンハイムタジマB101	木曽川		
	大塚保育園	大塚北八丁目36	青木川	木曽川	
	介護付有料老人ホームいなざわの憩	大塚北九丁目33	五条川下流	青木川	木曽川
	グループホーム稲沢重本の家	重本二丁目84	木曽川		
	ケアハウス信竜	大塚北九丁目34-1	五条川下流	青木川	木曽川
	ケアハウス信竜2号館	大塚北九丁目33	五条川下流	青木川	木曽川
	国府宮デイサービスセンター	高御堂一丁目5-10	木曽川		
	高御堂カトリア児童センター	高御堂十丁目2-5	木曽川		
	高御堂中央保育園	高御堂十丁目2-4	木曽川		
	個別のニーズに応えるデイサービス よってちょ	大塚北二丁目97	木曽川		
	さん・さん稲沢	稲島八丁目102	木曽川		
	児童デイサービス マティーナ	稲沢町前田280-7	木曽川		
	小鳩保育園	池部町一丁目22	木曽川		
	信竜	大塚北九丁目45	五条川下流	青木川	木曽川
	信竜国府宮保育園	松下一丁目2-1 国府宮ビル2階	木曽川		
	信竜こどもの森児童館	大塚南四丁目40	青木川	木曽川	
	信竜児童クラブ	大塚南四丁目40	青木川	木曽川	
	信竜保育園	大塚南四丁目36	青木川	木曽川	
	ステップリハビリケアセンター稲沢	稲沢町前田195-1	木曽川		
	生活介護 マティーナ	稲島東四丁目3番地	木曽川		
	梅檀保育園	稲葉二丁目4番7号	木曽川		
	第二カナン	稲島十丁目69	木曽川		
	高御堂児童クラブ	高御堂十丁目2-5	木曽川		
	たんぼぼ	大塚南七丁目38番地	木曽川		
	デイサービス ゆうあい	稲島東一丁目47	木曽川		
	デイサービスセンター びあおひさま	大塚北九丁目34-2	五条川下流	青木川	木曽川
	デイサービスセンター びあおひさま2号館	大塚北九丁目32	五条川下流	青木川	木曽川
	デイサービスももたろう横地	横地二丁目73	五条川下流	青木川	木曽川
	西町さざんか児童センター	西町三丁目3-17	木曽川		
	パンジーハウス	稲葉三丁目8番22号	木曽川		
	フィリアの風	稲島十丁目70	木曽川		
	放課後等デイサービス マティーナ 重本事業所	重本一丁目1番地2	木曽川		
	マミーズ保育園	稲島5-2 エクボハーモニー敷地内(エディオン隣)	木曽川		
	もんでくらい	大塚北二丁目99	木曽川		
ゆうゆう倶楽部 稲沢	重本一丁目13-1	木曽川			
竜ちゃんルーム	大塚北九丁目45 特別養護老人ホーム信竜内	五条川下流	青木川	木曽川	
わらく倶楽部	横地三丁目80番地	木曽川			
小正	安住	長野五丁目80番地	木曽川		
	稲沢ケアセンターよそ風	子生和子安賀町54-1	日光川	木曽川	
	稲沢白寿苑	治郎丸元町34番地	木曽川		
	いなざわ花木	正明寺二丁目21-13	木曽川		
	稲沢東児童クラブ	長野一丁目8-3	青木川	木曽川	
	稲沢東第2児童クラブ	長野三丁目16番26号	青木川	木曽川	
	稲沢東老人福祉センターはなみずき館	治郎丸白山町35-1	木曽川		
	駅前保育園	駅前二丁目25番29号	木曽川		
	えん	駅前一丁目13-20	木曽川		
	グループホーム白寿の里	正明寺一丁目2-15	木曽川		
	グループホームももたろう	小池二丁目25-6	五条川下流	青木川	木曽川
	子生和保育園	子生和小原町334	木曽川		
	小正児童クラブ	小池三丁目4-4	木曽川		

小正	小正すみれ児童センター	小池三丁目4-4	木曽川			
	小正保育園	小池二丁目10-5	木曽川			
	サンライズキッズ保育園	国府宮三丁目4番22号 レジデンス大津1階	木曽川			
	さんわディサービス	国府宮二丁目2-17	木曽川			
	住宅型有料老人ホーム カナン	小池二丁目12番7号	木曽川			
	ステップ	国府宮二丁目5-26	木曽川			
	第1憩の泉	駅前二丁目27-3	五条川下流	青木川	木曽川	
	第2憩の泉	駅前二丁目27-15	五条川下流	青木川	木曽川	
	通所介護事業所八十日目	小池二丁目12番7号-7	木曽川			
	ディサービス いなざわ花木	正明寺二丁目21-13	木曽川			
	デイサービスセンター 稲沢白寿苑	治郎丸元町34番地	木曽川			
	ディサービスはなのき 稲沢	小池三丁目14-5	木曽川			
	どんぐりハウス	小池二丁目25-15番地	五条川下流	青木川	木曽川	
	ノエル	小池二丁目4-21	木曽川			
	ほほえみの街 ライフ&ワークスチャオ	御供所町2-15	木曽川			
	みそら	小池二丁目21-5 西号室	木曽川			
	リハビリデイサービスえん	駅前一丁目8-9 ファミール稲沢1階東号室	木曽川			
	RoyalVilla イーハトーブ国府宮	国府宮二丁目2-17	木曽川			
	和光こども園	駅前三丁目7-22	木曽川			
	いなっぴえん (稲沢市民病院)	長束町沼100番地	木曽川			
	ヤクルト稲沢保育ルーム	正明寺二丁目16番14号	木曽川			
	フラット・パーク	長束町68番地	木曽川			
	下津	あすかキッズいなざわ	陸田白山町13番地	青木川	木曽川	
あすかキッズ下津		陸田本町168番地	青木川	木曽川		
一花 下津		下津小井戸町41	木曽川			
下津クローバー児童センター		下津高戸町58	青木川	木曽川		
下津児童クラブ		下津高戸町58	青木川	木曽川		
下津第2児童クラブ		下津片町224-1	青木川	木曽川		
下津保育園		下津住吉町42	青木川	木曽川		
下津老人福祉センターくすのき館		下津高戸町58	青木川	木曽川		
かとれあ		下津寺前町21	五条川下流	青木川	木曽川	
グループホームほのぼの広場		下津光明寺町39-1	青木川	木曽川		
グループホームゆうゆう		下津下町西一丁目132-2	五条川下流	青木川	木曽川	
このめ保育園		下津森町18番地1	木曽川			
ディサービスセンター・かとれあ		下津寺前町21	五条川下流	青木川	木曽川	
はくはく		下津下町西三丁目100番地1	木曽川			
パナソニックエイジフリーケアセンター いなざわ・ディサービス		陸田栗林一丁目1-14	青木川	木曽川		
ぶくぶく希望の丘		下津穂所町126番地3	木曽川			
みやた整形外科通所リハビリテーション		下津南山二丁目2-3	木曽川			
めばえ保育園		下津森町68	五条川下流	青木川	木曽川	
明治		片原一色保育園	一色神宮町63	木曽川		
		ゴールドエイジ稲沢	天池光田町68	木曽川		
	国分児童クラブ	矢合町3368-3	木曽川			
	国分保育園	矢合町3368-3	木曽川			
	サービス付き高齢者向け住宅 長楽	儀長二丁目67	木曽川			
	清水児童クラブ	清水寺前町126	日光川	木曽川		
	就労継続支援 青空工房	浅井町戌亥出337番	木曽川			
	すずの郷西館	船橋町江向131	木曽川			
	すずの郷	船橋町江向193-1	木曽川			
	すずの郷わらべ館	船橋町江向133	木曽川			
	ステップ 西島工場	西島三丁目143番地	日光川	木曽川		
	ディサービスかえで	横野東出町38-2	日光川	木曽川		
	ディサービスセンター長楽	儀長二丁目68	木曽川			
	手のひら	西島二丁目139番地	日光川	木曽川		
	ひまわり園	矢合町山屋敷3329番地	木曽川			
	明治スズラン児童センター	一色竹橋町137番地	木曽川			
	片原一色児童クラブ	一色竹橋町137番地	木曽川			
	明治保育園	浅井町八神21	木曽川			
	明治老人福祉センターけやき館	平江向町108	日光川	木曽川		
	千代田	AIKEIふれあいの里	井堀江西町21-4	日光川	木曽川	
稲沢第二大和の里指定短期入所生活介護事業所		井堀野口町27	日光川	木曽川		
いばりの里		井堀野口町18番地	領内川	木曽川		

千代田	WISDOM学院 稲沢教室	井堀川東町9 8-1	木曽川			
	グループホームいぼりの里	井堀野口町2 4番地	領内川	木曽川		
	Kライン・ケアセンター稲沢	北麻績町沼2 5	日光川	木曽川		
	健遊館あずきの湯デイサービスセンター	大矢町寺脇4 3-1	木曽川			
	坂田児童クラブ	坂田町狐沢1 8	日光川	木曽川		
	第二大和の里	井堀野口町2 7	日光川	木曽川		
	地域活動支援センター いぼりの里	井堀野口町1 8番地	木曽川			
	千代田児童クラブ	福島町中浦2 5	日光川	木曽川		
	千代田ヒナギク児童センター	福島町中浦2 5	日光川	木曽川		
	千代田保育園	坂田町貴船1 3	日光川	木曽川		
	千代田老人福祉センターしいのき館	福島町中浦2 5	日光川	木曽川		
	附島保育園	附島町屋敷4 8-1	木曽川			
	デイサービス おおや村	大矢町寺脇1 0	木曽川			
	ナーシングホーム ハート・いなざわ	大矢町地藏堂4 6番地1	木曽川			
	福祉作業所 いずみ	附島町天神南7 9番地	木曽川			
	フレンドいぼりの里	井堀野口町2 1番地	領内川	木曽川		
	ほほえみの街 放課後等デイサービスチャオ	大矢町茨島2 0番地1	福田川	木曽川		
	ワークいぼりの里	井堀野口町1 8番地	木曽川			
	大里西	愛知真和学園第二幼稚園	高御堂五丁目1 4 8	五条川下流	青木川	木曽川
いなほの家		奥田中切町3 8番地	五条川下流	木曽川		
大里オーリーブ児童センター		奥田中切町7 6番地	木曽川			
大里西児童クラブ		奥田中切町7 6番地	木曽川			
大里西保育園		高重西町1 2 3-1	五条川下流	木曽川		
大里東いなっぴークラブ		日下部北町一丁目2 7	木曽川			
大里双葉幼稚園		井之口北畑町2 2 6	五条川下流	青木川	木曽川	
奥田保育園		奥田神ノ木町1 1番地	木曽川			
ゴールドエイジ奥田		奥田白山町1 1 3-1	五条川下流	青木川	木曽川	
心		井之口四家町2 0 5番1	木曽川			
サービス付き高齢者向け住宅 医療法人人生寿会 百彩		井之口鶴田町3 2	五条川下流	木曽川		
デイサービス ゴールドエイジ奥田		奥田白山町1 1 3-1	青木川	木曽川		
デイサービス すてっぷあっぷ		奥田膳棚町1 3	五条川下流	青木川	木曽川	
デイサービス ソレイユ		高御堂五丁目1 5 6	五条川下流	青木川	木曽川	
デイサービスセンターあこや		奥田町南魚登取場3 9 2 2-1 7	木曽川			
にじいろたまご		増田北町2 番	木曽川			
びよびよルーム稲沢店		増田西町5 4	五条川下流	福田川	木曽川	
まつのき		奥田神ノ木町1 8番地	木曽川			
みずほ保育園		井之口大坪町7 9	木曽川			
みのり保育園		増田東町1 9 2	五条川下流	庄内川	木曽川	
老人福祉センターさくら館		奥田神ノ木町5 5番地	木曽川			
大里東		稲沢BASE	北市場本町四丁目1 番2	木曽川		
		大里東児童クラブ	六角堂西町二丁目1	木曽川		
	大里東チュリップ児童センター	六角堂西町二丁目1	木曽川			
	大里東みどり保育園	六角堂西町一丁目1-5	木曽川			
	大里東老人憩の家つつじ館	六角堂西町二丁目1	木曽川			
	グループホームみどり	北島五丁目5 5	木曽川			
	グループホームゆう&あい	日下部中町六丁目4 9	五条川下流	木曽川		
	スポーツ&スタディ稲沢	東緑町三丁目4 5番地	木曽川			
	たまあしワークス	日下部南町四丁目3 2番地2	五条川下流	庄内川	木曽川	
	デイサービスセンター サンセリテ北島	北島町皿屋2	木曽川			
	福寿想稲沢リハビリデイサービス	六角堂西町五丁目3-8	木曽川			
	大和の里	六角堂東町一丁目3-6	五条川下流	木曽川		
	祖父江	愛厚はなのきの里	祖父江町祖父江藤袴3-2	木曽川		
あかつきリハビリデイサービス		祖父江町祖父江高熊4 2 5-3	木曽川			
かいせい		祖父江町二俣下り戸1 1番地3	日光川	領内川	木曽川	
グループホームそぶえ		祖父江町上牧西5 番地	木曽川			
グループホームソブエピア		祖父江町祖父江宮西5 8-4	木曽川			
さくらんぼ		祖父江町二俣下り戸1 0 9-1	日光川	領内川	木曽川	
四季の花通所介護事業所		祖父江町祖父江松山1 3 3	木曽川			

祖父江	障がい者地域活動支援センター ふれあいの郷	祖父江町祖父江柿ノ木104番地1	木曾川		
	STELLA	祖父江町祖父江高熊430番地の3	領内川	木曾川	
	祖父江あじさい児童館	祖父江町山崎下批486-1	日光川	木曾川	
	祖父江グリーンハウス	祖父江町祖父江字中沼15	木曾川		
	祖父江保育園	祖父江町祖父江七曲159	領内川	木曾川	
	祖父江幼稚園	祖父江町祖父江下沼220	木曾川		
	祖父江老人福祉センターいちょう館	祖父江町山崎下批486-1	日光川	木曾川	
	祖父江児童クラブ	祖父江町七曲52	領内川	木曾川	
	そぶえ福祉園	祖父江町上牧西6番地	木曾川		
	だいきちケアステーション	祖父江町甲新田五ツ屋54-1	日光川	領内川	木曾川
	団樂の家そぶえ	祖父江町神明津字新田3718	木曾川		
	デイサービス さくらんぼ	祖父江町二俣下り戸109-1	日光川	領内川	木曾川
	デイサービスセンター 古都 祖父江館	祖父江町野田堤並73	木曾川		
	長岡児童クラブ	祖父江町馬飼449-1	木曾川		
	長岡保育園	祖父江町馬飼379	木曾川		
	ベストライフ祖父江	祖父江町四貫東堤外1201-70	木曾川		
	牧川保育園	祖父江町両寺内札古東8	木曾川		
	牧川児童クラブ	祖父江町両寺内砂崎990	木曾川		
	丸甲児童クラブ	祖父江町甲新田芝八5-2	領内川	木曾川	
	丸甲保育園	祖父江町甲新田芝原下73	日光川	領内川	木曾川
	山崎児童クラブ	祖父江町山崎二本木70	日光川	木曾川	
	山崎保育園	祖父江町山崎二本木219	領内川	木曾川	
	有料老人ホーム さくらんぼ	祖父江町二俣柳原17 祖父江町二俣柳原19-2	日光川	領内川	木曾川
	領内保育園	祖父江町二俣上川原618	日光川	領内川	木曾川
	領内児童クラブ	祖父江町二俣上川原706	日光川	領内川	木曾川
	稲沢厚生病院託児所	祖父江町本甲拾町野7番地	木曾川		
平和	グループホーム花*花	平和町法立北瀬古176-6	日光川	木曾川	
	寿敬園	平和町観音堂東海塚33番地	木曾川		
	さわやかいなざわ館	平和町前平53-1	日光川	木曾川	
	サンケア陽まり	平和町西光坊新町72	日光川	木曾川	
	サンケア桜華	平和町嫁振12番地 平和町嫁振18番地2	日光川	木曾川	
	障害者支援施設ルミナス	平和町観音堂東海塚33番地	木曾川		
	ショートステイオ華	平和町嫁振12番地	日光川	木曾川	
	すこや家へいわ	平和町法立北瀬古140	日光川	木曾川	
	ソーシャルセンター夢んぼ	平和町法立十一丁目31番地4	木曾川		
	第1やすらぎ荘	平和町城之内105-3	日光川	木曾川	
	第2やすらぎ荘	平和町嫁振307-2	日光川	領内川	木曾川
	第3やすらぎ荘	平和町横池中之町144番1	日光川	木曾川	
	たけっこ稲沢	平和町鷺尾261番1	日光川	木曾川	
	デイサービスセンター福輪家	平和町下起中89	日光川	領内川	木曾川
	ハックルベリー	平和町下起中87番地	日光川	領内川	木曾川
	平和さくら児童館	平和町横池三番割119	日光川	木曾川	
	法立保育園	平和町法立宮北81	日光川	木曾川	
	法立児童クラブ	平和町法立北瀬古165	日光川	木曾川	
	ほのぼのデイサービスセンター雅	平和町西光坊新町73	五条川下流	日光川	木曾川
	ほのぼのデイサービスセンター優雅	平和町下起南275	日光川	領内川	木曾川
	ほのぼの平和デイサービスセンターオ華	平和町嫁振18番地	日光川	領内川	木曾川
	三宅保育園	平和町中三宅井之上551	日光川	木曾川	
	三宅児童クラブ	平和町中三宅井之上51	日光川	木曾川	
	ルック未来	平和町西光坊大門南1061番地	日光川	木曾川	
	六輪保育園	平和町塩川115	日光川	領内川	木曾川
	六輪幼稚園	平和町下起南96	日光川	領内川	木曾川
	六輪児童クラブ	平和町塩川52	日光川	領内川	木曾川
	六輪ナーサリー（六輪病院）	平和町塩川104	日光川	領内川	木曾川

第5 通信関係

1 通信施設・設備等

(1) 愛知県高度情報通信ネットワーク無線発信番号一覧

名称	無線発信番号				局番号				
	内線から発信		無線専用から発信		内線着信		無線専用着信		内線着信付加
	地上系	衛星系	地上系	衛星系	地上系	衛星系	地上系	衛星系	
市役所	148	149	8	9	720	720	720	720	2
稲沢市消防本部	—	—	8	—	—	—	8340	—	—
県庁	8	9	8	9	600	600	600	600	—
尾張事務所	8	7	8	7	602	602	602	602	—
一宮建設事務所	8	—	8	—	613	—	613	—	—
防災航空隊	—	—	8	9	—	—	8200	8200	—

(2) 稲沢市防災無線設備

呼出符号	局種	電波の形式及び周波数	空中線電力	通信所			備考
				設置場所	施設名	電話	
ぼうさい いなざわし	固定	9MOOD7W 7600MHz	0.002W	稲沢市稲府町 1番地	市庁舎	32-1111	高度情報通信ネットワークシステム
にしおわり しれい *1	基地	5K80GID.GIE (活動波1~6) 5K80GID.GIE (主運用波) 5K80GID.GIE (統制波1~3) *2 *3	10W	一宮市緑1丁目 1番10号	一宮市・稲沢市消防指令センター	22-2116	
ぼうさい いなざわ しょうぼう	固定	24K3 GID.G1E 410.800 MHz 410.875 MHz	5W	稲沢市船橋町 鯉坪321番地 1	消防本部 庁舎	22-0119	高度情報通信ネットワークシステム
いなざわ すいどう	基地	F3E 373.250 MHz	5W	稲沢市石橋六丁目 82番地	上下水道 庁舎	21-2181	

*1 平成28年4月から一宮市及び稲沢市の消防緊急通信指令施設の共同化に伴い、一宮市消防本部内に指令センターを設け基地局を共同利用して運用している。

*2 消防・救急業務用無線のデジタル化に伴い、秘匿性確保のため周波数は非公表とする。

*3 稲沢市は活動波全6波のうち3波を運用する。

(3) 消防・救急業務用無線通信施設

区分	消防・救急業務用無線局												
	基地局及び携帯基地局							移動局					
	局数			電波の数					陸上移動局数	携帯局数	航空機局数	船舶局数	計
	基地局	携帯基地局	計	統制波	主運用波	その他		計					
活動波						防災相互波							
数量	1		1	3	1	3		9	109				109

*平成28年4月から一宮市及び稲沢市の消防緊急通信指令施設の共同化に伴い、一宮市消防本部内に指令センターを設け基地局を共同利用して運用している。

(4) 稲沢市防災行政無線（MCA無線）

MCA無線とは、マルチチャンネルアクセス方式という複数の定められた周波数を複数のユーザーで共同使用して通信を行うものです。中継局が複数の通信チャンネル（周波数）から自動的に空きチャンネルを選択して割りあてる通信方式を取っており、一定数の通信チャンネルを多数の利用者がスムーズに通話を行う事を可能にします。

電話や携帯電話のような誰でも使える公衆回線とは違い、業務用として限られた数のユーザーだけが利用しているため、災害時にも回線が混雑して通信ができないという事態がおこりにくいシステムです。万一、災害等で中継局間の回線が地震等で切断されても、大ゾーン中継局のカバーエリアは相当に広く（半径20～40km）、各々の無線エリア内の通信は変わらず使うことができます。

(ア) 周波数

送信波：891.025～892.975MHz、930.025～939.975MHz、2W

受信波：836.025～837.975MHz、850.025～859.975MHz、2W

(イ) 場所別局数

区分		場所		局数		
					計	
移動系無線	移動局	災害対策本部		28	74	
		支所		4		
		市民センター		13		
		環境センター		1		
		上下水道庁舎		2		
		保健センター		1		
		医師会館		1		
		薬剤師会		1		
		歯科医師会		1		
		名古屋文理大学文化フォーラム		1		
		体育館	祖父江町、平和町	2		
		高等学校	稲沢、稲沢東、杏和	3		
		病院	市民病院(1)、稲沢厚生病院(1)	2		
		消防本部		2		
		消防団		11		
		警察署		1		
		半固定局	災害対策本部			1
	市長車		1			
同報系無線	移動局	小学校	稲沢西、千代田、大里東、高御堂	4	4	
	半固定局	親局	市役所		3	77
			中学校★	稲沢、明治、千代田、大里、治郎丸、稲沢西、大里東、祖父江、平和	9	
		小学校★	稲沢東、清水、片原一色、国分、坂田、大里西、下津、大塚、稲沢北、小正、祖父江、山崎、領内、丸甲、牧川、長岡、法立	19		
		保育園	牧川、奥田、下津、子生和、高御堂中央、片原一色、駅前、大里西、大塚、祖父江、山崎、丸甲、長岡、国分、領内、明治(私)、千代田(私)、附島(私)、みのり(私)、大里東みどり(私)、みずほ(私)、小正(私)、小鳩(私)、稲沢(私)、めばえ(私)、和光(私)、信竜(私)	26		
		認定こども園	和光(私)、梅檀(私)、へいわこども園(私)	3		
		幼稚園	祖父江(私)、大里双葉(私)、愛知文教女子短期大学付属第一(私)、愛知真和学園第二(私)	4		
		老人福祉センター・老人憩いの家	さくら館、はなみずき館、けやき館、しいのき館、くすのき館、つつじ館、いちよう館	7		
		その他	祖父江ふれあいの郷、寿敬園、第二大和の里、祖父江グリーンハウス、信竜、すずの郷、大和の郷、愛厚はなのきの里、そぶえ福祉園	9		
	固定局	公園ほか★	祖父江斎場、西島運動広場、鷺尾農村公園、井堀排水機場、勤労福祉会館、梅須賀児童遊園、大矢グリーンバンク、大江川親水公園、みどり区北広場、稲沢市民センター兼あすなる館、宮浦公園、旧黒田保育園、北出公園、井之口大宮広場、新町児童遊園、みゆき公園、南緑町児童遊園、平和町災害ポンプ用倉庫、国府宮ふれあい公園、松野町ちびっこ広場、日光区北広場	24	24	
★には屋外スピーカーが設置されている。				計	184	

(5) 公衆電話

参考編 37 稲沢市防災地図 図－5 公衆電話設置箇所一覽参照

第6 消火・救急・救助・危険物等施設

1 消防施設・設備等

(1) 保有消防力

	消 防 本 部	消防団（水防団）
要 員 数	161	309
緊急消防援助隊（人員数：重複除く）	6（23）	
消 防 ポ ン プ 自 動 車	4	11
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	4	
はしご付消防ポンプ自動車（15m級）	1	
はしご付消防自動車（40m級）	1	
化学消防自動車（泡消火型）	1	
指 揮 車	1	
小 型 動 力 ポ ン プ （ 不 積 載 ）	6	
査 察 広 報 車	8	
資 材 運 搬 車	1	
水 槽 車 （ 小 型 動 力 ポ ン プ 付 ）	1	
支 援 車	1	
そ の 他 車 両	3	2
救 急 自 動 車	5	
救 助 工 作 車	1	

(2) 消防水利の現況（基準以上）

種 別	数 量	
耐 震 性 貯 水 槽	100 m ³	19
	40 m ³	251
防 火 水 槽 （ 公 設 ）	100 m ³ ～	5
	60 m ³ ～	10
	40 m ³ ～	138
防 火 水 槽 （ 私 設 ）	100 m ³	
	60 m ³ ～	2
	40 m ³ ～	23
井 戸 （ 公 設 ）		28
消 火 栓 （ 公 設 ）		1185
そ の 他	プ ー ル	36
	池	1
計		1698

2 消防活動用資機材

区分	品名	署別	合計	消防署	稲沢東分署	祖父江分署	平分	和署
一般救助用器具	かぎ付はしご		11	7	3	1		
	三連はしご		12	6	3	2		1
	折りたたみはしご・ワイヤはしご		9	3	1	2		3
	空気式救助マット(ライフキューブ)		1	1				
	救命探索発射銃		2	2				
	サバイバースリング・救助用縛帯		12	8	1	2		1
	平担架		4	1	1	1		1
	バスケット担架		10	4	2	2		2
重量物排除用器具	油圧ジャッキ		3	3				
	油圧スプレッター		5	2	1	1		1
	可搬ウインチ		5	2	1	1		1
	マンホール救助器具		1	1				
	救助用簡易起重機(レスキューフレム)		1	1				
	マット型空気ジャッキ		1	1				
	救助用支柱器具(レスキューサポート)		1	1				
切断用器具	油圧切断機		3	3				
	エンジンカッター		13	7	2	2		2
	ガス溶断機		2	2				
	チェーンソー		13	7	2	2		2
	鉄線カッター		21	9	4	3		5
	空気鋸(エアーソー)		1	1				
	空気切断機(アジャックス)		1	1				
破壊用器具	万能オノ		24	12	3	3		6
	ハンマー		16	12		3		1
	携帯用コンクリート破壊器具		1	1				
	削岩機		2	2				
	ハンマドリル		1	1				
	ガラスマスタ		11	3	3	2		3
器具 測定用	酸素濃度測定器		5	2	1	1		1
	有毒ガス測定器		3	3				
	放射線測定器		26	26				
器具 呼吸保護用	空気呼吸器		52	34	6	6		6
	空気ボンベ		124	124				
	酸素呼吸器		5	5				
	簡易呼吸器(パラートC)		3	3				
	送排風機		5	4	1			

区分	品名	署別	合計	消防署	稲沢東署	祖父江署	平	和
					分	分	分	署
隊員保護用器具	携帯警報器		32	14	6	6		6
	防毒マスク(全面形)		10	10	4	4		4
	化学防護服(陽圧式)		6	6				
	化学防護服(非陽圧式)		41	26	7	4		4
	耐熱服		4	4				
	耐電衣		5	5				
	耐電ズボン		5	5				
	耐電長靴		5	5				
水難救助用器具	潜水器具一式		10	10				
	ウエットスーツ		15	15				
	ドライスーツ		10	10				
	救命胴衣		76	30	14	17		15
	救命浮環		19	8	3	5		3
	浮標(アクアブイ)		4	4				
	船外機付救命ボート(組立式舟艇)		1	1				
	救命ゴムボート(船外機付)		2			1		1
	救命ゴムボート		1		1			
	水難救助用カヤック		1			1		
	水中無線機		13	13				
	空気ボンベ(20MPa)		20	20				
	アクアキングライト(水中ライト含む)		6	6				
救助その他用器具	投光器		15	11	1	1		2
	応急処置用セット		8	2	2	2		2
	車両移動器具(ゴージャッキ)		4	4				
	救助用ブロック		5	2	1	1		1
	緩降機(スローダン)		2	2				
	発電機		24	17	3	2		2
高度救助用器具	画像探索機		1	1				
	地中探索機		1	1				
	熱画像直視装置		1	1				
消防その他用器具	自動体外式除細動器(AED)		14	7	3	2		2
	小型動力ポンプ(可搬ポンプ)		4	1	1	1		1
	東消式三愛発発泡器		5	2	1	1		1
	オイルフェンス		3	3				
	レスキューキット		4	1	1	1		1

3 化学消火薬剤の備蓄状況

合成界面活性剤
1280 ㍓

4 NBC災害対応資機材保有状況（消防機関保有分）

防護服 (着)		呼吸保護具 (式)					測定機器 (台)			被除染者用簡易衣服	有毒ガス検知管	複合型ガス測定器
レベル A 防護服	レベル B 防護服	酸素呼吸器	空気呼吸器	全面マスク	吸収缶等		個人用線量計	放射線測定器 (サーベイメータ)				
					C 災害対応用	放射性ヨウ素対応		ポケット線量計	空間線量計			
6	53	5	52	20			40		30	21	3	2

5 危険物大量保有事業所

(1) 100kl 以上の貯蔵施設（屋外タンク貯蔵所）

番号	事業所名	所在地	類別	品名	数量(kl)
1	王子マテリア(株)祖父江工場	祖父江町祖父江外平 150	4	重油	490
2	日本軽金属(株)名古屋工場	小池一丁目 11-1	4	重油	200
3	日本軽金属(株)名古屋工場	小池一丁目 11-1	4	重油	250
4	豊田合成(株)平和町工場	平和町下三宅折口 710	4	重油	200
5	愛知西農業協同組合 みどりの里支店	一色下方町 260-1	4	重油	100

(2) 100 倍を超える危険物施設状況（屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、給油取扱所を除く）

番号	施設区分	事業所名	所在地	倍数
1	製造所	シヤチハタ(株)稲沢工場	子生和神明町 24	121
2	一般取扱所	王子マテリア(株) 祖父江工場	祖父江町祖父江外平 150	164
3	屋内貯蔵所	花王ロジスティクス中 部(株) 稲沢営業所	北麻績町沼 1-3	146

6 高圧ガス大量保有事業所（液化石油ガス事業所）

事業所名	所在地	内容	貯蔵量(t)	電話番号
(株)エス・アイ東海	下津森町 1-1	LP ガス貯蔵所	93	22-0511
(株)マルエイ名古屋支店	赤池西出町 116	LP ガス貯蔵所	30	21-0528

7 毒物・劇物大量保有事業所

番号	事業所名	所在地	区分	物質名	貯蔵取扱数量	貯蔵方法
1	シヤチハタ(株)稲沢工場	子生和神明町37	劇物	塩酸	3,555kg	屋外タンク
2	"	"	"	苛性ソーダ	3,810kg	"
3	日本軽金属(株)名古屋工場	小池一丁目11-1	"	塩素	2,000kg	屋内貯蔵
4	日本貨物鉄道(株) 東海支社愛知機関区	下津町南カマ25-2	"	希硫酸	400kg	"
5	"	"	"	苛性ソーダ	400kg	"
6	"	"	"	硫酸	4,300kg	屋外タンク
7	中央食糧(株)	大矢白山町19	"	塩酸	350kg	"
8	豊田合成(株)稲沢工場	北島町米屋境1	"	硫酸	468kg	屋内貯蔵
9	"	"	"	塩酸	552kg	"
10	"	"	"	硫酸	3,000kg	屋外タンク
11	"	"	"	塩酸	3,000kg	"
12	ニチエー(株)	日下部花ノ木町1-1	"	エチレンオキサイド	390kg	屋外貯蔵
13	(株)サカイナゴヤ	奥田酒伊町1	"	希硫酸	20,000kg	屋外タンク
14	アイコクアルファ(株)	祖父江町森上本郷十一、4-1	"	濃硫酸	3,668kg	"
15	"	"	"	塩酸	3,600kg	"
16	"	"	"	硫酸	8,000kg	"
17	王子マテリア(株)祖父江工場	祖父江町祖父江外平150	"	濃硫酸	36,800kg	"
18	近藤鍍金工業(株)	祖父江町祖父江高熊221-2	"	硫酸	458kg	"
19	"	"	"	塩酸	367kg	"
20	サカエ理研工業(株)	祖父江町山崎塩屋1	"	塩化水素	9,000kg	屋内タンク
21	"	"	"	硫酸	10,000kg	"
22	豊田合成(株)平和町工場	平和町下三宅折口710	"	硫酸	10,260kg	屋外タンク
23	"	"	"	アンモニア	14,000kg	屋内貯蔵
24	"	"	"	塩素	290kg	"
25	"	"	"	一水素二フッ化団ンモニウム	200kg	"
26	"	"	"	アンモニア	4,990kg	"
27	"	"	毒物	フッ化水素	165kg	"
28	"	"	"	三塩化ホウ素	70kg	"
29	稲沢市平和浄化センター	平和町須ヶ谷本田101-1	劇物	希硫酸	5,000kg	屋外タンク
30	(株)明治愛知工場	平和町下三宅菱池933-1	"	アンモニア	500kg	屋内貯蔵
31	"	"	"	"	300kg	"
32	"	"	"	"	800kg	"
33	"	"	"	希硫酸	5,010kg	屋外タンク

8 煙火製造所

事業所名	製造所所在地	火薬庫等棟数	火薬庫所在地	電話番号
高木煙火製造所	祖父江町山崎元宮西 136	煙火火薬庫 1 棟	祖父江町山崎元宮西 136	97-0416

9 放射性物質保有事業所

事業所名	所在地	機関分類	使用区分
王子マテリア(株)祖父江工場	祖父江町祖父江外平 150 番地	民間工場 及び作業所	密封された 放射性同位元素
(有)ケーワイコーポレーション	奥田堀畑町 17 番地 1	民間工場 及び作業所	密封された 放射性同位元素
イナザワ防災(株)	池部 2 丁目 83 番地	民間工場 及び作業所	密封された 放射性同位元素

※ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて文部科学大臣の許可を受け、又は、同大臣に届け出た放射性同位元素等の使用事業所である。

10 変電所等

(1) 東海旅客鉄道株式会社 (JR 東海)

き電区分所名	所在地
稲沢	稲沢市浅井町宮前

(2) 名古屋鉄道株式会社

変電所名	所在地
国府宮	稲沢市国府宮一丁目 7-1

第7 輸送・交通関係

1 防災活動拠点

地区名	施設名	面積 ha	付帯 施設	備考1	備考2	施設 管理者	施設 電話番号
稲沢市 千代	市陸上競技場	3.1	管理棟	駐車場 158台	へリ可能	市	(0587) 36-1226
稲沢市 祖父江町	国営木曾三川 公園ワイルドネイチャ ープラザ	26.7		駐車場 630台	へリ可能	国土 交通省	(0586) 51-7105
稲沢市 祖父江町	祖父江ワイルドネイ チャー緑地	9.8		駐車場 68台	へリ可能	市	(0587) 32-1111
稲沢市 平和町	六輪グラウンド	1.7	倉庫	駐車場 40台	防火水槽・耐震性貯水槽	市	(0567) 46-4666

2 緊急輸送道路網

参考編 33 稲沢市防災地図 図-1 防災施設及び緊急輸送・重要物流道路図参照

3 道路通行規制区間

(1) 特殊通行規制区間

担当 事務所	道路名		規制区間		通行予備 規制（通 行注意） 気象条件	通行規則 （通行 止） 気象条件	注意 内容	備考
	種別	路線名	区間	区間長 (km)				
一宮	主要 地方道	(62) 春日井 稲沢	稲沢市 正明寺 2丁目 稲沢市 高御堂町	0.33	冠水深 0.05m	冠水深 0.10m	冠水	名鉄本線交差 稲沢アンダーパス

(2) 災害時の交通規制対象路線

区分	路線名・路線番号	起点	終点	距離 (km)
優先路線	(主要地方道) 春日井稲沢線・62	春日井市大和通2 (大和通2交差点)	稲沢市下津町 (下津交差点)	9.2
重点路線	(主要地方道) 岐阜稲沢線・14	一宮市木曾川町 (木曾川橋)	稲沢市重本町 (市役所前交差点)	12.8
	(主要地方道) 一宮蟹江線・65	稲沢市重本町 (市役所前交差点)	海部郡蟹江町 (芝切交差点)	14.0
	(主要地方道) 名古屋祖父江線・67	西区枇杷島町1 (上更交差点)	稲沢市梅須賀町 (梅須賀交差点)	9.6
	(県道) 給父清須線・128	愛西市藤ヶ瀬町 (藤ヶ瀬交差点)	稲沢市祖父江町 (甲新田交差点)	2.8
	(県道) 一宮津島線・129	一宮市起字堤町 (濃尾大橋)	稲沢市祖父江町 (五ツ屋交差点)	10.3
	(県道) 馬飼井堀線・130	稲沢市梅須賀町 (梅須賀交差点)	稲沢市祖父江町 (大牧交差点)	5.5
(県道) 名古屋一宮線・190	清須市春日 (分地交差点)	一宮市木曾川町 (里小牧交差点)	12.1	

4 市の所有する自動車

常置場所	車種												計
	小型貨物車	軽乗用車	普通特殊車	普通貨物車	普通乗用車	小型乗用車	軽貨物車	普通乗合	小型の貨物車の	大型特殊	小型特殊	ごみ収集車	
市役所	14	21	1		10	6	15		5				72
上下水道庁舎	3					1	13						17
環境センター	3			2	1		6			1	1	4	18
スポーツ課							2						2
祖父江支所						1	1						2
平和支所						1	1						2
地区市民センター							7						7
中央子育て支援センター		1											1
明治スズラン児童センター		1											1
国分保育園							1						1
中央図書館							1						1
美術館							1						1
さくら館								1					1
保健センター	1	2					1						4
保健センター祖父江支所							1						1
稲沢東部学校給食調理場				2			1						3
祖父江給食センター				4									4
平和町学校給食調理場				1			1						2
市民病院		5			2	1	1						9
計	21	30	1	9	13	10	53	1	5	1	1	4	149

(備考) 稲沢市消防本部の所有する車輛を除く。

5 ヘリポート可能箇所

【経度・緯度は世界測地系】

(1) 緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

所在地	名称	電話番号	施設等 管理者	面積 (㎡)	至近水 利まで の距離 (m)	経度 (東経)			緯度 (北緯)			機種別			幅(m)× 長さ(m)
						度	分	秒	度	分	秒	大型	中型	小型	
治郎丸柳町 1-1	治郎丸 中学校	0587 21-4233	学校長	16,100	10	136	48	46	35	15	51			○	110×100
稲沢町前田 365-10	稲沢西 中学校	0587 23-1311	学校長	16,250	10	136	47	30	35	14	46			○	100×100
稲島三丁目 58	稲沢北 小学校	0587 23-1555	学校長	10,550	40	136	47	18	35	15	44			○	75×100
平野町加世 11	稲沢 高等学校	0587 32-3168	学校長	17,400	10	136	47	13	35	14	24			○	100×100
千代七丁目 45	陸上競技 場	0587 36-1226	施設長	23,000	200	136	46	54	35	13	24			○	110×180
船橋町鯉坪 321-1	稲沢市 消防署	0587 22-0119	市長	11,546	100	136	46	27	35	14	52			○	45×50
祖父江町上 牧下川田 456	祖父江 中学校	0587 97-0149	学校長	15,982	100	136	43	15	35	14	53		○		79.21× 200
祖父江町二 俣宮西1-1	杏和高等 学校	0587 97-1311	学校長	51,126	100	136	43	32	35	14	34	○			
祖父江町祖 父江七曲52	祖父江 小学校	0587 97-0127	学校長	18,088	70	136	42	52	35	15	48			○	109×93
平和町平池 七反田53	平和 中学校	0567 46-0524	学校長	19,599	200	136	44	27	35	12	46	○			100×100

(2) 愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場

所在地	名称	経度 (東経)			緯度 (北緯)			所管	電話番号	区分
		度	分	秒	度	分	秒			
千代七丁目 45	稲沢市陸上競技場	136	46	86	35	13	40	教育委員会 スポーツ課	0587 32-1111	夜間
祖父江町地内	祖父江ワイルドネイチャー 緑地	136	41	82	35	15	17	建設部 都市整備課	0587 32-1111	一般

① 場外離着陸場の設置基準

ヘリコプターは、飛行場以外の場所において離陸、着陸を行ってはならないよう規定されていますが、一定の要件を満たした場所については、国土交通大臣の許可を得て離着陸することができます。このような場所を「場外離着陸場」といい、設置基準により主に次のように区分されています。

(ア) 一般離着陸場

(イ) 防災対応離着陸場

なお、防災ヘリコプターの緊急運航時は、許可を必要としません。

② 根拠法令

(ア) 航空法第79条（離着陸場の場所）

(イ) 航空法第 81 条の 2 (搜索又は救助のための特例)

③ 用語の説明

(ア) 一般離着陸場

当該離着陸場の許可を得たヘリコプターは、いかなる目的の使用であっても、離着陸が可能な離着陸場です。

(イ) 防災対応離着陸場

災害時における緊急物資・人員搬送等に使用される離着陸場で次の条件を全て満たさなければなりません。

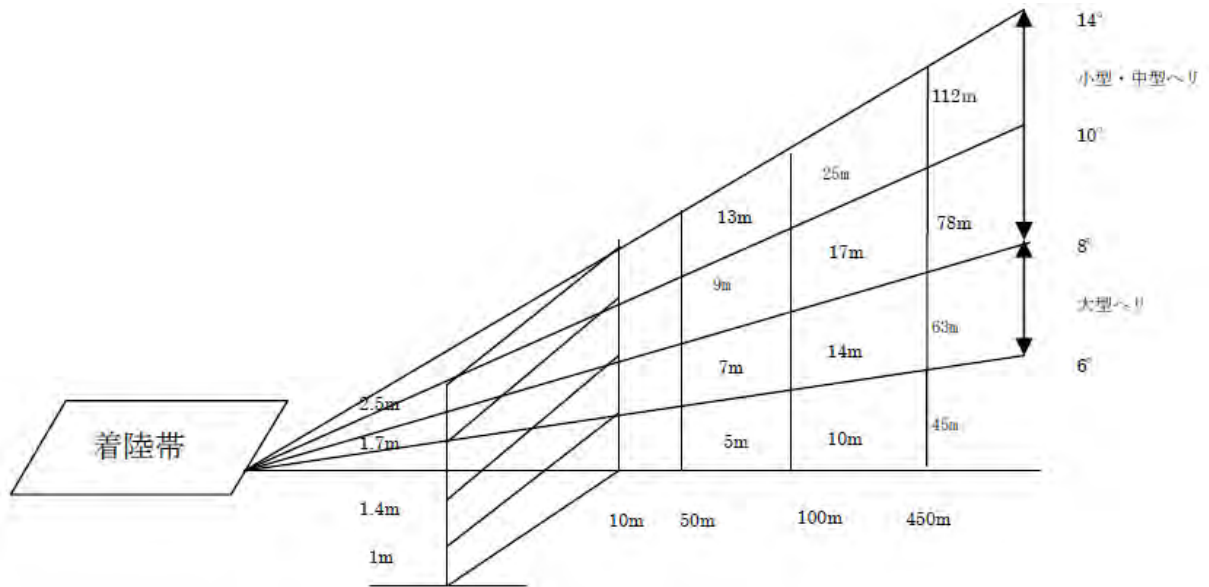
ア 災害時における緊急物資・人員等の搬送及びそのための訓練であること。

イ 地面効果外ホバリング重量の 95%以下の運航であること。

ウ 操縦士の資格は、事業用操縦士以外であること。

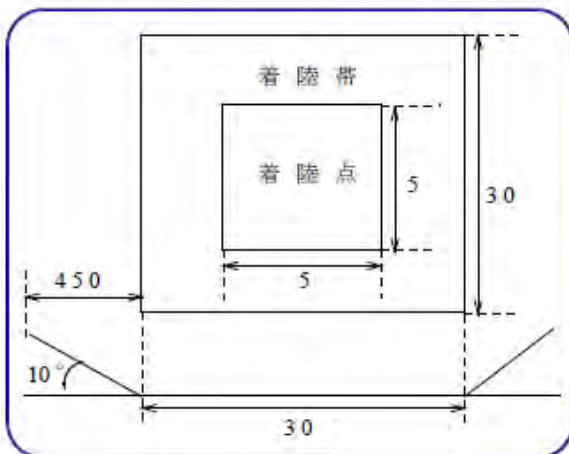
(ただし、上記イ・ウについては、防災ヘリコプター運航上の遵守事項です。)

(3) ヘリコプターの着陸地点及び無障害地帯の基準

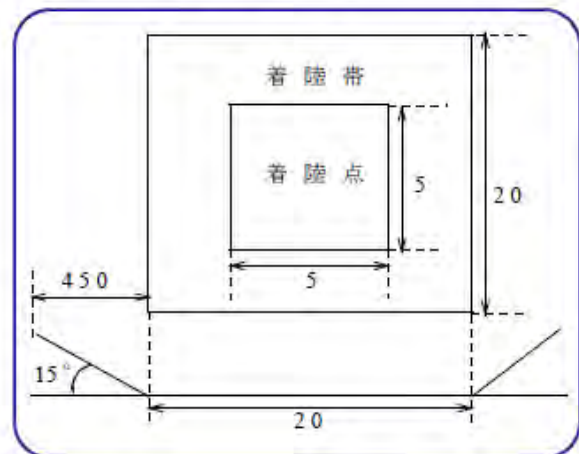


単位(m)

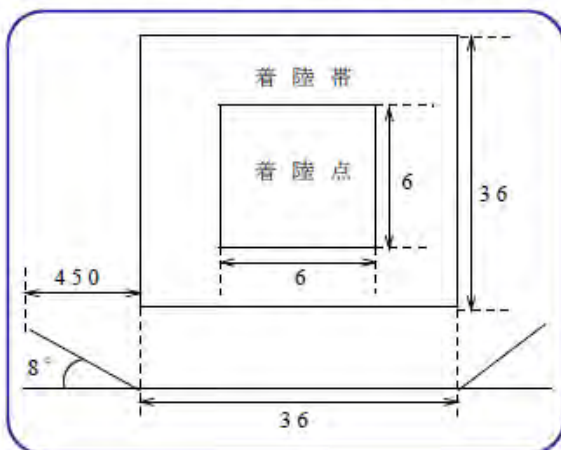
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》



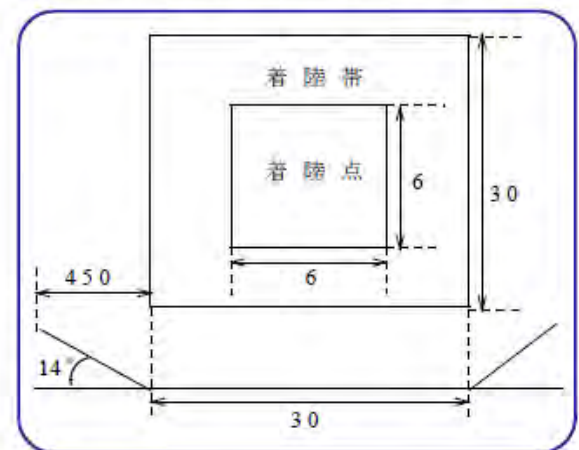
(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》



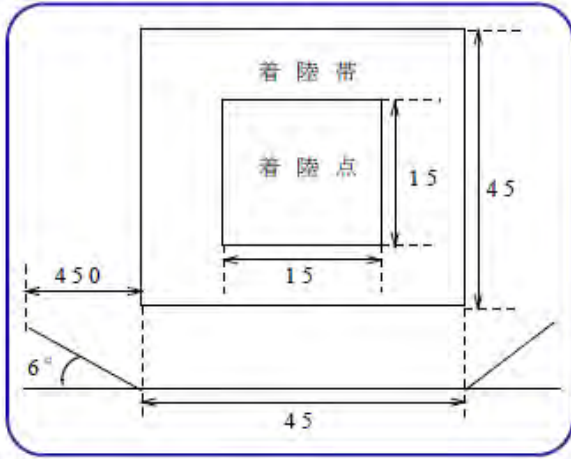
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》



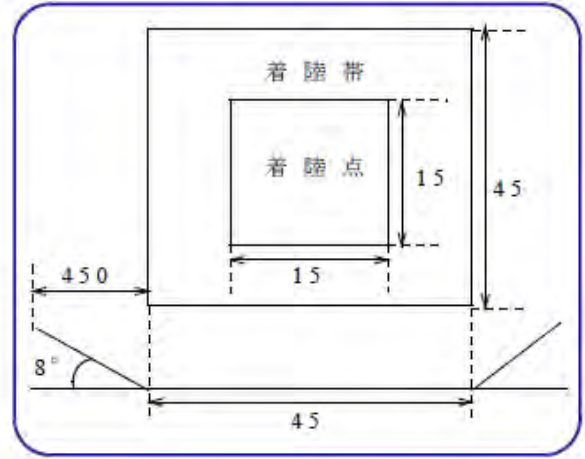
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》



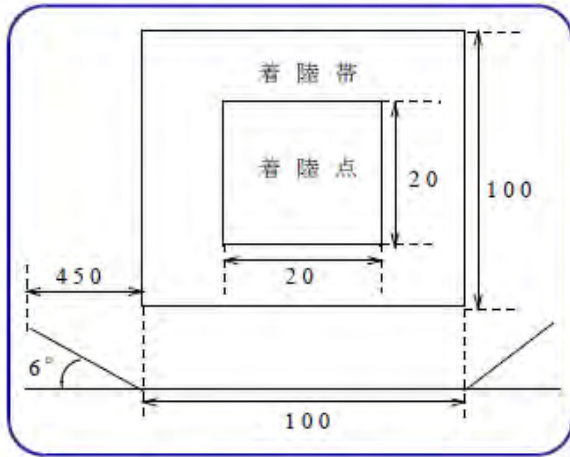
(c-1) 大型機 (UH - 60J) の場合《標準》



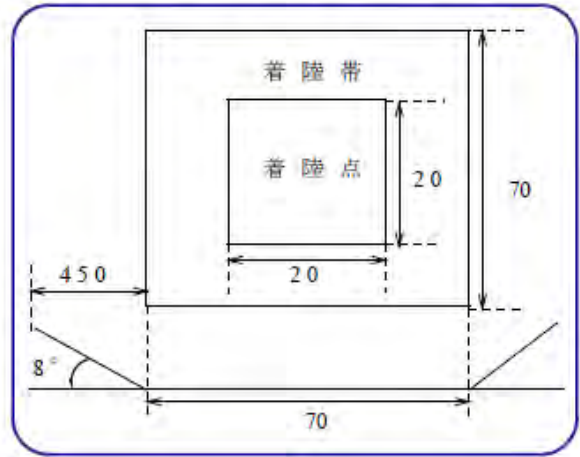
(c-2) 大型機 (UH - 60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機 (CH - 47 及び V - 107) の場合《標準》

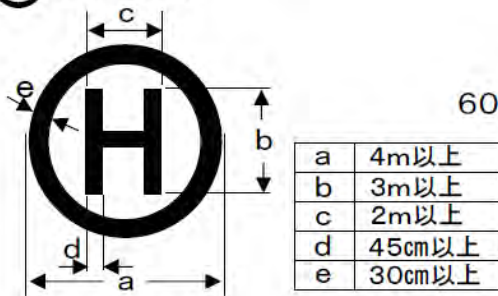


(d-2) 大型機 (CH - 47 及び V - 107) の場合《応急》

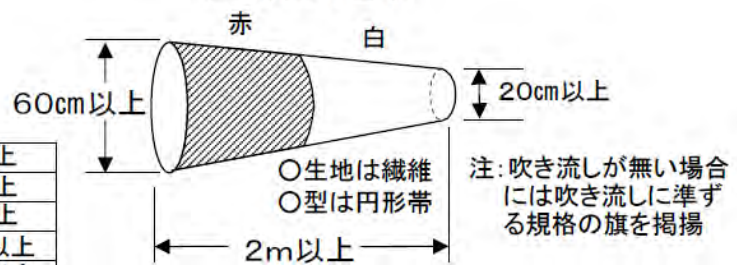


- 1 着陸点には下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

Ⓜ記号の基準



吹き流しの基準



- 2 ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 3 砂塵が巻き上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- 4 ヘリポート付近の住民に対してヘリコプターの離発着時について広報を実施する。
- 5 物資を搭載する場合には、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- 6 着陸帯より内には、関係者以外立ち入らせないようにする。

6 建設機械の調達

(1) 建設業者連絡先

名称	所在地	電話番号	備考
稲沢建設協同組合	御供所町 6-17	32-6151	

(2) 土木業者

会社名	代表者名	会社所在地	電話番号
(株) アミ建設	伊佐治 好人	治郎丸細道町 54	24-7587
市川建設 (株) 稲沢支店	市川 武	稲沢町前田 182-3	32-0847
稲沢建設 (株)	伊東 進	稲島十一丁目 24	21-0342
稲沢造園土木 (株)	山田 壽夫	島新田町 35	32-1357
鶉飼建設 (株)	中島 規行	一色道上町 37	36-0011
永昇建設 (株)	永井 利昌	池部町二丁目 47-1	21-1131
木村建設 (株)	木村 泰久	平和町須ヶ谷郷 526	0567-46-0794
(株) 幸栄組	牛田 晴久	赤池北町 30-1	23-2125
(株) 柴山健工務店	渡邊 洋二	日下部西町一丁目 5-2	21-2525
(株) 秀興組	児島 秀則	祖父江町野田 1122	97-2231
澄川建設 (株)	澄川 隆昭	祖父江町祖父江外平 150-66	97-0083
(株) 角田組	角田 守康	平和町勝幡新田 112	0567-46-1059
稲栄産業 (株)	兼脇 俊輔	井之口町大宮浦 5553-7	32-1236
丸金土建 (株)	松岡 実男	祖父江町上牧 886	97-0608
(株) 水谷建設	水谷 光宏	平和町上三宅芳山 50	0567-46-0070
(有) 水野組	水野 充貴	附島町郷前 14	36-2052
(株) 宮崎建設	宮崎 豊	増田南町 78	32-4508
美吉建設 (株)	吉川 貴祥	松下一丁目 14-11	33-1231
山一建設 (株)	山田 純也	小沢二丁目 9-18	32-6125
山正建設 (株)	亀山 真由美	平和町下起南 153	0567-46-1147
山田建設 (株)	山田 孝作	稲沢町北山 49	32-1148

(3) 建築業者

会社名	代表者名	会社所在地	電話番号
稲東建設 (株)	佐藤 肇修	正明寺一丁目 5-8	32-1006
(株) 鶉飼組	鶉飼 博信	祖父江町森上本郷九 19-2	97-0269
(株) 大崎工務店	大崎 康正	竹腰東町 32	32-6955
(株) 川合工務店	川合 正剛	祖父江町祖父江下川田 35-13	97-0545
タイガーハウス工業 (株) 稲沢営業所	服部 泰	平和町横池本田 396	0567-46-3156
宅見木材 (株)	宅見 俊浩	平和町嫁振東 28	0567-46-0110
寺西建設 (株)	寺西 朝一	大矢町村内中 76	36-1276
(株) 平井建設	平井 正行	奥田白山町 55	32-1038

(4) 稲沢市水道事業指定給水装置工事事業者

事業者名	事業所所在地	電話番号
(株)伊藤水道	日下部中町七丁目 18 番地	0587-32-3829
(株)永井水道設備	横地一丁目 15 番地	0587-32-2497
(有)稲沢管機	井之口大宮町 64 番地	0587-32-3336
柴田管工業	正明寺一丁目 15 番 15 号	0587-32-1336
船橋設備(株)	奥田立長町 75 番地	0587-32-6318
(有)稲沢設備	北島町中切 78 番地	0587-36-1349
(株)川村水道設備	一色巡見町 138 番地	0587-36-1803
(有)滝川水道	矢合町 2590 番地の 3	0587-36-2816
(有)ケイケイ工業	東畑二丁目 75 番地	0587-21-7051
中島工業(株)稲沢支店	重本一丁目 48 番地	0587-32-2120
(有)井戸甚施設工業所	祖父江町上牧西 120 番地	0587-97-0121
(有)小山鉄工建設	祖父江町上牧 565 番地の 10	0587-97-0529
(有)丸甲水道	祖父江町三丸刈二段割 65 番地	0587-97-2839
祖父江設備	祖父江町山崎鶴塚 15 番地	0587-97-6932
大野設備工業(株)稲沢支店	平和町西光坊新町 6 番地	0567-46-2215
市川建設(株)稲沢支店	稲沢町前田 182 番地の 3	0587-32-0847
(有)オザワ水道工事	木全二丁目 125 番地	0587-21-5331
光設備(株)	横地一丁目 62 番地	0587-24-8578
オケコウ住設	小沢三丁目 11 番 7 号	0587-32-3640
イワタニ東海(株)名古屋支店	下津大門町 84 番地	0587-23-2181
安井電気(株)	西溝口町南郷 69 番地 2	0587-36-0803
稲菱テクニカ(株)	菱町 1 番地	0587-24-5657
山一建設(株)	小沢二丁目 9 番 18 号	0587-32-6125
(有)剛和設備	祖父江町四貫東堤外 1059 番地 56	0587-97-1357
(有)カトウエンヂニア	西島二丁目 102 番地	0587-36-1715
三和設備	祖父江町二俣上川原 61 番地	0587-97-3335
永昇建設(株)	池部町二丁目 47 番地の 1	0587-21-1131
稲沢建設(株)	稲島十一丁目 24 番地	0587-21-0342
山正建設(株)	平和町下起南 153 番地	0567-46-1147
木村建設(株)	平和町須ヶ谷郷 526 番地	0567-46-0794
(株)柴山健工務店	日下部西町一丁目 5 番の 2	0587-21-2525
美吉建設(株) (工事部)	祖父江町上牧 755 番地	0587-97-1231
鵜飼建設(株)	一色道上町 37 番地	0587-36-0011
伸榮商事(株)	奥田大門町 4 番地	0587-32-2008
(株)秀興組	祖父江町野田 1122 番地	0587-97-2231
(有)大葉	駅前一丁目 8 番 23 号	0587-32-0607
稲栄産業(株)	井之口町大宮前 5553 番地 7	0587-32-1236
(株)山新工務店	奥田白山町 70 番地	0587-21-0436
(株)ヤママ住設稲沢支店	矢合町 1525 番地	0587-81-5304
(株)名西ライフライン	日下部中町四丁目 83 番地	0587-21-2524
(株)小島工業	祖父江町祖父江八反畑 199 番地 1	0587-50-6155
カトウウォーターワークス	祖父江町野田神葭場 1327 番地	0587-97-6028
(株)アースアンドウォーター 名古屋第 2 営業所	松下一丁目 8 番 9 号松下一丁目事務所 1 F	0587-81-4700
吉北設備	祖父江町三丸刈郷裏 63 番地 3	0587-22-8006
スイセイ設備	重本三丁目 34 番地	0587-23-7962
(株)幸栄組	赤池北町 30 番地 1	0587-23-2125
村瀬設備	下津鞍掛一丁目 10 番地 9	0587-21-9309

(5) 災害時資材供給事業者

会社名	会社所在地	電話番号
株式会社カトカン	一宮市萩原町中島字道場 42 番地	0586-69-0165
安田株式会社名古屋支店	名古屋市中区千代田四丁目 23 番 2 号	052-321-2571
大成機工株式会社名古屋支店	名古屋市中村区名駅三丁目 22 番 8 号	052-551-0461
コスモ工機株式会社名古屋支店	名古屋市中区栄二丁目 4 番 18 号	052-253-7180
クボタ環境エンジニアリング(株)中部支店	名古屋市中村区名駅三丁目 22 番 8 号	052-564-5050

第8 災害時応援要員の確保関係

1 稲沢市防災ボランティアグループ

グループ名	代表者 氏名	活動員	活動 内容	活動 地域	設立年月日
防災ボランティア稲沢	佐藤宜一	33	防災・減災活動	稲沢市	H17.4.1

2 自主防災組織

地区名	組織数
稲沢	28
小正	23
下津	10
千代田	18
明治	32
大里西	23
大里東	19
祖父江	71
平和	27
計	251

3 愛知県登録防災ボランティアグループ

登録証 番号	グループ名	代表者 氏名	活動員	活動 内容	活動 地域	登録証 交付年月日
10 消第 21-1 号	稲沢ハムクラブ	野尻正己	13	アマチュア無線	稲沢市	H10.4.1
26 防危第 171-2 号	豊田合成(株)アマチュア無線クラブ	近藤慶彰	11	アマチュア無線	愛西市、津島市、稲沢市、一宮市、清須市、あま市、名古屋市	H27.1.28

第10 指定緊急避難場所・指定避難所

1 指定緊急避難場所

(1) 避難場所

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類				面積 (㎡)	電話番号
			洪水	内水 氾濫	地震	高潮		
1	稲沢中学校	正明寺二丁目1番1号	○	○	○		9,300	32-2168
2	明治中学校	片原一色町小山1番地	○	○	○		14,400	36-1323
3	千代田中学校	福島町比舎田17番地	○	○	○		13,700	36-2202
4	大里中学校	奥田寺切町69番地	○	○	○		10,800	32-2036
5	治郎丸中学校	治郎丸柳町1番地1	○	○	○		16,100	21-4233
6	稲沢西中学校	稲沢町前田365番地10	○	○	○		16,200	23-1311
7	大里東中学校	日下部北町三丁目68番地	○	○	○		19,500	23-2021
8	稲沢東小学校	長野六丁目50番地	○	○	○		9,000	32-0044
9	稲沢西小学校	稲葉五丁目9番1号	○	○	○		8,700	21-1047
10	清水小学校	清水寺前町126番地	○	○	○		8,800	36-0401
11	片原一色小学校	一色中屋敷町64番地	○	○	○	○	5,400	36-0264
12	国分小学校	矢合町三島屋敷3440番地	○	○	○		7,300	36-2119
13	千代田小学校	福島町比舎田102番地	○	○	○		6,500	36-2203
14	坂田小学校	坂田町狐沢18番地	○	○	○	○	10,300	36-0621
15	大里西小学校	奥田計用町107番地	○	○	○		5,700	32-2032
16	大里東小学校	日下部北町一丁目27番地	○	○	○		9,900	32-2009
17	下津小学校	下津ふじ塚町83番地	○	○	○		6,500	32-7612
18	大塚小学校	大塚北九丁目68番地	○	○	○		9,600	21-5955
19	稲沢北小学校	稲島三丁目58番地	○	○	○		10,600	23-1555
20	高御堂小学校	高御堂十丁目3番1号	○	○	○		9,100	23-2020
21	小正小学校	小池正明寺町東川田4100番地	○	○	○		12,800	23-2424
22	総合体育館	朝府町5番1号	○	○	○	○	4,800	23-2944
23	勤労福祉会館	朝府町5番1号	○	○	○	○		
24	稲沢高等学校	平野町加世11番地	○	○	○		17,400	32-3168
25	稲沢東高等学校	大塚南六丁目33番地	○	○	○		34,300	21-2631
26	名古屋文理大学 文化フォーラム (稲沢市民会館)	正明寺三丁目114番地	○	○	○		4,500	24-5111
27	祖父江中学校	祖父江町上牧下川田456番地	○	○	○	○	10,000	97-0149
28	祖父江小学校	祖父江町祖父江七曲52番地	○	○	○	○	9,000	97-0127
29	山崎小学校	祖父江町山崎二本木70番地	○	○	○	○	3,900	97-0031
30	領内小学校	祖父江町二俣上川原706番地	○	○	○	○	6,000	97-0246
31	丸甲小学校	祖父江町甲新田芝八5番地2	○	○	○	○	5,000	97-0307
32	牧川小学校	祖父江町両寺内砂崎990番地	○	○	○	○	6,400	97-0112
33	長岡小学校	祖父江町馬飼449番地1	○	○	○	○	5,600	97-0141
34	祖父江町体育館	祖父江町山崎下枇486番地1	○	○	○	○	6,000	97-2100
35	杏和高等学校	祖父江町二俣宮西1番地1	○	○	○	○	34,733	97-1311
36	法立小学校	平和町法立東瀬古7番地	○	○	○	○	4,000	0567- 46-0572
37	六輪小学校	平和町塩川52番地	○	○	○	○	3,500	0567- 46-0528

38	六輪小学校	平和町塩川52番地	○	○	○	○	3,500	0567-46-0528
39	三宅小学校	平和町下三宅北出1番地	○	○	○	○	3,200	0567-46-0503
40	平和町体育館	平和町中三宅二丁目割35番地	○	○	○	○	3,700	0567-46-4666

(2) 一時避難場所

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類				面積 (㎡)
			洪水	内水 氾濫	地震	高潮	
1	白山公園	正明寺二丁目8番2	○	○	○		2,622
2	高御堂公園	高御堂一丁目19番	○	○	○		3,200
3	松下公園	松下二丁目4番	○	○	○		1,654
4	小沢菅原公園	小沢二丁目6番	○	○	○		8,014
5	北出公園	松下二丁目17番	○	○	○		3,653
6	国府宮前田公園	国府宮三丁目8番	○	○	○		2,644
7	吹上公園	正明寺一丁目21番	○	○	○		8,831
8	宮浦公園	小池一丁目14番	○	○	○		3,762
9	長野公園	長野二丁目4番	○	○	○		3,431
10	石田公園	駅前二丁目42番	○	○	○		1,542
11	駅前公園	駅前三丁目10番	○	○	○		4,809
12	小池公園	小池三丁目7番	○	○	○		2,899
13	小正中央公園	小池二丁目20番	○	○	○		8,630
14	正明寺公園	正明寺二丁目20番	○	○	○		2,693
15	日下部公園	日下部中町四丁目1番地1	○	○	○		2,681
16	千代公園	千代七丁目46番地	○	○	○		2,500
17	長出公園	長野一丁目4番地8	○	○	○		2,405
18	西島公園	西島一丁目47番地	○	○	○		2,924
19	北市場美濃路公園	北市場本町一丁目4番地1	○	○	○		2,800
20	北市場町東公園	北市場本町三丁目4番地2	○	○	○		1,200
21	片原一色公園	片原一色町小山99番地	○	○	○		4,839
22	西光坊公園	平和町西光坊大門北72番地	○	○	○	○	1,600
23	下三宅農村公園	平和町下三宅郷内213番地1	○	○	○	○	2,876
24	鷺尾農村公園	平和町鷺尾111番地1	○	○	○	○	6,950
25	嫁振農村公園	平和町嫁振80番地1	○	○	○	○	2,739
26	稲沢公園	稲沢町下田150番地8	○	○	○		40,409
27	平和中央公園	平和町下三宅沼838番地	○	○	○	○	17,158
28	奥田公園	奥田酒伊町1番地3	○	○	○		14,300
29	洲原公園	稲島町洲原東4639番地7	○	○	○		1,750
30	手枕公園	国府宮町手枕100番地123	○	○	○		663
31	治郎丸神木公園	治郎丸神木町4番地2	○	○	○		650
32	おりづふれあい広場公園	下津南山一丁目2番	○	○	○		2,000
33	小井戸なごみ公園	下津北山一丁目6番	○	○	○		2,043
34	西町てんま公園	西町二丁目40番地	○	○	○		1,200

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類				面積 (㎡)
			洪水	内水 氾濫	地震	地震	
35	国府宮ふれあい公園	国府宮一丁目8番地10	○	○	○		3,168
36	北島陽春公園	北島三丁目91番地1	○	○	○		1,957
37	長束・梅公園	長束町座守1番地1	○	○	○		2,197
38	陸田どんぐり公園	陸田栗林一丁目10番地1	○	○	○		1,999
39	国府宮じんでん公園	国府宮神田町9番地	○	○	○		1,789
40	グリーン・スパーク中央公園	長野七丁目2番	○	○	○		5,057
41	陸田宮前公園	陸田宮前一丁目6番	○	○	○		2,000
42	陸田宮前ひまわり公園	陸田宮前一丁目2番	○	○	○		2,000
43	みゆき公園	高御堂五丁目141番地	○	○	○		2,537
44	どうこう公園	西町三丁目75番地	○	○	○		3,500
45	込野農村広場	込野町元屋敷84番地	○	○	○	○	10,531
46	さくら広場	国府宮四丁目16番地14	○	○	○		593
47	もみじ広場	国府宮四丁目9番地4	○	○	○		448
48	さるすべり広場	国府宮四丁目14番地8	○	○	○		842
49	稲沢緑地	稲沢町前田365番地14	○	○	○		971
50	ひいらぎ広場	国府宮四丁目16番地12	○	○	○		548
51	稲沢駅東多目的広場	下津北山一丁目16番地1	○	○	○		5,695
52	かなしんでん公園	西町一丁目53番地2	○	○	○		2,500
53	かたまち希望の丘公園	下津穂所二丁目5番地1	○	○	○		1,939
54	新町いこいの森公園	下津北山二丁目8番地1	○	○	○		2,001
55	大江川親水公園	東畑七丁目47番地	○	○	○		7,700
56	文化の丘公園	長束町沼100番地5	○	○	○		9,900
57	西町公園	西町二丁目134番地	○	○	○		8,000
58	祖父江ぎんなんパーク	祖父江町山崎江代23番地2	○	○	○	○	12,424
59	目比親水公園	目比町土井1460番地	○	○	○	○	6,500

2 指定避難所

(1) 避難所

NO	施設名	収容人数 (人)※	住所	電話番号
1	稲沢中学校	560	正明寺二丁目1番1号	32-2168
2	明治中学校	560	片原一色町小山1番地	36-1323
3	千代田中学校	560	福島町比舎田17番地	36-2202
4	大里中学校	560	奥田寺切町69番地	32-2036
5	治郎丸中学校	560	治郎丸柳町1番地1	21-4233
6	稲沢西中学校	560	稲沢町前田365番地10	23-1311
7	大里東中学校	560	日下部北町三丁目68番地	23-2021
8	稲沢東小学校	250	長野六丁目50番地	32-0044
9	稲沢西小学校	250	稲葉五丁目9番1号	21-1047
10	清水小学校	210	清水寺前町126番地	36-0401
11	片原一色小学校	210	一色中屋敷町64番地	36-0264
12	国分小学校	210	矢合町三島屋敷3440番地	36-2119
13	千代田小学校	210	福島町比舎田102番地	36-2203
14	坂田小学校	210	坂田町狐沢18番地	36-0621
15	大里西小学校	250	奥田計用町107番地	32-2032
16	大里東小学校	210	日下部北町一丁目27番地	32-2009
17	下津小学校	210	下津ふじ塚町83番地	32-7612
18	大塚小学校	210	大塚北九丁目68番地	21-5955
19	稲沢北小学校	210	稲島三丁目58番地	23-1555
20	高御堂小学校	210	高御堂十丁目3番1号	23-2020
21	小正小学校	210	小池正明寺町東川田4100番地	23-2424
22	総合体育館	680	朝府町5番1号	23-2944
23	勤労福祉会館 多目的ホール	120		
24	稲沢高等学校	340	平野町加世11番地	32-3168
25	稲沢東高等学校	430	大塚南六丁目33番地	21-2631
26	名古屋文理大学 文化フォーラム (稲沢市民会館) 小ホール	80	正明寺三丁目114番地	24-5111
27	祖父江中学校	670	祖父江町上牧下川田456番地	97-0149
28	祖父江小学校	200	祖父江町祖父江七曲52番地	97-0127
29	山崎小学校	220	祖父江町山崎二本木70番地	97-0031
30	領内小学校	210	祖父江町二俣上川原706番地	97-0246
31	丸甲小学校	200	祖父江町甲新田芝八5番地2	97-0307
32	牧川小学校	140	祖父江町両寺内砂崎990番地	97-0112
33	長岡小学校	140	祖父江町馬飼449番地1	97-0141
34	祖父江町体育館	630	祖父江町山崎下枇486番地1	97-2100
35	杏和高等学校	420	祖父江町二俣宮西1番地1	97-1311
36	法立小学校	180	平和町法立東瀬古7番地	0567-46-0572
37	六輪小学校	220	平和町塩川52番地	0567-46-0528
38	三宅小学校	180	平和町下三宅北出1番地	0567-46-0503
39	平和中学校	320	平和町平池七反田53番地	0567-46-0524
40	平和町体育館	530	平和町中三宅二丁割35番地	0567-46-4666

※ 収容人数については、避難所生活が長期化した場合に必要面積を、一人あたり3㎡とし算定している。

ただし、感染症等の状況により、収容人数が変動する可能性がある。

(2) 二次的避難所（福祉避難所）

NO	施設名	収容可能面積(m ²)	住所	電話番号
1	老人福祉センター さくら館	279.70	奥田神ノ木町55番地	23-2941
2	稲葉老人福祉センター あすなろ館	199.25	稲葉二丁目11番5号	24-1810
3	千代田老人福祉センター しいのき館	160.10	福島町中浦25番地	36-2375
4	下津老人福祉センター くすのき館	88.20	下津高戸町58番地	23-0771
5	稲沢東老人福祉センター はなみずき館	123.50	治郎丸白山町35番地1	23-5701
6	明治老人福祉センター けやき館	262.20	平江向町108番地	36-8567
7	大里東老人憩いの家 つつじ館	123.50	六角堂西町二丁目1番地	23-7770
8	祖父江老人福祉センター いちょう館	344.10	祖父江町山崎下枇486番地1	97-2100
9	祖父江ふれあいの郷	827.20	祖父江町祖父江柿ノ木104番地1	98-2135
10	大里西保育園	418.04	高重西町123番地1	32-5922
11	下津保育園	496.80	下津住吉町42番地	32-6348
12	片原一色保育園	337.85	一色神宮町63番地	36-0323
13	国分保育園	372.40	矢合町3368番地3	36-2414
14	駅前保育園	481.86	駅前二丁目25番29号	21-1311
15	子生和保育園	531.79	子生和小原町34番地	32-7824
16	高御堂中央保育園	664.13	高御堂十丁目2番4号	21-2230
17	奥田保育園	577.89	奥田神ノ木町11番地	21-9400
18	大塚保育園	620.21	大塚北八丁目36番地	23-3151
19	祖父江保育園	445.50	祖父江町祖父江七曲159番地	97-3358
20	牧川保育園	448.64	祖父江町両寺内札古東8番地	97-4410
21	丸甲保育園	455.22	祖父江町甲新田芝原下73番地	97-4610
22	領内保育園	786.69	祖父江町二俣上川原618番地	97-0755
23	長岡保育園	478.71	祖父江町馬飼379番地	97-2791
24	山崎保育園	362.88	祖父江町山崎二本木219番地	97-4020
25	梅檀保育園	54.95	稲葉二丁目4番7号	32-6290
26	小正保育園	160.56	小池二丁目10番5号	23-5421
27	小鳩保育園	119.86	池部町一丁目22番地	32-6293
28	稲沢保育園	121.69	稲島七丁目75番地1	21-2404

29	和光こども園	180.53	駅前三丁目7番22号	32-6297
30	千代田保育園	98.69	坂田町貴船13番地	36-1530
31	附島保育園	131.80	附島町屋敷48番地1	36-3722
32	大里東みどり保育園	54.60	六角堂西町一丁目1番地5	32-0457
33	みのり保育園	88.00	増田東町192番地	32-6810
34	信竜保育園	151.61	大塚南四丁目36番地	32-7700
35	明治保育園	139.21	浅井町八神21番地	36-5630
36	みずほ保育園	64.05	井之口大坪町79番地	23-4455
37	めばえ保育園	22.14	下津森町68番地	23-4811
38	信竜国府宮保育園	35.30	松下一丁目2番1号国府宮ビル2F	23-0555
39	特別養護老人ホーム 信竜	162.45	大塚北九丁目45番地	33-0550
40	特別養護老人ホーム すずの郷	30.00	船橋町江向193番地1	23-6970
41	特別養護老人ホーム すずの郷西館	15.00	船橋町江向131番地	23-6970
42	特別養護老人ホーム 大和の里	96.10	六角堂東町一丁目3番地6	23-7700
43	特別養護老人ホーム 第二大和の里	227.88	井堀野口町27番地	36-8011
44	特別養護老人ホーム 祖父江グリーンハウス	123.20	祖父江町祖父江中沼15番地	97-8311
45	特別養護老人ホーム 寿敬園	92.91	平和町観音堂東海塚26番地	0567-46- 1175
46	障害者支援施設 ルミナス	67.71	平和町観音堂東海塚33番地	0567-46- 1200
47	愛厚はなのきの里	80.36	祖父江町祖父江寺西14番地10	97-2226
48	愛知文教女子短期大学付 属第一幼稚園	320.43	西町二丁目35-17	32-4034
49	愛知真和学園第二幼稚園	429.00	高御堂五丁目148	32-0738
50	大里双葉幼稚園	131.50	井之口北畑町226	23-5874
51	祖父江幼稚園	159.30	祖父江町祖父江下沼220	97-0153
52	そぶえ福祉園	116.78	祖父江町上牧西6番地	97-9171
53	へいわこども園	59.19	平和町横池中之町138番地	0567-46- 0415
54	ケアハウス信竜	90.27	大塚北九丁目34番地1	33-0313
55	ケアハウス信竜2号館	90.03	大塚北九丁目33番地	33-0015

3 自主避難所

NO	施設名	収容可能面積(m ²)	住所	電話番号
1	祖父江支所	50.00	祖父江町山崎鶴塚275-1	97-2121
2	平和支所	117.00	平和町中三宅二丁割60	0567-46-1111
3	明治市民センター(明治公民館)	49.00	中野宮町48番地	36-1074
4	千代田市民センター(千代田公民館)	49.00	福島町中浦25番地	36-2305
5	大里西市民センター(大里西公民館)	49.95	奥田中切町32番地1	32-2001
6	大里東市民センター(大里東公民館)	49.00	六角堂西町二丁目1番地	23-7770
7	下津市民センター(下津公民館)	87.00	下津高戸町58番地	23-0771
8	稲沢市民センター(稲沢公民館)	49.00	稲葉二丁目11番5号	24-1810
9	小正市民センター(総合文化センター)	49.00	国府宮三丁目1番1-101号	21-8000

第 1 1 医療・衛生関係

1 災害拠点病院

医圏域	災害拠点病院の種類	病院名	所在地	直近ヘリポート 可能か所	
				名称・ 所在地	距離 (km)
名古屋 医療圏	中核	名古屋市立大学 医学部附属東部医 療センター	千種区若水 一丁目 2-23	屋上ヘリポート	0.0
	地域	名古屋市立大学 医学部附属西部医 療センター	北区平手町 1-1-1	屋上ヘリポート	0.0
	中核	日本赤十字社愛知 医療センター名古 屋第一病院	中村区道下町 3-35	屋上ヘリポート (本病院内)	0.0
	中核	独立行政法人 国立病院機構 名古屋医療センター	中区三の丸 4-1-1	名城公園 (北区名城 一丁目)	0.6
	中核	日本赤十字社愛知 医療センター名古 屋第二病院	昭和区妙見町 2-9	屋上ヘリポート (3病棟内)	0.0
	地域	名古屋大学 医学部附属病院	昭和区鶴舞町 65	屋上ヘリポート	0.0
	中核	名古屋市立 大学病院	瑞穂区瑞穂町 字川澄 1	屋上ヘリポート	0.0
	中核	名古屋掖済会病院	中川区松年町 4-66	屋上ヘリポート	0.0
	地域	独立行政法人 労働者健康 安全機構 中部労災病院	港区港明 一丁目 10-6	港特別支援学校 グラウンド (港区港明一丁目)	0.2
	中核	独立行政法人地域 医療機能推進機構 中京病院	南区三条 1-1-10	屋上ヘリポート	0.0
	地域	名古屋記念病院	天白区平針 四丁目 305	平針北小学校 グラウンド (天白区平針一丁目)	0.8

海部 医療圏	地域	津島市民病院	津島市橋町 3-73	屋上ヘリポート	0.0
	中核	愛知県厚生農業 協同組合連合会 海南病院	弥富市前ヶ須町 南本田 396	屋上ヘリポート	0.0
尾張東部 医療圏	基幹	藤田医科大学病院	豊明市沓掛町 田楽ヶ窪 1-98	屋上ヘリポート	0.0
	基幹	愛知医科大学病院	長久手市岩作 雁又 1-1	病院敷地内	0.0
	中核	公立陶生病院	瀬戸市西迫分町 160	屋上ヘリポート	0.0
尾張西部 医療圏	地域	愛知県厚生農業 協同組合連合会 稲沢厚生病院	稲沢市祖父江町 本甲拾町野 7	市立祖父江中学校 グラウンド（稲沢市 祖父江町上牧下川 田）	1.8
	中核	一宮市立市民病院	一宮市文京 二丁目 2-22	屋上ヘリポート	0.0
	中核	総合大雄会病院	一宮市桜 一丁目 9-9	屋上ヘリポート	0.0
尾張北部 医療圏	中核	愛知県厚生農業 協同組合連合会 江南厚生病院	江南市高屋町 大松原 137	屋上ヘリポート	0.0
	中核	小牧市民病院	小牧市常普請 1-20	中島スポーツ広場 グラウンド（小牧市 常普請 3）	0.7
	中核	春日井市民病院	春日井市鷹来町 1-1-1	前高グラウンド（春 日井市西高山町）	2.6

※ 災害拠点病院の種類のうち

「基幹」は、基幹災害医療センター

「中核」は、地域中核災害医療センター

「地域」は、地域災害医療センター を表す。

2 救急病院・救急診療所の認定状況

名称	所在地	診療科目	電話番号	許可病床
稲沢市民病院	492-8167 長束町沼100	内科、循内、消内、糖内、小児、外科、整外、脳外、皮膚、泌尿、婦人、眼科、耳鼻、口腔、放射、麻酔、リハ	0587-32-2111	320
愛知県厚生農業協同組合連合会 稲沢厚生病院	495-0012 祖父江町本甲拾町野7	内科、循内、消内、糖内、神内、小児、外科、整外、リウ、脳外、皮膚、泌尿、産婦、眼科、耳鼻、精神、リハ、放射、麻酔	0587-97-2131	300
医療法人六輪会 六輪病院	490-1323 平和町塩川104	内科、消化、胃腸、外科、肛門、整外、リハ	0567-46-3515	105

3 廃棄物処理施設

(1) し尿関係

(ア) し尿処理施設

施設名	所在地 電話番号	年間処理量 (kl/年度)		処理方式		処理能力 (kl/日)	建設年度	使用開始年度
		し尿	浄化槽汚泥	汚水処理	汚泥処理			
稲沢市 平和浄化センター	稲沢市 平和町 須ヶ谷 本田 101-1 0567-46-2825	1,869	29,879	好気性消化・活性汚泥処理方法	脱水	120.0	46～47	昭和48年
		779	12,450	好気性消化・活性汚泥処理方法	脱水	50.0	49～50	昭和50年

(イ) コミュニティ・プラント

施設名	所在地	汚水処理量 (m ³ /年度)	処理方法	計画最大 汚水量 (m ³ /年度)	建設 年度	使用開始年度
平六コミプラ 浄化センター	稲沢市平和町 勝幡新田 311	61,567	生物学的 脱窒素	291	10～ 11	平成 12 年度

(ウ) し尿収集運搬機材

市名	許可業者分	
	収集車	
	バキューム車	
	(台)	(k l)
稲沢市	53	207

(2) ごみ関係

(ア) 焼却施設

施設名	所在地 電話番号	年間 処理量 (t/年 度)	焼却対象 廃棄物	施設の 種類	処理 方法	炉型式	処理 能力 (t/ 日)
稲沢市 環境 センター	稲沢市中野 川端町 74 0587- 36-4357	33,984	可燃ごみ 粗大ごみ 不燃ごみ ごみ処理残渣	焼却	ストーカ式 (可動)	全連続 運転	180.0

炉数	建設 年度	使用 開始 年度	余熱利用 の状況	発電 能力 (kW)	発電 効率 (%)	総 発電量 (MWh)	灰処理 設備 の有無 (焼却 灰)	灰処理 設備 の有無 (飛灰)
3	9~ 11	平成 11年度	場内蒸気 発電 (場内外 利用)	2,150	14.1	10,216	薬剤 処理	薬剤 処理

(イ) ごみ収集運搬機材

直営分				委託業者分						許可業者分			
収集車		運搬車 (収集運 搬分門)		収集車		運搬車 (収集運 搬分門)		運搬車 (中間処 理分門)		収集車		運搬車 (収集運 搬分門)	
(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
4	10	3	7	15	42	17	53	22	242	92	313	109	411

4 火葬場

名称	所在地	電話番号	炉数	所管課
稲沢市祖父江斎場	稲沢市祖父江町 拾町野猿尾北 1033-1	97-0004	6	環境施設課

5 防疫用器具機材

名 称	所管課	数量 (台数)	電話番号
薬 剂 散 布 機	環境保全課	3	36-3710
動 力 噴 霧 器		3	
三 兼 機		2	
電 動 噴 霧 器	健康推進課	3	21-2300

第 1 2 ライフライン関係

1 浄水場等施設

施設名	現在能力 (m^3 /日)	所在地	電話番号
尾張水道事務所	169,000	一宮市昭和三丁目 3-28	0586-45-1036
尾張西部浄水場		稲沢市祖父江町祖父江柳原 86	0587-97-1176

2 耐震性貯水槽

飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所			
No.	設置場所	所在地	容量
1	旧祖父江支所	祖父江町上牧下川田 412-7	100 m^3
2	祖父江の森	祖父江町桜方六町 17	100 m^3
3	旧平和支所	平和町横池中之町 138	100 m^3
4	平和町六輪グランド	平和町塩川 90-1	100 m^3
5	文化の丘公園	長東町沼 100-5	40 m^3

3 応急給水用資機材

(1) 応急給水用資機材

名 称		上下水道部
給水タンク 車つき (トン)	2.0 m^3	1
給水タンク なし	1.0 m^3	2
	0.5 m^3	2
ポリ袋 (リットル)	10 <small>リットル</small>	9
水袋 (リットル)	10 <small>リットル</small>	5,200
	6 <small>リットル</small>	10,540
消火栓給水装置		17
水中ポンプ		1
投光機	2灯式	1
可搬消火用ポンプ	75 mm	1

(2) 水源地

名称	場所	配水池容量	電話	備考
石橋浄水場	石橋六丁目 82 番地	23,000 m^3	21-2181	自家発電設備 有
祖父江配水場	祖父江町山崎鶴塚 219 番地	8,000 m^3	97-5633	自家発電設備 有

4 東邦ガス株式会社（※東邦ガスネットワーク株式会社も含む）

(1) お客様連絡窓口

お客さまセンター：0570-783987 [ナビダイヤル]

(2) 事業所所在地

事業所名	電話	担当区域	所在地
笠寺事業所	052-819-1828	港区・瑞穂区・西区・中区・中川区・中村区・南区・熱田区・緑区・あま市・愛西市・稲沢市・蟹江町・大治町・飛島村・清須市・大府市・知多市・津島市・東海市・豊明市・北名古屋市・弥富市	〒457-0058 名古屋市南区前浜通 3-8

(3) 事故発生時連絡先

担当	電話	担当区域
東邦ガスネットワーク(株) 供給防災部 緊急保安センター	052-872-9238	愛知県全供給区域

5 中部電力株式会社

(1) 営業所一覧表

支社、 営業所	営業区域	電話	所在地
一宮 営業所	稲沢市 (平和町を除く)	0120-929-708	〒491-8571 一宮市浜町 6-2
津島 営業所	稲沢市 (平和町)	0120-929-475	〒496-0803 津島市今市場町 4-27-1

第13 連絡先一覧

1 県（防災安全局・災害情報センター）及び地方機関への連絡先

< 県（防災安全局・災害情報センター）への連絡先 >

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備警戒体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階防災安全局内			本庁舎6階災害情報センター		
勤務時間内	NTT	052-961-2111(代表) 内線 2512(災害) 内線 2512(特殊災害) 内線 2522(火災) 内線 2522(危険物) 内線 2539(救急・救助) (直通)052-954-6193(災害・特殊災害) 052-954-6141(救急・救助) 052-954-6144(火災・危険物)			052-971-7104(広報部広報班) 052-971-7105(総括部総括班) 052-961-2111(代表) 内線 5302~5304(総括部総括班) 内線 5306~5307(総括部渉外班) 内線 5314~5316(総括部復旧班) 内線 5308~5310(広報部広報班) 内線 5311~5312(情報部整理班) 内線 5313、5320~5322(情報部局・公共機関班) 内線 5317~5319(情報部方面班) 内線 5339、5340(情報部調査班) 内線 5323~5324(運用部庶務班) 内線 5325~5327(運用部運用班) 内線 5324(運用部財務会計班)		
	NTT FAX	052-954-6912(2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-961-6922(6階災害対策課通信グループ) 052-954-6994(1階消防保安課内(火災・危険物)) 052-954-6913(2階消防保安課内(救急・救助))			052-971-7106 052-971-7103 052-973-4107		
	防災 行政無線	600-2512(災害) 600-2512(特殊災害) 600-2522(火災) 600-2522(危険物) 600-2539(救急・救助)			600-1360~1362(総括部総括班) 600-1363(総括部渉外班) 600-1376(総括部復旧班) 600-1364(広報部広報班) 600-1365(情報部局・公共機関班) 600-1366(情報部方面班) 600-1322(情報部調査班) 600-1321(県警連絡員) 600-1324(自衛隊連絡員)		
	無線 (FAX)	600-1510			600-1514		
勤務時間外	NTT	052-954-6844(宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTT FAX	052-954-6995(宿日直室)			同上		
	防災 行政無線	600-5250、5251、5252、5253(宿日直室)			同上		
	無線 (FAX)	600-4695(宿日直室)			同上		
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp						
	sginfo@pref.aichi.lg.jp						
	aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp						
防災 web メール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp(高度通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)						

< 地方機関への連絡先 >

		平常時	第1非常 配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体 制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		各防災担当課			各災害対策センター又は分室		
尾張 尾張方面本部 尾張県民事務所	NTT	電話	[代表] 052-961-7211 [内線] 2432, 2436, 2437(防災) 2434, 2438(消防) 2433, 2435(保安) [直通] 052-961-1474(防災) 052-961-1464(消防) 052-961-1519(保安)		[代表] 052-961-7211 [内線] 2901, 2428 [直通] 052-973-4595		
		FAX	052-951-9106		052-973-4596		
	防災 行政 無線	電話	無線発信番号-602-1101, 2432, 2436, 2437(防災) 無線発信番号-602-2434, 2438(消防) 無線発信番号-602-2433, 2435(保安)		無線発信番号-602-2901(総括班) 無線発信番号-602-1101(総務班) 無線発信番号-602-1102, 1105, 1106, 2428(情 報班) 無線発信番号-602-2271, 2313(緊急物資チー ム) 無線発信番号-602-1107, 2211, 2296(支援班)		
		FAX	無線発信番号-602-1152		無線発信番号-602-1150		
	e-mail		owari@pref.aichi.lg.jp				
海部 海部方面本部 海部県民事務所	NTT	電話	0567-24-2125(県民防災安全課) 0567-24-2111(代表) 内線 217, 218		0567-24-2111(代表) 内線 612~613(統括部総括班) 0567-26-4866(統括部情報班)		
		FAX	0567-26-0729				
	防災 行政 無線	電話	無線発信番号-603-2-217, 218(防災)		無線発信番号-603-2-612~613(統括部総括班)		
		FAX	無線発信番号-603-1150				
	e-mail		ama@pref.aichi.lg.jp				

2 指定行政機関

機関名	連絡窓口	電話番号	所在地	郵便番号
内閣府	総括担当	03-3501-5408	東京都千代田区永田町 1-6-1	100-8914
	防災計画担当	03-3501-6996		
	被災者生活再建担当	03-3503-9394		
	調査・企画担当	03-3501-5693		
	災害緊急事態対処担当	03-3501-5695		
国家公安委員会		03-3581-0141	東京都千代田区霞が関 2-1-2	100-8974
警察庁	警備局警備運用部	03-3581-0141	東京都千代田区霞が関 2-1-2	100-8974
金融庁	総合政策局総合政策課	03-3506-6000	東京都千代田区霞が関 3-2-1	100-8967
消費者庁	総務課	03-3507-8800	東京都千代田区永田町 3-1-1	100-8958
総務省	官房総務課	03-5253-5111	東京都千代田区霞が関 2-1-2	100-8926
消防庁	防災課	03-5253-7525	東京都千代田区霞が関 2-1-2	100-8927
	応急対策室	03-5253-7527		
	防災情報室	03-5253-7526		
法務省	官房秘書課広報室	03-3580-4111	東京都千代田区霞が関 1-1-1	100-8977
外務省	官房総務課危機管理調整室	03-3580-3311	東京都千代田区霞が関 2-2-1	100-8919
財務省	官房総合政策課	03-3581-4111	東京都千代田区霞が関 3-1-1	100-8940
文部科学省	官房文教施設企画・防災部	03-5253-4111	東京都千代田区霞が関 3-2-2	100-8959
	施設企画課			
文化庁	官房政策課	03-5253-4111	東京都千代田区丸の内 3-2-2	100-8959
厚生労働省	官房総務課	03-5253-1111	東京都千代田区霞が関 1-2-2	100-8916
農林水産省	大臣官房地方課 災害総合対策室	03-3502-8111	東京都千代田区霞が関 1-2-1	100-8950
経済産業省	官房総務課	03-3501-1327	東京都千代田区霞が関 1-3-1	100-8901
資源エネルギー庁	総務課	03-3501-2669	東京都千代田区霞が関 1-3-1	100-8901
中小企業庁	事業環境部企画課	03-3501-1765	東京都千代田区霞が関 1-3-1	100-8912
国土交通省	水管理・国土保全局防災課	03-5253-8111	東京都千代田区霞が関 2-1-3	100-8918
国土地理院	企画部企画調整課	029-864-1111	茨城県つくば市北郷 1	305-0811
気象庁	総務部企画課	03-6758-3900	東京都港区虎ノ門 3-6-9	105-8431
海上保安庁	警備救難部環境防災課	03-3591-6361	東京都千代田区霞が関 2-1-3	100-8976
環境省	官房総務課	03-3581-3351	東京都千代田区霞が関 1-2-2	100-8975
原子力規制委員会	放射線防護企画課	03-3581-3352	東京都港区六本木 1-9-9	106-8450
防衛省	統合幕僚監部参事官付 災害派遣・国民保護班	03-5366-3111	東京都新宿区市谷本村町 5-1	162-8801

3 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	電話番号	所在地	郵便番号
中部管区警察庁	総務監察・広域調整部 広域調整第二課	052-951-6000	名古屋市中区三の丸 2-1-1	460-0001
東海総合通信局	総務部総務課文書係	052-971-9210	名古屋市東区白壁 1-15-1 (名古屋合同庁舎第 3 号館)	461-8795
東海財務局	総務部総務課	052-951-1772	名古屋市中区三の丸 3-3-1	460-8521
東海北陸厚生局	総務課	052-971-8831	名古屋市東区白壁 1-15-1 (名古屋合同庁舎第 3 号館)	461-0011
愛知労働局	総務部総務課	052-972-0251	名古屋市中区三の丸 2-5-1 (名古屋合同庁舎第 2 号館)	460-8507
東海農政局	企画調整室	052-201-7271	名古屋市中区三の丸 1-2-2	460-8516
中部森林管理局	名古屋事務所連絡調整官	052-683-9206	名古屋市熱田区熱田西町 1-20	456-8620
中部経済産業局	総務企画部総務課企画調整係	052-951-2683	名古屋市中区三の丸 2-5-2	460-8510
中部近畿産業保安監督部	管理課	052-951-0558	名古屋市中区三の丸 2-5-2 (中部経済産業局総合庁舎 3 階)	460-8510
中部地方整備局	防災室 運用企画係	052-953-8357	名古屋市中区三の丸 2-5-1 (名古屋合同庁舎第 2 号館)	460-8514
中部運輸局	総務部安全防災・危機管理課	052-952-8049	名古屋市中区三の丸 2-2-1 (名古屋合同庁舎第 1 号館)	460-8528
大阪航空局	中部空港事務所総務課	0569-38-2156	常滑市セントレア 1-1	479-8787

中部地方測量部	防災情報管理官	052-961-5644	名古屋市中区三の丸2-5-1 (名古屋合同庁舎第2号館)	460-0001
名古屋地方気象台	防災グループ	052-751-5124	名古屋市千種区日和町2-18	464-0039
第四管区海上保安本部	警備救難部環境防災課	052-661-1611	名古屋市港区入船2-3-12	455-8528
名古屋海上保安部	警備救難課海上防災係	052-661-1615	名古屋市港区入船2-3-12	455-0032
中部地方環境事務所	総務課	052-955-2130	名古屋市中区三の丸2-5-2	460-0001
近畿中部防衛局	東海防衛支局 施設企画課企画係	052-952-8223	名古屋市中区三の丸2-2-1	460-0001

4 自衛隊

機関名	連絡窓口	電話番号	所在地	郵便番号
陸上自衛隊 第10師団	司令部第3部防衛班	052-791-2191	名古屋市守山区守山3-12-1 陸上自衛隊守山駐屯地	463-0067
陸上自衛隊 第35普通科連隊	第3科(防衛・警備)	052-791-2191	名古屋市守山区守山3-12-1	463-0067
陸上自衛隊第10特科 連隊(豊川駐屯地)	第3科	0533-86-3151	豊川市穂ノ原1-1	442-0061
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部第3幕僚室	046-822-3500	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目 無番地	238-0046
航空自衛隊小牧基地	第1輸送航空隊司令部 防衛部運用班	0568-76-2191	小牧市春日寺1-1 小牧基地	485-0025

5 指定公共機関

機関名	連絡窓口	電話番号	所在地	郵便番号
独立行政法人 国立病院機構	東海北陸グループ 人事担当(総務係)	052-968-5171	名古屋市中区三の丸4-1-1	460-0001
独立行政法人 地域医療機能推進機構	東海北陸地区事務所 総務経理課総務係	052-698-2283	名古屋市南区三条1-1-10 (中京病院健康管理センター内)	457-0866
独立行政法人 水資源機構	中部支社 事業部水管理・防災課	052-231-7541	名古屋市中区三の丸1-2-1	460-0001
独立行政法人 都市再生機構	災害対応支援室	06-6969-9159	大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	536-8550
日本銀行	名古屋支店文書課	052-222-2000	名古屋市中区錦2-1-1	460-8708
日本赤十字社	愛知県支部事業部 救護・事業推進課	052-971-1591	名古屋市東区白壁1-50	461-8561
日本放送協会	名古屋放送局 経営管理センター資源管理グループ(管理)	052-952-7000	名古屋市東区東桜1-13-3	461-8725
中日本高速道路 株式会社	名古屋支社保全・サービス 事業部企画統括課	052-222-1181	名古屋市中区錦2-18-19 (三井住友銀行名古屋ビル)	460-0003
中部国際空港株式会社	空港運用本部総合安全推進室	0569-38-7777	常滑市セントレア1-1 (第1セントレアビル6階)	479-8701
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部 管理部総務課	052-564-2396	名古屋市中村区名駅1-3-4	472-0037
日本貨物鉄道株式会社	東海支社総務部	050-2017-4022	名古屋市中区錦三丁目1-1 十六銀行名古屋ビル10階	460-0003
西日本電信電話 株式会社	東海支店 設備部災害対策室	052-291-3226	名古屋市中区大須4-9-60 (NTT上前津ビル5階)	460-8319
日本郵便株式会社	東海支社経営管理本部 総務部危機管理担当	052-446-8229	名古屋市中村区名駅1-1-1	469-8797
東邦瓦斯株式会社	総務部防災統括グループ	052-872-9681	名古屋市熱田区桜田町19-18	456-8511
日本通運株式会社	名古屋支店(総務)	052-551-9851	名古屋市中村区名駅南1-16-14	450-0003
福山通運株式会社	総務部総務課	084-924-2007	広島県福山市東深津町4-20-1	721-8555

ヤマト運輸株式会社	中部地域統括 安全コンプライアンス担当	0565-77-1010	豊田市生駒町切戸 21-1	473-0928
佐川急便株式会社	東京本社 CSR 推進部 事業継続推進課	03-3699-3340	東京都江東区新砂 2-2-8	136-0075
西濃運輸株式会社	総務部	0584-81-1111	岐阜県大垣市田口町 1	503-8501
中部電力株式会社	総務・広報・地域共生本部 防災・危機管理グループ	052-973-2407	名古屋市東区東新町 1	461-8680
関西電力株式会社	東海支社 コミュニケーション統括 グループ	052-931-1521	名古屋市東区泉 2-27-14	461-8540
株式会社 J E R A	西日本支社 西日本総務部総務ユニッ ト	052-740-6842	名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 18 階	450-6318
電源開発株式会社 (電源開発送変電ネット ワーク(株)を含む)	中部支店 業務グループ	0568-81-2300	春日井市十三塚町 1-43	486-0815
K D D I 株式会社	中部総支社管理部	052-747-8071	名古屋市西区名駅 2-27-8 (名古屋プライムセントラルタ ワー20 階)	451-8610
株式会社 NTT ドコモ	東海支社ネットワーク部 災害対策室	052-968-7938	名古屋市東区東桜 1-1-10 (アーバンネット名古屋ビル 7 階)	461-8565
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	プラットフォームサービ ス本部 事業推進部 危機管理室	0570-03-9909	東京都千代田区大手町 2-3-5 (NTT 大手町ビル本館 6 階)	100-0004
ソフトバンク株式会社	地域総括部 関西・東海総務課	052-566-3231	名古屋市中村区名駅 1-1-3 (JR ゲートタワー38 階)	450-6638
楽天モバイル株式会社	BCP オペレーション管理 部地域行政支援課	050-5432-1802	名古屋市中区栄 1-12-17 (富士フィルム名古屋ビル 9 階)	460-0008
イオン株式会社	イオン小牧 危機管理センター	0568-74-2010	小牧市東 1-126	485-0831
ユニー株式会社	危機管理部	0587-24-8016	稲沢市天池五反田町 1	492-8680
株式会社セブン&アイ・ホ ールディングス	総務部涉外	03-6238-3000	東京都千代田区二番町 8-8	102-8452
株式会社イトーヨーカ堂	総務部涉外	03-6238-3000	東京都千代田区二番町 8-8	102-8450
株式会社セブンイレブ ン・ジャパン	リスクマネジメント室	03-6238-3711	東京都千代田区二番町 8-8	102-8455
株式会社ローソン	リスク・情報セキュリテ ィ統括部	03-5435-1594	東京都品川区大崎 1-11-2 (ゲートシティ大崎イースト タワー)	141-8643
株式会社ファミリーマート	経営企画本部経営企画部 経営企画グループ	03-6436-7565	東京都港区芝浦 3-1-2	108-0023
一般社団法人 日本建設業連合会	中部支部	052-261-3808	名古屋市中区栄 3-28-21	460-0008

6 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	電話番号	所在地	郵便番号
愛知県土地改良 事業団体連合会	総務部総務課	052-551-3611	名古屋市西区栄生 1-18-25	451-0052
愛知県尾張 水害予防組合	事務局	0586-72-8555	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1 -4	491-0053
名古屋港管理組合	総務部危機管理課	052-654-7818	名古屋市港区港町 1-11	455-0033
サーラエナジー	サーラ E&L 東三河株式	0532-32-5511	豊橋市神野新田町字テノ割 1	441-8511

株 式 会 社	会社管理グループ管理チ ーム			
犬山瓦斯株式会社	供給部	0568-61-0002	犬山市大字犬山字中野 2	484-0081
津島瓦斯株式会社	供給課	0567-28-1331	津島市錦町 2	496-0802
一 般 社 団 法 人 愛知県トラック協会	総務部総務課	0561-76-2006	名古屋市瑞穂区新開町 12-6	467-8555
名古屋鉄道株式会社	鉄道事業本部 計画部管理課	052-825-3102	名古屋市熱田区三本松町 18-1	456-0032
近畿日本鉄道株式会社	鉄道本部名古屋 統括部運輸部運行課	059-354-7021	三重県四日市市鶴の森 1-16- 11	510-0074
豊橋鉄道株式会社	内部統制室	0532-53-2131	豊橋市駅前大通 1-46-1	440-0888
名古屋臨海鉄道 株 式 会 社	総務部	052-613-5001	名古屋市南区滝春町 12-3	457-0819
衣浦臨海鉄道株式会社	総務部	0569-22-9681	半田市 11 号地 19-2	475-0831
愛知環状鉄道株式会社	総務部総務人事課	0565-33-2931	豊田市小阪本町 1-16	471-0034
株式会社東海交通事業	鉄道部輸送課	052-856-3024	名古屋市西区八筋町 8-1	452-0815
名古屋臨海高速鉄道 株 式 会 社	総務部総務課	052-383-0954	名古屋市港区十一屋 1-46	455-0831
愛知高速交通株式会社	総務部総務課	0561-61-4781	長久手市茨ヶ廻間 1533-736	480-1342
株式会社中日新聞社	編集局	052-201-8811	名古屋市中区三の丸 1-6-1	460-8511
株式会社朝日新聞社	名古屋本社 統括センター(管理)	052-221-0320	名古屋市中区栄 1-3-3	460-8488
株式会社毎日新聞社	中部本社代表室	052-564-1400	名古屋市中村区平池町 4-60- 12	453-6109
株式会社読売新聞	中部支社編集センター	052-211-1200	名古屋市中区栄 1-2-1	460-8470
株 式 会 社 中部経済新聞社	編集局	052-561-5212	名古屋市中村区名駅 4-4-10 (名古屋クロスコートタワー17 階)	450-8561
株式会社日本 経 済 新 聞 社	名古屋支社総務グループ	052-243-3311	名古屋市中区栄 4-16-33	460-8366
株式会社産業 経 済 新 聞 社	大阪本社編集局地方部	06-6633-1221	大阪府大阪市浪速区湊町 2-1- 57	556-8661
株式会社時事通信社	名古屋支社編集部	052-231-4583	名古屋市中区錦 2-2-13	460-0003
一 般 社 団 法 人 共 同 通 信 社	名古屋支社編集部	052-211-2821	名古屋市中区三の丸 1-6-1	460-0001
株式会社 CBC テレビ	報道・情報制作局報道部	052-241-8111	名古屋市中区新栄 1-2-8	460-8405
株式会社 CBC ラジオ	編成部	052-259-1351	名古屋市中区新栄 1-2-8	460-8405
東 海 ラ ジ オ 放 送 株 式 会 社	報道局 報道・スポーツ制作部	052-951-2525	名古屋市東区東桜 1-14-27	461-8503
東 海 テ レ ビ 放 送 株 式 会 社	報道部	052-954-1174	名古屋市東区東桜 1-14-27	461-8501
名古屋テレビ放送 株 式 会 社	報道センター	052-331-8111	名古屋市中区橋 2-10-1	460-8311
中京テレビ放送 株 式 会 社	報道局報道グループ	052-588-4571	名古屋市中村区平池町 4-60- 12	453-8704
株式会社エフエム愛知	編成制作部	052-263-5141	名古屋市中区千代田 2-15-18 (名古屋通信ビル内)	460-8388
テレビ愛知株式会社	報道制作局報道情報グル ープ	052-203-0250	名古屋市中区大須 2-4-8	460-8325
株 式 会 社 Z I P - F M	編成制作部	052-972-0778	名古屋市中区丸の内 3-20-17 (KDX 桜通ビル 17 階)	460-8578
愛 知 県 道 路 公 社	事業部事業課	052-961-1621	名古屋市中区丸の内 3-19-30 (愛知県住宅供給公社ビル 2 階)	460-0002
名古屋高速道路公社	総務部総務課(防災・危機 管理)	052-919-5621	名古屋市北区清水 4-17-30	462-0844
公 益 社 団 法 人 愛 知 県 医 師 会	医療業務部第 1 課	052-241-4136	名古屋市中区栄 4-14-28	460-0008

一般社団法人 愛知県歯科医師会	事務局	052-962-8020	名古屋市中区丸の内3-5-18	460-0002
一般社団法人 愛知県薬剤師会	総務部業務課	052-953-4555	名古屋市中区丸の内3-4-2	460-0002
公益社団法人 愛知県看護協会	総務課庶務 (文書処理等)	052-871-0711	名古屋市昭和区円上町26-18	466-0054
一般社団法人 愛知県病院協会	事務局	052-263-0800	名古屋市中区栄4-14-28	460-0008
一般社団法人愛知県 LPガス協会	事務局	052-261-2896	名古屋市中区大須4-1-70 (TANAKA名古屋ビル内)	460-0011
一般社団法人 愛知県建設業協会		052-242-4191	名古屋市中区栄3-28-21	460-0008
一般社団法人 土木研究会		052-931-6911	名古屋市東区泉2-11-22	461-0001

7 愛知県各機関等

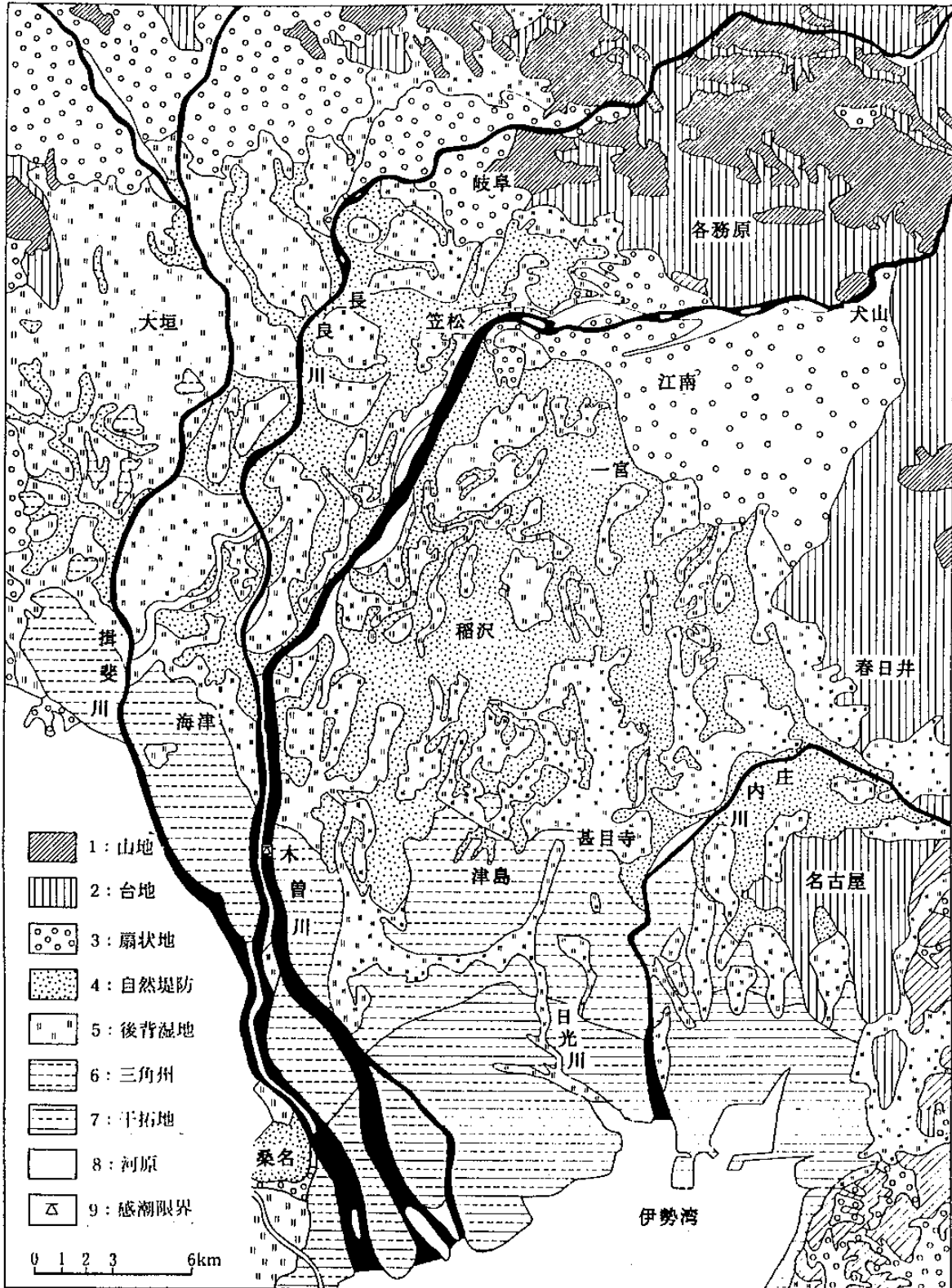
機関名	電話番号	所在地	郵便番号
愛知県庁	052-961-2111	名古屋市中区三の丸3-1-2	460-8501
愛知県防災安全局	内線2511		
愛知県災害対策本部広報部	直通052-971-7104 FAX052-971-7106		
尾張県民事務所	052-961-7211 直通052-961-1424	名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内	460-8512
尾張建設事務所	052-961-7211	名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内	460-0001
一宮建設事務所	0586-72-1411	一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4	491-0053
清須保健所	052-401-2100	清須市春日振形129 (清須市春日老人福祉センター内)	452-0961
清須保健所 試験検査課(一宮詰所)	0586-72-0322	一宮市古金町1-3	491-0867
清須保健所稲沢保健分室	0587-21-2251	稲沢市大塚町塚畑2200-11	492-8216
尾張農林水産事務所	052-961-7211	名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内	460-0001
尾張農林水産事務所 一宮支所	0586-45-7121	一宮市花池1-4-35	491-0914
愛知県警察本部 警備部災害対策課	052-951-1611 内線5922	名古屋市中区三の丸2-1-1	460-8502
稲沢警察署	0587-32-0110	稲沢市朝府町15-5	492-8268
一般社団法人 稲沢市医師会	0587-36-3006	稲沢市中野宮町60 (稲沢市医師会館内)	492-8393

第14 地勢

1 地形・地質

(1) 地形

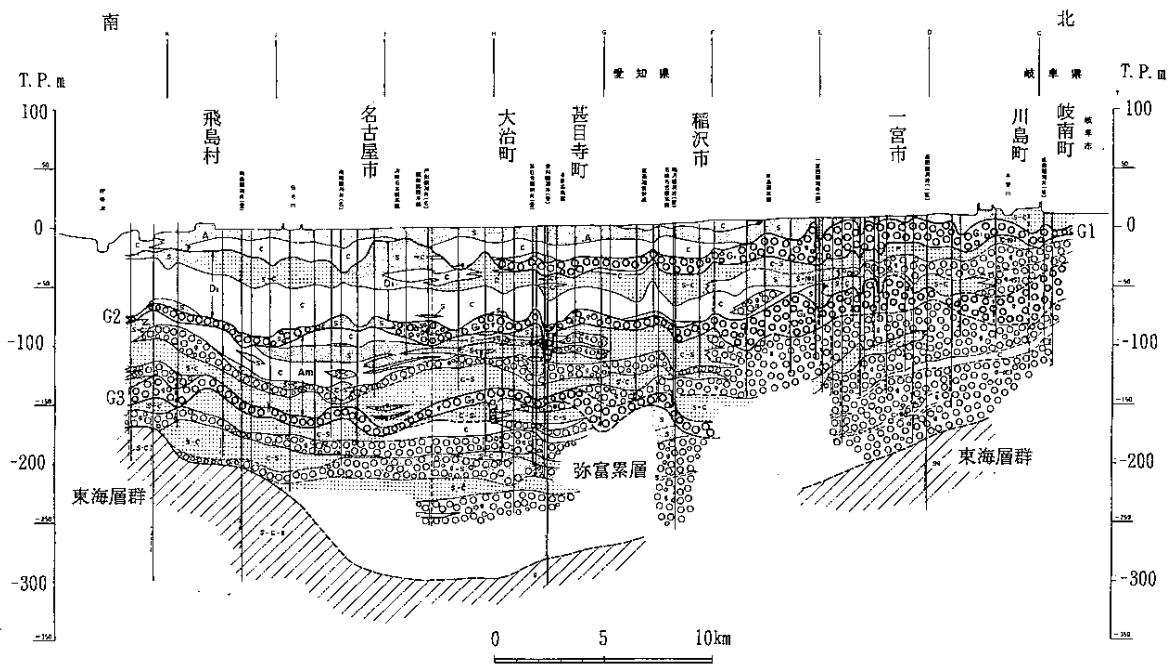
木曾川下流の濃尾平野地形分類図



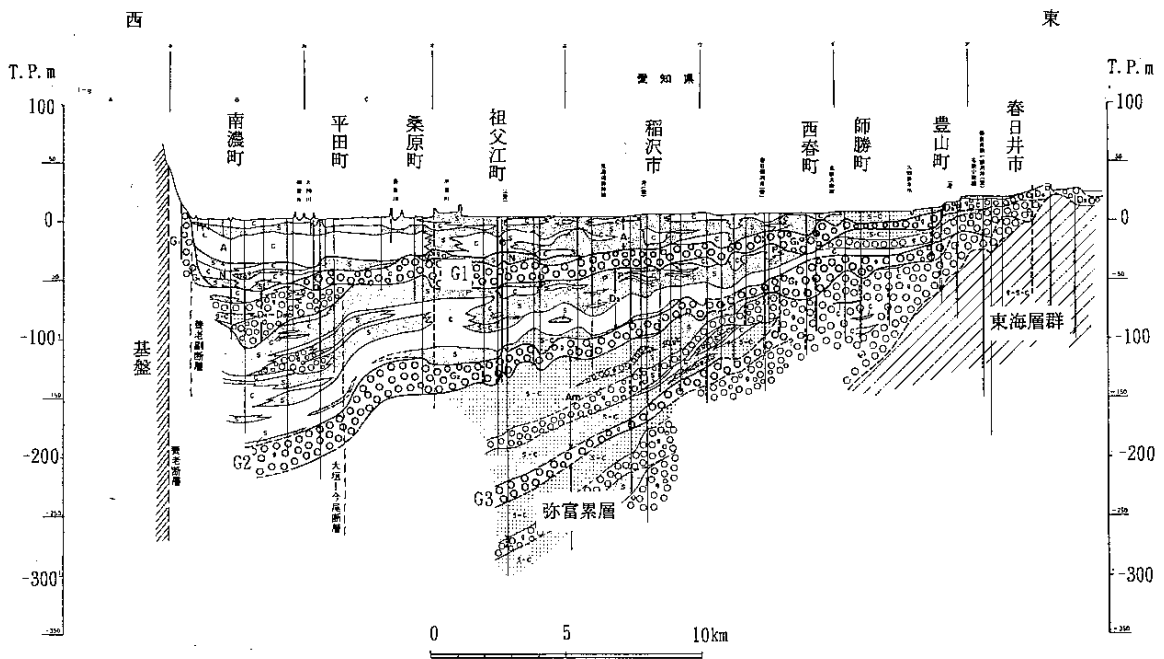
(資料)「稲沢の地盤」(社)地盤工学会中部支部 濃尾地盤研究委員会 稲沢市 1996.3
 (出典)「河川地理学」大矢雅彦、古今書院、p20、1993

(2) 地質

稲沢市域を縦断する濃尾平野南北地質断面図



稲沢市域を横断する濃尾平野東西地質断面図



(参考)「稲沢の地盤」(社)地盤工学会中部支部 濃尾地盤研究委員会 稲沢市 1996.3
 (出典)「濃尾平野の地盤沈下と地下水」東海三県地盤沈下調査会、名古屋大学出版会、
 p35~76、1985 「濃尾平野の地下水盆」 桑原徹

2 気候

(1) 気温 (°C)

区分 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均	統計期間
平均気温	5.7	6.9	10.5	13.7	19.8	23.7	26.3	28.9	25.1	19.1	13.2	7.6	16.7	R1~R3
最高気温	17.9	20.7	24.5	26.9	33.5	32.9	37.3	37.4	36.9	31.2	24.7	17.1		
最低気温	-2.5	-2.7	-0.1	0.9	8.6	16.6	18.7	21.6	17.0	6.8	1.3	-1.1		

(資料) 稲沢市消防本部

(2) 降水量 (mm)

区分 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計	統計期間
令和元年	11.5	47.0	62.0	119.0	103.5	156.5	317.5	174.5	57.0	295.0	12.5	67.0	1,423.0	R1~R3
令和2年	55.5	54.0	109.0	102.5	144.5	238.0	424.0	28.5	281.0	217.0	33.5	25.0	1,712.5	
令和3年	61.0	38.0	169.5	179.0	187.5	168.0	161.0	281.5	225.0	48.0	59.5	87.0	1,665.0	
平均降水量	42.7	46.3	113.5	133.5	145.2	187.5	300.8	161.5	187.7	186.7	35.2	59.7	1,600.2	

(資料) 稲沢市消防本部

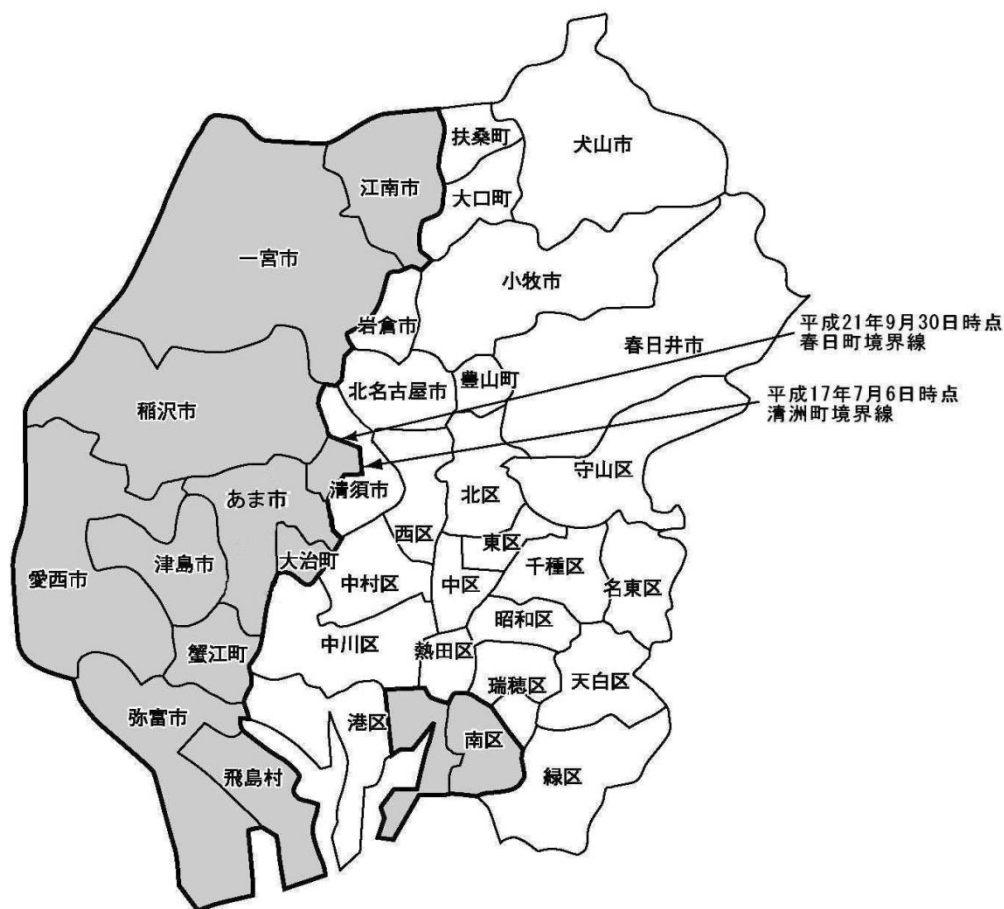
(3) 極値表

気象要素名	最高気温	最低気温	最小湿度	最大日降水量	最大1時間降水量	最大10分間降水量	最大年降水量	最小年降水量	統計期間
極値	39.7°C	-7.3°C	6.1%	234mm	72mm	22mm	1919.5mm	881.5mm	H3~R3
同上起日(年)	H6.8.7	H11.2.4	H22.3.14	H12.9.11	R2.9.7	H12.9.11	H15	H17	

(資料) 稲沢市消防本部

3 揚水規制区域

(1) 工業用水法に基づく揚水規制区域

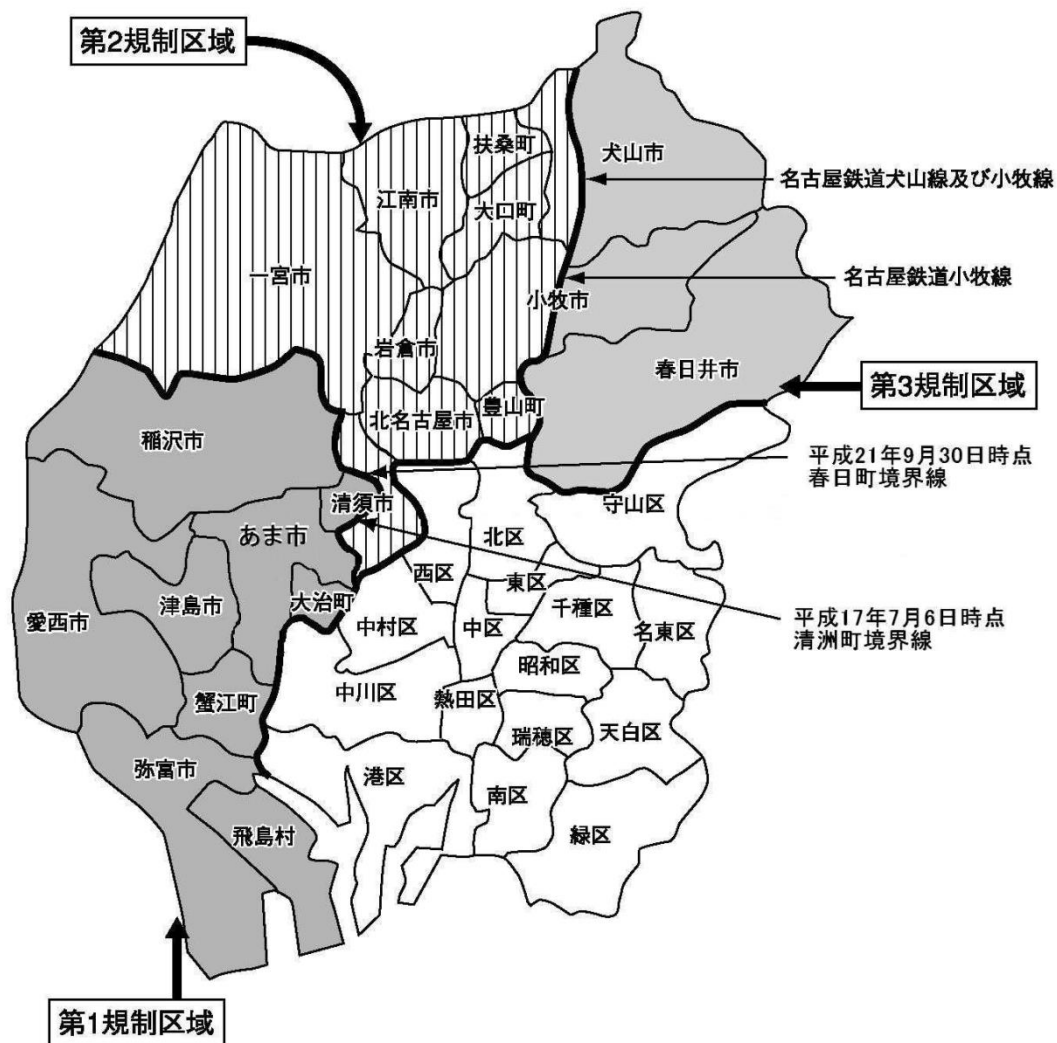


(出典) 愛知県環境部水環境課地盤環境室資料

指定地域		揚水機の吐出口の断面積 (cm^2)	ストレーナーの位置 (地表面下 m)	
名古屋市	イ	南区・港区 (堀川以西と潮見町除く)	46 以下	80 以深
			46 を超えるもの	300 以深
	ロ	イに掲げる地域以外	46 以下	90 以深
			46 を超えるもの	180 以深
一宮市を始め尾張西部 11 市町村		19 以下	10 以浅又は 2,000 以深	

(注) ストレーナーとは、井戸の測管(ケーシング管)に設けた地下水の吸水口をいい、ストレーナーの位置は、地表面からストレーナーまでの深さをいう。

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域



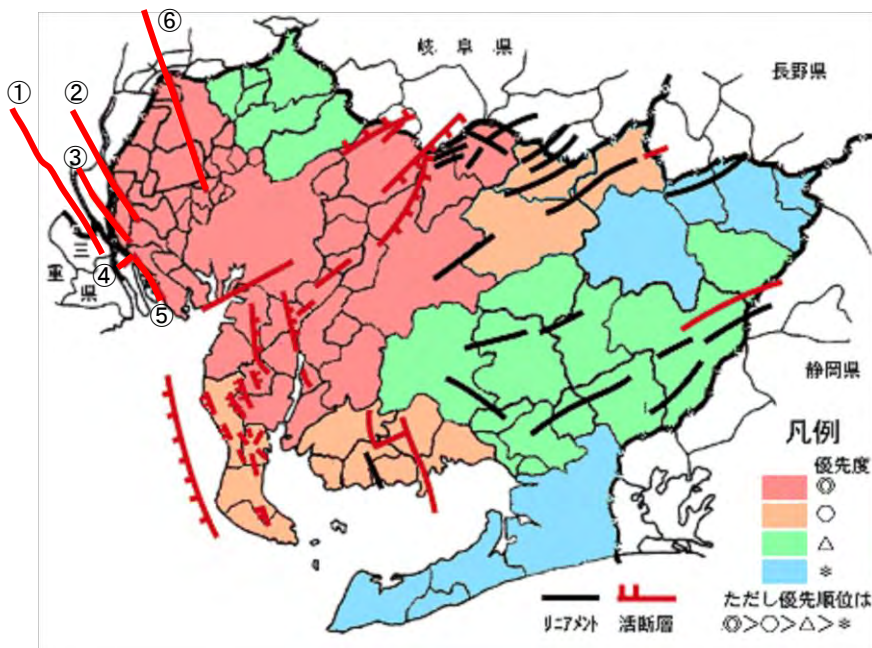
(出典) 愛知県環境部水環境課地盤環境室資料

[許可の基準 (新規揚水設備の場合)]

1 ストレーナーの位置	地表面下 10m 以浅であること
2 揚水機の吐出口の断面積	19cm ² (径 4.91cm) 以下であること
3 揚水機の原動機の定格出力	2.2kw 以下であること
4 1日当たりの総揚水量 (事業所総量)	350m ³ 以下であること

4 活断層

(1) 愛知県内の活断層等の分布



[凡例]

- ① 養老断層系
- ② 大藪－津島線
- ③ 大垣－今尾線
- ④ 弥富線
- ⑤ 木曾岬線
- ⑥ 岐阜－一宮線
(活断層でない)

[解説]

愛知県における活断層調査は、原則として県内全域を対象とするが、実施に当たってはいくつかのゾーンに分け、優先度の高い地域から着手することとし、ゾーン区分は活断層分布の特徴と地形・地質特性を基に、対象面積などを考慮して、13の地域に区分し、評価した。

(注)

図中の優先度は、活断層

(2) 稲沢市周辺の活断層一覧表

断層の名称	主な位置	確実度 活動度	長さ km	走向	説明
①養老断層系	岐阜県根尾村	I A~B	76	NW	養老断層は養老山地東麓に分布し、濃尾傾動地塊の縁辺部にあたる。本断層は1,000m以上の垂直変位を示し、濃尾平野の沈下速度は熱田面(6万年)で1.7mm/年とされている。養老断層は、天正地震(1586年)の時に活動したという説もある(飯田、1985)。
②大藪－津島線	津島市	II B	18	NNW	濃尾地震時の震裂波動線第3に相当。濃尾地震後の木曾川や長良川の堤防の沈下や沖積平野の沈下等により日光川河口まで連続すると考えられている(井関弘太郎、1966)。
③大垣－今尾線	愛西市	II B	15	NNW	海津市～愛西市にかけて大藪－津島線の西側3kmに併走する。これも同様に、濃尾地震の震裂波動線と第二礫層以深の変位より断層を推定している。
④弥富線	弥富市	II B	5	ENE	木曾川～長良川の関西線沿いに分布する。熱田層(5～12万年前に堆積)の泥層が50～60m上昇していることから推定している。
⑤木曾岬線	弥富市	II B	7	NNW	大垣－今尾線の南側延長部の木曾川河口左岸に位置する。熱田層と思われる地層が約30mの落差を持っており第一礫層(2万年前に堆積)も若干変位したことから推定している。

(資料)「活断層アトラス」愛知県防災会議地震部会、1997.9 p57 活断層一覧表より抜粋。

(注) 1 確実度 I=活断層であることが確実なもの。II=活断層であると推定されるもの。
2 活動度 A...10>S≥1 B...1>S≥0.1 ただし、S=千年あたりの変位量(m)

(3) 稲沢市周辺の注意すべき断層帯一覧表（活断層ではない）

断層の名称	主な位置	確実度 活動度	長さ km	走向	説明
⑥ 岐阜－一宮 線	一宮市 稲沢市	II B	32	NNW	岐阜市北西部から市内を通り、一宮～稲沢～清須市にまで30km以上の連続がある。濃尾地震の水準変動と熱田層及び第二礫層の変位より断層を推定している。稲沢市以北でずれが大きい、濃尾地震では名古屋市内でも地表変位が生じている。

5 平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査から 抜粋

(愛知県防災会議地震部会 平成 26 年 5 月)

(1) 調査概要

(ア) 調査の目的

この調査は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として実施したものである。

(イ) 調査の期間と内容

この調査は、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間で実施し、各年度の調査の内容は下表のとおりとなっている。このうち、本書においては、主に海溝型地震について、ハザードの予測（地震動、液状化、津波等）、被害予測（建物被害、人的被害、ライフライン被害等、経済被害額）の部分について、概要を取りまとめている。

(各年度の調査内容)

調査年度	調査の内容
平成 23 年度	災害対応力の確認、東日本大震災の対応状況の確認、過去の津波浸水範囲に関する歴史的資料収集、被害予測のための基礎データ収集、地盤モデルの高度化のための地盤調査
平成 24 年度・平成 25 年度	過去の津波浸水範囲に関する地質学的資料収集、被害予測のための基礎データ整理、地盤モデルの作成、震源モデルの検討、予測手法の検討、ハザードの予測（地震動、液状化、津波等）、被害予測（建物被害、人的被害、ライフライン被害等、経済被害額）、シナリオの作成、減災効果の検討、防災対策の課題の検討、地震防災対策のまとめ

(ウ) 調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、愛知県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、愛知県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。(「過

去地震最大モデル」による想定)

「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。委託業務の報告書では、「5地震参考モデル」と表示している。
- 本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「B理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

(解説)

南海トラフでは約100～200年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）が起きてから70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。そうした中、南海トラフで発生する地震のうち、既往最大と言われる1707年の「宝永地震」(M8.6)は、約300年前に発生しており、その発生間隔はおよそ300～600年と言われていることから、宝永クラスの地震をベースに、1854年安政東海(M8.4)、1854年安政南海(M8.4)、1944年昭和東南海(M7.9)、1946年昭和南海(M8.0)の揺れや津波高を網羅できるように設定したモデル「過去地震最大モデル」を設定した。

この震源及び波源モデルは、本県の被害予測調査に必要な範囲で、内閣府と方針等について相談しながら検討した独自モデルであり、全体の地震規模等については、現在内閣府にて検討中である。

【補足】

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。(「理論上最大想定モデル」による想定)

「理論上最大想定モデル」

- 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。
(※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。) 委託業務の報告書では、「最大想定モデル」と表示している。
- 本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で

補足的に参照するものである。

(解説)

国は、戦後最大の甚大な被害をもたらした平成23年3月の東日本大震災を教訓として、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波として、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波」を想定し、「命を守る」ことを基本として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づいて、対策の基本的な方向性を示している。本県においても同様に、特に「命を守る」という観点で想定外をなくすことを念頭に地震対策を講じることが不可欠であることから、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル「理論上最大想定モデル」を設定した。

この震源及び波源モデルは、平成24年8月29日に内閣府から公表された最大クラスの地震・津波モデルと同じものである。

(今回の調査で想定した「理論上最大想定モデル」の検討ケース)

- ・国の地震ケース※(5通り)の内、陸側ケース及び東側ケース
- ・国の津波ケース※(①～⑪)の内、津波ケース①、⑥、⑦、⑧、⑨
- ※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震源及び波源モデル

(エ) 想定した項目等

- 今回の調査において想定した地震・津波に基づき、建物被害、人的被害等の被害量を想定した。また、想定時間帯については、県民の生活行動が反映できるよう、冬深夜5時、夏昼12時、冬夕方18時を設定して、被害量を想定するとともに、対策を講じることによる減災効果を併せて想定した。

季節時間帯	想定される被害の特徴
① 冬深夜5時	県民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れる。
② 夏昼12時	オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。
③ 冬夕方18時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

- 「過去地震最大モデル」については、実際に対策を進める上で参照するものと

して、さらにライフライン被害等、経済被害額についても想定した。

- 今回の調査の調査単位は 250mメッシュを基本とし、津波については、最小 10mメッシュとした。

(オ) 留意事項

- 今回の調査は、今後の効果的な防災・減災対策の推進を目的として実施したものであり、次に発生する地震・津波を具体的に想定したものではない。したがって、平成 14 年度、15 年度に想定していた、東海地震単独、あるいは東海地震・東南海地震が連動する地震・津波が発生する場合や、今回の想定を上回る規模の地震・津波が発生する場合など、次に発生する地震・津波については様々な可能性が考えられる。
- 今回の調査では、堤防等の被災について、「津波防災地域づくりに関する法律」に関連して示された「津波浸水想定の設定の手引き」（国土交通省）を参照し、強い揺れや地盤の液状化により一定の被害を受けることを前提（下表参照）としている。実際の地震・津波が発生した場合には、地盤沈下や堤防等の被災状況等によって、様相は大きく異なることもありうる。
- 今回の調査は、ある条件のもとに県内の被害について想定を行ったものであり、今回の想定と異なる地震・津波により異なる様相となることもありうることから、県内の全ての地域における防災・減災対策が必要であることは言うまでもない。
- 今回の調査では、被害が定量化できない事項もあり、また、長周期地震動対策など、今の課題として残されたものもある。
- 今回の調査における想定結果は、被害評価手法の開発等の新たな知見やデータの更新によって、適宜見直されるものであり、各主体においてより詳細な検討が進められることが期待される。
- 本書においては、複数の検討ケースの中から、本県全体で被害が最大となるケースを中心に想定結果を掲載している。

(浸水・津波の想定に用いた主な条件)

地震・津波	「過去地震最大モデル」の津波	「理論上最大想定モデル」の津波
地殻変動量	考慮	考慮
初期潮位(T.P.)	名古屋港=1.2m その他1.0m	名古屋港=1.2m その他1.0m
盛土構造物(土堰堤)	東海・東南海地震(愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査H15.3)に対し耐震性を有している箇所および液状化危険度が小さい箇所については50%沈下、それ以外は75%沈下(いずれも越流したら破堤)	75%沈下(越流したら破堤)
コンクリート構造物	震度6弱以上で倒壊	震度6弱以上で倒壊
樋門樋管・水門・陸閘	耐震化かつ遠隔操作化・自動化対応している施設及び常時閉鎖施設は閉鎖、それ以外は開放	常時閉鎖施設のみ閉鎖
防波堤	沈下量を推定し、越流水深2mを越えると倒壊(名古屋港高潮防波堤、衣浦港高潮防波堤及び三河港神野北防波堤は沈下量を推定し、越流しても倒壊しない)	震度6弱以上で倒壊(名古屋港高潮防波堤は沈下量を推定し、越流しても倒壊しない)
計算時間	12時間	12時間

(2) 想定の試算結果

「過去地震最大モデル」による想定

(ア) 震度分布、浸水想定域等

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、広い範囲にわたり震度 6 強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度 7 の非常に強い揺れが想定されることもある。
- 尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

<浸水・津波>

渥美半島の外海では、最短で約 9 分後に津波 (30cm) が到達すると想定される。

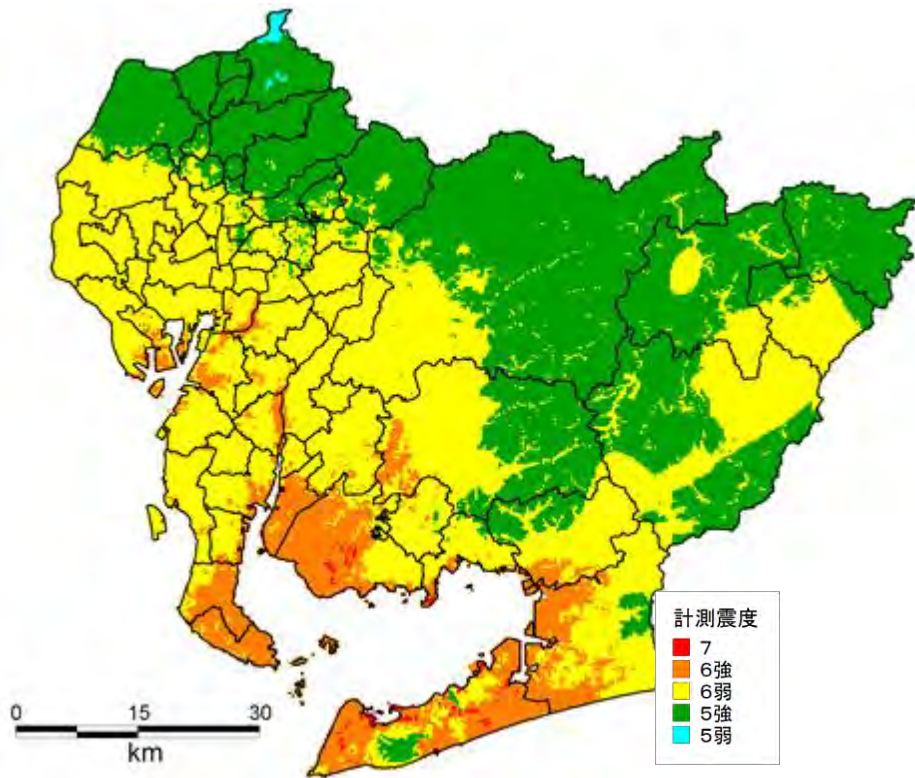
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

◆震度分布、浸水想定域等の想定結果(概要)

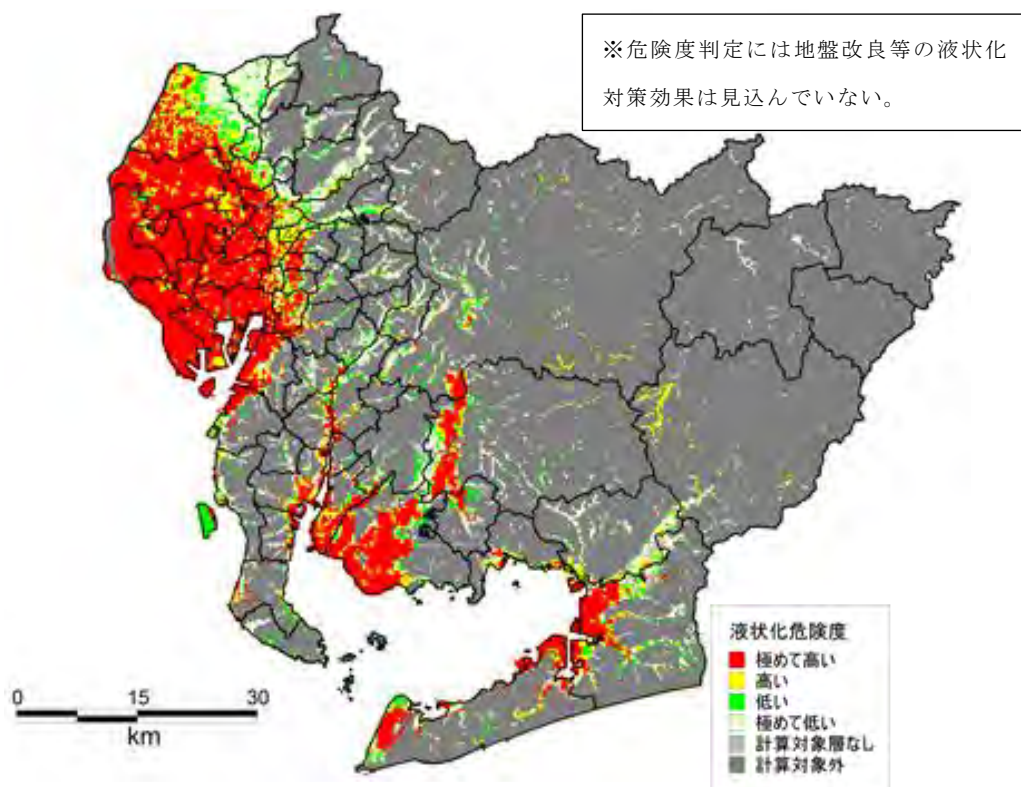
地震・津波の規模	内閣府で検討中
震 度	震度 7 : 7 市町 震度 6 強 : 21 市町村 震度 6 弱 : 22 市町村 震度 5 強 : 4 市町
津波高 (最 大)	10.2m (田原市 (渥美半島外海))
津波到達時間 (最 短)	9 分 (豊橋市 (渥美半島外海)) ※津波高 30cm
浸水想定域 (浸水深 1cm 以上)	約 28,000 ha

震度、津波高、津波到達時間、浸水面積 : 「過去地震最大モデル」による想定

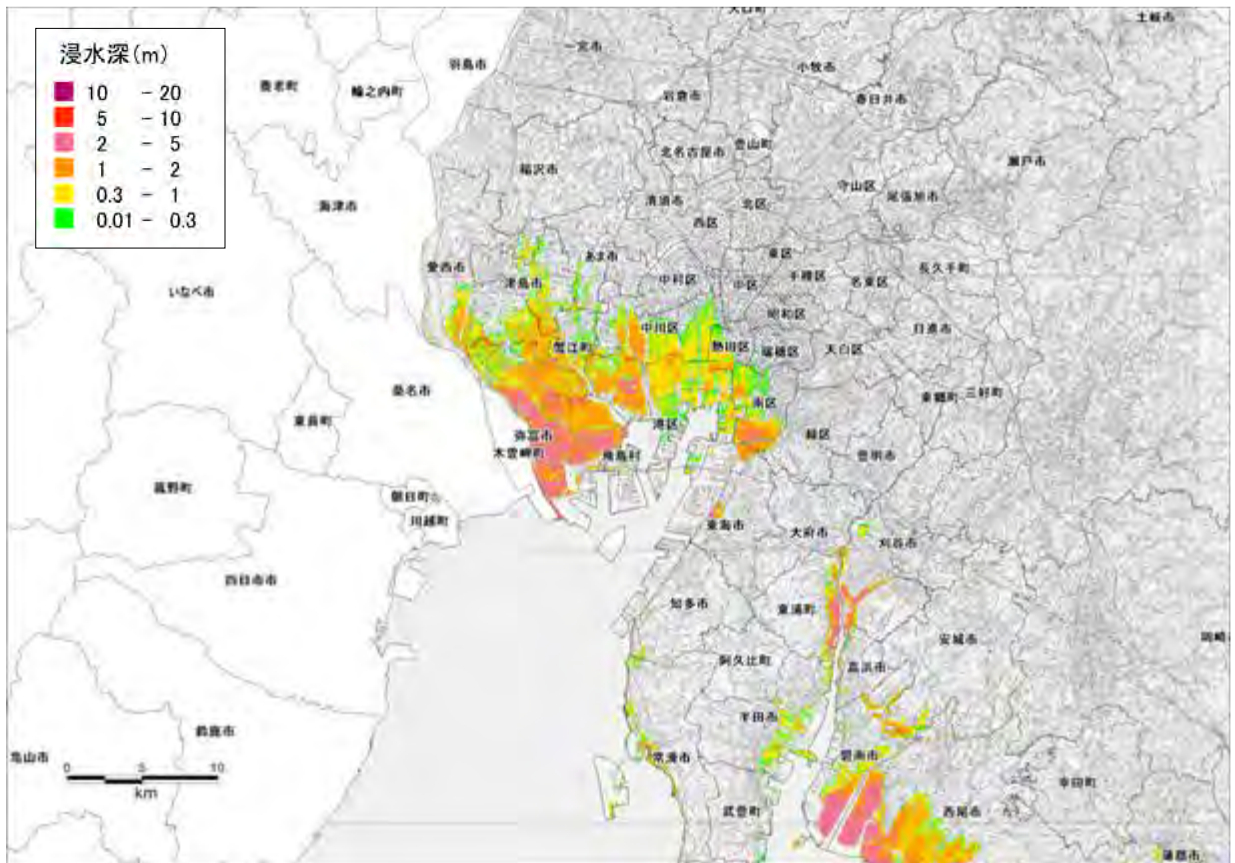
区 分	最大震度	最大津波高 (m)	最短津波 到達時間 津波高 30cm の 到達時間 (分)	浸水面積 浸水深 1cm 以上 (ha)
稲沢市	6 弱	-	-	-



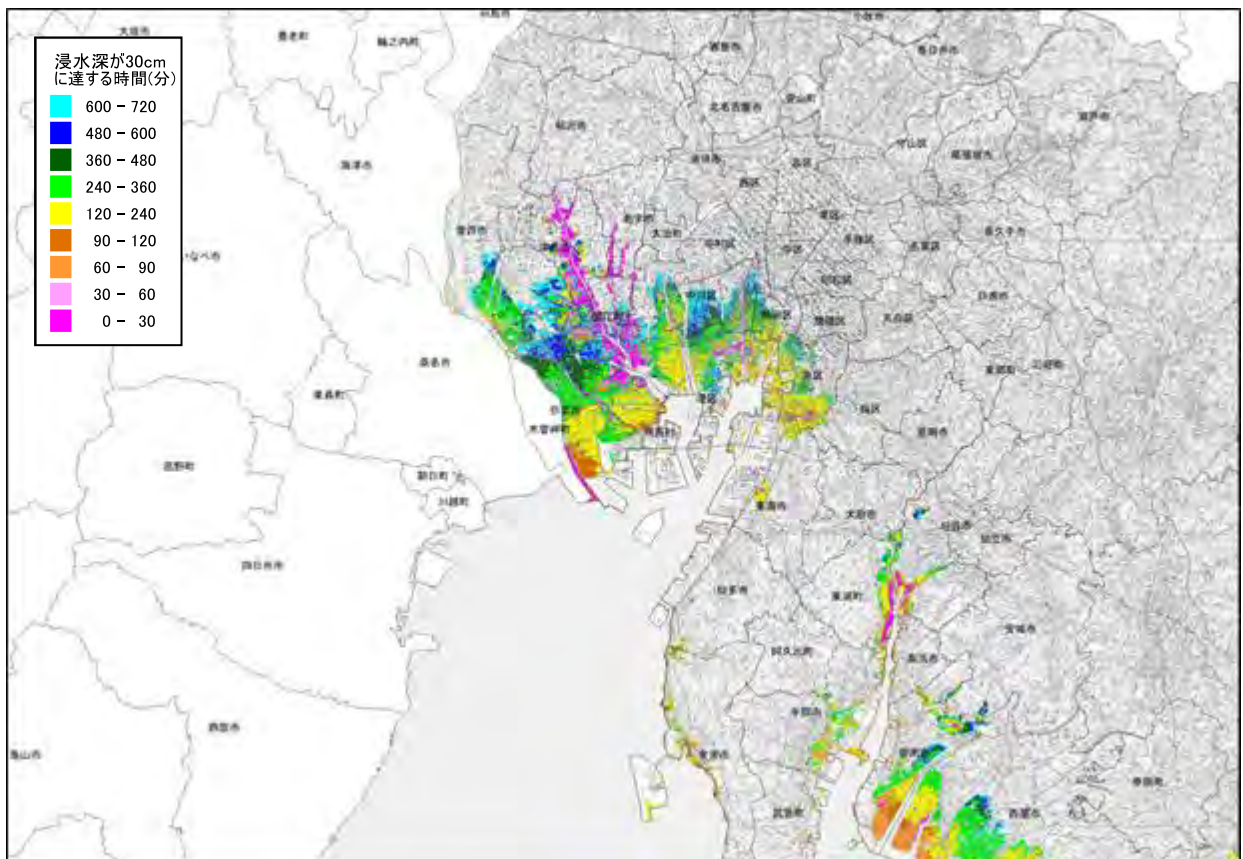
震度分布 「過去地震最大モデル」による想定



液状化危険度分布 「過去地震最大モデル」による想定



浸水想定域 「過去地震最大モデル」による想定



浸水深が 30cm に達する時間 「過去地震最大モデル」による想定

(イ) 建物被害（全壊・焼失）

- 「過去地震最大モデル」による想定では、冬・夕方（18時）のケースの場合、県全体で 94,000 棟が全壊・焼失すると想定される。要因別では、揺れによる全壊が 47,000 棟となっており、全体の約 50%に上る。また、地震火災による焼失が 23,000 棟となっており、全体の約 24%に上る。

全壊・焼失棟数〔冬・夕方（18時）〕

想定地震の区分	「過去地震最大モデル」による想定
揺れによる全壊	約 47,000 棟
液状化による全壊	約 16,000 棟
浸水・津波による全壊	約 8,400 棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約 600 棟
地震火災による焼失	約 23,000 棟
合 計	約 94,000 棟

注：端数処理のため合計が各数値の和に一致しない。

全壊・焼失棟数：「過去地震最大モデル」による想定

(棟)

市町村	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
稲沢市	約 200	約 1,800	*	*	約 10	約 2,100

*：被害わずか 想定条件：冬夕、風速 5m/s

※ 下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

① 5 未満 → 「*」、② 5 以上 100 未満 → 「一の位を四捨五入」、③ 100 以上 1 万未満 → 「十の位を四捨五入」、④ 1 万以上 → 「百の位を四捨五入」

※ 季節時間帯別で想定した 3 ケースのうち、県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース（冬夕方 18 時）を記載している。

(ウ) 人的被害（死者）

- 「過去地震最大モデル」による想定では、冬・深夜（5時）のケースの場合、県全体の死者数は 6,400 人と想定される。要因別では、浸水・津波による死者数が 3,900 人となっており、全体の約 61%に上る。また、建物倒壊等による死者数が 2,400 人となっており、全体の約 38%に上る。

死者数〔冬・深夜（5時）〕

想定地震の区分	「過去地震最大モデル」による想定
建物倒壊等による死者	約 2,400 人
（うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物）	（約 200 人）
浸水・津波による死者 * 1	約 3,900 人
（うち自力脱出困難） * 2	（約 800 人）
（うち逃げ遅れ） * 3	（約 3,100 人）
急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人
地震火災による死者	約 90 人
合 計	約 6,400 人

注) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない。

* 1 : 早期避難率低の場合の想定。

早期避難者比率が低い場合の避難の有無、避難開始時期を設定。
「すぐに避難する」を 20%、「避難はするがすぐには避難しない」を 50%、「切迫避難あるいは避難しない」を 30%としている。（国の設定に準拠）

* 2 : 建物倒壊や家具転倒等により自力で脱出することが困難となったもの（自力脱出困難者）が、浸水・津波に巻き込まれることによる死者。

* 3 : 自力脱出困難者以外のものが、浸水・津波から逃げ切れずに巻き込まれることによる死者。

死者数：「過去地震最大モデル」による想定 (人)

市町村	建物倒壊等		浸水・津波		急傾斜地崩壊等	火災	合計
	（うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物）	*	（うち自力脱出困難）	（うち逃げ遅れ）			
稲沢市	約 10	*	*	*	*	*	約 10

* : 被害わずか 想定条件：風速 5m/s、早期避難率低

※ 下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

① 5 未満 → 「*」、 ② 5 以上 100 未満 → 「一の位を四捨五入」、 ③ 100 以上 1 万未満 → 「十の位を四捨五入」、 ④ 1 万以上 → 「百の位を四捨五入」

※ 季節時間帯別で想定した 3 ケースのうち、県全体の死者数の合計が最大となる場合（冬深夜 5 時）を記載している。

(エ) ライフライン被害

「過去地震最大モデル」におけるライフライン被害は、次のとおり想定される。

○上水道

被災直後で、最大約 702 万 1 千人、給水人口の約 9 割が断水すると想定される。また、95%が復旧するのに約 6 週間を要する。

○下水道

発災 1 日後で、最大約 320 万 7 千人、処理人口の約 6 割が利用困難となると想定される。また、95%が復旧するのに約 3 週間を要する。

○電力

被災直後で、最大約 375 万 7 千軒、需要軒数の約 9 割が停電すると想定される。また、95%が復旧するのに約 1 週間を要する。

○通信【固定電話】

被災直後で、固定電話は、最大約 120 万 5 千回線、需要回線数の約 9 割の通話支障が想定される。また、95%が復旧するのに約 1 週間を要する。

○通信【携帯電話】

携帯電話は、基地局の非常用電源による電力供給が停止する発災 1 日後に停波基地局率が最大約 8 割に達すると想定される。また、基地局の 95%が復旧するのに約 1 週間を要する。

○都市ガス

被災直後で、最大約 16 万 9 千戸、需要戸数の約 1 割が供給停止となると想定される。また、95%が復旧するのに約 2 週間を要する。

○L P ガス

被災直後で、最大約 16 万 2 千世帯、需要世帯数の約 2 割で機能支障が生じると想定される。また、95%が復旧するのに約 1 週間を要する。

注) 復旧に要する期間の想定においては、津波等により被災した需要戸数等は復旧対象戸数等から除外している。

ライフライン被害

項 目		想定結果	
上水道	給水人口		約 7,375,000 人
	断水人口 (率)	直 後	約 7,021,000 人 (約 95%)
		1 日後	約 6,306,000 人 (約 86%)
		1 週間後	約 3,834,000 人 (約 52%)
		1 ヶ月後	約 579,000 人 (約 8%)
復旧期間		6 週間程度	
下水道	処理人口		約 5,376,000 人
	機能支障人口 (率)	直 後	約 953,000 人 (約 18%)
		1 日後	約 3,207,000 人 (約 60%)
		1 週間後	約 538,000 人 (約 10%)
		1 ヶ月後	約 74,000 人 (約 1%)
復旧期間		3 週間程度	
電 力	需要軒数		約 4,227,000 軒
	停電軒数 (率)	直 後	約 3,757,000 軒 (約 89%)
		1 日後	約 3,406,000 軒 (約 81%)
		4 日後	約 58,000 軒 (約 1%)
		1 週間後	約 36,000 軒 (約 1%)
復旧期間		1 週間程度	
通 信 【固定電話】	需要回線数		約 1,352,000 回線
	不通回線数 (率)	直 後	約 1,205,000 回線 (約 89%)
		1 日後	約 1,094,000 回線 (約 81%)
		1 週間後	約 31,000 回線 (約 2%)
		1 ヶ月後	約 24,000 回線 (約 2%)
復旧期間		1 週間程度	
通 信 【携帯電話】	停波基地局率	直 後	約 2%
		1 日後	約 81%
		4 日後	約 3%
		1 週間後	約 2%
	復旧期間		1 週間程度
ガ ス 【都市ガス】	需要戸数		約 1,862,000 戸
	復旧対象戸数(率)	直 後	約 169,000 戸 (約 9%)
		1 日後	約 169,000 戸 (約 9%)
		1 週間後	約 130,000 戸 (約 7%)
		1 ヶ月後	—
復旧期間		2 週間程度	
ガ ス 【LPガス】	需要世帯数		約 999,000 世帯
	機能支障世帯(率)	直 後	約 162,000 世帯 (約 16%)
	復旧期間		1 週間程度

注 1) 復旧期間の算定においては、津波等により被災した需要戸数等は復旧対象戸数等から除外し、95%が復旧するのにかかる日数としている。

注 2) LP ガスについては、被害量の推移は試算していない。

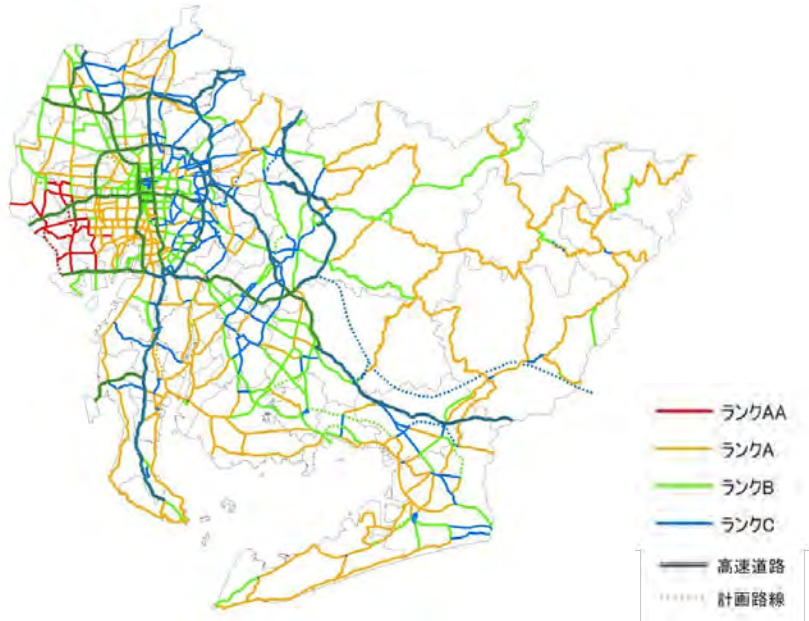
(オ) 交通施設被害

「過去地震最大モデル」における交通施設被害は、次のとおり想定される。

A. 道路

緊急輸送道路を対象に、橋梁や盛土被害、がけ崩れ、津波などの要因を考慮した通行支障を想定した。海部郡では長期的な湛水による通行支障が想定されるほか、沿岸部では主に津波、内陸部では主に橋梁損傷による通行支障が想定される。

○緊急輸送道路の影響度ランク



※ 緊急輸送道路の影響度ランクは、過去の事例や施設の位置に想定される揺れ及び津波の大きさ等を基準として設定している。

※ 個別施設の対策状況等によっては、軽微な被害にとどまる可能性や、さらに厳しい被害が発生する可能性がある。

※ 今回の想定では、緊急輸送道路の結節点で区間を分割し、当該区間全体の影響度を表示しているが、区間の途中までの進入や、側道を用いた迂回等が可能な場合がある。

○影響度ランクの設定

影響度ランク	被害規模	被害のイメージ
AA	大	橋梁の落橋・倒壊／湛水 等
A	中	道路閉塞（建物、道路上工作物、津波堆積物）／橋梁の亀裂・損傷／盛土・切土被害 ／地すべり 等
B	小	液状化被害／その他小規模な被害 等
C	なし	—

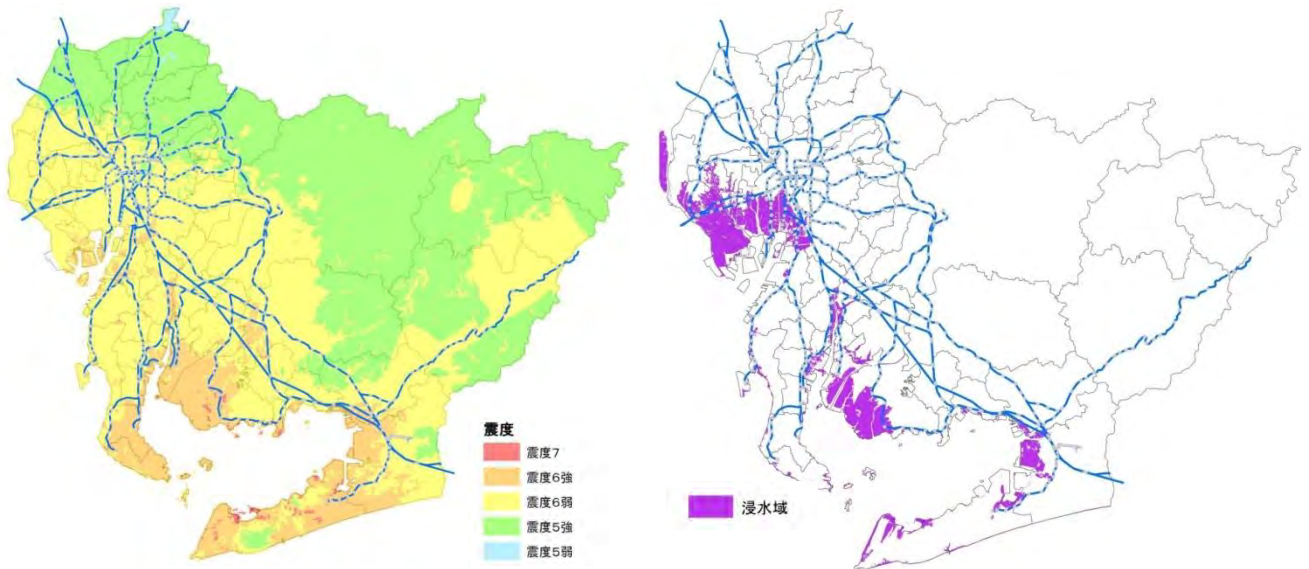
注 1) 「影響度ランク C」は、緊急通行車両の通行は可能であるものの、多少の被害は発生しており一般車両の通行には支障がある状況も含む。

注 2) 緊急輸送道路周辺で想定される揺れ及び津波の大きさ等に基づいた想定であり、個別の道路施設に地震動等を与えて被害有無を照査したものではない。

B. 鉄 道

鉄道施設の位置に想定される揺れや津波等のハザードを確認した。強い揺れや津波等の影響により、県内の鉄道は概ね 1 週間以上の運行支障が想定される。

○鉄道施設とハザードの関係



※ 鉄道への影響の目安は、鉄道施設等の位置に想定される揺れ及び津波の大きさ等を基準として設定している。

※ 個別施設の対策状況等によって、過去事例と同等の震度・浸水であっても軽微な被害にとどまる可能性や、更に厳しい被害が発生する可能性がある。

※ 津波浸水域内においても、盛土部・高架部等で鉄道施設の高さが確保されている場合は浸水の影響を受けない。

○鉄道への影響の目安（揺れ）

外力（震度）	被害の例
震度 6 弱以上	橋梁の落橋・倒壊等
	線路上への異物侵入（建物、鉄道上工作物等）／橋梁の亀裂・損傷／盛土・切土・トンネル被害／軌道変状等
震度 5 強以下	被害なし～軽微な被害

○鉄道への影響の目安（津波）

外力（浸水）	被害の例
浸水あり	長期的な湛水
	津波堆積物等の線路侵入等
	被害なし～軽微な被害

(カ) その他の主な被害

「過去地震最大モデル」におけるその他の主な被害は、次のとおり想定される。

A. 生活への影響

○避難者

避難者は断水の影響を受けて1週間後に約155万人が発生し、避難所への避難者は1週間後に約80万人と想定される。

○帰宅困難者

平日の12時に地震が発生し、公共交通機関が全域的に停止した場合、一時的にでも外出先に滞留することになる人（自宅のあるゾーン外への外出者）は、約323万人に上ると想定される。

地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人（帰宅困難者）は、約86万人～約93万人に上ると想定される。

○物資（備蓄を考慮した上での不足量）

飲料水の不足量は、発災1日目～3日目の合計が最大で約1万3千トン、4日目～7日目の合計が最大で約24万5千トンと想定される。

食料の不足量は、発災1日目～3日目の合計が最大で約214万食、4日目～7日目の合計が最大で約791万食と想定される。

毛布の不足数は最大で約45万枚と想定される。

○医療機能

重傷者、医療機関で結果的に亡くなる者及び被災した医療機関からの転院患者を入院需要、軽傷者を外来需要とした場合、被災市町村の中で対応が難しくなる患者数は入院が約6,300人、外来が約5,100人と想定される。

生活への影響

項目			想定結果
避難者 (避難者数)	1日後	避難所	約377,000人
		避難所外	約341,000人

避難者 (避難者数)	1週間後	合計	約 718,000 人
		避難所	約 799,000 人
		避難所外	約 748,000 人
	1カ月後	合計	約 1,547,000 人
		避難所	約 298,000 人
		避難所外	約 832,000 人
		合計	約 1,130,000 人
帰宅困難者 (平日 12 時)	外出者数		約 3,226,000 人
	帰宅困難者数		約 858,000 人～約 930,000 人
物資不足	飲料水 不足	1～3 日目の計	約 13,000 トン
		4～7 日目の計	約 245,000 トン
	食料 不足	1～3 日目の計	約 214 万食
		4～7 日目の計	約 791 万食
	毛布不足		約 45 万枚
医療機能支 障 不足数	入院対応		約 6,300 人
	外来対応		約 5,100 人

B. 災害廃棄物等

建物の全壊・焼失等により発生する災害廃棄物が最大で約 20,625,000 トン、津波により陸上に運ばれて堆積した土砂等の津波堆積物が最大で約 6,465,000 トン、合計 27,090,000 トンに上ると想定される。

災害廃棄物等

区 分	内 容
災害廃棄物（がれき）	約 20,625,000 トン
津波堆積物	約 6,465,000 トン
合 計	約 27,090,000 トン

(キ) 経済被害額

- 「過去地震最大モデル」における直接的経済被害額は約 13.86 兆円、間接的経済被害額は約 3.00 兆円と想定される。
- 直接的経済被害額は損傷した施設の復旧に要する費用であり、間接的被害額は被災後の県内の生産額の低下である。なお、間接的経済被害額には施設の損傷等による復旧需要は考慮されていない。

被 害		被害額（億円）
住宅		約 67,100
オフィスビル等		約 19,600
家財		約 21,000
その他償却資産		約 3,800
在庫資産		約 3,900
ライフライン	上水道	約 600
	下水道	約 5,500
	電力	約 1,100
	通信	約 1,700
	都市ガス	約 400
交通施設	道路	約 4,100
	鉄道	約 1,300
	港湾	約 3,900
農地		約 2,200
その他公共土木施設		約 2,400
合計		約 13.86 兆円

注：端数処理のため合計が各数値の和に一致しない。

産 業	県内総生産 低下額（億円）
農林水産業	約 200
鉱業	約 100
製造業	約 9,100
建設	約 1,400
公益事業	約 1,200
商業	約 2,300
金融・保険・不動産	約 4,600
運輸	約 1,900
情報通信	約 2,600
公務等	約 800
サービス	約 5,300
その他	約 600
合計	約 3.00 兆円

注：端数処理のため合計が各数値の和に一致しない。

直接的経済被害（復旧に要する費用）

間接的経済被害（生産額の低下）

【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

A. 震度分布、浸水想定域等

<揺れ、液状化>

- 平野部や半島部において、非常に広い範囲にわたり震度 6 強の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度 7 の非常に強い揺れが想定される。
- 震度 7 が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。
- 尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

<浸水・津波>

- 渥美半島の外海では、最短で津波ケース⑨の場合で約 5 分後に津波（津波高 30cm）が到達すると想定される。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達

前から浸水が始まる地域があると想定される。

- 津波ケース⑦の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース①の場合に県全体の死者数が最大となる。

震度分布、浸水想定域等の想定結果（概要）

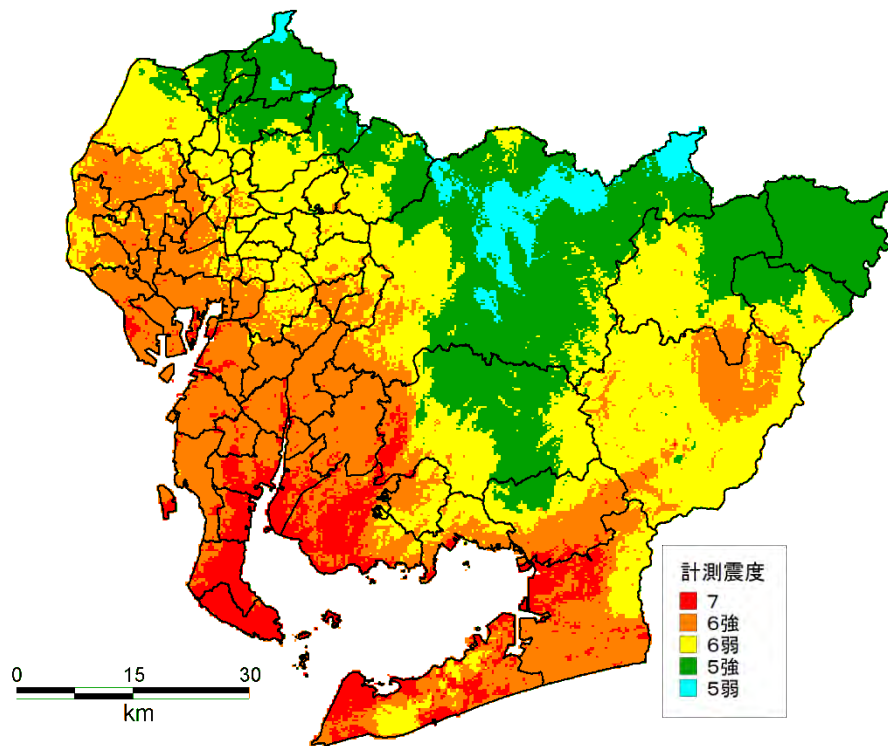
想定地震の区分		津波ケース① *2	津波ケース⑦ *1	【参考】 国・最大クラス 津波ケース① *2
地震・津波の規模		地震：マグニチュード 9.0 津波：マグニチュード 9.1		
震 度	陸 側 ケース	震度 7 : 32 市町村 震度 6 強 : 14 市町 震度 6 弱 : 8 市町村		震度 7 : 22 市町 村 震度 6 強 : 23 市町 震度 6 弱 : 8 市町村 震度 5 強 : 1 市
	東 側 ケース	震度 7 : 17 市町 震度 6 強 : 27 市町村 震度 6 弱 : 5 市町 震度 5 強 : 4 市町 震度 5 弱 : 1 村		震度 7 : 9 市町 震度 6 強 : 28 市町村 震度 6 弱 : 12 市町 震度 5 強 : 5 市町村
津波高 (最大)		21m (田原市(渥美半島 外海))	9.3m (田原市(渥美半島 外海))	22m (田原市(渥美半島 外海))
津波到達時間 (最短)		7分 (豊橋市(渥美半島 外海)) ※津波高 30cm	6分 (田原市(渥美半島 外海)) ※津波高 30cm	12分 (豊橋市(渥美半島 外海)) ※津波高 1m
浸水想定域 (浸水深 1cm 以 上)		約 37,000 ha	約 35,000 ha	約 9,870 ha

*1：津波ケース⑦の場合、県全体の全壊・焼失棟数が最大。

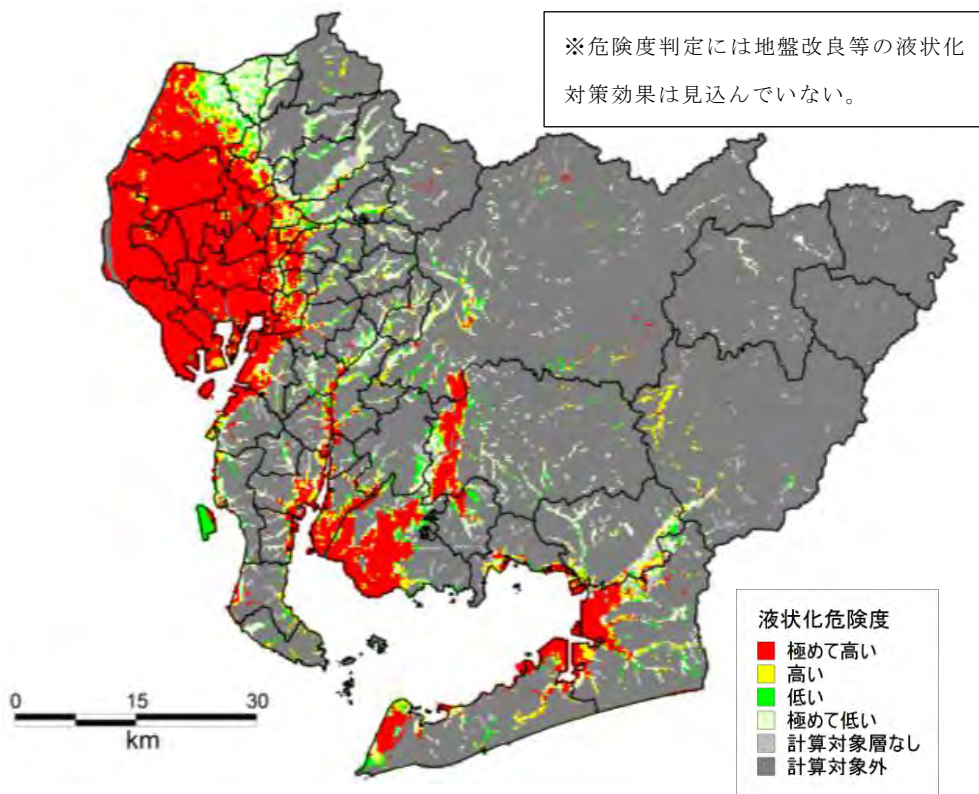
*2：津波ケース①の場合、県全体の死者数が最大。

最大震度：「理論上最大想定モデル」による想定

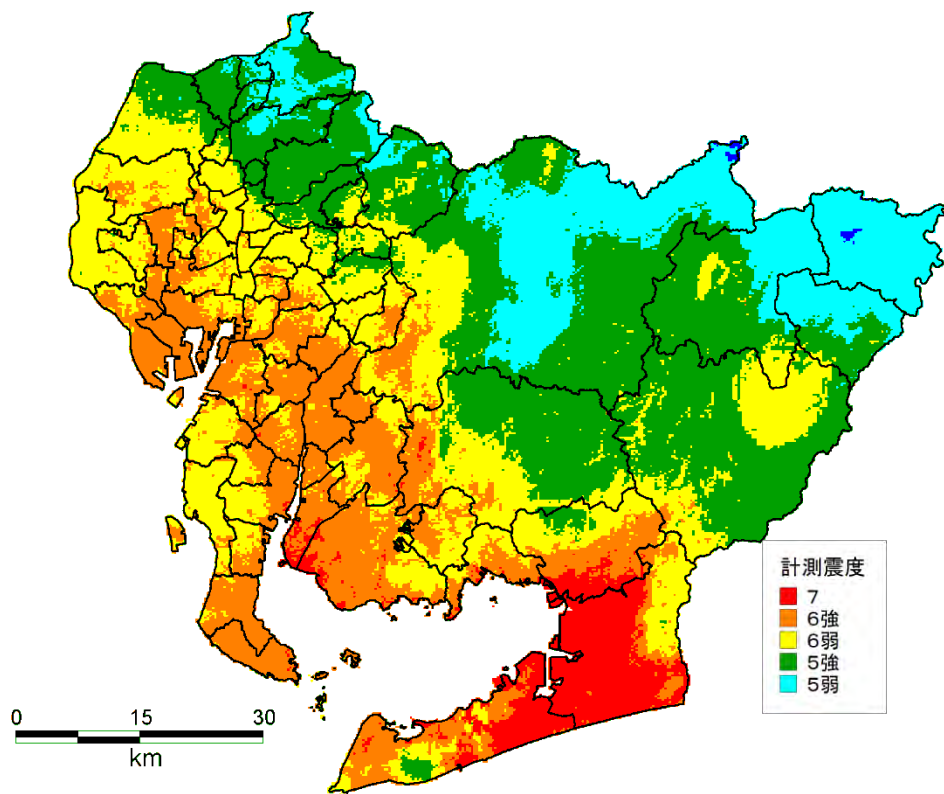
市町村	陸側ケース	東側ケース
稲沢市	7	6 強



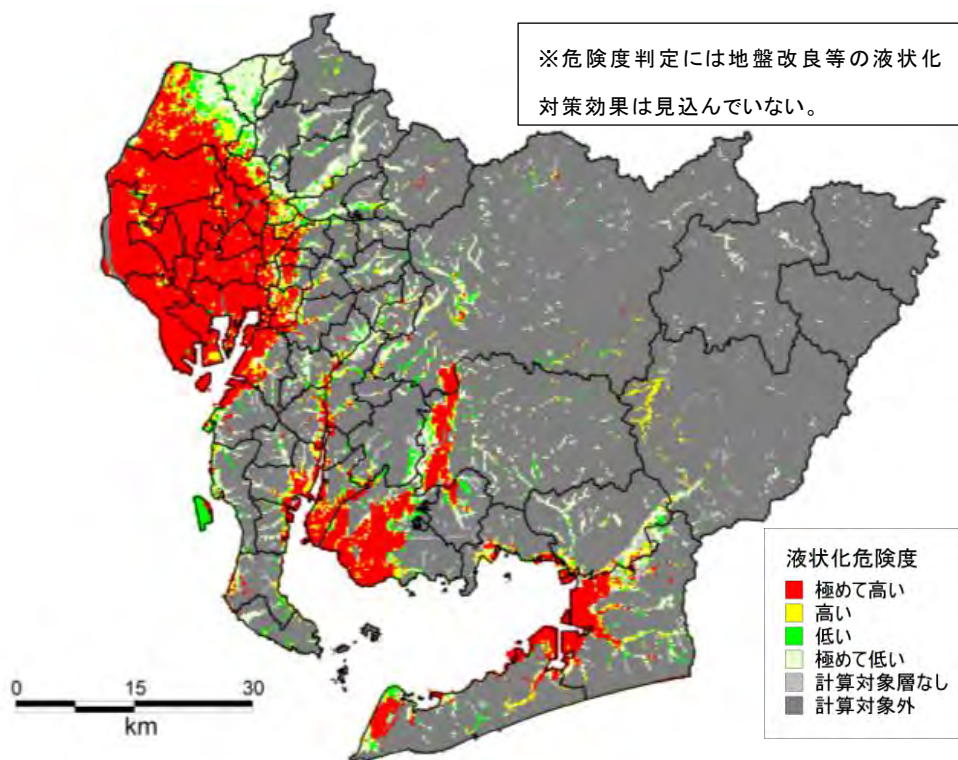
震度分布 「理論上最大想定モデル」による想定（陸側ケース）



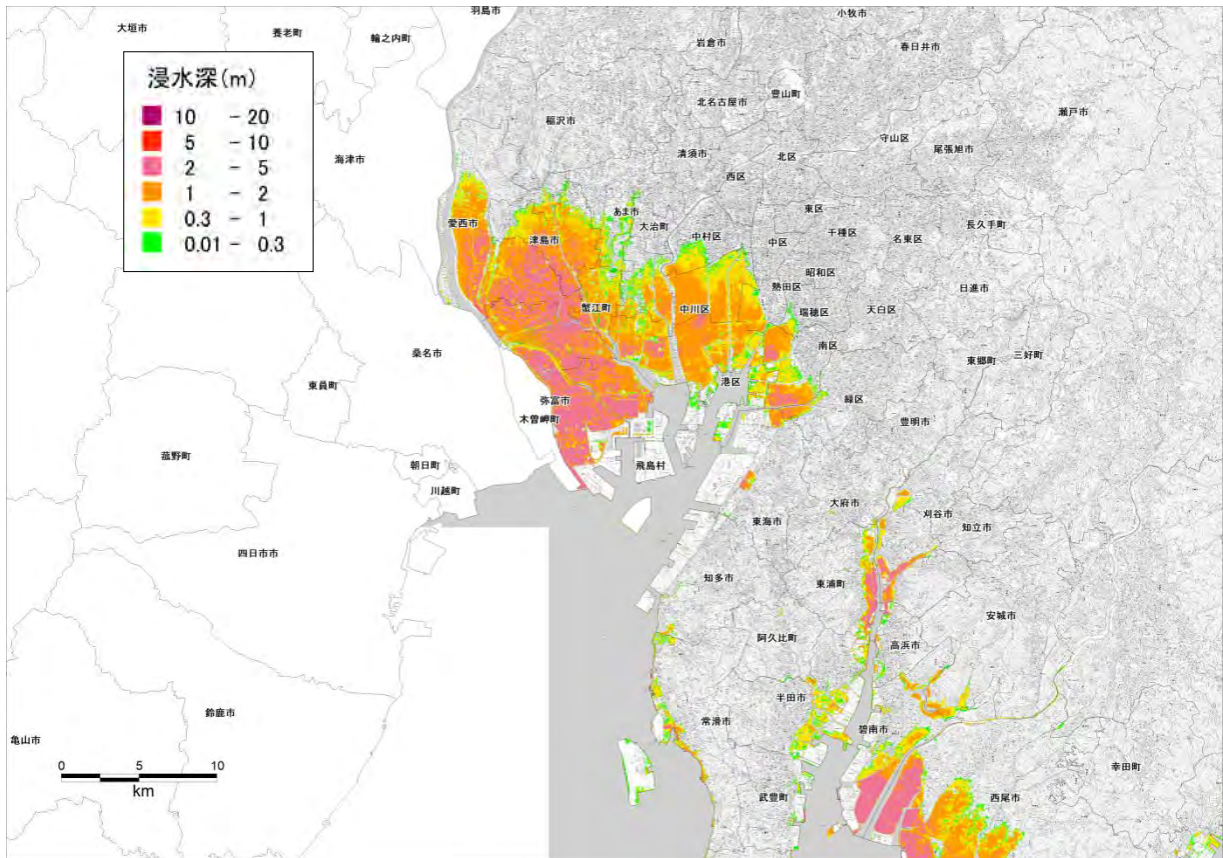
液状化危険度分布 「理論上最大想定モデル」による想定（陸側ケース）



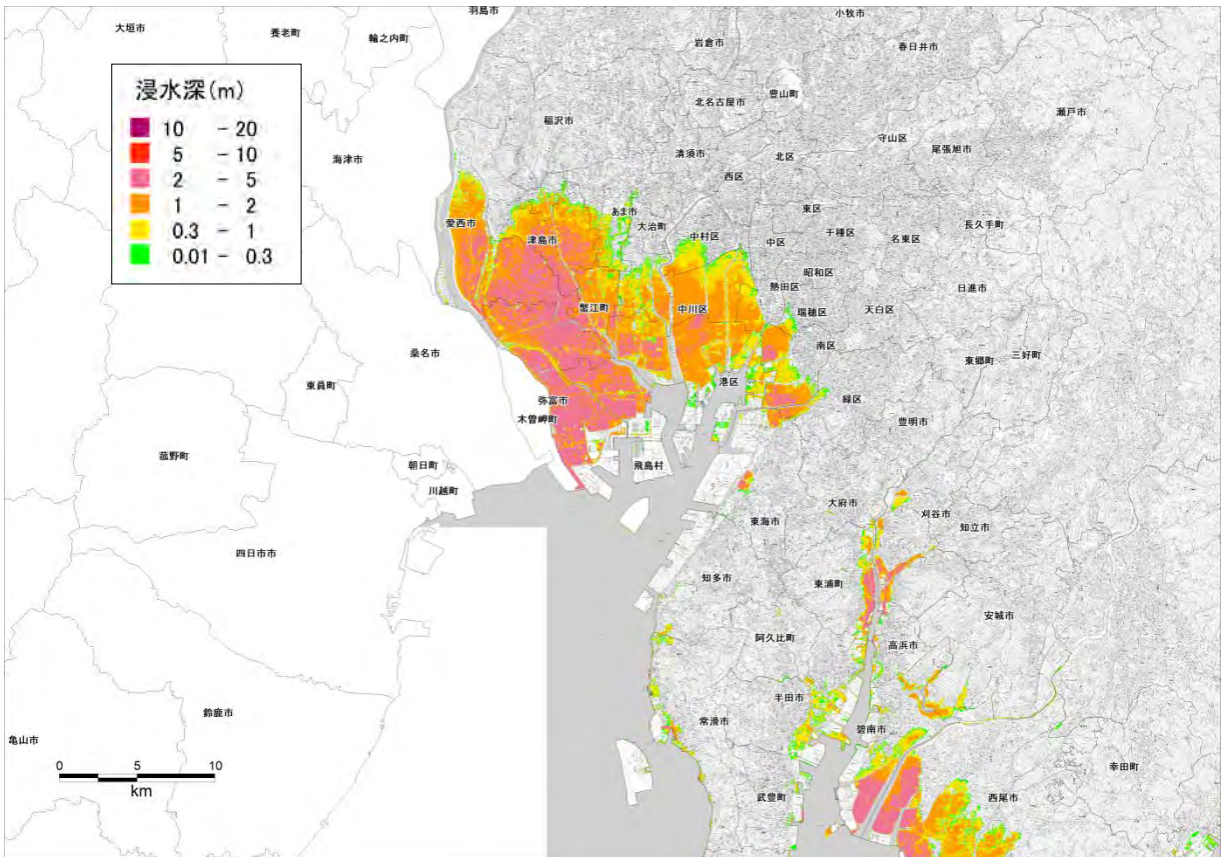
震度分布 「理論上最大想定モデル」による想定（東側ケース）



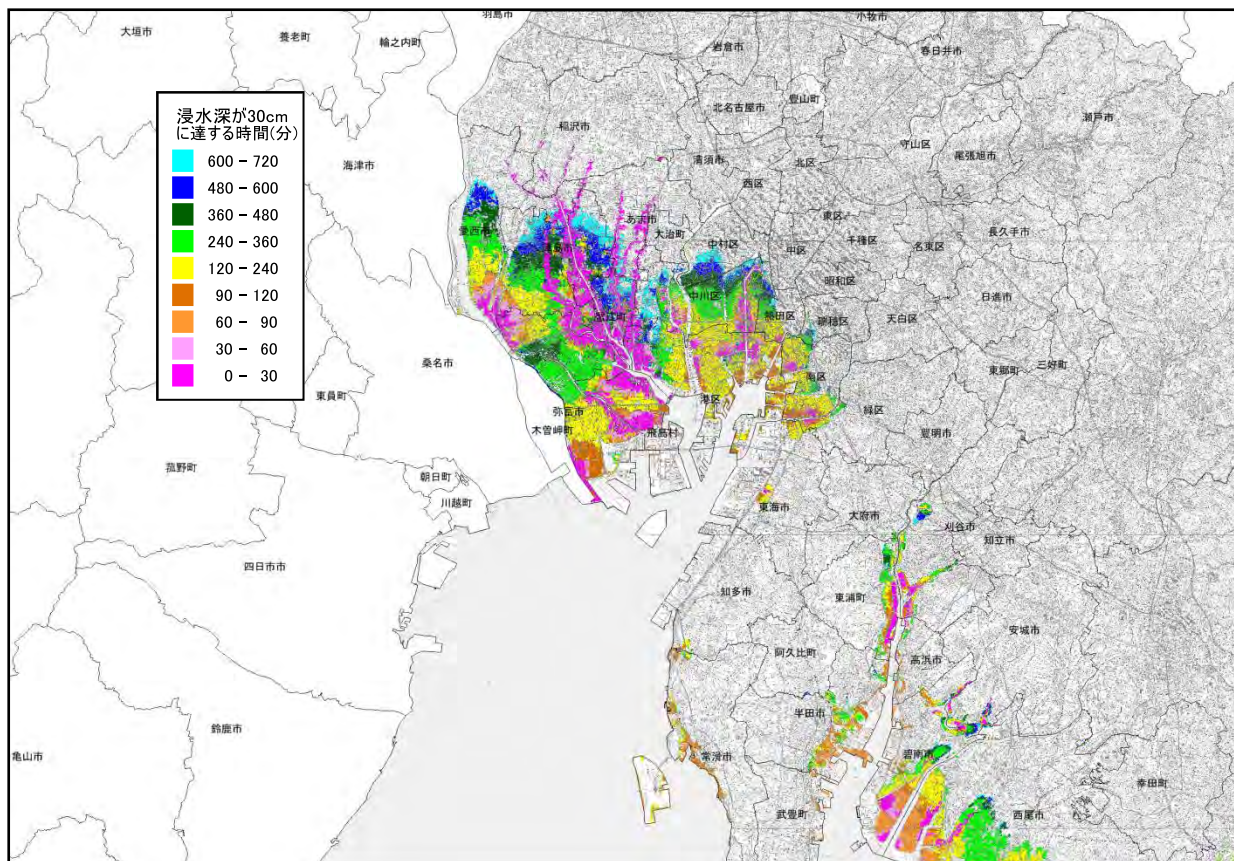
液状化危険度分布 「理論上最大想定モデル」による想定（東側ケース）



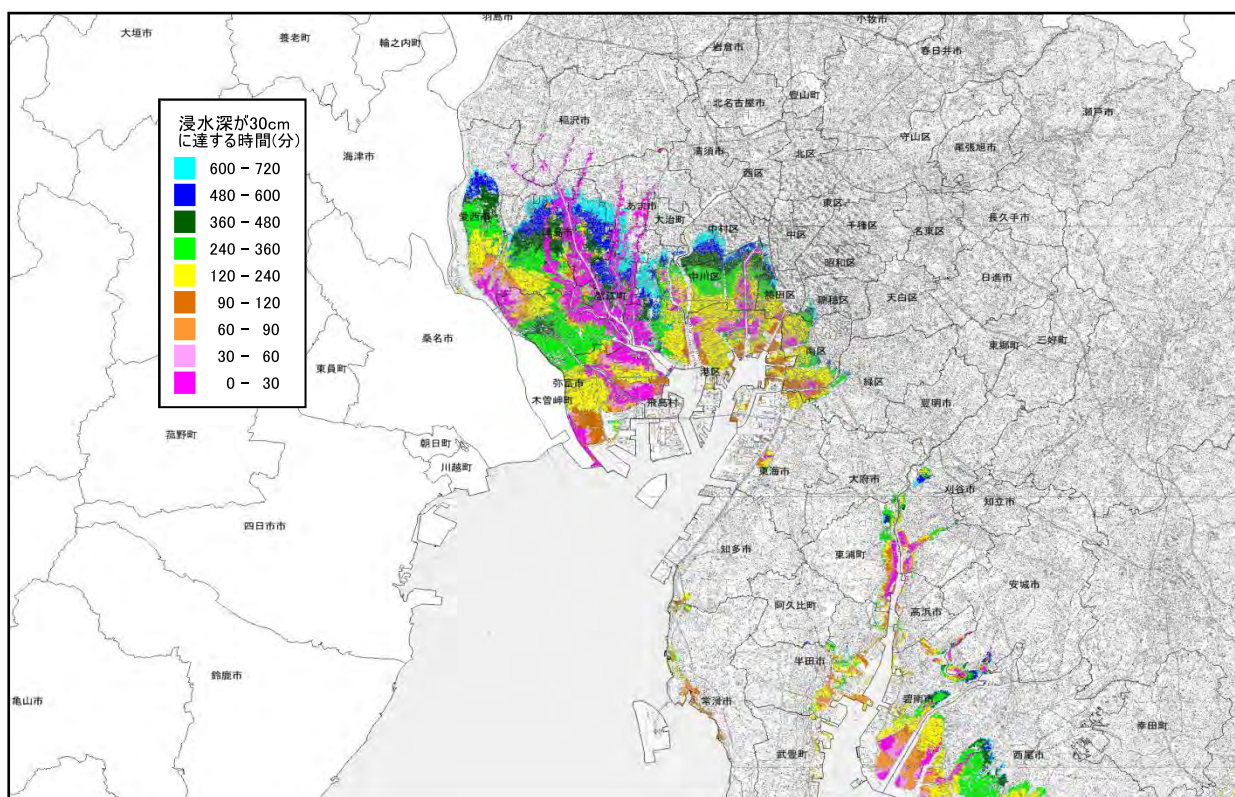
浸水想定域 「理論上最大想定モデル」による想定（津波ケース①）



浸水想定域 「理論上最大想定モデル」による想定（津波ケース⑦）



浸水深が 30cm に達する時間 「理論上最大想定モデル」による想定（津波ケース①）



浸水深が 30cm に達する時間 「理論上最大想定モデル」による想定（津波ケース⑦）

B. 建物被害（全壊・焼失）

- 「理論上最大想定モデル」では、地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、冬・夕方（18時）の場合に全壊・焼失棟数が最大となり、県全体で382,000棟が全壊・焼失すると想定される。要因別では、揺れによる全壊が242,000棟となっており、全体の約63%に上る。また、地震火災による焼失が101,000棟となっており、全体の約26%に上る。
- 国想定に対し浸水想定域が大幅に拡大したことにより、浸水・津波による全壊棟数が国想定に対し約8.5倍となっている。

全壊・焼失棟数〔冬・夕方（18時）〕

想定地震の区分	「理論上最大想定モデル」 地震：陸側ケース 津波：ケース⑦ *1	【参考】 国の想定結果 (H24.8.29) 地震：陸側ケース 津波：ケース⑦ *1
揺れによる全壊	約242,000棟	約243,000棟
液状化による全壊	約16,000棟	約23,000棟
浸水・津波による全壊	約22,000棟	約2,600棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約700棟	約400棟
地震火災による焼失	約101,000棟	約119,000棟
合計	約382,000棟	約388,000棟

注1：端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

*1：津波ケース⑦の場合、県全体の全壊・焼失棟数が最大。

全壊・焼失棟数：「理論上最大想定モデル」による想定 (棟)

市町村	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
稲沢市	約4,400	約1,900	*	*	約2,200	約8,500

*：被害わずか 想定条件：冬夕、風速5m/s

※ 下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

①5未満→「*」、②5以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」、④1万以上→「百の位を四捨五入」

※ 地震及び津波のケース別、季節時間帯別に複数想定したうち県全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となるケース（地震：陸側ケース、津波：ケース⑦、季節時間帯：冬夕方18時）を記載している。

C. 人的被害（死者）

- 「理論上最大想定モデル」では、地震：陸側ケース、津波：ケース①、冬・深夜（5時）の場合に死者数が最大となり、県全体で死者数 29,000 人と想定される。要因別としては、建物倒壊等による死者が 14,000 人となっており、全体の約 48%に上る。また、浸水・津波による死者数が 13,000 人となっており、全体の約 45%に上る。
- 国想定に対し浸水想定域が大幅に拡大したことにより、浸水・津波による死者数が国想定の前約 2.0 倍となっている。

死者数〔冬・深夜（5時）〕

想定地震の区分	「理論上最大想定モデル」 地震：陸側ケース 津波：ケース① *1	【参考】 国の想定結果 (H24.8.29) 地震：陸側ケース 津波：ケース① *1
建物倒壊等による死者	約 14,000 人	約 15,000 人
（うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物）	（約 1,000 人）	（約 1,300 人）
浸水・津波による死者 *2	約 13,000 人	約 6,400 人
（うち自力脱出困難） *3	（約 5,500 人）	（公表なし）
（うち逃げ遅れ） *4	（約 7,100 人）	
急傾斜地崩壊等による死者	約 70 人	約 50 人
地震火災による死者	約 2,400 人	約 1,800 人
合 計	約 29,000 人	約 23,000 人

注 1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

*1：津波ケース①の場合、県全体の死者数が最大。

*2：早期避難率低の場合の想定。

早期避難者比率が低い場合の避難の有無、避難開始時期を設定。「すぐに避難する」を 20%、「避難はするがすぐには避難しない」を 50%、「切迫避難あるいは避難しない」を 30%としている。（国の設定に準拠）

*3：建物倒壊や家具転倒等により自力で脱出することが困難となったもの（自力脱出困難者）が、浸水・津波に巻き込まれることによる死者。

*4：自力脱出困難者以外のものが、浸水・津波から逃げ切れずに巻き込まれることによる死者。

死者数：「理論上最大想定モデル」による想定 (人)

市町村	建物倒壊等		浸水・津波			急傾斜地崩壊等	火災	合計
		(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下)	(うち自力脱出困難)	(うち逃げ遅れ)				
稲沢市	約 300	約 20	*	*	*	*	約 30	約 300

* : 被害わずか 想定条件：風速 5m/s、早期避難率低

※ 下の①～④にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

① 5未満 → 「*」、② 5以上100未満 → 「一の位を四捨五入」、③ 100以上1万未満 → 「十の位を四捨五入」、④ 1万以上 → 「百の位を四捨五入」

※ 地震及び津波のケース別、季節時間帯別に複数想定したうち県全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、津波：ケース①、季節時間帯：冬深夜5時）を記載している。

「理論上最大想定モデル」のライフライン被害等、経済被害額について

被害の評価手法は、阪神・淡路大震災や東日本大震災など、実際に発生した地震の被害状況及び復旧状況のデータに基づいて設定されているため、これまでの経験をはるかに超える巨大な地震・津波の被害を同様の手法で定量的に想定することには不確かさが伴う。

したがって、「理論上最大想定モデル」については、主として「命を守る」という観点から地震対策の検討するため、建物被害、人的被害については国の被害の評価手法に準じて機械的に想定したが、不確定要素を多く含むライフライン被害等や経済被害額については、想定の結果が誤った認識を与える恐れがあることから、定量的な想定は行わないこととした。

(3) 減災効果

- 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定される。
- 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約 2 割減少すると想定される。

【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定される。

(対策項目)

- ・建物の耐震化率 100%の達成（現状：約 85%）
- ・家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成（現状：50%）
- ・全員が発災後すぐに避難開始
- ・既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659 棟）

(ア) 建物被害

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 47,000 棟	約 20,000 棟 (約 6 割減)	約 242,000 棟	約 103,000 棟 (約 6 割減)

注) 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(イ) 人的被害

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約 6,400 人	約 1,200 人 (約 8 割減)	約 29,000 人	約 11,000 人 (約 6 割減)
うち建物倒壊等による死者	約 2,400 人	約 700 人 (約 7 割減)	約 14,000 人	約 4,900 人 (約 7 割減)
うち浸水・津波による死者	約 3,900 人	約 300 人 (約 9 割減)	約 13,000 人	約 3,500 人 (約 7 割減)
（うち自力脱出困難）	約 800 人	約 200 人 (約 8 割減)	約 5,500 人	約 1,500 人 (約 7 割減)
（津波からの逃げ遅れ）	約 3,100 人	約 200 人 (約 9 割減)	約 7,100 人	約 2,000 人 (約 7 割減)

注 1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注 2) 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

(ウ) 経済被害額（過去地震最大モデル）

項目	対策前	対策後
経済被害額 (直接被害額)	約 13.86 兆円	約 11.25 兆円 (約 2 割減)

第15 過去の災害状況

1 風水害

(1) 東海地方に影響のあった主な台風

No	年月日／名称	概要
1	昭和9年9月21日 室戸台風	この台風は、時速20kmくらいの速さで海上を進み、19日夜沖縄の南海上に近づいた。ここで北東に向きを変え、四国沖を進んで20日夜半すぎ室戸付近へ非常に強い大型台風として時速60kmで上陸した。上陸後は徳島の西、淡路島、神戸市、敦賀の西を通過したのち、速度は70～90kmに速め、勢力は衰えながら本州を縦断して宮古付近から三陸沖へ去った。
2	昭和28年9月25日 台風13号	この台風は、トラック島南東150kmの海上で発生し西から次第に北西に進んで22日夜沖ノ鳥島の西洋上で急速に発達して猛烈な大型台風になった。この辺から四国沖に向け北上し25日17時すぎ志摩半島を横断毎時40kmくらいの速さで伊勢湾を経て、東日本を北東進し、カムチャッカ半島へ去った。
3	昭和34年9月26日 伊勢湾台風	この台風は、エニウエトック島の西250kmの海上に発生した熱帯低気圧が発達したもので、台風となったのは、9月21日北緯15°東経150°付近に達した頃からである。それが9月23日マリアナ諸島で中心気圧が894hPaに発達して超大型台風になり、北上して9月26日夜の紀伊半島上陸後まであまり勢力が衰えなかった。 台風の本邦上陸にあたり風速の最大区域が台風中心経路の東側70km付近の志摩半島東部から伊勢湾において舌状にのびていた。これにより伊勢湾に記録的な高潮が発生した。
4	昭和36年9月16日 第2室戸台風	マーシャル諸島付近で発生した熱帯低気圧が、9月8日15時に台風18号となった。12日朝にはマリアナ群島の南西海上で900hPa以下の超大型台風が発達し、14日夜半沖縄の東側でゆっくり転向し、16日朝には四国の南海上から室戸岬をかすめて大阪湾に向かい同日13時30分頃尼ヶ崎と西ノ宮の間に上陸した。その後北東進して敦賀付近に進んだ。台風の規模も進路も昭和9年の室戸台風に似た台風であった。
5	昭和37年7月27日 台風7号	この台風は、硫黄島の東およそ1,500kmの海上に発生したもので、発生地が非常に北東にかたよっていた。 発生後1日目は北上、2日目から西進して27日には四国の南東海上で北東に向きを変え、27日13時頃潮岬と白浜の間に上陸、東海地方、関東地方北部をとって三陸沖へ去った。海上を進行中は965hPaくらいの中心気圧の中型の規模だったが上陸後は急速に衰え、28日には熱帯低気圧になった。
6	昭和37年8月26日 台風14号	この台風は、8月21日9時、マリアナ諸島の海域で発生した。硫黄島付近にかかった頃には中心気圧950hPaになり、にわかに注目されるようになったが、夏台風特有の小型であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から向きを北に変え、そのまま中部地方に向って北上した。 26日4時頃三重県の北牟婁郡中島付近に上陸し、その後北上し琵琶湖付近をとって日本海へぬけた。
7	昭和46年 8月30～31日 台風23号	この台風は、8月21日9時、南鳥島の南西で発生しゆっくり北西に進み、28日朝、奄美大島の南東に達した。この頃から移動速度がさらに遅くなり、急に発生しはじめ、屋久島付近を通過する頃には中心気圧が915hPaに低下した。 29日夜半頃大隅半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部を通り31日昼頃伊良湖岬をかすめて東へ去った。
8	昭和47年9月16日 台風20号	この台風は9月13日12時、沖ノ鳥島の南500kmで発生した。ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で転向し進行方向を北に変えた。一方、15日15時には低気圧が朝鮮半島北部の元山沖約400kmにあり、閉塞前線が南東にのびて、愛知県付近に達していた。愛知県では、この前線の影響により15日朝から降雨が強くなった。 台風は、16日18時30分頃潮岬付近に上陸した。その後、三重県を経て、岐阜県西部をとおり17日5時には佐渡付近に達し、午後には北海道西岸に達した。
9	昭和54年 9月31日～10月1日 台風16号	9月23日15時ヤップ島の北西海上で台風となった台風16号は発達しながら北西に進み、26日の朝には沖縄の南南東の海上で中心気圧920hPaとなって最盛期を迎えた。26日の昼頃から速度を落としながら北向きにコースを変え、29日15時には奄美大島の東海上に達した。台風はこの頃から向きを北東に変えながら次第に加速し、30日18時30分頃高知県室戸付近に上陸した。23時頃大阪市に再上陸、岐阜市の北をとって本州を北東に縦断し、10月1日9時には八戸沖へ抜けた。

No	年月日／名称	概要
10	昭和 54 年 10 月 19 日 台風 20 号	<p>10 月 6 日 15 時、トラック島の東で台風となった。台風 20 号は 8 日の朝から北西に進みはじめ、9 日夜グアム島の南海上を通過した頃から急速に発達。12 日 15 時には沖ノ鳥島の南南東約 400km の海上で中心気圧 870hPa を観測、大型で猛烈な台風となった。台風はその後ゆっくりとした速さで西北西に進み 16 日早朝から北北西に向きを変え、18 日 9 時には沖縄の南約 150km の海上に達した。</p> <p>台風はこの頃から次第に北東へ向きを変えながら加速し、19 日 9 時 40 分頃和歌山県白浜付近に上陸、名古屋市のおすぐ西をとって本州を北東に縦断し、19 時には八戸沖へ抜けた。</p>
11	平成 2 年 9 月 19 日～20 日 台風 19 号	<p>グアム島の北西海域で発生した熱帯低気圧は 9 月 13 日台風 19 号となり、発達しながら北西に進み、16 日から 17 日にかけてゆっくり沖縄の南東海上に近づき、急激に発達した。17 日午後には中心気圧 890hPa を記録し、猛烈な台風となった。</p> <p>その後台風は北東進し、950hPa 以下の勢力を保ったまま、19 日 20 時過ぎ和歌山県白浜の南に上陸した。上陸後速度を上げて近畿地方から東海地方をとおり、本州を縦断し、20 日 12 時には三陸沖に抜けた。</p>
12	平成 3 年 9 月 18 日～19 日 台風 18 号	<p>台風第 18 号は 18 日沖縄の東沖を加速しながら北東進。それに伴い南海上に停滞する秋雨前線の活動が活発となった。台風は翌 19 日夕方、八丈島の南をとおり、夜には銚子沖に達し、20 日早朝三陸沖で温帯低気圧となった。このため、東海地方を含め、太平洋岸各地で記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の 16 都県に及んだ。愛知県では、18 日午前中から雨となり、夜半過ぎには所々で激しく降り、18 日から 19 日にかけて 100～300 ミリの大雨となった。</p>
13	平成 6 年 9 月 29 日～30 日 台風 26 号	<p>9 月 19 日 3 時にグアム島の南西海上で台風となった台風 26 号は、発達しながら北に進路をとり、29 日 19 時 30 分頃大型で強う勢力を保ったまま和歌山県南部に上陸した。上陸時の中心気圧は 950hPa、中心付近の最大風速は 40m/s であった。上陸後は勢力を弱めながらやや速度を速め、琵琶湖付近をとって 30 日 3 時には石川県沖に進んだ。この台風の影響により、愛知県東部の山間部では総降水量が 200mm を超えた。</p>
14	平成 10 年 9 月 21 日～23 日 台風 7 号・8 号	<p>9 月 17 日 21 時にフィリピンの西の海上で発生した台風 7 号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風 8 号は 9 月 20 日に日本の南海上で発生し、北上した。日本への上陸は 8 号の方が早く、21 日 16 時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の 22 日 13 時過ぎには 7 号が和歌山県御坊市付近に上陸した。</p> <p>8 号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、21 日夜に一時風雨が強くなった。8 号は強い雨が顕著で、県東部の山間部では、21 日の 21 時から 23 時にかけて、1 時間に 40～60mm の激しい雨が降った。</p> <p>一日遅れて上陸した 7 号は、中型で、強い勢力を保って 22 日 15 時頃に滋賀県をとおり、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風 42.6m/s を観測した。この値は昭和 34 年の伊勢湾台風時に観測した 45.7m/s に次ぐ観測開始以来第 2 位の記録となった。</p>
15	平成 12 年 9 月 11 日～12 日 台風 14 号	<p>サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9 月 2 日 21 時に台風 14 号となった。10 日 9 時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9 月 11 日から 12 日にかけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風 14 号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。</p> <p>愛知県では県西部を流れる「新川」の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は 20 箇所には達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。</p> <p>この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大 1 時間降水量 97.0mm、日最大降水量 428.0mm、月最大 24 時間降水量 534.5mm は、いずれも統計開始以来最も多い値となった。</p> <p>台風は、12 日 19 時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み、16 日 15 時には日本海西部で温帯低気圧となった。</p>

No	年月日／名称	概要
16	平成 15 年 8 月 8 日～9 日 台風第 10 号	<p>台風第 10 号は 8 月 3 日 15 時にフィリピンの東で発生し、7 日 15 時には大型で非常に強い台風となった。台風第 10 号は強い勢力を維持したまま 8 日 21 時 30 分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9 日 6 時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、10 日 6 時に千島近海で温帯低気圧に変わった。</p> <p>台風第 10 号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で 390mm の総降水量を観測するなど愛知県東部の山地で雨量が多くなった。</p> <p>風も非常に強く吹き、名古屋で 9 日 6 時 17 分に東南東の風 28.0m/s、伊良湖で 9 日 1 時 26 分に南の風 27.3m/s の最大瞬間風速を観測した。</p>
17	平成 16 年 10 月 8 日～9 日 台風第 22 号	<p>台風第 22 号は、10 月 4 日 12 時にフィリピンの東で発生し、8 日 3 時には中心気圧 920 hPa、中心付近の最大風速 50m/s の非常に強い台風となった。その後、台風はゆっくり北上し、9 日 16 時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖へ進み、10 日 9 時に日本の東で温帯低気圧となった。</p> <p>台風が愛知県に最も接近したのは 9 日 14 時から 15 時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで 2 日間で 300mm を超える大雨となり、9 日には約半数の観測所で 10 月としての日降水量の極値を更新した。</p>
18	平成 16 年 10 月 20 日～21 日 台風第 23 号	<p>台風第 23 号は、10 月 13 日 9 時にマリアナ諸島で発生し、16 日 21 時には中心気圧 940hPa、中心付近の最大風速 45m/s、暴風半径 280km、強風半径 1100km の超大型で非常に強い台風となった。</p> <p>その後、台風第 23 号はゆっくり北上し、20 日 13 時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海地方を経て 21 日 9 時に関東の東海上で温帯低気圧となった。</p> <p>台風の中心が愛知県に最も接近したのは 20 日宵の内から夜遅くで、名古屋では 20 日 18 時 39 分に南の風 33.2m/s、伊良湖では 17 時 28 分に南東の風 35.2m/s の最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で 265mm となり、東見から北部を中心に 200mm を超える大雨となった。</p>
19	平成 21 年 10 月 7 日～8 日 台風第 18 号	<p>台風第 18 号は 9 月 30 日 9 時に発生し、ゆっくりと西に進み、10 月 4 日 9 時にはフィリピンの東で、中心気圧 920 hPa、最大風速 55m/s の猛烈な台風に発達した。</p> <p>台風は 6 日から 7 日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧 940 hPa、最大風速 45m/s の強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、8 日午前 5 時すぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信越地方へ進んだ。</p> <p>この台風の影響により、伊良湖では 8 日に日最大瞬間風速 39.9m/s を観測した（1953 年の観測開始以来 10 月の極値を更新）。また、名古屋では、8 日に日最大 1 時間降水量 67.0mm を観測した（1890 年の観測開始以来 10 月の極値を更新）。</p>
20	平成 23 年 9 月 2 日～4 日 台風第 12 号	<p>台風第 12 号は、8 月 25 日 9 時にマリアナ諸島の西の海上で発生し、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30 日には小笠原諸島付近で中心気圧が 965 ヘクトパスカル、最大風速が 35 メートルの大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後北へ向きを変え、9 月 2 日には大型の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3 日 10 時前に高知県東部に上陸した。台風はその後ゆっくりとした速さで北上を続け、18 時頃に岡山県南部に再上陸した後、4 日未明に山陰沖に進み、5 日 15 時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。</p> <p>台風が大型でさらに動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、県内では、降り始め（2 日 09 時）から 5 日 14 時までの降水量は、西三河北東部、東三河北部で 300mm を超え、豊田市稲武では 330.0mm を観測した。</p>

No	年月日／名称	概要
21	平成 23 年 9 月 20 日～21 日 台風第 15 号	<p>台風第 15 号は、9 月 13 日 21 時に日本の南で発生し、北に進んだ後西に向きを変え、16 日にかけて大東島地方に向かって進んだ。台風は、南大東島の西海上を反時計回りに円を描くようにゆっくり動いた後、19 日 21 時には最大風速が 35m/s の強い台風となって奄美群島の南東海上を北東に進み、20 日 21 時には中心気圧が 940hPa、最大風速が 50m/s の非常に強い台風となった。台風は、速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21 日 14 時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。</p> <p>県内では、19 日夕方から、東海地方に上陸し関東地方に進んだ 21 日夕方にかけて、断続的に強い雨が降り、特に 20 日は、名古屋市などで激しく降るなど、尾張東部から中濃・東濃にかけて大雨となり、庄内川が氾濫しました。降り始め（19 日 17 時）から 21 日 19 時までの降水量は、尾張東部、東三河北部で 300mm を超えたところがあり、豊田市阿蔵では 383.5mm を観測した。また、台風が最接近した 21 日昼頃から沿岸部では非常に強い風が吹き、伊良湖で 21 日 12 時 34 分に日最大瞬間風速 33.0m/s を観測した。</p>
22	平成 24 年 6 月 19 日 台風第 4 号	<p>台風第 4 号は、6 月 12 日 15 時にカロリン諸島で発生し、フィリピンの東海上に達した後、進行方向を変え発達しながら北上した。18 日には沖縄の南海上、19 日 09 時には九州の南海上を北北東に進み、強い勢力を維持しながら本州に接近し、19 日 17 時過ぎに和歌山県南部に上陸した。その後、台風は紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20 時過ぎに愛知県東部に再上陸した。その後も北東に進み、関東甲信地方を通過し、20 日 9 時には東北地方の東海上に達し温帯低気圧に変わった。</p> <p>県内では、この台風と梅雨前線の影響により大雨となり、19 日昼前から、断続的に強い雨が降り、台風本体の雨雲がかかり始めた夜には、豊田市阿蔵で 1 時間降水量 65.5 mm の非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。降り始め（19 日 00 時）から 20 日 06 時までの降水量は、豊田市阿蔵では 239.0 mm を観測した。また、19 日午後から東よりの風が強まり、夜には豊橋で最大瞬間風速 29.1m/s を観測するなど東部を中心に東よりの強い風が吹いた。</p>
23	平成 25 年 9 月 16 日 台風第 18 号	<p>9 月 13 日 3 時に小笠原の近海で発生した台風第 18 号は、日本の南海上を北西に進みながら 14 日 9 時に大型となり、15 日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16 日 8 時前に愛知県豊橋市付近に上陸した（8 時の中心気圧は 970hPa）。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て 16 日 18 時には三陸沖に達した。</p> <p>愛知県では、14 日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15 日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15 日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった 16 日朝には、東部を中心に非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では 16 日 9 時 6 分までの 1 時間に 96.0 ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め（14 日 21 時）から 16 日 16 時までの降水量は、豊田市阿蔵で 321 ミリを観測した。解析雨量では、9 月 16 日 16 時までの 48 時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約 350 ミリとなった。風については、15 日午後から南東よりの風が強まり、16 日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速 39.4 メートル（16 日 07 時 20 分）を記録した。海上では 15 日早朝から波やうねりが高くなり、16 日は大しけとなった。</p>

No	年月日／名称	概要
24	平成 26 年 8 月 9 日～10 日 台風第 11 号	<p>台風第11号は、7月29日12時にマリアナ諸島付近で発生し、8月4日09時にはフィリピンの東に進んだ。その後、進路を次第に北に変え、日本の南から四国の南に進み、8月10日06時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した。その後、台風は兵庫県赤穂市付近に上陸し、8月10日の昼過ぎには日本海に達した。8月11日09時には日本海北部で温帯低気圧に変わった。</p> <p>台風の接近に伴い、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、8月9日未明から10日にかけて大雨となった。</p> <p>三重県では8月9日の日降水量が、津市白山で435.5ミリ、津市笠取山で393.0ミリ、亀山で333.0ミリを観測し、統計開始以来の極値を更新した。</p> <p>降り始め（8月8日14時）から8月10日24時までの総降水量は、三重県大台町宮川で661.5ミリ、三重県津市白山で518.0ミリとなった。</p> <p>このため、三重県では9日17時20分に大雨特別警報が発表された。</p>
25	平成 29 年 10 月 21 日～23 日 台風第 21 号	<p>10月16日03時にカロリン諸島で発生した台風第21号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21日には超大型で非常に強い勢力となり、22日にかけて非常に強い勢力を保ったまま、次第に速度を上げて日本の南を北上した。22日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23日03時頃に超大型で強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま静岡県及び関東地方を北東に進み、23日09時には福島県沖に抜け、23日15時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。</p> <p>愛知県では、22日から23日未明にかけて、台風第21号や前線の影響で西部を中心に大雨となった。</p> <p>雨は21日未明から降り始め、台風第21号の接近時の22日夜遅くから23日未明にかけて西部を中心に1時間に50ミリを超える非常に激しい雨となった。また、セントレアの22日の日降水量は251.0ミリとなり、2005年2月の統計開始以来の極地を更新し、21日～23日の総降水量は326.0ミリとなった。</p> <p>風については22日夜から東部沿岸部を中心に東の風が吹き始め、23日未明から23日昼前にかけては、西部を中心に北西の風が強まり、セントレアでは断続的に非常に強い風が吹き、最大風速24.4m/s（23日03時18分、北西）、最大瞬間風速30.9m/s（23日02時20分、北北西）を観測した。</p>
26	平成 30 年 9 月 3 日～5 日 台風第 21 号	<p>8月28日09時に南鳥島近海で発生した台風第21号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、31日09時に猛烈な勢力となった。その後は非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、4日は、次第に進路をやや東よりに変え速度を速めながら四国の南海上を北北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して4日12時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸、15時には若狭湾に達し、日本海沿岸を北上した後、5日09時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。</p> <p>愛知県では、4日から5日にかけて、猛烈な風が吹き、4日には県内の広い範囲で暴風となり海上では猛烈なしけとなった。また、台風の北上に伴って流れ込んだ雨雲の影響により大雨となった所があった。</p> <p>このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。</p>

(注) 平成 4 年 12 月 1 日、気象庁は台風情報等に用いる気圧の単位を hPa（ヘクトパスカル）に変更した。1 mb = 1 hPa であることから、従前の mb（ミリバール）との換算は必要なく、単位を読み変えることのみで、旧来の資料等は使用することができる。

(2) 過去の主な風水害

(県防災安全局防災部災害対策課)

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (mb)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)	
昭和9年 9月21日 (1934年)	暴風雨 (室戸台風)	975.9	32.9 SSE	24.0	②死者8名、負傷者68名 家屋全壊85棟
昭和28年 9月25日 (1953年)	暴風雨・高潮 (台風13号)	970.0	22.6 NNW	178.1	②死者72名、負傷者623名 家屋全壊6,769棟、浸水90,000棟
昭和34年 9月26日 (1959年)	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	958.5	37.0 SSE	165.7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下全域の沿岸部に被害が発生した。 ②死者3,168名、行方不明92名、負傷者59,045名、家屋全壊23,334棟、流失3,194棟、半壊97,049棟、一部破損287,059棟、床上浸水53,560棟、床下浸水62,831棟 ③県下全域(沿岸部中心) ④3,224億円
昭和36年 6月23～29日 (1961年)	大雨 (36.6梅雨前線豪雨)			398 立田 682	①集中豪雨による災害で尾張部を中心に河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者4名、負傷者13名、行方不明2名、家屋全壊29棟、流失2棟、半壊72棟、床上浸水7,969棟、床下浸水66,654棟 ③県下全域 ④111億円
昭和36年 9月16日 (1961年)	暴風雨 (第二室戸台風)	971.9	28.7 SSE	96.4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫・暴風雨による竜巻等の被害が発生した。 ②死者3名、負傷者146名、家屋全壊168棟、半壊515棟、床上浸水652棟、床下浸水8,868棟 ③尾張部 ④104億円
昭和37年 6月30日～ 7月5日 (1962年)	大雨 (前線)			103 伊良湖 236	①局地的集中豪雨による災害で中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者2名、負傷者1名、家屋全壊2棟、床上浸水1,605棟、床下浸水15,501棟 ③東三河 尾張部
昭和37年 8月26日 (1962年)	暴風雨 (台風14号)	996.5	23.3 SSE	110	①風水害による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者1名、負傷者9名、家屋全壊26棟、半壊28棟、床上浸水177棟、床下浸水7,556棟 ③県下全域 ④42億円
昭和39年 9月25日 (1964年)	暴風雨 (台風20号)	992.8	22.0 SSE	105.2	①雨による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者2名、負傷者10名、家屋全壊6棟、半壊12棟、床上浸水23棟、床下浸水2,298棟 ③県下全域(主として名古屋、尾張、海部、知多) ④26億円

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (mb)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)	
昭和40年 9月17日 (1965年)	暴風雨 (台風24号)	970.2	17.0 N	188.6	①雨による災害で平野部に被害が多く発生した。 ②死者1名、負傷者18名、家屋全壊12棟、半壊62棟、床上浸水1,728棟、床下浸水49,622棟 ③県下全域(主として名古屋、海部) ④93億円
昭和45年 7月29～30日 (1970年)	集中豪雨	1,010.8	7.7 ENE	123.5	②死者3名、負傷者4名、家屋全壊2棟、半壊7棟、床上浸水4,552棟、床下浸水37,946棟 ③尾張部 ④18億円
昭和46年 8月30～31日 (1971年)	大雨 (台風23号)	987.5	10.0 E	321.5	②死者4名、負傷者15名、家屋全壊19棟、半壊127棟、一部破損228棟、床上浸水6,136棟、床下浸水59,150棟 ③県下全域 ④176億円
昭和49年 7月24～25日 (1974年)	大雨			139.8 津島333 常滑315 一宮237	①集中豪雨による災害で尾張・海部・知多を中心に家屋の浸水被害が多数発生した。 ②死者1名、負傷者7名、床上浸水7,248棟、床下浸水74,035棟 ③県下全域 ④92億円
昭和51年 9月8～13日 (1976年)	集中豪雨 (51.9豪雨 台風17号)	1,002.4	10.2 SE	422 一宮682 南知多602	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者1名、負傷者37名、家屋全壊14棟、半壊437棟、一部破損461棟、床上浸水13,050棟、床下浸水102,677棟 ③尾張、海部、知多地域(59市町村) ④378億円
昭和54年 9月24～25日 (1979年)	豪雨			94 名古屋市港区224(一時間雨量108)	①雷を伴った前線による局地的な豪雨災害で、家屋の浸水、道路・河川等に被害が発生した。 ②死者2名、床上浸水1,665棟、床下浸水33,351棟 ③県西部地域(名古屋、東海他18市町村) ④26億円
昭和54年 9月28日～10月1日 (1979年)	暴風雨 (台風16号)	981.9 小牧978.2	17.7SE 伊良湖 21.3S	50 茶臼山170	①台風の通過による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②死者1名、負傷者23名、家屋全壊2棟、半壊20棟、一部破損217棟、床上浸水9棟、床下浸水178棟 ③県全域 ④65億円
昭和54年 10月 18～19日 (1979年)	暴風雨 (台風20号)	971.9 小牧969.4	14.2W 伊良湖 20.0S	80 作手282 茶臼山279 鳳来233	①台風の通過による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②行方不明者1名、負傷者8名、家屋全壊4棟、半壊5棟、一部破損26棟、床上浸水39棟、床下浸水314棟 ③県全域 ④113億円

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (mb)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)	
昭和 57 年 8 月 1～3 日 (1982 年)	暴風雨 (台風 10 号と 低気圧)	975.1 伊良湖 973.0	9.4SSW 伊良湖 21.1E	184.5 鳳来501 伊良湖444	①台風と低気圧による大雨に伴う災害で家屋損壊、農地農業用施設、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者 9 名、家屋全壊 1 棟、半壊 4 棟、一部破損 91 棟、床上浸水 230 棟、床下浸水 2,777 棟 ③県全域 ④131 億円
昭和 58 年 9 月 27～28 日 (1983 年)	暴風雨 (台風 10 号)	992.2	9.5N 伊良湖 11.2SSE	234 小原 291 茶臼山305	①台風の通過、特に豪雨による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設、農林水産業施設、農水産物等に被害が発生した。 ②死者 5 名、負傷者 1 名、家屋全壊 2 棟、半壊 1 棟、一部破損 25 棟、床上浸水 762 棟、床下浸水 16,974 棟 ③主として県西部 ④約 28 億円
平成元年 9 月 2～4 日 (1989 年)	大雨			132 茶臼山325	①低気圧に伴う寒冷前線による災害。 ②死者 1 名、負傷者 3 名、家屋全壊 1 棟、一部破損 2 棟、床上浸水 3 棟、床下浸水 139 棟 ③県全域 ④約 24 億円
平成元年 9 月 19～20 日 (1989 年)	台風 22 号			47 茶臼山295	①台風の通過、特に東加茂郡を中心とした豪雨による土砂災害により家屋損壊、農水産物、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者 2 名、負傷者 1 名、家屋全壊 18 棟、半壊 11 棟、一部破損 9 棟、床上浸水 121 棟、床下浸水 134 棟 ③県全域 ④約 92 億円
平成 2 年 9 月 19～20 日 (1990 年)	台風 19 号	972.5 伊良湖 976.9	20.1SSE 伊良湖 26.2S	95 作手 254	①台風の通過による災害で、特に農業用施設、農産物の被害が著しかった。 ②負傷者 29 名、家屋全壊 2 棟、半壊 28 棟、一部破損 2,297 棟、床上浸水 67 棟、床下浸水 1,408 棟 ③県全域 ④約 153 億円

年月日	種別 (名称)	項目	観測点	総降水量・ 風速	県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平成3年 9月18～19日 (1991年)	大雨 (台風第18号・前線)	総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 名古屋 名古屋	242mm 316mm 57mm 55mm 48mm	①台風18号の接近に伴い、本州南岸の秋雨前線の活動が活発化した。このため、名古屋市3区(北・緑・天白)及び春日井市では、災害救助法が適用された。 ②死者2名、軽傷者1名、家屋全壊2棟、一部破損9棟、床上浸水3,713棟、床下浸水12,131棟 ③県全域 ④約60億円
平成6年 9月29～30日 (1994年)	暴風雨・竜巻 (台風第26号)	風速 瞬間風速 総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 作手 作手	SSE19.4m/s SSE36.7m/s 235mm 48mm	①台風その他、竜巻が発生した。 ②負傷者37名、住家の全壊8棟、半壊113棟、一部破損981棟、床上浸水137棟、床下浸水456棟 ③県内全域 ④約53億円
平成10年 9月21～23日 (1998年)	暴風雨 (台風7・8号)	風速 瞬間風速 総降水量 1時間降水量	名古屋 名古屋 茶臼山 作手	SSE21.5m/s SSE42.6m/s 329mm 63mm	①台風8号が21日、第7号が22日と続いて上陸。8号は雨、7号は風による被害が大きかった。交通網が大混乱し、農業被害も大きかった。 ②死者3名、負傷者151名、住家の全壊8棟、半壊35棟、一部損壊661棟 ③県内全域 ④約33億円
平成12年 9月11～12日 (2000年)	大雨 (台風第14号・前線東海豪雨)	総降水量 一時間降水量	名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡 名古屋 東海 蟹江 一宮 稲武 蒲郡	566.5mm 589mm 365mm 293mm 467mm 249mm 97mm 114mm 78mm 54mm 70mm 55mm	①秋雨前線に台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。このため、23の市町村が避難勧告・指示を発令し、63,000人以上が避難され、21市町村で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。また、この災害が、激甚災害に指定され、中小企業支援措置法及び農地、農業施設用支援並びに林道の災害復旧事業支援措置がなされ、旭町、稲武町が局地激甚災害(公共土木施設分)の指定を受けた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤20箇所、越水319箇所。死者7名、負傷者107名、住家の全壊18棟、半壊154棟一部破損147棟、床上浸水22,078棟、床下浸水39,728棟 ③県内全域 ④約2,800億円
平成13年 8月21～22日 (2001年)	暴風雨 台風第11号	総降水量 1時間降水量	茶臼山 作手 岡崎 茶臼山 南知多 一色 鳳来	330mm 313mm 255mm 34mm 34mm 33mm 32mm	①台風の通過による災害 ②死者1名、負傷者1名、床上浸水3棟、床下浸水165棟 ③県内全域 ④約3億円
平成15年 8月8～9日 (2003年)	暴風雨 台風第10号	総降水量 瞬間風速	茶臼山 作手 名古屋	382mm 336mm ESE28m/s	①台風の通過による災害 ②負傷者5名、一部損壊5棟、床上浸水1棟、床下浸水15棟 ③県内全域 ④約24億円

年月日	種別 (名称)	項目	観測点	総降水量・ 風速	県下の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平成 16 年 6 月 21 日 (2004 年)	暴風雨 台風第 6 号	総降水量 瞬間風速	茶 白 山 名 古 屋 伊 良 湖	284 mm 34m/s 30m/s	①台風の通過による災害 ②負傷者 27 名、半壊 1 棟、一部損壊 16 棟、床上浸水 1 棟、床下浸水 3 棟 ③県内全域 ④約 13 億円
平成 16 年 10 月 20~21 日 (2004 年)	暴風雨 台風第 23 号	総降水量 瞬間風速	茶 白 山 名 古 屋 伊 良 湖	265 mm S33m/s SE35m/s	①台風の通過による災害 ②死者 1 名、負傷者 18 名、一部損壊 41 棟、床上浸水 21 棟、床下浸水 160 棟 ③県内全域 ④約 17 億円
平成 20 年 8 月 28~30 日 (2008 年)	大雨 8 月末豪雨	総降水量 1 時間 降水量	岡 崎 蒲 郡 豊 橋 一 宮 名 古 屋 岡 崎 一 宮 豊 橋 蒲 郡 名 古 屋	447.5 mm 365 mm 351.5 mm 272 mm 237 mm 146.5 mm 104 mm 62.5 mm 58.5 mm 55 mm	①停滞していた前線に非常に湿った 空気が流れ込んだため、前線の活動 が活発となり、県内各地で記録的 な大雨となった。このため、名古屋 市及び岡崎市で、災害救助法及び被 災者生活再建支援法の適用がされ た。 ②広田川が破堤。死者 2 名、負傷者 5 名、住家の全壊 5 棟、半壊 3 棟、一 部損壊 29 棟、床上浸水 2,480 棟、 床下浸水 14,106 棟 ③県内全域 ④約 107 億円
平成 21 年 10 月 7~8 日 (2009 年)	暴風雨 台風第 18 号	総降水量 瞬間風速	東 海 名 古 屋 伊 良 湖	206 mm 29.9m/s 39.9m/s	①台風 18 号が知多半島付近に上陸 し、特に農業用施設、農産物の被害 が著しかった。 ②負傷者 19 名、家屋全壊 6 棟、半壊 41 棟、一部損壊 2,092 棟、床上浸水 246 棟、床下浸水 1,235 棟 ③県内全域 ④約 134 億円
平成 23 年 9 月 20~21 日 (2011 年)	暴風雨 台風第 15 号	総降水量 瞬間風速	名 古 屋 茶 白 山 阿 古 蔵 名 古 屋 伊 良 湖	274 mm 367 mm 383.5 mm 22m/s 33m/s	①奄美大島近海で迷走後に勢力を強 め、21 日 14 時頃に浜松市付近に上 陸。名古屋市では 100 万人を超える 市民に対し避難勧告が出された。 ②死者 4 名、負傷者 8 名、家屋一部損 壊 69 棟、床上浸水 239 棟、床下浸 水 572 棟 ③県内全域 ④約 30 億円
平成 24 年 6 月 19 日 (2012 年)	暴風雨 台風第 15 号	総降水量 瞬間風速	名 古 屋 阿 古 蔵 名 古 屋 伊 良 湖	53 mm 239 mm 18.8m/s 27.7m/s	①19 日 17 時過ぎに和歌山県南部に上 陸した台風第 4 号は、その後紀伊半 島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通 過し、20 時過ぎに愛知県東部に再上 陸した。豊田市阿蔵では 1 時間降水 量 65.5mm の非常に激しい雨を観測 するなど、東部を中心に大雨となっ た。 ②負傷者 6 名、家屋一部損壊 8 棟、床下 浸水 4 棟 ③県内全域 ④約 5 億円

(3) 稲沢市における過去の風水害被害

(ア) 伊勢湾台風（昭和 34 年（1959 年）9 月 26 日）

本市に未曾有の被害をもたらした風水害は、昭和 34 年の伊勢湾台風である。

マリアナ群島付近で発生した台風 15 号（伊勢湾台風）は、次第に北上して、9 月 26 日の午後 6 時頃潮岬の西およそ 15km のところに上陸した。このときの中心気圧は 929.5hPa で、しかも東海地方の西を通ったので、尾張西部では午後 9 時から 10 時頃に最も風雨が強くなった。

台風が通過する直前の 2～3 時間には、時間雨量が 40～70mm の激しい雨が降り、河川は急速に水量を増していった。これに加え、風速の最大区域が伊勢湾を直撃したことから、伊勢湾口で記録的な高潮が発生し、河口付近ではいたる所で堤防が決壊し大災害となった。暴風の方角は、伊勢湾口から濃尾平野に向かって入り込み、瞬間風速 45.7m 以上の驚異的な激烈さであった。

このとき、海部郡鍋田南部の海岸堤防が決壊し、海水が強く浸入したので、海部郡は全域が浸水し、激甚な被害を受けた。

このほか、名古屋市を始めとして東海地方の被害は甚大であったが、稲沢市域の被害もまた空前のものとなった。

伊勢湾台風による被害

区分 市町	人の被害（人）					住家被害（戸）					
	死者	行方不明	重傷者	軽傷者	計	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水	計
稲 沢 市	6		13	24	43	157		450		81	688
祖 父 江 町	1		2	18	21	49		96		183	328
平 和 町				70	70	94		144	40	150	428
以上 計	7		15	112	134	300		690	40	414	1,444
備考	・稲沢市では、非住家の被害 1,302 戸、冠水した田 959ha、同畑 15ha、橋梁の流失 3ヶ所（稲沢市史より）										
《参考》											
海 部 郡	487	25	314	4,908	5,738	1,614	466	5,271	3,988	1,504	12,843

（出典）新修稲沢市史、平和町誌（「伊勢湾台風災害復興計画書」・県災害誌及び県統計年鑑による）

（注）1 稲沢市については、9 月 29 日現在。

2 祖父江町・平和町、海部郡については 12 月 31 日現在。

(イ) 梅雨前線による集中豪雨（昭和 36 年（1961 年）6 月 24～28 日未明）

6 月 24 日～28 日未明にかけて、南方海上の梅雨前線が 23 日から徐々に陸地に近づき、26 日には海岸沿いに停滞した。四国南方海上の熱帯低気圧（のち台風となる）の影響もあって、前線の活動は活発となり、26 日から 27 日にかけて激しい雨が降った。

この大雨による被害区域は四国から関東にまで及び、愛知県では浸水家屋が 8 万戸を超す大きな被害となり、県内で死者 3 名、行方不明 3 名、負傷者 11 名の人的被害が出たほどである。とくに尾西市・津島市を中心とする尾張西部では豪雨のため、ほとんどの小河川が氾濫決壊し、平和町では、道路、田・畑は水にうまり、海原の状態となり、船を使用して各地区の連絡を行った。

昭和 36 年集中豪雨による被害

区 分	床上浸水	床下浸水	計	備 考
稲 沢 市	246	2,005	2,251	橋梁流失 32 ケ所、道路決壊 51 ケ所、 浸水田 2,000ha、同畑 15,460 a
祖 父 江 町	240	1,750	1,990	
平 和 町	388	418	806	
以上 計	874	4,173	5,047	

(出典) 平和町誌、新修稲沢市史 (警察本部調査による)

(ウ) 昭和 51 年台風 17 号 (昭和 51 年 (1976 年) 9 月 8 日～13 日)

昭和 51 年 9 月、台風 17 号の停滞により南方から湿った空気が日本列島に流れ込み、期間雨量 633.5mm (8 日～13 日) と記録的な豪雨となった。

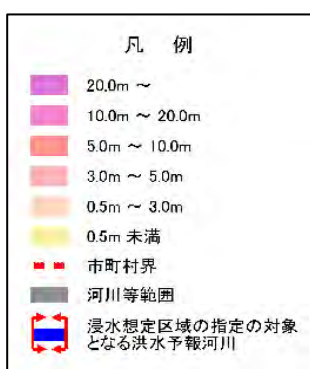
この集中豪雨による災害で尾張、海部、知多に中小河川の氾濫等の被害が発生した。被害は尾張、海部、知多地域 (59 市町村) で死者 1 人、負傷者 37 人、全壊 437 戸、床上浸水 13,050 戸、床下浸水 102,677 戸、一部破損 461 戸に及んでいる。

(エ) 東海豪雨以降の災害

				稲 沢	明 治	千 代 田	大 里 西	大 里 東	下 津	小 正	祖 父 江	平 和
1	平成12年9月11～12日 東海豪雨	床上浸水	211世帯	12			10	58	74	57		
		床下浸水	1145世帯	191	15	3	169	182	238	347		
		道路冠水	27箇所	8	1	3	5	4	2	4		
2	平成13年6月19～20日 大雨洪水警報	床下浸水	3世帯							3		
		道路冠水	2箇所								2	
3	平成13年8月21～22日 台風11号	床下浸水	44世帯	20						24		
		道路冠水	9箇所	3			2	3		1		
4	平成16年7月10日 大雨洪水警報	床下浸水	27世帯					10	1	16		
		道路冠水	35箇所	3	1		1	7	13	10		
5	平成16年9月24日 大雨洪水警報	床下浸水	1世帯							1		
		道路冠水	14箇所	2			1	4	1	6		
6	平成16年9月29～30日 台風21号	道路冠水	1箇所					1				
7	平成16年10月20日 台風23号	床下浸水	4世帯	4								
		道路冠水	14箇所	11			1	1	1			
8	平成18年8月22日 大雨洪水警報	床下浸水	5世帯	3						2		
		道路冠水	6箇所	1				1	1	3		
9	平成20年8月28～30日 大雨洪水警報	床上浸水	31世帯	22						9		
		床下浸水	228世帯	111			1	16	3	93	2	2
		道路冠水	37箇所	17			10	2	3	5		
10	平成20年9月3日 大雨洪水警報	床下浸水	14世帯	13						1		
11	平成20年9月21日 大雨洪水警報	床下浸水	4世帯	3						1		
		道路冠水	6箇所	3	2					1		
12	平成21年10月7～8日 台風18号	床下浸水	13世帯	2				1		10		
		道路冠水	11箇所	3			2	2	1	3		
13	平成24年9月30日 台風17号	床下浸水	12世帯	10						2		
		道路冠水	6箇所	4				1		1		
14	平成29年10月21～23日 台風21号	床下浸水	24世帯	9				13		2		
		道路冠水	12箇所	3		1	1	1	2	1	2	1

(4) 浸水想定区域図

浸水想定区域とは平成13年6月に改正された水防法に位置付けられているもので、洪水氾濫時に想定される浸水状況を示し、洪水時の対応を住民に認識してもらうために作成した図。木曽川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により木曽川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションによって作成。洪水氾濫の現象をモデル化し、堤防が壊れたときに居住地区等に流れ込む水の流れを計算したもの。シミュレーションでは川の水位が危険水位を上回る場所すべてにおいて、堤防が壊れると想定。危険水位とは堤防を安全に流すことができる最大の水位。



参考編 35 稲沢市防災地図 図-3 浸水想定区域図参照

(5) 重要水防箇所（木曽川上流河川事務所）

「重要水防箇所」とは、洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所のことです。

洪水時には、その洪水により堤防が壊されたり、洪水が堤防を越えてあふれ出たりしないように、水防団の方々が土のうを積むなどの「水防」活動をして、堤防を守ります。そうした事態をいち早く察知するため、洪水が一定の規模になると水防団の方々は危険な箇所がないかどうか、堤防を点検します。

しかし、点検する堤防の区間が長いため、現在の堤防の高さや幅、過去の漏水などの実績などから、あらかじめ水防上重要な区間を定めておけばより効率的な堤防の点検ができ、危険な箇所の早期発見につながります。

「重要水防箇所」は、その箇所の堤防の状態などにより「堤防高」「堤防断面」「漏水」などのいくつかの種別に分類されます。さらにその種別ごとに、その箇所の状況に応じて2つの重要度と要注意区間に区分されます。

- ・ 重点区間・・・水防時に重点的に巡視すべき区間で、重要度A、B及び要注意区間の中から設定
- ・ 重要度A・・・水防上もっとも重要な区間
- ・ 重要度B・・・水防上重要な区間
- ・ 要注意区間・・・水防上注意を要する区間

平成 26 年度直轄河川重要水防箇所河川別調書＜重点区間＞

図面 対象 番号	河川名	種別	左右 岸の 区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要 (対象 番号)
1	木曽川	漏水	左	25.8k+135m から 26.0k	稲沢市祖父江町 馬飼	50	B5

平成 26 年度直轄河川重要水防箇所河川別調書＜要注意箇所＞

図面 対象 番号	河川名	種別	左右 岸の 区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要
1	木曽川	旧川跡	左	24.0k+140m から 25.0k+140m	稲沢市祖父江町 神明津	650	
2	木曽川	旧川跡	左	26.0k+30m から 26.0k+120m	稲沢市祖父江町 馬飼	90	
3	木曽川	旧川跡	左	27.2k から 27.4k-10m	稲沢市祖父江町 祖父江	220	

平成 26 年度直轄河川重要水防箇所河川別調書＜工作物以外 B＞（重要度 B）

図面 対象 番号	河川名	種別	左右 岸の 区分	位置	地先名	延長 (m)	摘要 (水防工法)
1	木曽川	堤防 断面	左	23.0k から 23.0k+101m	稲沢市 祖父江町 神明津	100	断面不足
2	木曽川	漏水	左	23.0k から 23.6k	稲沢市 祖父江町 神明津	600	旧川・破堤跡 以外履歴有 の暫定施工
3	木曽川	堤防 断面	左	23.2k から 23.6k+100m	稲沢市 祖父江町 神明津	490	断面不足
4	木曽川	堤防 断面	左	24.2k から 25.8k+90m	稲沢市 祖父江町 神明津	1,350	断面不足

5	木曾川	漏水	左	25.8k+135m から 26.0k	稲沢市 祖父江町 馬飼	50	旧川跡 履歴有の未施工
6	木曾川	堤防 断面	左	26.0k から 26.2k+107m	稲沢市 祖父江町 馬飼	250	断面不足
7	木曾川	堤防 断面	左	26.4k から 27.8k+126m	稲沢市 祖父江町 馬飼～ 祖父江	1,850	断面不足
8	木曾川	堤防 断面	左	28.4k から 28.6k+103m	稲沢市 祖父江町 祖父江	280	断面不足
9	木曾川	堤防 断面	左	28.8k から 29.8k+80m	稲沢市 祖父江町 祖父江～ 一宮市 西中野	980	断面不足

参考編 36 稲沢市防災地図 図－4 重要水防箇所図参照

2 地震

(1) 既往の地震とその被害（愛知県）

愛知県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。過去に愛知県に大きな被害を与えた地震は、海洋型地震と内陸型地震（遠方大地震、直下地震）のタイプに分けることができる。

(ア) 海洋型大地震 …… 南海トラフ沿いに発生する大地震

発生年	地震名	規模 (震度)	愛知県内の被害状況等
1498	明応地震	M8.6 (V~VI)	渥美半島では地割れを生じ、同時に大津波が来て人家が倒壊し、死者が出た。
1707	宝永地震	M8.4 (VII)	愛知県では渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長 9,000m。津波も来襲し、渥美表浜で 6~7m にもなった。
1854	安政地震	M8.4 (VI)	愛知県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。津波も来襲し、渥美表浜通りで 8~10m、知多半島西岸で 2~4m となり被害が出た。死者約 60 人。住宅全半壊約 3,000 戸。流出家屋約 3,000 戸。
1944	東南海地震	M8.0 (V~VI)	愛知県の被害は甚大で、死者 1,223 人、住家全壊 17,599 棟・同半壊 36,520 棟、非住家全壊 17,347 棟・同半壊 24,473 棟、流失 3,129 棟。震度 6~5、一部 7。小津波あり（波高 1m 内外）、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

（資料）東南海地震については、「愛知県被害地震史」及び「濃尾地震を想定した愛知県の被害予測報告書」（飯田汲事名古屋大学名誉教授著）による。

(イ) 内陸型大地震 …… 陸地の断層の破壊によって発生する大地震

発生年	地震名	規模 (震度)	愛知県内の被害状況等
1586	天正地震	M8.2 (VI~VII)	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度 7、尾張部 6、三河部 6~5。死者約 5,000 人。津波高 2~4m。
1891	濃尾地震	M8.4 (VI~VII)	愛知県の被害は、死者 2,638 人、負傷者 7,705 人、全壊 85,511 棟、同半壊 55,655 棟で愛知県の地震災害史上最大の被害を受けた。
1945	三河地震	M7.1 (VI~VII)	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害を生じた。被害はすべて愛知県のもので、死者 2,306 人、負傷者 3,866 人、全壊 16,408 棟、同半壊 31,679 棟。震度は、西三河南部を中心に 7~6、地域の大部分が 5 以上。津波も発生し、蒲郡で 1m ほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

（資料）濃尾地震・三河地震については、「愛知県被害地震史」及び「濃尾地震を想定した愛知県の被害予測報告書」（飯田汲事名古屋大学名誉教授著）による。

(2) 稲沢市における過去の地震被害（濃尾地震）

稲沢市における地震災害として史上最大のものは、明治24年（1891年）10月28日に発生した濃尾地震による被害である。この地震の震源は岐阜県根尾村で、マグニチュード8.2とわが国で発生した内陸型地震としては最大級の巨大地震であった。

死者は7,880人、全壊家屋は164,611棟を数えた（死者数・全壊家屋数ともに「愛知県被害地震史」（飯田汲事名古屋大学名誉教授著）による）。

とくに、岐阜県・愛知県での被害は甚大で、県内の被害は尾張西部の中島郡・葉栗郡（当時）がとくに大きく、惨状を呈した。

中島郡では、58ヶ町村のうち33ヶ村は全壊状態であったとされる。このうち、現稲沢市にほぼ相当する38ヶ町村では、域内の住家約11,000戸のうち、全壊が約4,800戸、半壊が約4,100戸、両者をあわせると約8,900戸を数え、約8割の住家が大きな被害を受けた。

また、被害の程度は市域内においてもかなりの地域差があったことがわかっている。「愛知県被害地震史」（飯田汲事名古屋大学名誉教授著）による住家の全壊率をみると、市の西部に位置する四貫村（93.3%）、祖父江村（85.9%）、馬飼村（81.9%）、牧川村（77.6%）、神明津村（74.9%）で全壊率が70%を上回っており、大局的にみて市の東部より西部で被害の程度が大きかったことがわかる。

一方、稲沢付近の村々では、地震が始まると地割れが起これり、その裂け目から泥水が噴出し、井戸からも土砂が水とともに噴き上がり、土砂で埋まる井戸や水が一滴もなくなる井戸があらわれたといわれており、いわゆる液状化現象が生じていたことがうかがえる。

愛知県下の濃尾地震被害

区 分	戸 数 (戸)	人 口 (人)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	住家全 壊 (戸)	住家半 壊 (戸)	住家破 損 (戸)
愛 知 県	318,496	1,476,138	2,459	6,736	34,494	23,968	25,831
中 島 郡	22,053	107,995	978	2,301	12,782	6,187	1,724
旧 祖 父 江 町	2,945	15,339	121	270	1,911	714	114
祖 父 江 村	574	3,012	45	104	493	93	13
山 崎 村	449	2,062	9	45	269	105	32
領 内 村	496	2,531	27	30	320	115	9
丸 甲 村	484	2,601	14	23	191	133	34
牧 川 村	499	2,701	19	55	387	98	6
馬 飼 村	83	465	0	0	63	20	2
四 貫 村	101	510	4	1	56	40	3
神 明 津 村	174	999	1	8	93	70	9
西 鶺ノ本村	43	250	2	4	14	26	4
拾 町 野 村	42	208	0	0	25	14	2
旧 平 和 町	—	—	22	23	337	380	—
三 宅 村	—	—	6	7	101	217	—
左 右 川 村	—	—	6	10	134	95	—
六 輪 村	—	—	10	6	102	68	—

(出典) 祖父江町史、平和町誌（明治24年12月11日現在 愛知県警察部調 愛知県災害史より）

(注) 戸数、人口は明治23年12月31日調のため被害数の方が多いものあり。

濃尾地震 震災取調表

明治 24 年 11 月 7 日現在

町村名 (当時)	死亡 (人)	重傷 (人)	軽傷 (人)	全壊住家 (戸)	半壊住家 (戸)	住家全壊率 (%)	備 考
稲 沢 町	19	2	4	179	263	32.1%	
国 府 宮 村	0	2	1	67	135	22.0%	
一 治 村	7	4	2	81	146	22.1%	
大 塚 村	1	2	0	74	98	43.9%	
光 堂 村	14	1	7	235	94	67.6%	
四 家 村	1	2	6	70	45	23.9%	
奥 田 村	1	1	3	37	79	13.2%	
日 下 部 村	2	0	2	21	41	15.6%	
吉 田 村	2	2	0	92	44	40.2%	
豊 田 村	11	1	1	104	112	32.7%	
梅 代 村	4	2	2	57	55	27.7%	
北 島 村	4	0	1	44	130	24.4%	
玉 田 村	2	2	5	83	97	40.9%	
夷 田 村	6	10	0	180	95	52.9%	
国 分 村	5	1	2	162	140	44.5%	
井 長 谷 村	5	0	1	42	51	25.0%	
四 郷 村	12	8	4	154	23	79.5%	
五 郷 村	8	2	3	66	127	36.8%	
下 津 村	1	2	7	59	307	18.4%	
山 形 村	7	1	2	106	278	26.6%	
西 島 村	12	2	6	157	128	52.2%	
片原一色村	17	8	11	267	129	64.6%	
市 田 村	1	2	1	27	31	15.8%	一部は、現清須市
稲 保 村	10	7	5	160	104	53.2%	一部は、現一宮市
中 島 村	6	9	16	305	105	69.6%	一部は、現一宮市
祖 父 江 村	51	39	23	484	133	85.9%	
山 崎 村	9	12	11	251	115	59.9%	
丸 甲 村	12	3	9	186	155	39.5%	
領 内 村	27	14	10	112	38	64.5%	
牧 川 村	19	13	11	379	97	77.6%	
拾 町 野 村	0	0	0	27	16	64.3%	
四 貫 村	4	1	0	64	37	93.3%	
神 明 津 村	1	2	2	100	78	74.9%	
西 鶉 之 本 村	2	1	2	12	33	32.6%	
馬 飼 村	0	0	0	68	18	81.9%	
三 宅 村	6	7	0	83	217	24.1%	
六 輪 村	10	6	4	143	68	33.0%	
左 右 川 村	5	5	2	99	192	25.3%	
小 計	304	176	166	4,837	4,054	44.7%	
その他中島郡	613	327	483	7,718	1,780	—	
合 計	917	503	649	12,555	5,834	—	

(出典) 新修稲沢市史 (下津村文書より)

(3) 著名大地震一覧表

年月日	地震名	規模(M)	地域	被害・摘要
明治 5. 3.14	浜田地震	7.1	島根西部 (石見、出雲)	死者552 家屋全壊4,762 山くずれ6,567
24.10.28	濃尾地震 ※	8.4	岐阜、愛知	死者7,880 家屋全壊164,611 半壊123,158 山くずれ 1万余、大断層(根尾谷)
27.10.22	庄内地震	7.0	庄内平野	死者726 家屋全壊3,858 半壊2,397 焼失2,148
29. 6.15	明治三陸地震津波	8 _{1/2}	三陸沖	死者は青森343、宮城3,452、北海道6、岩手18,158 家屋流失全半壊1万以上 船の被害約7千 震害はなく津波による被害、波高は吉浜24.4m、 綾里38.2m、田老14.6mなど
大正 12. 9. 1	関東大地震	7.9	関東南部	地震後の火災が被害を大きくした 死者99,331 行方不明43,476 家屋全壊128,266 半壊126,233 焼失447,128 津波
14. 5.23	北但馬地震	6.8	但馬北部 (日本海側)	死者428 家屋全壊1,295 焼失2,180
昭和 2. 3. 7	北丹後地震	7.3	京都北西部	死者2,925 家屋全壊12,584 焼失3,711 郷村断層・山田断層を生じた
5.11.26	北伊豆地震	7.0	伊豆北部	死者272 家屋全壊2,165 丹那断層・姫之湯断層を生じた
8. 3. 3	三陸地震津波	8.1	三陸沖	死者・不明3,064 家屋流失4,034 倒壊1,817 浸水4,018 津波被害(波高は綾里で28.7m)
16.11.19	日向灘で地震	7.2	日向灘	九州東岸、四国沿岸で津波1m 死者2
18. 9.10	鳥取地震	7.2	鳥取	死者1,083 家屋全壊7,485 半壊6,158 鹿野断層・吉岡断層を生じた
19.12. 7	東南海地震	7.9	東海道沖	死者 1,223 住家全壊 17,599 同半壊 36,520 非住家全壊 17,347 同半壊 24,473 流失 3,129 津波
20. 1.13	三河地震	6.8	愛知南部	死者2,306 住家全壊7,221 同半壊16,555 非住家全壊9,187 同半壊15,124 深溝断層を生じた
21.12.21	南海地震	8.0	南海道沖	死者1,330 行方不明102 家屋全壊11,591 半壊23,487 流失1,451 浸水33,093 焼失2,598 船舶破損流失2,991 津波
23. 6.28	福井地震	7.3	福井平野	死者3,769 家屋倒壊36,184 半壊11,816 焼失3,851 断層を生じた
24.12.26	今市地震	6.2 6.4	今市付近	死者10 住家全壊290 半壊2,994 非住家全壊618
27. 3. 4	十勝沖地震	8.2	十勝沖	死者28 行方不明5 家屋全壊815 半壊1,324 流失91 津波が関東に及ぶ、波高は 北海道で3m前後、三陸沿岸で1~2m
35. 5.23	チリ地震津波	8.5	チリ沖	死者・不明142 家屋全壊1,500余 半壊2千余 日本全体に津波被害が及んだ
39. 6.16	新潟地震	7.5	新潟沖	死者26 家屋全壊1,960 半壊6,640 浸水15,298 地盤の液化化被害が発生 津波が発生(波高は新潟県沿岸で4m以上)
40. 8. 3	松代群発地震	-	松代付近	1965 8.3~1969.12末までに有感地震62,621回 負傷15 住家全壊10 半壊4 山崩れ60
43. 2.21	えびの地震	6.1	霧島山北麓	死者3 負傷者42 建物全壊368 半壊636
43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	青森東方沖	死者52 負傷者330 建物全壊673 半壊3,004 津波は三陸沿岸で3~5m、襟裳岬3m 浸水529

年月日	地震名	規模(M)	地域	被害・摘要
48. 6.17	1973年根室半島沖地震	7.4	根室半島南東沖	負傷者26 家屋全壊2 一部破損1 小津波(波高は花咲で2.8m) 浸水275 船舶流失沈没10
49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	伊豆半島南端	死者30 負傷者102 家屋全壊134 半壊240 全焼5 御前崎などに小津波
50. 1.23	(阿蘇山北縁)	6.1	阿蘇山の北	外輪山内にある一の宮町手野地区に被害が集中した。負傷10 家屋全壊16 半壊17 道路損壊12 山くずれ15
50. 4.21	(大分県中部)	6.4	大分県九重山附近	負傷22 家屋全壊58 半壊93 道路被害182
53. 1.14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	伊豆半島	死者25 負傷者211 家屋全壊96 半壊616 道路損壊1,141 崖崩れ191。伊豆半島で被害が大きく、翌15日の最大余震(M5.8)でも伊豆半島西部にかなりの被害が出た。
53. 6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	福島県、宮城県、宮城県沖	被害は宮城県に多く、死者28 負傷者1,325 住家全壊1,183 半壊5,574 道路損壊888 山崖崩れ529 新興開発地に被害が集中した。
57. 3.21	昭和57年浦河沖地震	7.1	北海道浦河町西方沖	負傷者167 建物全壊9 半壊16 一部破損174 鉄軌道被害45 小津波があった。
58. 5.26	昭和58年日本海中部地震	7.7	青森、秋田、北海道	死者104(うち津波100) 負傷者163(同104) 建物全壊934 半壊2,115 流出52 一部破損3,258 船沈没255 同流失451
59. 9.14	昭和59年長野県西部地震	6.8	長野西部	死者29 負傷者10 建物全壊・流失14 半壊73 一部破損565 道路損壊258など 被害は主として大規模な崖崩れと土石流による。
平成 5. 1.15	平成5年釧路沖地震	7.5	北海道、東北地方	死者2 負傷者967 建物全壊53 半壊255 道路損壊466
5. 7.12	平成5年北海道南西沖地震	7.8	北海道、東北地方	死者202 行方不明28 負傷者323 建物全壊601 半壊408 山崩れなど 津波に襲われた奥尻島の被害が甚大
6.10. 4	平成6年北海道東方沖地震	8.2	北海道東部	負傷者437 建物全壊61 半壊348 津波は花咲で173cm
6.12.28	平成6年三陸はるか沖地震	7.6	青森、岩手	死者3 負傷者788 家屋全壊72 半壊429 一部破損9,021 道路損壊102
7. 1.17	平成7年兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	兵庫南部、淡路島北部	死者6,433 行方不明3 負傷者43,792 家屋全壊104,906 半壊144,274、 住家全半焼6,000以上など
12.10.6	平成12年鳥取県西部地震	7.3	鳥取西部	負傷者182 建物全壊435 半壊3,101
13.3.24	平成13年芸予地震	6.7	広島、山口、愛媛	死者2 負傷者288 住家全壊70 半壊774
15.9.26	平成15年北海道十勝沖地震	8.0	北海道	行方不明2 負傷者842 住家全壊56 半壊78 北海道・本州太平洋岸に最大4mの津波が発生
16.10.23	平成16年新潟県中越地震	6.8	新潟	死者68 負傷者4,805 住家全壊3,175 半壊13,810 (平成21年1月13日現在) 計測震度導入後初めて震度7を記録(川口町)
17.3.20	平成17年福岡県西方沖地震	7.0	福岡	死者1 負傷者1,204 住家全壊144 半壊353
17.8.16	平成17年宮城県沖地震	7.2	宮城、岩手	負傷者100 住家全半壊1

年月日	地震名	規模(M)	地域	被 害 ・ 摘 要
19. 3.25	平成19年能登半島地震	6.9	石川	死者1 負傷者356 住家全壊686 半壊1,740 (平成21年1月13日現在)
19. 7.16	平成19年新潟中越沖地震	6.8	新潟・長野	死者15 負傷者2,346 住家全壊1,331 半壊5,708 (平成21年6月22日現在) 震源域内の原子力発電所が被災した初めての例
20. 6.14	平成20年岩手・宮城内陸地震	7.2	岩手	死者17 不明 6 負傷者426 住家全壊30 半壊146 (平成21年7月2日現在)
20. 7.24	岩手県沿岸北部で地震	6.8	岩手	死者1 負傷者211 住家全壊1 (平成21年1月13日現在)
21. 8.11	駿河湾で地震	6.5	静岡	死者1 負傷者319 住家半壊5 (平成21年9月15日現在) 初めて東海地震観測情報が出された 東名高速で5日間通行止め
23.3.9	三陸沖で地震	7.3	三陸沖	最大60cmの津波を観測 東北地方太平洋沖地震の前震とみられる
23.3.11	東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	8.4	三陸沖	死者・行方不明者約1万9000人 北海道から関東地方にかけて太平洋沿岸部への 大津波で甚大な被害。福島第一原子力発電所事故 を招く。同日、三陸沖等にて、多数余震発生。
23.3.12	長野県北部で地震	6.7	長野	死者3 東北地方太平洋沖地震の誘発地震 同日、長野県北部で多数余震発生。
23.3.15	静岡県東部で地震	6.4	静岡	東北地方太平洋沖地震の誘発地震
23.4.7	宮城県沖で地震	7.2	宮城	死者4 東北地方太平洋沖地震の余震
23.6.30	長野県中部で地震	5.4	長野	死者1 東北地方太平洋沖地震の誘発地震
24.3.14	千葉県東方沖で地震	6.1	茨城・千葉	死者1 負傷者1 住家一部損壊3
24.12.7	三陸沖で地震	7.3	三陸沖	死者1 負傷者15 住家一部損壊1 津波98cm
25.4.13	淡路島付近で地震	6.3	淡路島付近	負傷者35 住家全壊8 住家半壊101 住家一部損壊8,305
26.11.22	長野県北部で地震	6.7	長野県北部	負傷者46 住家全壊77 住家半壊137 住家一部損壊1,626
28.4.14~	平成28年(2016年)熊本地震	7.3	熊本県熊本地方など	死者272 負傷者2,808 住家全壊8,668 住家半壊34,720 住家一部損壊162,562 (平成30年10月15日現在)
30.6.18	大阪府北部で地震	6.1	大阪府北部	死者6 負傷者443 住家全壊18 住家半壊517 住家一部損壊57,787 (平成30年6月18日現在)
30.9.6	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	胆振地方中東部	死者41 負傷者749 住家全壊415 住家半壊1,346 住家一部破損8,607 (平成30年11月6日現在)

(資料)気象庁 HP 等による。濃尾地震については「愛知県被害地震史」(飯田汲事名古屋大学名誉教授著)によった。

参 考 编

1 稲沢市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 23 日
条例第 7 号
改正 昭和 49 年 10 月 4 日条例第 32 号
平成 11 年 12 月 27 日条例第 53 号
平成 17 年 14 月 11 日条例第 31 号
平成 24 年 10 月 1 日条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、稲沢市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 稲沢市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもって組織する。

2 会長は市長をもって充てる。

3 会長は会務を統理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市の区域の全部又は一部を管理する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 市の消防長及び消防団長
- (7) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他市長が特に必要と認めて任命する者

6 前項第 7 号及び第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(会議)

第 4 条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 49 年条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 9 月 1 日から適用する。

付 則（平成 11 年条例第 53 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年条例第 32 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 稲沢市防災会議運営要綱

昭和 38 年 3 月 23 日
施行
改正 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、稲沢市防災会議条例（昭和 38 年稲沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、稲沢市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第 2 条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第 3 条 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかなければならない。

(異動等の報告)

第 4 条 委員（条例第 3 条第 5 項第 4 号から第 6 号に定める者を除く。）に異動等があった場合は、後任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第 5 条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第 6 条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第 7 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 稲沢市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 38 年 3 月 23 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

3 稲沢市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 23 日

条例第 8 号

改正 平成 8 年 3 月 29 日条例第 6 号

平成 24 年 10 月 1 日条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、稲沢市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 稲沢市災害対策本部要綱

平成 18 年 4 月 1 日

施行

改正 令和 3 年 4 月 1 日

稲沢市災害対策本部要綱（昭和 38 年 3 月 23 日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、稲沢市災害対策本部条例（昭和 38 年稲沢市条例第 8 号）第 4 条の規定に基づき、稲沢市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長及び災害対策本部員）

第 2 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、稲沢市職員の職名、補職名及び職階に関する規則（昭和 45 年稲沢市規則第 9 号）別表行政職職階表の職階の欄に掲げる部長の職にある職員をもって充てる。

（本部員会議）

第 3 条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策に関する基本的事項について協議決定し、その実施を推進する。

3 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が会務を総理する。

（部）

第 4 条 本部に別表に掲げる部を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

2 部に部長代理を置く。

3 部長は、部の事務を統括し、部員を指揮監督する。

4 総務部の部長は、本部の事務を掌理し、統括指揮する。

5 部長代理は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（班）

第 5 条 部の業務の円滑な実施を図るため、部に別表に掲げる班を置く。

2 班に班長及び副班長を置く。

3 班長は、班の所掌事務について部長を補佐するとともに、上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

（本部事務局）

第 6 条 本部に本部事務局を置く。

2 本部事務局は、危機管理班の職員をもって組織し、次に掲げる事務を行う。

(1) 災害応急対策に関し、本部の各部及び本部と防災関係機関等との連絡調整に関すること。

(2) 本部員会議に関すること。

（非常配備体制）

第 7 条 本部の各組織は、非常配備体制を整備し、災害応急対策の協力かつ円滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行し、改正後の稲沢市災害対策本部要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

5 稲沢市災害派遣手当等に関する条例

昭和 38 年 3 月 23 日
 条例第 10 号
 改正 昭和 56 年 10 月 01 日 条例第 34 号
 平成 07 年 12 月 21 日 条例第 33 号
 平成 19 年 3 月 28 日 条例第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等)

第 2 条 派遣職員が住所又は居所を離れて稲沢市内に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、別表に掲げる区分により災害派遣手当等を支給する。

(支給方法)

第 3 条 前条に規定する災害派遣手当等の支給方法は、稲沢市職員に支給される諸手当の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 56 年条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 7 年条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

施設の利用区分 派遣を受けた稲沢市の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1 日につき)	その他の施設 (1 日につき)
30 日以内の期間	3, 970 円	6, 620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3, 970 円	5, 870 円
60 日を超える期間	3, 970 円	5, 140 円

6 稲沢市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 7 月 6 日

条例第 23 号

改正 昭和 50 年 3 月 31 日条例第 9 号
昭和 52 年 3 月 31 日条例第 14 号
昭和 53 年 7 月 4 日条例第 24 号
昭和 56 年 12 月 24 日条例第 45 号
昭和 58 年 3 月 31 日条例第 4 号
昭和 62 年 13 月 25 日条例第 3 号
平成 53 年 12 月 25 日条例第 40 号
平成 12 年 12 月 26 日条例第 57 号
平成 23 年 12 月 27 日条例第 21 号
平成 31 年 3 月 25 日条例第 3 号
令和元年 12 月 23 日条例第 35 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金（第 3 条―第 8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条―第 11 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条―第 16 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）がありかつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
ウ 住居が半壊した場合	270万円
エ 住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	250万円
エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条に規定する厚生労働大臣が定める場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3.0パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則（昭和 50 年条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 52 年条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和 53 年条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和 56 年条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和 58 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和 63 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市災害弔慰金の支給等に関する条例第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 3 年条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 12 年条例第 57 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則（平成 23 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の稲沢市災害弔慰金の支給等に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（平成 31 年条例第 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の稲沢市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに

ついて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和元年条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

7 稲沢市災害見舞金等支給条例

平成 13 年 3 月 28 日

条例第 3 号

改正 平成 24 年 6 月 27 日条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害により被害を受けた者に対し、災害見舞金又は弔慰金を支給し、被災者を救済することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

2 この条例において「被災者」とは、市の区域内において災害を受けた者をいう。

(支給の要件)

第 3 条 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき記録された者が被災者になった場合においては、被災者の属する世帯主（次条第 1 項第 1 号に掲げる場合において被災者が世帯主であるときは、その者の葬祭を行う者）に対し、災害見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することができる。

(災害見舞金等の額)

第 4 条 災害見舞金等の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡したとき、又は死亡したと推定される時 10 万円
- (2) 1 か月以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき 2 万円
- (3) 自己の居住の用に供する住宅が全焼し、全壊し、又は流失したとき 5 万円
- (4) 自己の居住の用に供する住宅が半焼し、又は半壊したとき 3 万円
- (5) 自己の居住の用に供する住宅が床上以上の浸水により、一時的に居住できなくなったとき 1 万円

2 前項第 3 号及び第 4 号に掲げる被害の程度の判定の基準は、規則で定める。

(届出等)

第 5 条 第 3 条の規定により災害見舞金等の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、災害が発生した日から 15 日以内に災害による被害状況を市長に届け出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(支給の制限)

第 6 条 市長は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を受けた場合又は稲沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年稲沢市条例第 23 号）の規定による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給を受けた場合には、災害見舞金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(災害見舞金等の返還)

第 7 条 市長は、偽りその他不正な手段により災害見舞金等の支給を受けた者がある場合又は既に災害見舞金等の支給を受けた者が前条の災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給を受けた場合には、その者が受けた災害見舞金等の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に生じた災害について適用する。

付 則

この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

8 災害救助法施行細則

昭和 40 年 10 月 29 日規則第 60 号
最終改正 令和 2 年 3 月 27 日規則第 16 号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

削除（平成 12 年規則 77 号）

(救助実施区域の公告)

第 3 条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第 4 条 削除

削除（平成 12 年規則 77 号）

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 令第 3 条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正（平成 12 年規則 77 号・13 年 1 号・26 年 4 号・29 年 33 号）

(物資の保管等に関する公用令書等)

第 6 条 規則第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第 8 条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第 1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第 2
- 3 公用変更令書 様式第 3
- 4 公用取消令書 様式第 4

(受領書)

第 7 条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第 8 条 第 6 条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第 5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第 9 条 規則第 2 条第 3 項の受領調書は、様式第 6 による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正（平成 19 年規則 29 号）

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正(平成26年規則4号・29年33号)

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正(平成26年規則4号)

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正(平成26年規則4号)

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

一部改正(平成26年規則4号・29年33号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 15 条関係)

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を 8 で除して得た額を勤務 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例 (昭和 42 年愛知県条例第 3 号) 第 15 条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例 (昭和 29 年愛知県条例第 1 号) 別表第 1 の 1 による一般職員相当額以内

2 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 の 3 の額を加算した額以内

一部改正 (昭和 43 年規則 56 号・44 年 49 号・45 年 90 号・46 年 79 号・48 年 2 号・73 号・94 号・50 年 81 号・51 年 82 号・52 年 70 号・53 年 79 号・54 年 49 号・55 年 45 号・56 年 64 号・57 年 47 号・59 年 82 号・60 年 77 号・87 号・61 年 75 号・62 年 72 号・63 年 56 号・平成元年 62 号・2 年 61 号・3 年 56 号・4 年 72 号・5 年 74 号・6 年 81 号・7 年 76 号・10 年 47 号・82 号・11 年 104 号・12 年 125 号・14 年 7 号・76 号・15 年 72 号・16 年 47 号・19 年 50 号・26 年 4 号・29 年 33 号)

別表第2（第19条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例による額

一部改正（昭和42年規則55号・48年2号・73号・94号・50年81号・51年82号・52年70号・53年79号・54年49号・55年45号・56年64号・57年47号・59年82号・60年77号・61年75号・62年72号・63年56号・平成元年62号・2年61号・3年56号・4年72号・5年74号・6年81号・7年76号・10年47号・82号・11年104号・19年50号・20年49号・24年39号・25年4号・29年33号）

様式第 1

(第 6 条関係)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">物資保管第 号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり物資の保管を命 じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 20%;">保 管 場 所</th> <th style="width: 10%;">保 管 期 間</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。</p>	種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">物資保管第 号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="margin-top: 40px;">公用令書を受領しました。</p>
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第 2

(第 6 条関係)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">物資収用 施設管理 土地 家屋 使用 物資 第 号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="text-align: center;">収用 管理 使用</p> <p>災害救助法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり管理します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類 名称</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">所在場所</th> <th style="width: 10%;">範 囲</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 10%;">引 渡 期 日</th> <th style="width: 10%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td style="text-align: center;">・</td><td style="text-align: center;">・</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td style="text-align: center;">・</td><td style="text-align: center;">・</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td style="text-align: center;">・</td><td style="text-align: center;">・</td></tr> </tbody> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。</p>	種 類 名称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引 渡 期 日	引 渡 場 所	備 考							・	・							・	・							・	・	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">物資収用 施設管理 土地 家屋 使用 物資 第 号</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="margin-top: 40px;">公用令書を受領しました。</p>
種 類 名称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引 渡 期 日	引 渡 場 所	備 考																										
						・	・																										
						・	・																										
						・	・																										

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第 3

(第 6 条関係)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第 9 条第 1 項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を、次のとおり変更しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前の処分の内容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後の処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	変更前の処分の内容	変更後の処分の内容			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">公用変 更令書</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="margin-top: 20px;">公用変更令書を受領しました。</p>	公用変 更令書	第 号
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容						
公用変 更令書	第 号						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第 4

(第 6 条関係)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第 9 条第 1 項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を取り消しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">公 用 取消令書</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="margin-top: 20px;">公用取消令書を受領しました。</p>	公 用 取消令書	第 号
公 用 取消令書	第 号		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第 5

(第 8 条関係)

強 制 物 件 台 帳											
公 用 令 書	物 資 保 管		第	号		年 月 日					
	物 資 収 用										
	施 設 管 理										
	土 地 家 屋 物 資 使 用										
所有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）											
占有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）											
公用令書の内容			種 類	数 量	保 管 場 所 又 是 所	範 囲	期 間	引 期	渡 日	引 渡 場 所	備 考
変更事項及びその理由											
取 消 理 由											
損 失 補 償			種 類	請 求 額	請 求 年 月 日	請 求 者	補 償 額	補 償 年 月 日		備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

受 領 調 書

災害救助法第 9 条第 1 項の規定により^{収用}_{使用}する物資を、次のとおり受領しました。

よつて、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。

年 月 日

受領者
愛知県職員
氏 名

物資の所有者又は占有者
氏 名

公 用 令 書	物資収用	第 号	年 月 日
	物資使用		
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

様式第 7

(第 10 条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">損 失 補 償 請 求 書</p>			
			<p>年 月 日</p>
<p>愛知県知事 殿</p>			
<p>住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p>			
<p>災害救助法第 9 条第 2 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定による損失補償として、下記の金額を請求します。</p>			
<p>請求金額</p>		<p>円</p>	
<p>請求理由</p>			
<p>公 用 令 書</p>	<p>物 資 保 管</p>	<p>第 号</p>	<p>年 月 日</p>
	<p>物 資 収 用</p>		
	<p>施 設 管 理</p>		
	<p>土 地 家 屋 物 資 使 用</p>		
<p>添付書類</p>			
<p>1 算出明細書</p>			
<p>2 受領調書 (写し)</p>			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

様式第 8

(第 11 条関係)

(表)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">従事命令第 号</div> 公 用 令 書 住 所 職 業 氏 名 年 月 日生 (名称及び 代表者氏名) 災害救助法第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり救助に関する業 務に従事することを命じます。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">従事命令第 号</div> 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 職 業 氏 名 年 月 日生 (名称及び 代表者氏名) 公用令書を 午前 時 分受領しました。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">従事する業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する期間</td> <td>年 月 日から 日間 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>出頭する日時及 び 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	従事する業務		従事する場所		従事する期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで	出頭する日時及 び 場 所		備 考		
従事する業務											
従事する場所											
従事する期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで										
出頭する日時及 び 場 所											
備 考											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

(裏)

	公用令書の交付を受けた者の心得
	<ol style="list-style-type: none"> 1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、直ちに知事に提出してください。 2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。 3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出席できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。 4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。 5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第 32 条の規定により 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

様式第 9

(第 11 条関係)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">取消従事 命 令 第 号</div> <p>公 用 取 消 令 書</p> <p>住 所</p> <p>職 業</p> <p>氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第 7 条第 1 項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を取り消しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。</p>	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">取消従事 命 令 第 号</div> <p>受 領 書</p> <p>年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>公用取消令書を受領しました。</p>
--	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

様式第 10

(第 13 条関係)

救 助 従 事 者 台 帳						
公 用 令 書		第 号		年 月 日		
従事者	住 所			職 業		
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)			生年月日		
従 事 す る 業 務						
従 事 す る 場 所						
従 事 す る 期 間						
出 頭 す る 日 時 及 び 場 所						
公 用 令 書 取 消 理 由						
負傷、病気、死亡事 故発生の日時及び場 所						
事故発生の原因及 び状況						
傷病名、傷病の程 度及び身体の状況						
備 考						
事故発生するとき、本 人と親族関係にあつ た主な者の状況	氏 名	本人との 続 き 柄	生年月日	職業	備 考	
			・	・		
			・	・		
			・	・		
実 費 弁 償	実 費 弁 償 の 内 訳			支 給 年 月 日	備 考	
	日 当	超 過 勤 務 手 当	旅 費			
	円	円	円	円	・	・
扶 助 金	扶 助 金 の 種 類		金 額	支 給 年 月 日		備 考
			円	・	・	
				・	・	
				・	・	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 11

(第 14 条関係)

従 事 不 能 届	
	年 月 日
愛知県知事 殿	
	住 所
	職 業
	氏 名
	年 月 日生
	(名称及び 代表者氏名)
<p>災害救助法第 7 条第 1 項の規定による公用令書（年 月 日従事命令第 号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事するこ とができないので、関係書類を添えてお届けします。</p>	
記	
理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

様式第 12

(第 16 条関係)

<p style="margin: 0;">実 費 弁 償 請 求 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">愛知県知事 殿</p> <div style="text-align: right; margin: 10px 0;"> 住 所 職 業 氏 名 (名称及び 代表者氏名) </div> <p style="margin: 10px 0;">災害救助法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">請求金額 円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">公 用 令 書</th> <th style="width: 25%;">従 事 命 令</th> <th style="width: 25%;">第 号</th> <th style="width: 25%;">年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;">従事した業務</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;">従事した場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;">従事した期間</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日から 日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin: 10px 0;">添付書類 算出明細書</p>				公 用 令 書	従 事 命 令	第 号	年 月 日	従事した業務				従事した場所				従事した期間	年	月	日から 日まで
公 用 令 書	従 事 命 令	第 号	年 月 日																
従事した業務																			
従事した場所																			
従事した期間	年	月	日から 日まで																

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

(表)

第 号
証 票
所 属
職 名 氏 名
上記の者は、災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。
なお、この証票の有効期間は、年 月 日までとする。
年 月 日交付
愛知県知事 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(表)

災害救助法抜粋
(都道府県知事等の立入検査等)
第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。
2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。
(指定行政機関の長等の立入検査等)
第6条 1及び2 略
3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

療養
 休業
 障害
 追葬
 打切
 義
 業
 害
 族
 祭
 切
 扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
氏 名

災害救助法第12条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請金額 円

公 用 令 書	第 号	年	月	日
従事者又は協力者	住 所	職 業		
	氏 名	生年月日	・	・
従事又は協力していた救助業務				
事故発生の日時及び場所				
事故発生の原因及び状況				
傷病名、傷病の程度及び身体の状況				
療養又は休業を要する見込期間				
事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続き柄	生年月日	職業 備考
			・	・
			・	・
			・	・

添付書類
算出明細書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

9 災害救助法の適用基準

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市（区）、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市（区）町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市（区）町村の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合であって、市（区）町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき（第2号）。

市（区）町村の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては 2 世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。

- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。
例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

10 稲沢市被災者生活再建支援金支給要綱

平成30年4月1日

施行

改正 令和元年7月1日

令和元年10月16日

令和3年4月1日

令和3年6月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において発生した自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）に規定する被災世帯と同じ被害を受けたにもかかわらず、法による支援の対象とならない被災者に対し、稲沢市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害で、被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号に該当しないものをいう。
- (2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
 - ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）
 - オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。）

(支援金の支給)

第3条 市長は、自然災害による被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」）に、住宅の被害の程度及び住宅の再建方法に応じて、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

- 2 加算支援金については、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。
- 3 支援金の支給は、口座振込による。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、稲沢市被災者生活再建支援金支給申請書(様式第1)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市が発行する証明書
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が発行する罹災証明書
- (3) 第2条第2号イに該当する被災世帯が申請するときは、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書
- (4) 第2条第2号イに該当する被災世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯が申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書
- (5) 第2条第2号ウに該当する被災世帯が申請するときは、長期避難世帯に該当する旨の市による証明書
- (6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画
- (7) 振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

(支給決定等の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは稲沢市被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第2)により、支給しないことを決定したときは稲沢市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書(様式第3)により、申請者に速やかに通知する。

(状況報告)

第7条 支援対象者は、第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を完了したことがわかる書類を、稲沢市被災者生活再建支援金再建状況報告書(様式第4)により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
 - (2) 第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定は、支援金の支給決定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、稲沢市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書(様式第5)により支援対象者に通知する。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合は、当該支給決定取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、稲沢市被災者生活再建支援金返還請求書(様式第6)により、支援対象者にその返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を命じた支援金が定められた期日までに返還されなかったときは、当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で算出した延滞金を市に納付させるものとする。

(補則)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱の規定に基づき作成された用紙で現に残存するのは、必要な改定を加えたうえ、当分の間、使用することができる。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の各要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

付 則

1 この要綱は、令和3年6月22日から施行する。

2 この要綱による改正後の稲沢市被災者生活再建支援金支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対し適用し、同日前に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対しては、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

(単位:万円)

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯 世帯の構成 員が複数	全壊 (第2条第2号ア該当)	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
	半壊解体・敷地被害解体 (第2条第2号イ該当)		賃貸	50	150
	長期避難				

	(第2条第2号ウ該当)				
	大規模半壊 (第2条第2号エ該当)	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃貸	50	100
	中規模半壊 (第2条第2号オ該当)	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	全壊 (第2条第2号ア該当)	75	建設・購入	150	225
世帯の構成 員が単数			補修	75	150
	半壊解体・敷地被害解体 (第2条第2号イ該当)		賃貸	37.5	112.5
	長期避難 (第2条第2号ウ該当)				5
	大規模半壊 (第2条第2号エ該当)	37.5	建設・購入	150	187.5
					5
			補修	75	112.5
					5
			賃貸	37.5	75
	中規模半壊 (第2条第2号オ該当)	—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75
				5	5

(注)

- 1 基礎支援金とは、住宅の被害程度に応じて支給する支援金をいう。
- 2 加算支援金とは、住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 5 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 6 賃借には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

(表)

災害名

様式第1 (第4条関係)

稲沢市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

稲沢市被災者生活再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者

世帯主以外の方が申請する場合はその理由

申請回数[支給番号]	
初	2回目以降
回	[]

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。(単数 ・ 複数)

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座	
ゆうちょ銀行	記号	番号	

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。

被害状況

全壊・半壊解体・敷地被害解体・長期避難・大規模半壊・中規模半壊

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由

(裏)

5 申請する支援金等について記入してください。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※ 初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要ない限り空欄のまま
で結構です。

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全 壊	100 万円	75 万円	/	/	住民票 罹災証明書 預金通帳の写し その他 ()
解体 (半壊・敷地被害)	100 万円	75 万円	/	/	
長期避難	100 万円	75 万円	/	/	
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
			申請額 (A - B)		万円

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200 万円	150 万円	/	/	契約書の写し その他 ()
補 修	100 万円	75 万円	/	/	
賃貸住宅 ※公営住宅入居を除く	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
中規模 半壊	建設・購入	100 万円	75 万円	100 万円	
	補修	50 万円	37.5 万円	/	/
	賃貸住宅 ※公営住宅入居を除く	25 万円	18.75 万円	25 万円	18.75 万円
			申請額 (C - D)		万円

注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください (その他の場合は、() 内に書類名も
記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額
が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請
額の欄に記入してください。

以下市記入欄

災害名及び発災日	
世帯員数の確認	単数 ・ 複数
被害状況の認定	全壊・半壊解体・敷地被害解体・長期避難・大規模半壊・中規模半壊
解体状況の確認	

申 請 受 領 印	
-----------------------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

様式第2（第6条関係）

稲沢市被災者生活再建支援金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

稲沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった稲沢市被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給いたしますのでお知らせします。

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振込

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第6条関係）

稲沢市被災者生活再建支援金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

稲沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった稲沢市被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給いたしますのでお知らせします。

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振込

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第6条関係）

稲沢市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

稲沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった稲沢市被災者生活再建支援金について、下記の理由により申請を却下することに決定しましたのでお知らせします。

記

（理由）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第7条関係）

稲沢市被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日

稲沢市長 殿

申請者氏名

年 月 日付け第 号で支給決定のあった稲沢市被災者生活再建支援金について、住宅の再建が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅再建の完了日
- 2 住宅の再建方法
- 3 添付書類
別添のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第8条関係）

稲沢市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

稲沢市長 印

年 月 日付け第 号で支給決定通知しました稲沢市被災者生活再建支援金について、下記の理由により支給決定の全部（一部）を取り消します。

記

（理由）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6（第9条関係）

稲沢市被災者生活再建支援金返還請求書

第 号
年 月 日

様

稲沢市長 印

年 月 日付け第 号で支給決定通知しました稲沢市被災者生活再建支援金について、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 (第 4 条関係)

様式第 2 (第 6 条関係)

様式第 3 (第 6 条関係)

様式第 4 (第 7 条関係)

様式第 5 (第 8 条関係)

様式第 6 (第 9 条関係)

11 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領

愛知県警察本部

1 はじめに

次に掲げる確認の事務に関し、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として使用するものの事前届出及び確認の手続等を行います。

- (1) 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。）第 33 条第 1 項の規定により災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認
- (2) 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号。以下「地震法施行令」という。）第 12 条第 1 項の規定により大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）第 24 条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認
- (3) 原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号。以下「原災法施行令」という。）第 8 条第 2 項において災対法施行令第 33 条第 1 項の規定を読み替えて適用することとされる緊急事態応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認
- (4) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）第 39 条において災対法施行令第 33 条第 1 項の規定の例によることとされる国民の保護のための措置を実施する車両として使用されるものであることの確認

2 愛知県との申し合わせ事項に基づく申請様式及び受付先

緊急通行車両等の事前届出及び確認の手続に関する事務の取扱いについては、緊急通行車両等の運用手続きに関する申合せ（平成 22 年 2 月 16 日付け愛知県防災局災害対策課及び愛知県警察本部交通部交通規制課間申し合わせ。以下「申し合わせ」という。）により、申請の様式を定めたほか、受付先は各機関が保有する車両を使用する本拠の位置を管轄する警察署交通課としています。

3 事前届出の手続

(1) 事前届出の対象車両

事前届出の対象となる緊急通行車両等は、申請者となる指定行政機関等が別表の左欄に掲げる法令に基づく確認に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たす車両となります。

(2) 申請に必要な書類

ア 申し合わせ様式第 1 の緊急通行車両等事前届出書 2 通に必要な事項（別添第 6 の記載例を参考としてください。）を記入し、届出に係る車両の自動車検査証の写し 1 通及び申し合わせ様式第 2 の緊急通行車両等事前届出書一覧表 2 通を添付して提出してください。

イ 届出者が指定行政機関等との契約等により業務を代行するものである場合は、前記アに掲げるもののほか、契約書、輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を提出してください。

(3) 届出済証の交付等

受付先の警察署交通課から届出済証の交付を受けてください。交付された届出済証は亡失、滅失等のないように保管・管理に気をつけてください。

(4) 再交付

事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合は、申し合わせ様式第 1 の緊急通行車両等事前届出書 2 通に必要な事項を記入して提出してください。

なお、変更が生じた場合及び汚損等による場合は、旧届出済証を添付して再交付申請を行ってください。

(5) 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等として使用する車両に該当しなくなった場合、当該車両が廃車となった場合その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったと認める場合は、速やかに交付を受けた警察署交通課へ届出済証を返納してください。

4 確認の手続

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

原則、届出済証の交付を受けた警察署交通課に当該車両に係る届出済証を提示し、緊急通行車両等であることの確認を受けてください。

提示した届出済証は警察署交通課で保管し、緊急通行車両等であることを示す標章及び証明書(以下「標章等」という。)の交付を受けます。

交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けてください。

(2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認

警察署交通課にある緊急通行車両等届出書に必要な事項を記入して提出するとともに、当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を疎明する書類の写しを添付して申請し、審査を受けた結果、緊急通行車両等であると確認された場合は標章等を交付します。交付された標章等は、前記(1)と同様の措置をとってください。

(3) 標章等の返納

交付を受けた標章等は、必要がなくなれば返納してください。

5 規制除外車両

民間事業者等の社会経済活動のうち大規模災害時に優先して通行すべき車両として、公安委員会が災害時の通行を認めた車両であって、緊急通行車両等に該当しないものをいいます。

また、次のいずれかに該当する車両は、事前届出を行うことができ、警察署等で確認手続を行うことにより、緊急交通路を通行することができます。

- 医師・歯科医師、医療機関が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資機材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送車両

※ 車検証のほか、医師であること、医薬品製造者であること、構造や形状がわかる写真が必要となります。

6 参考資料

(略)

12 名古屋市航空機隊支援出動要請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県内の市町村並びに消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、消防組織法第30条第1項の規定に基づく名古屋市の航空機隊による消防の支援を要請するために必要な事項等を定めるものとする。

(支援要請の要件)

第2条 愛知県内の市町村等が、名古屋市の航空機隊による消防の支援を要請するための要件は以下のとおりとし、その詳細は別紙1に定める。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

(要請手続き)

第3条 市町村等は、前条各号に規定する要件に該当すると判断した場合には、第3項に規定する通報先に対して、口頭により次に掲げる内容を通報し、かつ、FAX通信により別記様式1を通報することにより、支援を要請するものとする。ただし、災害種別が救急であって、転院搬送の依頼の場合については、別記様式2を添付するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 航空機隊に求める活動の内容
- (3) 災害の発生場所
- (4) 災害発生場所の気象及び地形の状況
- (5) 離着陸場所の所在地
- (6) 現場指揮本部の無線の呼出名称
- (7) その他必要な事項

2 前項の各様式を送付するいとまがないときは、口頭による要請とすることができる。ただし、この場合においても、要請後、速やかに各様式を送付するものとする。

3 要請は、時間帯に応じ、次に掲げる通報先に通報するものとする。

区 分	通 報 先
8時45分から 17時30分まで	名古屋市消防航空隊 電 話：0568-54-1190 FAX：0568-28-0721
17時30分から 8時45分まで	名古屋市防災指令センター 電 話：052-961-0119 FAX：052-953-0119

(要請の応諾)

第4条 名古屋市消防航空隊は、航空機の出発に際し、航空法に基づいて機長が確認することとされている事項、見込まれる活動の内容、気象の状況、地理的条件及び運航責任者による出発の承認を得て、要請を応諾するものとし、その可否は、支援を要請した市町村等に対して口頭で回答するものとする。

(航空機の出発承認の基準)

第5条 前条の運航責任者による出発の承認に関する基準は、別紙2に掲げるとおりとする。

(連携の保持)

第6条 支援の要請をした市町村等は、航空機隊による支援が円滑に行われるよう次に掲げる事項について準備し、連携を図るよう努めるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先離着陸場所又は搬送先医療機関の確保
- (3) 空中消火活動時における拠点の確保
- (4) その他支援活動が円滑に行われるために必要な事項

(支援活動後の報告)

第7条 名古屋市消防航空隊は、航空機隊による支援を行った場合は、その活動内容等を明らかにし、別記様式3により要請元の市町村等に報告するものとする。

(その他)

第8条 航空機隊による消防の支援は、本要領に定めるほか、消防航空隊規程（令和4年名古屋市消防局訓令第13号）等関係規程の定めるところにより実施するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別紙 1

航空機隊支援要請基準

<支援出動要請の三原則>

公共性・緊急性・非代替性の三要素を満たすことを前提とする。

(公共性)

住民等の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害を防除し、及び災害による被害の軽減を図るほか、傷病者の搬送を行う必要があるなど、公共性を認めること

(緊急性)

緊急に活動を行わなければ、重大な支障が生ずるおそれがあるなど、緊急性を認めること

(非代替性)

整備している消防力のみでは十分な活動が期待できず、航空機を用いた活動以外に適切な手段がないなど、非代替性を認めること

<活動類型ごとの要請基準>

1 火災防御（略称：火災）

火災現場における消火活動、情報収集活動等

- (1) 地上からの消火活動のみでは消火が困難であり、航空機を用いた消火活動が必要又は有効である場合
- (2) 大規模火災、爆発事故、林野火災等において被害が拡大しているため、広範囲にわたる被害状況の調査及び情報収集を行う必要がある場合
- (3) 大規模火災、爆発事故、林野火災等において人員、資器材等の搬送に相当な時間を要することが予測され、航空機による搬送が有効である場合
- (4) その他航空機を用いた火災防御活動が有効である場合

2 救助活動（略称：救助）

人命救助を目的とした搜索活動、救助活動、情報収集活動等

- (1) 水難事故、山岳遭難事故等の災害において要救助者の位置が現地の消防力だけでは特定できないため、広範囲の搜索及び情報収集の必要がある場合
- (2) 水難事故、山岳遭難事故等の災害において陸上からの救出が不可能又は著しく困難であり、速やかに救出する必要がある場合
- (3) 高層建築物火災等において地上からの救出が困難であるため、屋上等からの救出が必要である場合
- (4) 水難事故、山岳遭難事故等の災害において人員、資器材等の搬送に相当な時間を要することが予測され、航空機による搬送が有効である場合
- (5) その他航空機を用いた搜索及び救助活動が有効である場合

3 救急活動（略称：救急）

傷病者、医師及び医薬品等の搬送等

- (1) 別表に示す症例に該当する傷病者が発生したときに、航空機を活用することによって、他の搬送手段に比べて搬送時間が短縮でき、かつ傷病者の救命効果又はその後の回復効果が期待できる場合
- (2) 別表に示す症例に該当しない場合であっても、地震、土砂崩れ等による孤立地域や高速道路上の事故などで傷病者を搬送する必要がある場合であって、航空機で搬送することにより、覚知から医療機関到着までに要する時間を概ね 30 分以上短縮できる場合
- (3) 山村、離島等において緊急治療を行うため、医師、資器材等を搬送する必要がある場合
- (4) 傷病者を医療機関から高度医療機関へ転院するにあたり、航空機による搬送が最も有効であり、救命効果又はその後の回復効果が期待できると認められ、かつ医師が搭乗できる

場合

(5) その他航空機を用いた救急活動が有効である場合

4 情報収集・輸送等（略称：その他）

上記1から3までに掲げる類型を除く情報収集活動、資器材及び人員等の輸送、警戒等

(注) 航空機による臓器搬送は救急活動の範疇であるが、名古屋市外の医療機関からの搬送の場合であっても、公益財団法人日本移植ネットワークが名古屋市に対して直接要請するものであることから、本支援出動要請基準からは除外している。

(別表)

該当症例等

区 分	状況・症状
重症外傷	1 高リスク受傷機転 2 多発外傷 3 バイタルサインに明らかな異常を認める外傷 4 穿通性外傷（刺創、銃創等） 5 顕著な外出血を伴う外傷 6 切断四肢
重症熱傷	1 体表面積の15%以上にわたる熱傷 2 気道熱傷 3 化学熱傷 4 外傷を伴う熱傷（爆発による受傷等）
窒息	1 溺水 2 生き埋め
急性中毒	1 急性薬物中毒 2 一酸化炭素中毒
環境障害	1 減圧症 2 偶発性低体温症 3 重篤熱中症
疾病	1 意識障害 2 痙攣・麻痺 3 強い頭痛（脳卒中等）、胸痛又は腹痛（心筋梗塞、大動脈疾患等） 4 呼吸困難（重篤な気管支喘息、急性心不全等） 5 バイタルサインに明らかな異常を認める状態
心肺停止	1 CPRによって心拍が再開した状態 2 初期心電図が心室性頻拍又は心室細動若しくは無脈性電気活動である状態 3 心肺停止状態の傷病者で、指示医療機関の医師が航空機を活用することで、救命効果又はその後の回復効果が期待できると判断した状態
その他	1 アナフィラキシー 2 周産期救急疾患 3 その他現場で重篤と判断されたもの

令和 4 年 4 月 1 日施行

1 目的

この基準は、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準第 4 条第 1 項及び消防航空隊規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、運航責任者が航空機の出発の可否を判断するための基準を定め、安全な航空機の運航及び航空活動の実施に資することを目的とする。

2 承認の要件

運航責任者は、機長が航空機の航行上の支障の有無を確認し、当該機長による報告を受けたのち、改めて気象の状況、航空機隊の活動内容等を確認し、以下の要件を満たす場合に承認することとする。

(1) 気象状況

ア 出発飛行場が有視界気象状況であること。

(表 1) 飛行場の有視界気象状態

区 分	地上視程	雲 高
管制圏・情報圏内の飛行場で離陸し、又は着陸する場合	5,000m 以上	地表又は水面から 300 m 以上

イ 出発飛行場の風速が 15m/秒(30kt)を超えないこと。

ウ 飛行中、常時、有視界気象状態が維持できること。

(表 2) 飛行中の有視界気象状態

区 分	飛行高度	飛行視程	航空機から雲までの距離
管制区 管制圏 情報圏	3,000m 未満	5,000m 以上	垂直上方 150 m、下方 300 m の範囲内、水平方向 600 m の範囲内に雲がないこと
非管制区	3,000m 未満	1,500m 以上	垂直上方 150 m、下方 300 m の範囲内、水平方向 600 m の範囲内に雲がないこと
	地表又は水面から 300 m 以下	1,500m 以上	雲から離れて飛行でき、かつ操縦士が地表または水面を引き続き視認できること

エ 凍結気象状態でないこと。

オ 各種気象警報が発令されていないこと。なお、気象注意報の段階でも悪化が予想される場合は適切な判断を要する。

(2) 活動場所の環境

ア 愛知県内最高峰（茶臼山山頂）の標高 1,415m 以上の場所でのホバリングは行わないこと。

イ 活動場所の到着が日没後になる場合は、離着陸をする場合を除き、稜線以下となる高度での飛行及びホバリングは行わないこと。

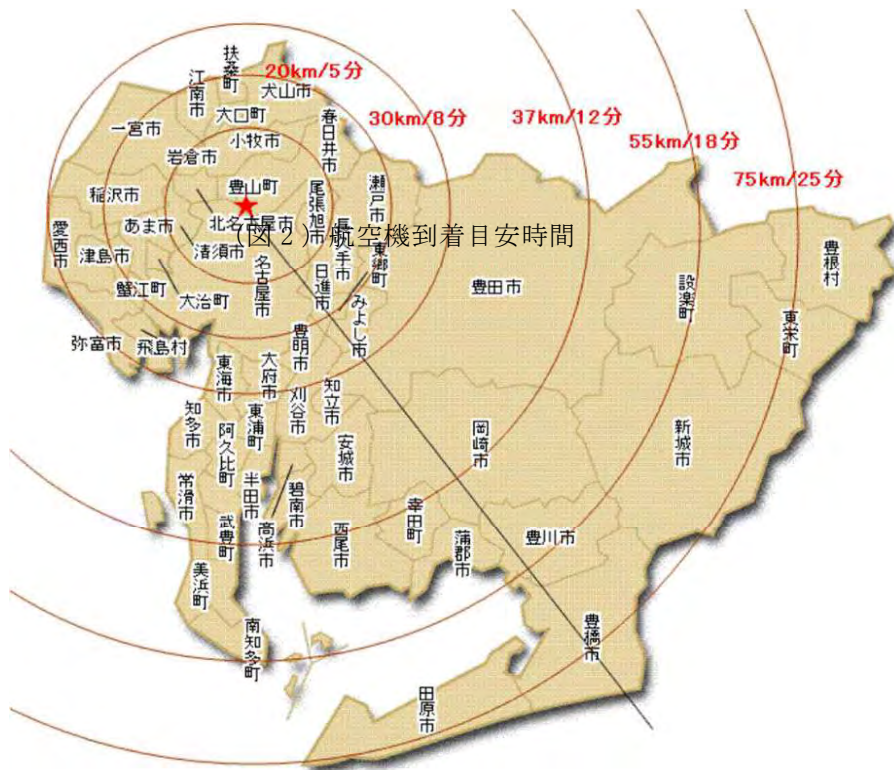
(3) 燃料の搭載量等

ア 出発から帰投までに必要となる量に、飛行時間に換算して概ね 20 分以上に相当する量を加えた量の燃料を搭載していること。

イ 活動現場までの距離、活動内容その他の理由により、燃料の搭載量が上記を満たさない場合には、途中で給油できる場所が確保できていること。

(表3) 航空燃料備蓄基地一覧

名 称 (所在地)	連絡先	備蓄量等
新城市消防防災センター (新城市平井字新栄 83)	新城市消防本部 (0536) 22-1119	JET A-1 第4類第2石油類 ドラム缶3本
豊田市消防本部 (豊田市長興寺5-17-1)	豊田市消防本部 (0565) 35-0119	JET A-1 第4類第2石油類 ドラム缶3本
豊田市消防本部 足助消防署 (豊田市桑田和町中貝戸6)	豊田市消防本部 (0565) 35-0119	JET A-1 第4類第2石油類 ドラム缶3本
田原市消防本部 消防署 (田原市田原町丸田14)	田原市消防本部 (0531) 23-0119	JET A-1 第4類第2石油類 ドラム缶3本
西尾市本部 吉良分署 (西尾市吉良町吉田宮前36)	西尾市消防本部 (0563) 56-2110	JET A-1 第4類第2石油類 ドラム缶3本
名古屋市消防局 消防航空隊 (豊山町大字豊場名古屋飛行場内)	名古屋市消防航空隊 (0568) 28-0119	JET A-1 第4類第2石油類 ドラム缶2本



(4) 航空機隊の編成

- ア 乗組員の人数が活動上適正であること。
- イ 乗組員が活動に支障のない能力を有していること。
- ウ 機長及び副操縦士が、別に定める要件（機長及び副操縦士を指名するために必要な要件等の定め）を満たしていること。

3 その他

- (1) 運航責任者は、各航空隊員の消防航空活動、航空機の運航及び整備、職歴や経歴に基づく助言等を参考とすること。
- (2) 運航責任者は、乗組員の出発前の疑問を解消し、意識の共有を図ること。
- (3) 運航責任者は、災害による被害の拡大等を防ぐため、必要に応じて、承認の要件に上記(1)及び(2)を加味して、総合的に判断すること。

(参考) 航空法に基づく機長の出発前の確認事項

- 1 航空機及びこれに装備すべきものの整備状況
- 2 離陸重量、着陸重量、重心位置及び重量分布
- 3 航空法第 99 条第 1 項の規定により国土交通大臣が提供する情報
- 4 航行に必要な気象情報
- 5 燃料及び滑油の搭載量及びその品質
- 6 積載物の安全性

別記様式 1

航空機隊支援出動要請書

名古屋市消防長 様

市町村及び消防本部名
代表者（職・氏名）

発 信 者	所属（課） 職・氏名 TEL
要 請 日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分
災 害 種 別	火災 救助 救急 その他（ ）
要 請 活 動 内 容	消火 救助 救急 その他（ ）
発 生 場 所	場所（住所、緯度・経度） 目標
発 生 日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分頃
災 害 概 要	
気 象 （災害現場）	天候 風向 風速 m/s 気温 ℃ 視程 km 警報等（警報又は注意報）
出動先又は活動 拠点離着陸場	離着陸場名（離着陸場以外は施設名等） 場所（住所、緯度・経度）
傷 病 者 等 搬送先離着陸場	離着陸場名（離着陸場以外は施設名等） 場所（住所、緯度・経度）
傷 病 者 等	氏名 生年月日 年 月 日生 歳 住所 傷病名 傷病程度 (確定した後、記載すること)
現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名
現 場 指 揮 本 部	指揮者氏名 無線種別（主運用波 3、統制波 1・2・3） コールサイン
ドクターヘリへの 運航要請	有 無
その他特記事項	

別記様式 2

航空機による傷病者搬送依頼書

年 月 日

名古屋市消防長 様

市町村及び消防本部名

代表者（職・氏名）

搬送予定日時	年 月 日 () 時 分			
要請医療機関	名 称	(電 話 :) (F A X :)		
	所在地			
	担当医師	科	連絡担当者	
	着陸場所			
航空機を利用する理由				
傷 病 者	氏 名	(性別)		
	住 所			
	生年月日	年 月 日	(歳)	
	傷病名			
搬送先医療機関	名 称	(電 話 :)		
	所在地			
	担当医師	科		
	着陸場所			
搭乗者氏名等	医 師	(人)		
	看護師	(人)		
	家族等	(人)		
積載医療機材	数量・重量			

別記様式 3

航空機隊支援出動報告書

(消防本部消防長) 様

名古屋市消防長

要 請 日 時	年 月 日 () 時 分		
災 害 発 生 場 所			
指 令 時 刻	時 分	現 着 時 刻	時 分
引 上 時 刻	時 分	帰 署 時 刻	時 分
活 動 時 間	時 分 ~ 時 分		
活 動 概 要			
離 着 陸 場 所			
使 用 資 器 材			
運 航 責 任 者 等	運 航 責 任 者 航空消防活動指揮者 機 長		
そ の 他 特 記 事 項			

13 名古屋市航空機隊訓練参加依頼要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県内の市町村並びに消防事務に関する一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)が、名古屋市の航空機隊に対して、訓練の参加を依頼し、当該部隊が訓練に参加するために必要な事項等を定めるものとする。

(訓練参加依頼の要件)

第2条 市町村等は、次に掲げる訓練を実施するため、名古屋市消防航空隊に対して、航空機隊の訓練参加を依頼することができるものとする。

- (1) 災害対策基本法の規定による防災訓練のうち、市町村等が主催する訓練
- (2) 石油コンビナート等災害防止法の規定による訓練のうち、石油コンビナート等特別防災区域協議会又は特定事業所が主催し、かつ市町村等が後援する訓練
- (3) 市町村等が主催する消防出初式における訓練
- (4) 市町村等が主催する航空機隊による消防の支援を想定した合同訓練

(訓練参加の依頼)

第3条 市町村等は、前条各号に規定する訓練に航空機隊の参加を依頼し、航空機を使用しようとするときは、前年度の2月末までに、航空機使用計画書(別記様式1)を名古屋市消防航空隊に提出し、依頼するものとする。

(訓練参加の調整等)

第4条 名古屋市消防航空隊は、前条の規定により依頼された訓練の趣旨及び内容等を精査し、訓練の参加の可否を判断するものとする。

2 前項に規定する場合において、訓練実施依頼日が重複するなど、航空機隊の訓練参加が困難な場合は、別紙の規定に従い、日時等を調整するものとする。

(訓練参加の申し込み)

第5条 前条各項の規定による調整等を経て、市町村等は、航空機隊訓練参加申込書(別記様式2)に訓練計画書等を添付することにより、指定の期日までに名古屋市消防航空隊に対して、訓練参加の申し込みを行うものとする。

2 前項の規定による申し込みの期日は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	申し込み期日
第2条第1号に掲げる防災訓練(ただし、防災週間に実施するものに限る。)	5月31日
第2条第3号に掲げる消防出初式	9月30日
上記に掲げる以外の訓練	訓練実施日の90日前

(訓練計画の修正等)

第6条 航空機隊の訓練の参加は安全を第一とし、運航上及び活動上の危険を許容できる範囲とするため、名古屋市消防航空隊は、訓練計画を修正するよう市町村等と調整することができる。

2 市町村等は、航空機隊の安全を第一とし、必要に応じて、訓練計画の修正をしなければならない。また、航空機の運航上、航空法に基づく各種許可の申請等が必要となる場合には、名古屋市消防航空隊の指示のもと、申請に必要な書類の準備をしなければならない。

(航空機の使用の申請)

第7条 市町村等は、第5条各項の規定による申し込みを行った訓練において、航空機を使用し、搭乗するときは、1か月前までに航空機使用・搭乗申請書(別記様式3)を名古屋

市消防航空隊に提出し、承認申請を行うこととする。この場合において、航空機に搭乗する者がある場合には、航空機搭乗誓約書（別記様式4）を併せて提出しなければならない。

（航空機の使用の承認等）

第8条 名古屋市消防航空隊は、前条に基づく航空機の使用の申請があったときは、使用に支障がないと認める場合は、航空機使用・搭乗承認書（別記様式5）を交付して、承認するものとする。なお、承認できない場合は、航空機使用・搭乗不承認書（別記様式6）により市町村等に通知するものとする。

（訓練参加及び航空機使用の中止）

第9条 名古屋市消防航空隊は、航空機の整備、災害業務への対応、気象条件、その他の理由等により航空機を運航できない場合及び運航上又は活動上の危険がある場合には、期日を設けず、航空機隊の訓練参加の中止及び航空機の使用を中止することができる。

（連絡先）

第10条 訓練参加の依頼又は調整等において、名古屋市消防航空隊に連絡する場合は、次に掲げる連絡先に行うものとする。

名古屋市消防航空隊 電話：0568-28-0119 FAX：0568-28-0721 メール：00koku@fd.city.nagoya.lg.jp

（その他）

第11条 航空機隊による訓練の参加は、本要領に定めるほか、消防航空隊規程（令和4年名古屋市消防局訓令第13号）等関係規程の定めるところにより実施するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領に基づいて市町村等が行う手続きは、当該市町村等を管轄する消防本部が処理するものとする。

附 則

この要領は、令和4年5月25日から施行する。

別紙

訓練参加の調整

<ブロックの設定>

表1のとおり、愛知県内を3つのブロックに区分し、ブロックごとに各消防本部を割り振る。

(表1)

区 分	地域名	消 防 本 部 名
名古屋ブロック	名古屋	名古屋市消防局
尾張ブロック	尾 張	一宮市消防本部、瀬戸市消防本部、春日井市消防本部、犬山市消防本部、江南市消防本部、小牧市消防本部、稲沢市消防本部、尾張旭市消防本部、岩倉市消防本部、丹羽広域事務組合消防本部、西春日井広域事務組合消防本部、尾三消防本部
	海 部 ・ 知 多	津島市消防本部、常滑市消防本部、東海市消防本部、大府市消防本部、知多市消防本部、愛西市消防本部、蟹江町消防本部、知多中部広域事務組合消防本部、海部東部消防組合消防本部、海部南部消防組合消防本部、知多南部消防組合消防本部
三河ブロック	西三河	岡崎市消防本部、豊田市消防本部、西尾市消防本部、幸田町消防本部、衣浦東部広域連合消防局
	東三河	豊橋市消防本部、豊川市消防本部、蒲郡市消防本部、新城市消防本部、田原市消防本部

<防災訓練への参加依頼に対する航空機使用計画書の提出制限>

防災訓練への参加依頼に対する航空機使用計画書の提出は、各ブロック内の消防機関が管轄する市町村の数を上限とする。

<優先順位の設定>

年度ごとに区分し、要領第2条第1号に規定する防災訓練及び同条第3号に規定する消防出初式に対して、優先的に訓練参加するブロックを表2のとおり規定する。なお、令和6年度以降は、表2に掲げる令和4年度・令和5年度の指定ブロックを繰り返すものとする。

(表2)

区 分	防 災 訓 練	消 防 出 初 式
令和4年度	尾張ブロック	名古屋ブロック 三河ブロック
令和5年度	三河ブロック	名古屋ブロック 尾張ブロック

名古屋市消防長 様

消防本部名

代表者（職・氏名）

担当者（職・氏名・電話・電子メール）

航空機使用計画書（ 年度）

使用目的	
使用種別 （該当目的に○印）	搜索 救助 救急 消火 情報収集 輸送 広報 その他（ ）
訓練内容 （簡潔明瞭に記入）	
使用予定日時	令和 年 月 日（ ） 時 分頃 から 時 分頃 まで
使用予定日時 変更の可否	1 日時とも可能 2 日のみ可能 3 時間のみ可能 4 日時とも不可能
変更可能日時	第1希望日時 第2希望日時
訓練予定場所 （住所・施設名等）	
訓練予定場所の使用 実績（5年以内）	1 有（ 年 月 日に実施） 2 無 実施内容（ ）
着陸希望の有無 （該当番号に○印）	1 有（離着陸場予定場所： ） 2 無
搭乗者希望の有無 （該当番号に○印）	1 有（ 名） 2 無 搭乗目的（ ）
調整担当予定部署 （部署名・電話）	
訓練優先順位	

（注1）年間に複数の訓練計画がある場合は、1件毎に記入願います。

（注2）搭乗者は、機体の性能、訓練内容、気象状況等により人員を削減する場合があります。

（注3）訓練優先順位は、1件のみの場合は不要です。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

名古屋市消防長 様

消防本部名

代表者（職・氏名）

担当者（職・氏名・電話・電子メール）

航空機隊訓練参加申込書

訓 練 目 的	
訓 練 参 加 予 定 日 時	令和 年 月 日 () 時 分頃 から 時 分頃 まで
訓 練 種 別 (該 当 種 別 に ○ 印)	搜索 救助 救急 消火 情報収集 輸送 広報 その他 ()
訓 練 場 所 (住 所 ・ 施 設 名 等)	
訓 練 場 所 の 使 用 実 績 (5 年 以 内)	1 有 (年 月 日) 2 無 実施内容 ()
訓 練 内 容 (詳 細 は 訓 練 計 画 書)	
離 着 陸 希 望 の 有 無 (該 当 番 号 に ○ 印)	1 有 場外離着陸場 (名称・住所) 2 無
搭 乗 者 の 有 無 (該 当 番 号 に ○ 印)	1 有 (別記様式4を記入) 2 無 搭乗目的 ()
訓 練 調 整 担 当 者 (部 署 名 ・ 職 ・ 氏 名 ・ 電 話)	
その他特記事項	

(注1) 訓練実施につきましては、航空機使用・搭乗承認書に掲載されている注意事項を確実に実施願います。

(注2) 訓練計画書等につきましては、様式を問いませんので、各消防本部で作成したものを添付して下さい。

(注3) 訓練予備日につきましては航空局への申請手続きの関係から原則として受け付けません。

(注4) 本参加申込書は訓練日ごとに1枚ずつ提出願います。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式 3

航空機使用・搭乗承認申請書

年 月 日

名古屋市消防長 様

(消防本部消防長)

日 時	月 日 時 分 ~ 時 分
目 的	
搭乗者の職 及び氏名	
搭 乗 場 所 目 的 地 飛 行 経 路	
搭載物の種類、 数量及び重量	
活 動 概 要	
添 付 書 類	
備 考	担当者

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式 4

航空機搭乗誓約書

年 月 日

名古屋市消防長 様

申請者代表 住 所

氏 名

航空機の搭乗にあたっては、航空消防活動指揮者、機長及びその他の航空消防活動従事者の指示に従って行動し、事故による損害等については、当方において責任をもって処理します。

年 月 日

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式 5

航空機使用・搭乗承認書

年 月 日

(消防本部消防長) 様

名古屋市消防長

年 月 日付けで申請のあった航空機の使用・搭乗については、次のとおり承認します。

日 時	月 日 時 分 ~ 時 分
目 的	
搭乗者の職 及び氏名	
搭 乗 場 所 目 的 地 飛 行 経 路	
条 件	

[注意事項]

- 1 使用・搭乗を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに消防航空隊長に連絡すること。
- 2 搭乗者は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 搭乗時刻のおおむね30分前までに搭乗場所に到着していること。
 - (2) 航空機の運航中は、航空消防活動指揮者、機長及びその他の航空消防活動従事者の指示に従うこと。
 - (3) 危険物、爆発物等を機内に持ち込まないこと。
 - (4) 機内に携行品を持ち込むときは、航空消防活動指揮者及び機長の許可を受けること。
 - (5) 機内の機器にみだりに手をふれないこと。
 - (6) 承認された飛行以外の飛行及び危険を伴う飛行を要求しないこと。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式 6

航空機使用・搭乗不承認書

年 月 日

(消防本部消防長) 様

名古屋市消防長

年 月 日付けで申請のあった航空機の使用・搭乗については、
下記の理由により承認できません。

記

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする

14 稲沢市防災行政無線局管理規程

平成 25 年 4 月 1 日

訓令第 2 号

改正 平成 26 年 2 月 24 日訓令第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、稲沢市が設置した稲沢市防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の適正な管理、運用及び保守について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、電波法に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 無線管理者 防災行政無線局の運用統制を管理する者をいう。

(2) 無線従事者 無線設備の操作等を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

(3) 同報系無線 地域住民に対し、防災情報等を伝達するための無線設備による通信システムをいう。

(4) 同報系親局 同報系拡声子局に対し制御を行い、同時に同一内容の情報等を送信し、又は伝達する市庁舎内に設置する無線局をいう。

(5) 同報系拡声子局 同報系親局から地域住民に対し、情報の伝達ができるように屋外に設置した無線設備をいう。

(6) 移動系基地局 陸上移動局を通信の相手方として、市庁舎内に設置する移動しない無線局をいう。

(7) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中に運用する車載、可搬又は携帯型の無線局をいう。

(無線管理者の設置)

第3条 防災行政無線局の適正な管理及び運用を図るため、同報系親局及び移動系基地局に無線管理者を置く。

2 防災行政無線局の統括は、総務部危機管理課とし、総務部危機管理課長を無線管理者とする。

3 無線管理者は、防災行政無線局の事務を掌握する。

(無線管理者の任務)

第4条 無線管理者の任務は、次のとおりとする。

(1) 防災行政無線局の管理運用及び監督に関する事項

(2) 防災行政無線局の開設、再免許及び無線設備の変更の申請及び届出に関する事項

(3) 免許状及び備付書類の保管に関する事項

(4) 無線設備、その付属品及び予備品の保管並びに整備に関する事項

(5) 無線設備の定期点検に関する事項

(6) 無線従事者の養成及び選解任に関する事項

(7) その他無線管理者が必要と認めた事項

(無線従事者の任務)

第5条 無線設備の操作等を行うため、防災行政無線局に無線従事者を置く。

(1) 無線従事者は、無線管理者の命を受け通信操作及び無線設備の維持の実務を行う。

(2) 無線従事者は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）の規定に従って適正な運用に努める。

(備付書類)

第6条 無線従事者は、次に掲げる書類のほか、防災行政無線局の管理に必要なと認める書類を備え付けなければならない。

(1) 無線局免許状（防災行政無線局内の見やすい場所に掲示する。）

(2) 無線局申請書（届）の副本

(3) 無線従事者の選解任届の写し

(4) 稲沢市防災行政無線局管理規程

(運用管理)

第7条 防災行政無線局の運用管理は、全て無線管理者の裁量とし、効果的かつ効率的に行わなければならない。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常通信 地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の復旧、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信をいう。
- (2) 緊急通信 平常時において早急に連絡しなければならないと判断される通信をいう。
- (3) 一斉通信 同一事項について2以上の相手方と同時に行う通信をいう。
- (4) 試験通信 無線設備の保守、点検等のために試験的に行う通信をいう。
- (5) 普通通信 前各号以外の通信をいう。

(通信の優先順位)

第9条 通信の優先順位は、次のとおりとする。

- 第1順位 非常通信
- 第2順位 緊急通信
- 第3順位 一斉通信
- 第4順位 試験通信又は普通通信

(目的外使用の禁止)

第10条 防災行政無線局は、設置目的、通信の相手方又は通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(通信統制)

第11条 無線管理者は、災害その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、普通通信を制御し、統制する。

(無線従事者の選解任)

第12条 無線管理者は、無線従事者が異動した場合は、遅延なく無線従事者選解任届を東海総合通信局長に提出しなければならない。

2 無線管理者は、常に無線従事者の適正な配置に留意するとともに、適宜有資格者の確保に努めなければならない。

(保守点検)

第13条 無線管理者は、年1回以上の無線設備の点検及び整備を行わなければならない。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年訓令第7号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

15 稲沢市防災行政無線局運用要綱

平成 25 年 4 月 1 日
施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市防災行政無線管理運用規程（平成25年稲沢市訓令第2号）第14条の規定により、稲沢市防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(放送する情報)

第2条 防災行政無線局より通信放送する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合等の非常事態に関する情報
- (2) 全国瞬時警報システムによる情報
- (3) 災害応急対策又は災害復旧等緊急を要する情報
- (4) 官公署その他の公共機関からの災害対策に関する情報
- (5) 市政について周知又は協力を必要とする情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要とする情報

(放送の申込み)

第3条 防災行政無線局による放送を希望する者（以下「希望者」という。）は、稲沢市同報系防災行政無線放送申込書（別記様式）を放送希望日の2日前（休日を除く。）の正午までに無線管理者に提出しなければならない。

- 2 無線管理者は、前項に規定する申込みがあったときは、放送の内容を確認の上、放送の可否を決定するものとする。
- 3 無線管理者が前項の規定により放送の可否を決定をしたときは、その旨を希望者に通知するものとする。

(放送の制限)

第4条 無線管理者は、災害の発生その他特に理由があるときは、あらかじめ申請を受けた放送について制限することができる。

(定時放送)

第5条 市は、毎月1回以上チャイム又は音楽により定時放送を行うものとする。

- 2 定時放送は、夏季（4月から9月まで）においては午後6時に、冬季（10月から3月まで）においては午後5時に行うものとする。

(同報系拡声子局を使用する放送)

第6条 希望者は、第2条各号に掲げる情報に準ずる情報を、指定した同報系拡声子局を使用して放送することができる。

- 2 放送の申込み等については、第3条及び第4条の規定を準用するものとする。

(通信事項)

第7条 通信事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合等の非常事態に関する事項
- (2) 行政事務に関する事項
- (3) その他行政事務の円滑な遂行上必要な事項

(通信の原則)

第8条 通信を行うときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 1回の通信が3分を超えないように必要最小限の無線通信を行うこと。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号及び隠語を使用せず、できるかぎり簡潔であること。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付してその出所を明らかにすること。
- (4) 相手局を呼び出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信すること。
- (5) 無線通信は、正確に行うものとし、通信に誤りがあったことを知ったときは、直ちに訂正すること。

(運用時間)

第9条 防災行政無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては執務時間内運用を原則とする。

(混信等の防止)

第10条 防災行政無線局は、他の防災行政無線局に混信を与えるような運用をしてはならない。

(通信方法)

第11条 通信は、無線局運用規則（昭和25年電波管理委員会規則第17号）第4章の規定により行うものとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の各要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別記様式（第3条関係）

別記様式（第3条関係）

稲沢市同報系防災行政無線放送申込書

年 月 日

稲沢市防災行政無線管理者 様

（申込者）

住所

氏名

連絡先

下記のとおり、稲沢市防災行政無線局運用要綱第3条の規定に基づき、防災行政無線による放送を申し込みます。

記

放送希望日	年 月 日から 年 月 日まで	放送希望時刻	午前 時 分 午後
放送の目的			
放送の内容	<p>※ “こちらは、「こうほういなざわ」です。”と冒頭に放送されます。</p>		
放送地域	1. 市内全域 2. 一部（ ）	責任者	団体名 氏名 連絡先

※ 平常時の放送時間は、原則として午前9時から午後5時までです。

16 愛知県消防広域応援基本計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、愛知県内(以下「県内」という。)の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び消防を含む広域連合(以下「市町村等」という。)において大規模若しくは特殊な災害の発生によって、広域的な消防相互応援を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定(以下「協定」という。)に基づく応援並びに県内応援部隊の派遣及び運用を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この計画において使用する用語の定義は、別紙1のとおりとする。

別紙1 「愛知県消防広域応援基本計画における用語の定義」

(県内応援を必要とする災害規模)

第3条 県内応援を必要とする災害規模は、協定に定める災害のうち、原則、その市町村等の保有する消防力(近隣市町村等と締結している協定に伴う応援による消防力を含む。)によって災害の防御が困難若しくは困難が予想される場合又は災害の防御のために【緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画(以下「緊援隊応援計画」という。)】別紙5-4に定める特定の消防機関が保有する特殊な車両若しくは資機材を必要とする場合とする。

【緊援隊応援計画】別紙5-4 「登録車両リスト」

(代表消防機関及び代表消防機関代行)

第4条 代表消防機関を名古屋市消防局とし、代表消防機関代行業を豊田市消防本部とする。

(代表消防機関の任務)

第5条 代表消防機関の任務は、次のとおりとする。

- (1) 県内応援の要請に関する事。
 - (2) 被災地の情報収集に関する事。
 - (3) 県内応援派遣本部の設置及び運営に関する事。
 - (4) 愛知県防災安全局防災部消防保安課(以下「愛知県」という。)との連絡調整及び情報交換に関する事。
- 2 代表消防機関が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行がその任務を遂行する。

(県内応援派遣本部)

第6条 要請消防機関が、代表消防機関に県内応援を要請、若しくは県内において県内応援が必要又は必要と予想される災害を代表消防機関が覚知した場合は、速やかに代表消防機関に県内応援派遣本部を設置する。

- 2 県内応援派遣本部長は、代表消防機関消防長をもって充てる。本部員は、代表消防機関及び愛知県の職員をもって充てる。
- 3 県内応援派遣本部は、出動部隊がすべて帰署(所)した時点をもって解散する。

(愛知県の任務)

第7条 愛知県の任務は次のとおりとする。

- (1) 代表消防機関との各種連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (2) 消防庁との各種連絡調整。
- (3) 各消防機関の意見を踏まえて、本基本計画を修正すること。

(情報連絡)

第8条 県内応援に係る情報連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 連絡窓口

県内応援における各消防本部等関係機関の情報連絡窓口は、【緊急消防援助隊】別紙3-1に準ずる。

【緊急消防援助隊】別紙3-1 「応援出動時の連絡窓口一覧」

(2) 連絡系統

県内応援における各機関同士の情報連絡系統は、別紙2のとおりとする。
別紙2「情報連絡系統及び方法」

(3) 連絡方法

情報連絡方法は、原則として電話、FAX又は電子メールによるものとする。

ただし、有線断絶時には防災行政無線(高度情報通信ネットワーク)又は主運用波等とする。また、緊急消防援助隊の支援情報共有ツール(SJK)も利用を可能とする。

(4) 留意事項

情報連絡系統に記載のない機関等への連絡が必要となるものについては、原則、要請消防機関から必要な連絡先に情報連絡を行うこととする。

第2章 応援要請

(応援要請)

第9条 要請消防機関は、管轄内で発生した災害において県内応援が必要と判断した場合、代表消防機関に県内応援が必要である旨を速やかに電話により連絡する。

2 要請消防機関は、様式1に掲げる事項を把握した段階でFAX(これと併せて電子メールによっても可能とする。)により速やかに代表消防機関へ送付する。なお、様式1に掲げる事項に追加及び変更が生じた場合は、その都度、代表消防機関に様式1を続報として送付する。

様式1「県内応援の要請」

3 代表消防機関は、要請消防機関から要請を受けた場合は、速やかに県内応援派遣本部を設置する。

(応援要請によらない覚知)

第10条 被災地以外の消防本部が、近隣市町村等で県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、速やかに代表消防機関に連絡する。

2 代表消防機関は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、被災地消防本部に連絡し、県内応援の必要性について確認する。

3 代表消防機関は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合は、速やかに県内応援派遣本部を設置する。

(航空機の応援要請)

第11条 航空機のみを要請する場合は、原則、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」により要請を行うものとする。当該要請は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により名古屋市に対して行う。

2 消防部隊と併せて、航空機が必要と判断した場合は、本協定により要請を行う。

第3章 先遣隊

(先遣隊の派遣)

第12条 県内応援派遣本部は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知し、応援部隊規模の把握等に必要と判断した場合は、被災地に先遣隊を派遣する。

2 県内応援派遣本部は、電話により該当消防本部に先遣隊の派遣を要請する。

3 県内応援派遣本部は、災害の発生状況から判断して、先遣隊が出動する場所(被災地消防本部の指揮本部又は災害現場等)を指示する。

(先遣隊の任務)

第13条 先遣隊は、早期に被災地に出動し、災害実態の把握及び情報収集を行い、県内応援に必要な部隊規模及び緊急消防援助隊の派遣の必要性を把握し、県内応援派遣本部に電話等により報告する。

(先遣隊(長)の編成)

第14条 先遣隊は、原則、先遣隊登録消防機関から被災地に迅速に出動できる消防本部を県内応援派遣本部が編成する。

2 先遣隊は、同一消防本部から先遣隊長1名及び指揮隊1隊で編成する。なお、必要に応じて活動

隊を追加で編成する。

(先遣隊登録消防機関)

第15条 先遣隊登録消防機関については次のとおりとする。

	消防本部
先遣隊登録消防機関	名古屋市消防局 豊田市消防本部 豊橋市消防本部 岡崎市消防本部 一宮市消防本部 春日井市消防本部 知多中部広域事務組合消防本部 尾三消防本部 衣浦東部広域連合消防局

(航空機による先遣)

第16条 県内応援派遣本部は、航空機を運用した先遣による情報収集が有効と判断した場合には、航空機を出動させる。

第4章 県内応援部隊

(県内応援部隊(長)の編成)

第17条 県内応援派遣本部は、原則、【緊援隊応援計画】別紙5に登録されている小隊(以下「登録隊」という。)から、被災地において行う活動に必要な小隊を選定し、県内応援部隊を編成する。

- 【緊援隊応援計画】別紙5-1 「緊急消防援助隊登録状況」
- 別紙5-2 「県内消防本部別登録一覧」
- 別紙5-3 「県内消防本部別出動可能隊数一覧」
- 別紙5-4 「登録車両リスト」
- 別紙5-5 「後方支援車両リスト」

- 2 登録隊以外から、県内応援部隊を編成する場合は、県内応援派遣本部が、該当消防本部と調整し編成する。
- 3 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部が指名する。
- 4 県内応援部隊指揮隊は、県内応援部隊長の所属する消防本部から編成する。

(指揮体制)

第18条 県内応援部隊長は、県内応援部隊を統括して被災地に出動するとともに、被災地において指揮者の指揮の下に行動し、県内応援部隊の活動の管理を行う。

- 2 先遣隊が出動している場合、県内応援部隊と合流後は、県内応援部隊に先遣隊を編入する。編入後の、県内応援部隊長については、県内応援派遣本部が指名した者とする。

(航空機の編成)

第19条 県内応援派遣本部は、被災地において、航空機による活動が有効と判断した場合には、要請消防機関からの航空機の要請がなくとも、航空機を編成する。

第5章 出動

(出動準備)

第20条 第9条及び第10条の場合、県内応援派遣本部は、出動可能な隊の把握を行うため、県内各消防本部へFAX及び電子メールで通知する。

様式2 「県内応援部隊の出動準備」

- 2 前項の場合において、被災地消防本部以外の各消防本部は、県内応援部隊の出動の可否について、県内応援派遣本部へ様式3により直ちにFAX又は電子メールで報告する。

報告期限は、前項の通知を受けてから30分以内とする。

様式3「県内応援部隊の出動可否報告」

- 3 ブロック幹事消防機関は、各消防本部へ第1項及び第5項のFAX及び電子メールが届いているかを確認し、結果を県内応援派遣本部に電話で報告する。なお、地区のあるブロックについては、地区幹事消防機関が、地区内の消防本部へ確認を行い、ブロック幹事消防機関へ報告する。ブロック幹事消防機関及び地区幹事消防機関が被災地消防本部に該当する場合は、県内応援派遣本部が、当該ブロック内から代行する消防機関を指名し、指名された消防機関が確認を行う。

【緊援隊応援計画】別紙2「緊急消防援助隊連絡調整ブロック・地区割表」

- 4 県内応援派遣本部は、第2項の報告結果、災害発生場所、災害発生状況及び応援要請内容等に基づいて、出動部隊の編成を行う。なお、様式3により報告した隊以外の隊を県内応援部隊に編成する場合は、県内応援派遣本部が該当消防本部と調整を行う。
- 5 県内応援派遣本部は、県内応援の必要がなくなった場合には、県内各消防本部へ FAX 及び電子メールで通知する。

様式4「県内応援部隊の出動準備の解除」

(出動要請)

第21条 県内応援派遣本部は、出動させる消防本部に対して県内応援部隊の出動要請を行う(FAX及び電子メールにより県内各消防本部へ送信する。なお、FAX及び電子メールによる送信のいとまがないときは、県内応援派遣本部は口頭により出動要請を行うこととし、その場合には、事後にFAX及び電子メールを送信する)。

様式5「県内応援部隊の出動」

(出動)

第22条 出動要請を受けた消防本部は、速やかに小隊を出動させる。

- 2 小隊を出動させる消防本部は、様式6を県内応援派遣本部あて電子メールで速やかに報告する。

様式6「県内応援部隊の出動隊名及び隊員名簿等の報告」

(各隊の携行資機材等)

第23条 出動時における各隊の携行資機材等を次のとおりとする。

- (1) 各隊の任務を遂行する上で必要な資機材
- (2) 食料、飲料水、着替え等の個人資機材(原則として24時間活動可能なもの)
※ 食料については行動食を中心とし、調理の必要がない簡易なものを努めて準備する。
- (3) 携帯無線機、携帯電話、衛星携帯電話等(衛星携帯電話は、保有している場合)
- (4) 緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)可搬型端末器(保有している場合)
- (5) その他応援活動時に必要と思えるもの(例:現金、予備燃料、給油カード等)

(集結場所への集結)

第24条 県内応援派遣本部は、要請消防機関と調整して集結場所を決定する。

- 2 県内応援派遣本部は、各消防本部に対して県内応援部隊の集結場所、集結時間等を様式5に記載して連絡する。

様式5「県内応援部隊の出動」

- 3 集結場所において、県内応援部隊指揮隊が集結確認を実施する。
- 4 各小隊長は、交通事故や渋滞等により、集結が不能又は集結時間より大幅に遅延する場合は、その旨を県内応援派遣本部へ報告する。
- 5 県内応援部隊指揮隊は、全体の集結完了後、県内応援派遣本部へ集結完了の報告をする。
- 6 集結場所に到着した際に、受援市町村の消防職員等がいる場合には、各種情報を聴取する。
- 7 県内応援部隊長より先に集結場所に到着した場合、県内応援部隊長の到着を待ち、その後は県内応援部隊長と行動するものとする。なお、県内応援部隊長が集結場所から出動後に集結場所に到着する隊は、集結場所を経由することなく、県内応援部隊長から直接、被災地に出動する指示を受けるものとする。

(被災地への進出)

第25条 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部と連携して情報収集に努め、次の項目を各隊へ周知徹底し、被災地へ進出する。

- (1) 被災地の被害概要、被災範囲等
- (2) 県内応援部隊の活動地域及び任務

- (3) 県内応援部隊の活動方針
- (4) 指揮命令系統(部隊編成等)
- (5) 使用無線系統
- (6) 活動報告要領
- (7) 各隊員の健康状態、各隊の資機材・燃料確認

(被災地到着)

第26条 県内応援部隊長は、被災地に到着したときは、速やかに部隊の内訳、人員、資機材等を指揮者に報告し、次に掲げる事項について確認をする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) その他活動上必要な事項

(情報共有)

第27条 被災地へ出動する部隊は、緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)及び支援情報共有ツール(SJK)を活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

2 県内応援派遣本部及び被災地消防本部は緊急消防援助隊動態情報システム(DJS)及び支援情報共有ツール(SJK)を活用し、被害状況及び部隊の活動状況等について情報共有に努めるものとする。

第6章 現場活動

(無線通信運用体制及び情報収集)

第28条 各隊は各消防本部からの出動の際、主運用波に切替える。

- 2 各消防本部は、可能な限り主運用波を傍受し、県内応援部隊の動向を把握する。
- 3 必要に応じて県内応援部隊保有のトランシーバーを活用する。
- 4 無線の呼び出し及び用語は次のとおりとする。
 - (1) 県内応援部隊内における無線交信の際には、原則として電波法に基づき許可を受けた無線呼び出し名称を使用し、必要に応じて相手の所属、任務等が認識できる名称を付する。
(例 「●●61 愛知県内応援部隊長」、「●●1 岡崎消火小隊」等)
 - (2) 各消防本部が独自に使用している無線用語を避け、共通認識が可能な表現で無線交信をする。

(解毒剤自動注射器の使用に係る運用)

第29条 解毒剤自動注射器の運用が必要となった場合には、本基本計画に基づき応援要請等を行うとともに、運用方法については、令和3年12月14日付け消防参第257号「化学災害・テロ時における解毒剤自動注射器の使用に係る運用要領等の改正について(通知)」及び別紙1「解毒剤自動注射器の使用に係る運用要領」に従い行うものとする。

(航空機の運用)

第30条 県内応援部隊長又は県内応援指揮支援隊長が航空機による活動を必要と判断した場合は、県内応援派遣本部に活動場所及び活動内容と併せて航空機の要請を行う。

2 航空機が現場活動を行う際は、県内応援部隊長と連携を密にして現場活動を行う。

(応援の始期及び終期)

第31条 応援の始期及び終期については次のとおりとする。

- (1) 応援の始期は、応援隊が常備配置消防署(所)から出動した時点とする。なお、県内応援部隊が消防署(所)以外にある場合は、応援要請を受け応援出動した時点とする。
- (2) 応援の終期は、応援隊が帰署(所)した時点とする。

(応援の中断)

第32条 応援消防機関の都合で応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援消防機関の長は、県内応援派遣本部に状況説明の上、応援を中断することができるものと

する。

第7章 応援活動の終了及び報告

(活動終了)

- 第33条 要請消防機関は災害の状況等を総合的に勘案し、県内応援部隊の活動終了を判断するものとし、県内応援派遣本部にその旨を報告する。
- 2 県内応援派遣本部は、要請消防機関からの活動終了の旨の連絡を受け、県内応援部隊の引き揚げを決定し、速やかに県内応援部隊長へその旨を連絡する。
 - 3 県内応援部隊長は、県内応援派遣本部からの引き揚げ決定の連絡を受け、被災地における活動を終了するものとする。
 - 4 県内応援部隊長は、前項に基づき現場における活動を終了した場合には、次に掲げる事項を指揮者に報告し、指揮者の了承を得て引き揚げる。
 - (1) 県内応援部隊の活動概要(時間、場所、隊数等)
 - (2) 活動上の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両・資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
 - 5 県内応援部隊長は、引き揚げ時に、各隊に対し人員及び資機材の点検を実施させ、異常の有無等を報告させる。
 - 6 県内応援部隊長は、引き揚げを県内応援派遣本部へ連絡し、県内応援派遣本部は愛知県及び各消防本部にその旨を連絡する。
 - 7 航空小隊については上記第4項で定められた報告を、名古屋市消防航空隊長が県内応援派遣本部に直接行う。

(帰署報告)

- 第34条 県内応援部隊が被災地から帰署(所)した場合には、当該部隊の所属消防本部は、「消防本部名、帰署(所)時間及び異常の有無」を、県内応援派遣本部へ電子メールで速やかに報告する。
- 2 県内応援派遣本部は、全部隊が帰署(所)したことを確認し、その旨、愛知県へ報告する。

(報告)

- 第35条 要請消防機関は、事後速やかに様式7を作成し、代表消防機関へ電子メールにて報告する。
- 様式7「県内応援受援報告書」
- 2 応援消防機関は、事後速やかに様式8を応援部隊ごとに取りまとめ、代表消防機関へ電子メールにて報告する。
- 様式8「県内応援活動報告書」

第8章 県内応援派遣本部

(県内応援派遣本部の任務)

- 第36条 県内応援派遣本部の任務については、次のとおりとする。
- (1) 要請消防機関との各種連絡調整
 - (2) 県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知した場合の被災地消防本部との各種連絡調整
 - (3) 県内応援に関係する県内各消防本部との各種連絡調整
 - (4) 県内応援部隊、先遣隊及び県内応援指揮支援隊の編成、出動について
 - (5) 県内応援部隊長、先遣隊長及び県内応援指揮支援隊長との各種連絡調整
 - (6) 県内応援部隊の出動、集結及び活動に係る調整
 - (7) 交替部隊及び増援部隊の派遣に関する調整
 - (8) 各消防本部で調達が困難な資機材の確保や車両、人員の輸送手段に係る調整
 - (9) 県内応援部隊の活動記録の集約、整理
 - (10) 県内各消防本部に対する県内応援に関する情報提供
 - (11) 県内において緊急消防援助隊を受援する場合における、消防応援活動調整本部との各種連絡調整
 - (12) 県内応援部隊の活動が長期化する見込みの場合における、後方支援体制の調整(後方

- 支援については、原則、緊援隊応援計画に準ずる)
- (13) リエゾンの派遣について
 - (14) 愛知県との各種連絡調整
 - (15) 航空機の運用及び調整
 - (16) その他必要な事項

(県内応援に関する連絡)

第37条 県内応援派遣本部は、該当する様式の他、県内応援に関して各消防本部に連絡する事項がある場合は、様式9を活用する。

様式9「県内応援に係る連絡」

第9章 県内応援指揮支援隊

(県内応援指揮支援隊の任務)

第38条 被災地における県内応援部隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うこと。

(県内応援指揮支援隊長の任務)

第39条 県内応援指揮支援隊を統括し、指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における県内応援部隊の活動管理を行うこと。

(県内応援指揮支援隊の編成及び出動)

第40条 県内応援派遣本部は、被災地の災害状況及び緊急消防援助隊の受援状況等から必要に応じて県内応援指揮支援隊を編成し被災地消防本部の指揮本部等に出動させる。

2 県内応援指揮支援隊は、緊援隊応援計画における指揮支援隊に準じて名古屋市消防局により編成する。

第10章 その他

(緊急消防援助隊の受援)

第41条 被災地において県内応援を行い、かつ、緊急消防援助隊を受援する場合は、本計画の他、愛知県緊急消防援助隊受援計画に基づき活動する。

(経費の負担)

第42条 応援に要する経費の負担については、協定に記載のとおりとする。

17 愛知県緊急消防援助隊受援計画

平成17年3月31日
最終改正 令和 4年4月21日

- 第1章 総 則
- 第2章 応援要請
- 第3章 応援部隊の指揮体制及び通信連絡体制
- 第4章 愛知県が行う消防応援活動の調整
- 第5章 代表消防機関が行う消防応援活動の調整等
- 第6章 受援市町村における応援部隊の受入れ及び指揮
- 第7章 その他

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、愛知県内の市町村において地震等の大規模災害又は特殊災害が発生し、消防組織法（以下「法」という。）の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合に、その部隊が効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。

2 南海トラフ地震が発生した場合の緊急消防援助隊の応援を受けるために必要な事項については、南海トラフ地震における愛知県広域受援計画に定めるもののほか、この計画の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この計画において使用する緊急消防援助隊に係る用語の定義は、別紙1のとおりとする。

別紙1 「緊急消防援助隊に関する用語の定義」

(情報連絡)

第3条 緊急消防援助隊の応援要請等に係る情報連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 関係機関の連絡先

別紙2-1 「連絡先（消防庁、愛知県、代表消防機関、指揮支援部隊）」

別紙2-2 「連絡先（第一次出動、出動準備都道府県）」

別紙2-3 「連絡先（応援航空部隊関係）」

別紙2-4 「連絡先（県内消防機関）」

別紙2-5 「連絡先（県内市町村防災担当及び災害対策本部）」

別紙2-6 「無線のかけ方」

別紙2-7 「無線電話の架電方法」

別紙2-8 「消防本部260MHz帯のデジタル移動無線 無線局番号簿」

(2) 情報連絡系統

別紙3 「緊急消防援助隊応援要請系統図」

(3) 連絡方法

原則	有線（携帯）電話、有線ファクシミリ
----	-------------------

（迅速出動及びアクションプランの適用）【要請要綱第7章、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「南海トラフアクションプラン」という。）】

第4条 要請要綱第7章に基づく迅速出動（以下「迅速出動」という。）は、愛知県が震央である震度6弱（名古屋市が5強）以上の地震災害の場合に適用される。

2 緊急消防援助隊に係る南海トラフアクションプランは、下表の場合に適用される。

3 愛知県は、消防庁から迅速出動又は南海トラフアクションプランを適用した旨の連絡があった場合には、速やかに一斉FAXにより全消防本部へ連絡する。

表1

想定震源断層域と重なる震央地名				
山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
淡路島付近	播磨灘			
徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

プラン名	適用条件	備考
南海トラフアクションプラン	<p>1 発生した地震の震央地名が、表1に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合</p> <p>(1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合</p> <p>(2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合】</p> <p>2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合</p>	<p>【各地方の都道府県分類】</p> <p>○中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県</p> <p>○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県</p> <p>○四国・九州地方： 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県</p>

第2章 応援要請

(市町村長から愛知県知事への応援等の要請のための連絡)【要請要綱第4条】

第5条 各消防本部は、大規模災害又は特殊災害が発生したときは、災害状況の把握を行い、保有する自己の消防力だけで十分な対応が取れるかを判断する。

十分な対応が取れないと判断した場合は、愛知県消防広域応援基本計画に基づく県内消防機関に対する応援要請又はこの計画に基づく緊急消防援助隊の応援要請を検討する。

2 市町村長(当該市町村長から委任を受けた消防本部の長を含む。以下同じ。)は、前項の検討の結果、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、愛知県知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに電話(災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡する。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域及び活動内容

(3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリ(これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。)により速やかに行う。

〔要請要綱別記様式1-2〕 応援等要請のための連絡事項

3 市町村長は、前項の連絡を行った場合において、特に必要があるときは、その旨及び市町村の災害の状況を消防庁長官に直ちに連絡することができる。

4 市町村長は、愛知県知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を消防庁長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、同項に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができる。

詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができる。

5 市町村長は、被災地及びその周辺に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、前3項の連絡と併せて報告するよう努める。

6 代表消防機関である名古屋市消防局は、被災地に関連するブロック幹事消防機関と連携して、県内応援部隊の選定及び出動の取りまとめを行う。

また、災害規模、被害状況の推移及び県内応援部隊の状況等から、緊急消防援助隊の派遣が必要と見込まれる場合は、速やかに愛知県と連絡調整を行う。

(愛知県知事から消防庁長官への応援等要請)【要請要綱第3条】

第6条 愛知県は、緊急消防援助隊の応援の要請を受けた市町村の消防本部(以下「受援消防本部」という。)から災害情報を収集するとともに、緊急消防援助隊の応援の必要の有無を確認する。

2 愛知県は、代表消防機関と調整の上、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援要請の必要性を判断する。

3 愛知県知事は、緊急消防援助隊の応援を受けると判断したときは、消防庁長官に応援要請を行う。

なお、次の例示のような災害等が発生し、その規模に照らし緊急を要し、市町村の連絡を待ついとまがないと判断するときは、前条第2項の市町村長の連絡を待たないで応援要請を行う。

(例1) 愛知県内において、2000年9月に起こった東海豪雨相当の豪雨災害が同時多

発的に発生した場合

(例2) 愛知県内において、令和元年東日本台風(令和元年10月台風19号)、平成30年7月豪雨(平成30年7月西日本豪雨)相当の災害が発生した場合

また、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討する。

- 4 前項の要請は、電話により直ちに行うものとし、前条第2項に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告する。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行う。

〔要請要綱別記様式1-1〕緊急消防援助隊の応援等要請

- 5 前条第5項の規定は、前2項の連絡に準用する。

(応援等決定の連絡)【要請要綱第7条】

第7条 愛知県知事は、消防庁長官から緊急消防援助隊の応援等決定通知を受けた場合は、速やかに被災地市町村長及び代表消防機関の長へその旨連絡する。(一斉FAXにより全消防本部へ送信)

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町村が指定されていない場合、愛知県知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、消防庁長官と応援先市町村を調整するものとする。

〔要請要綱別記様式3-2〕緊急消防援助隊の応援等決定通知

〔要請要綱別記様式3-3〕緊急消防援助隊の出動隊数通知

〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式1-1〕緊急消防援助隊緊急連絡

(愛知県に応援出動する部隊)【基本計画第2章第5節1、第4章2】

第8条 愛知県で大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、応援出動する指揮支援部隊、航空部隊及び都道府県大隊は、別紙4-1のとおりとなる。

別紙4-1「愛知県への応援部隊【基本計画及び要請要綱】」

- 2 南海トラフアクションプランが適用された場合に応援出動する指揮支援部隊、航空部隊及び都道府県大隊は、別紙4-2、4-3のとおりとなる。

別紙4-2「愛知県への応援部隊【南海トラフアクションプラン】」

別紙4-3「緊急消防援助隊登録状況」

別表A-1(震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)
 下表の区分に応じ、愛知県での災害に対応する隊が、出動準備及び迅速出動の措置を講ずる。なお、南海トラフアクションプランを適用する場合は、本表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずる。

区分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊		
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊	
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊			
		名古屋市	名古屋市 京都市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市	岐阜県、静岡県 三重県、滋賀県		東京都、神奈川県 富山県、石川県 福井県、山梨県 長野県、京都府 大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県		滋賀県、京都市 富山県、山梨県 長野県、岐阜県 静岡県、静岡市 浜松市、三重県	埼玉県、千葉市 東京都、横浜市 川崎市、石川県 福井県、大阪市 兵庫県、神戸市 奈良県、和歌山県	
I 愛知県が最大震度7の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備		
	震央が陸域	迅速出動(出動準備を含む。)		迅速出動(出動準備を含む。)		出動準備		出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		
II 愛知県が最大震度6強の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備		出動準備		/		出動準備		
	震央が陸域	迅速出動(出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動(出動準備を含む。)	出動準備			出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		
III-ア 愛知県が最大震度6弱(名古屋市が5強又は6弱)の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備	/		出動準備	/		出動準備	/	
	震央が陸域	出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2			出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2			出動準備及び消防庁長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		
III-イ	大津波警報	出動準備	/		出動準備	/		出動準備	/	
IV	噴火警報(居住区域)	出動準備			出動準備(統括指揮支援隊輸送及び情報収集隊に限る。)					

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄県」を「最大震度県」に読み換える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2(複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、愛知県での災害に対応する隊が、出動準備及び迅速出動の措置を講ずる。なお、南海トラフアクションプランを適用する場合は、本表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずる。

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊		出動準備都道府県大隊		第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
			統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
	名古屋市	名古屋市 京都市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市	岐阜県、静岡県 三重県、滋賀県		東京都、神奈川県 富山県、石川県 福井県、山梨県 長野県、京都府 大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県		滋賀県、京都市 富山県、山梨県 長野県、岐阜県 静岡県、静岡市 浜松市、三重県	埼玉県、千葉市 東京都、横浜市 川崎市、石川県 福井県、大阪市 兵庫県、神戸市 奈良県、和歌山県
I 愛知県が最大震度7の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
II 愛知県が最大震度6強の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-ア 愛知県が最大震度6弱(名古屋市が5強又は6弱)の地震の震央管轄県に対する措置※1	震央が海域	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-イ	大津波警報	出動準備	出動準備	出動準備		出動準備		出動準備

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄県」を「最大震度県」に読み換える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

第3章 応援部隊の指揮体制及び通信連絡体制

(緊急消防援助隊及び県内応援部隊の指揮)【法第47条】

第10条 緊急消防援助隊及び県内応援部隊は、指揮者の下で行動する。

2 消防の応援活動に係る愛知県内の指揮体制は、原則として別紙5のとおりとする。

別紙5「指揮系統図」

3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

4 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

5 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

6 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

7 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

通信連絡体制)【運用要綱第 32 条】

第 11 条 愛知県は、愛知県高度情報通信ネットワーク（防災行政無線）等により県内消防機関ほか関係機関との連絡体制を確保する。

2 愛知県は、ヘリコプターテレビ電送システム等により代表消防機関と連携して、情報収集活動を実施する。

3 愛知県内の消防応援に係る消防無線等の通信連絡体制は、下表のとおりとする。なお、統制波の無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。

対象範囲	無線 c h 等	備考
各隊内	各活動波 又は 当該小隊保有のトランシーバー等	被災地市町村長等は、都道府県大隊への無線機の貸与又は無線機を所持する連絡員の派遣を行う。
管内で活動する都道府県大隊との通信		
都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互	各都道府県主運用波	指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互		
航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互	統制波 又は 航空波	
消防応援活動調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互間	原則統制波	無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示による。
航空部隊に属する小隊及び愛知県庁統制局（ヘリコプター伝送システム）	ヘリテレ周波数 B (14.82 GHz)	愛知県庁統制局が指定する場合には、指定波以外の周波数を使用する。

別紙 6 - 1 「無線運用図」

4 都道府県内の消防本部及び消防団が保有する署活動用周波数のチャンネル一覧は、別紙6-2のとおりとする。

別紙 6 - 2 「署活動用周波数チャンネル一覧」

第4章 愛知県が行う消防応援活動の調整

(消防応援活動調整本部の設置) 【要請要綱第14条】

第12条 愛知県は、緊急消防援助隊の出動が決定された場合、直ちに愛知県庁(自治センター6階災害情報センター内)に消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)を設置する。

なお、愛知県が震央である最大震度6強以上の地震災害が発生した場合には、直ちに調整本部を設置する。

- 2 被災地が一の市町村の場合であっても、調整本部と同様の組織を設置する。
- 3 調整本部は、「愛知県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 4 愛知県は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先を消防庁及び県内消防本部へ連絡する。
- 5 愛知県は、名古屋市消防局及び受援消防本部へ調整本部の本部員として職員の派遣を要請する。なお、名古屋市消防局指揮支援隊が調整本部に派遣される場合は、指揮支援隊員が本部員を兼ねることとする。

(調整本部の本部員等) 【要請要綱第14条】

第13条 調整本部の本部員の構成は、次のとおりとする。

(1)調整本部長	愛知県知事	【法第44条の2第3項】
(2)副本部長	愛知県防災安全局防災部消防保安課長	【法第44条の2第6項】
	指揮支援部隊長	【法第44条の2第5項第4号】
(3)本部員	愛知県防災安全局防災部消防保安課 救急・救助グループ班長	【法第44条の2第5項第1号】
	名古屋市消防局職員	【法第44条の2第5項第2号】
	受援消防本部職員	【法第44条の2第5項第3号】

2 部隊移動又は調整本部に係る愛知県知事の権限に属する事務は、副本部長である愛知県防災安全局防災部消防保安課長に委任する。

3 調整本部は、原則として、消防庁職員及びその他必要な者に調整本部の会議に出席を求める。その場合には、消防庁に対して、その旨を連絡する。

なお、南海トラフ地震の場合には、原則として消防庁職員が派遣される。

(調整本部の所掌事務) 【要請要綱第14条】

第14条 調整本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 受援消防本部の消防隊、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動の調整に関する事。
 - (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関する事。
 - (3) 各種情報(被害状況、災害対策等の情報)の集約・整理に関する事。
 - (4) 愛知県災害対策本部航空運用PT及び保健医療調整本部並びに自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関する事。
 - (5) 緊急消防援助隊の安全管理体制に関する事。
 - (6) その他必要な事項に関する事。
- 2 調整本部は、様式3、様式4、様式5及び、様式6を活用し、運用するものとする。

(情報の共有) 【要請要綱第31条】

第 15 条 調整本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態システム等を積極的に活用して、消防庁、代表消防機関、応援都道府県大隊等（都道府県大隊等とは、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下「応援都道府県大隊等」という。）へ情報を提供する。

- 2 調整本部は、受援消防本部に対して、消防庁の支援情報共有ツールに消防活動全体に関わる重要な被害情報、応援都道府県大隊等への伝達事項等を入力するよう要請する。
- 3 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（指揮支援部隊等の受入れ）【要請要綱別表 B、南海トラフアクションプラン】

第 16 条 調整本部は、調整本部で活動する指揮支援部隊の受入れを行う。

なお、派遣される指揮支援部隊は、災害の状況に応じ、次のとおりとなる。

災害の状況	指揮支援部隊長の所属する消防本部
原則	統括指揮支援隊指定順位第 1 位：名古屋市消防局
	統括指揮支援隊指定順位第 2 位：京都市消防局
南海トラフアクションプランの場合	重点受援県：名古屋市消防局 重点受援県以外：①東京消防庁②横浜市消防局 ③千葉市消防局④相模原市消防局 ⑤仙台市消防局⑥札幌市消防局 ※丸文字は、優先順位を示す。

2 調整本部は、愛知県に配備される指揮支援部隊が県外の部隊の場合、同部隊の搭乗するヘリコプターが、原則として愛知県警察本部屋上ヘリポートに着陸できるように、愛知県警察本部、総務省消防庁及び名古屋市消防航空隊と調整を行う。

また、同ヘリポートへの着陸が不可能な場合は、名古屋飛行場へ着陸するものとし、指揮支援部隊の同飛行場から愛知県庁への移動手段を確保する。

※ 県警屋上ヘリポートの使用航空機の条件等は、「愛知県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」の資料 3 を参照

3 調整本部は、指揮支援部隊のほか、受援消防本部及び消防庁から派遣される職員を本部長等として受け入れるため、同職員の宿泊場所を確保する。

（愛知県進出拠点及び到達ルート等の調整）【要請要綱第 17 条、運用要綱第 21 条】

第 17 条 調整本部は、災害の状況及び道路状況等を踏まえて、別紙 7-1 から愛知県進出拠点を選定し、消防庁と調整する。（決定は、消防庁が行う。）

別紙 7-1 「愛知県進出拠点及び到達ルート」

2 迅速出動及びアクションプランが適用された場合の進出拠点は、別紙 7-2、7-3 のとおりとなる。

なお、調整本部は、被害状況等により、愛知県進出拠点を変更する必要がある場合には、消防庁と調整し、消防庁が応援部隊へ連絡する。

別紙 7-2 「愛知県進出拠点（迅速出動の場合）」

別紙 7-3 「愛知県広域進出拠点及び進出拠点（南海トラフ地震の場合）」

3 調整本部は、進出拠点管轄消防本部職員又は愛知県職員を愛知県進出拠点到に派遣する。

4 調整本部は、受援消防本部と調整の上、市町村進出拠点を決定するとともに、受援消防本部及び県災害対策本部と調整の上、宿営場所を選定し、消防庁と調整する。（決定は、消防庁が行う。）

別紙8「宿営場所」

- 5 調整本部は、受援消防本部と無線通信等の連絡体制について確認する。

(部隊配備の調整)【要請要綱第6条】

- 第18条 調整本部は、被災地が複数におよぶ場合には、消防庁と応援都道府県大隊の部隊配備の調整を行う。
- 2 緊急消防援助隊の部隊配備は、原則として都道府県大隊又は部隊(指揮支援部隊及び航空部隊を除く。)を単位とし、指揮支援隊の所属する消防本部の部隊が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の担当する区域に配備するよう調整する。
 - 3 第1項の調整を行う場合、調整本部は愛知県及び市町村の災害対策本部等とも調整し、関係機関等による災害救助活動が連携して実施されるよう努める。
 - 4 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合には、名古屋市消防局とその任務に係る調整を行うものとする。
 - 5 調整本部は、応援都道府県大隊の活動状況に応じて、応援部隊規模の増強縮小について調整を行い、新たな部隊の投入が行われない場合は、第20条に規定する部隊移動の検討を行う。

(進出拠点に到着した応援都道府県大隊等への情報提供)【運用要綱第23条】

- 第19条 調整本部は、応援都道府県大隊等が進出拠点に到着した時は、同大隊長から速やかに都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等の報告を受けるとともに、応援先市町村の確認を行う。
- 2 調整本部は、進出拠点において、応援都道府県大隊等に対して次の情報提供を行う。
 - (1) 被害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 安全管理に関する体制
 - (5) 使用無線系統
 - (6) 地理及び水利の状況
 - (7) その他活動上必要な事項
 - 3 前2項に係る連絡調整については、第17条第3項の規定に基づき愛知県進出拠点へ派遣された職員が行う。

(愛知県知事の指示による部隊移動)【要請要綱第5章】

- 第20条 愛知県知事は、新たな部隊投入によりがたい次の場合において、愛知県内で既に行動している応援都道府県大隊に対し、他の被災市町村への部隊移動を指示することを検討する。
- (1) 地理的要因により、新たな部隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
 - (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
 - (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合
- 2 愛知県知事が、部隊移動を指示する場合は、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。
ただし、航空小隊、水上小隊、特別の資機材を有している中隊の部隊移動を行うなど、災害の状況に照らし特別の事情がある場合は、この限りではない。
 - 3 愛知県知事の指示による部隊移動の手続きは、次のとおりとする。
 - (1) 愛知県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に部隊移動に関する

る意見を求める。

(2) 調整本部は、前項の意見を求められた場合は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内消防応援の状況を総合的に勘案して、愛知県知事に部隊移動に関する意見を回答する。

(3) 愛知県知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の部隊移動の指示を行う。

〔要請要綱別記様式 6-6〕 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

(4) 愛知県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかにその旨を部隊移動先の市町村長に通知する。

〔要請要綱別記様式 6-7〕 緊急消防援助隊の部隊移動通知

(5) 愛知県知事は、部隊移動の指示を実施した場合は、速やかにその旨を消防庁長官に通知する。

〔要請要綱別記様式 6-8〕 緊急消防援助隊の部隊移動通知

(6) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておく。

(7) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、愛知県災害対策本部に対し、移動先部隊規模、移動経路等を連絡し、道路警戒、先導等の所要の措置を要請する。

(消防庁長官の求め又は指示による部隊移動)【要請要綱第 20 条】

第 21 条 消防庁長官の求め又は指示による部隊移動について、愛知県知事が意見を求められた場合の手続きは、次のとおりとする。

(1) 愛知県知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村長に、部隊移動に関する意見を求める。

〔要請要綱別記様式 6-1〕 部隊移動に関する意見（照会）

(2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村長は、愛知県知事を經由して消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答する。

〔要請要綱別記様式 6-2〕 部隊移動に関する意見（回答）

(3) 愛知県知事は、県内の被害状況、緊急消防援助隊及び県内の消防応援の活動状況を総合的に勘案して、被災地市町村長等の意見を付して、消防庁長官に部隊移動に関する意見を回答する。

〔要請要綱別記様式 6-2〕 部隊移動に関する意見（回答）

(4) 調整本部は、消防庁長官が部隊移動の求め又は指示を行った場合、消防庁長官から情報提供を受け、その旨緊急消防援助隊行動市町村長に連絡する。

〔要請要綱別記様式 6-4〕 緊急消防援助隊の部隊移動通知

(5) 愛知県知事は、消防庁長官から緊急消防援助隊の部隊移動通知を受けた場合は、速やかにその旨を部隊移動先の市町村の長に連絡する。

〔要請要綱別記様式 6-5〕 緊急消防援助隊の部隊移動通知

〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式 1-2〕 緊急消防援助隊緊急連絡

(愛知県知事による増隊要請)【要請要綱第 22 条】

第 22 条 愛知県知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合は、消防庁長官に増隊の要請を行う。

〔要請要綱別記様式 1-1〕 緊急消防援助隊の応援等要請

(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)【要請要綱第 23 条】

第 23 条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、愛知県知事に増隊が必要であ

る旨を連絡するものとする。

〔要請要綱別記様式 1－2〕 応援等要請のための連絡事項

（活動報告等）【運用要綱第 31 条】

第 24 条 調整本部（指揮支援部隊長）は、指揮支援本部長及び航空小隊長から活動日報により報告を受け、取りまとめの上、消防庁長官へ報告するものとする。

〔運用要綱別記様式 2〕 緊急消防援助隊活動報告（日報）

（緊急消防援助隊の引揚げの決定等）【要請要綱第 24 条、25 条、26 条】

第 25 条 愛知県知事は、被災地市町村長から緊急消防援助隊の活動終了について連絡を受けた場合は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、消防庁長官、被災地市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする。

〔要請要綱別記様式 4－1〕 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

2 調整本部は、緊急消防援助隊の引揚げにあたり、指揮支援部隊長から次の事項の報告を受けけるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

3 愛知県知事は、県内における緊急消防援助隊の活動がすべて終了した時点において、調整本部を廃止し、速やかに消防庁長官にその旨を連絡する。

〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式 2〕 応援部隊活動報告書

（愛知県消防応援活動調整本部設置規程）

第 26 条 本章で定めるものの他調整本部の設置及び運営については、別に定める愛知県消防応援活動調整本部設置規程により、定めることとする。

第 5 章 代表消防機関が行う消防応援活動の調整等

（県内応援部隊の活動の調整）【要請要綱第 3 条、愛知県消防広域応援基本計画】

第 27 条 代表消防機関は、発災段階において、愛知県消防広域応援基本計画に基づき被災地に関連するブロック幹事消防機関と連携して、県内応援部隊の選定及び出動の取りまとめを行うとともに、緊急消防援助隊の応援要請の必要性について速やかに愛知県と連絡調整を行う。

2 代表消防機関は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、調整本部に本部員を派遣する。なお、名古屋市消防局指揮支援隊を調整本部に派遣する場合は、指揮支援隊員が本部員を兼ねることとする。

3 代表消防機関は、調整本部及び指揮者と連携し、県内応援部隊の活動に関する総括及び管理を行う。

第6章 受援市町村における応援部隊の受入れ及び指揮

(派遣決定に伴う受援消防本部の措置)【運用要綱第11条】

第28条 受援消防本部は、応援都道府県大隊等及び指揮支援隊を受け入れるため、速やかに次の各号の措置を行うとともに、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

- (1) 調整本部等への情報提供
- (2) 市町村進出拠点及び宿営場所等の選定
- (3) 調整本部への本部員の派遣
- (4) 指揮支援本部等の設置場所の確保
- (5) 応援都道府県大隊等への情報提供

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに受援消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、原則として、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(市町村進出拠点及び宿営場所等の選定及び調整本部等への情報提供)【要請要綱第17条】

第29条 受援消防本部は、応援要請後、次に係る情報を速やかに調整本部へ提供するとともに、消防庁の支援情報共有ツールに消防活動全体に関わる重要な被害情報、応援都道府県大隊等への伝達事項等を入力する。

- (1) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (2) 市町村進出拠点
- (3) 緊急消防援助隊の到達ルート(愛知県進出拠点から市町村進出拠点まで)

2 受援消防本部は、市町村災害対策本部と調整のうえ、原則として別紙8から応援都道府県大隊の宿営場所を選定し、調整本部に連絡する。(決定は、消防庁長官が行う。)

別紙8「宿営場所」

(調整本部への本部員の派遣)【要請要綱第14条】

第30条 受援消防本部は、調整本部へ職員を派遣する。ただし、災害状況等により派遣困難な場合はこの限りでない。

(指揮支援本部等の設置場所の確保)【運用要綱第25条】

第31条 受援消防本部は、緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「指揮支援本部」という。)の設置場所を指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密に連携を図ることができる場所に確保する。

また、必要に応じて応援都道府県大隊本部の設置場所も確保する。

(応援都道府県大隊等の到着及び情報提供)【要請要綱第14条】

第32条 受援消防本部は、応援部隊が市町村進出拠点へ到着した時は、速やかに、隊名、人員、車両、資機材の内容について報告を受ける。

2 受援消防本部は、次の情報を応援部隊へ提供する。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 愛知県内の消防応援活動に係る指揮体制
- (4) 活動地域及び任務
- (5) 緊急消防援助隊の安全管理上必要な情報
- (6) 使用無線系統
- (7) 指揮支援本部、都道府県大隊本部の設置場所
- (8) 地理（関係機関等）の情報
 - ・広域地図、住宅地図等
- (9) 水利の情報
 - ・水利・・・住宅地図等に種別、所在地、管口径、水量等を記載
 - ・防火水槽等・・・施錠（鍵の有無）、吸水時の注意事項など水利確保に必要な情報を記載
 - ・消火栓スピンドルドライバーの情報
 別紙9「市町村別消火栓スピンドルドライバー」
- (10) その他活動上必要な事項
 - 別紙10「燃料補給施設」

（指揮支援本部の設置及び所掌事務）【運用要綱第25条】

第33条 被災地には、指揮支援部隊長の指示により、指揮支援本部が設置され、その本部長には、派遣された指揮支援隊長を第1順位として指揮支援部隊長から指名される。

2 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

3 指揮支援本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地の消防本部、消防団、県内応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

（都道府県大隊本部の設置及び所掌事務）【運用要綱第28条】

第34条 応援都道府県大隊長は、必要に応じて都道府県大隊本部を設置し、その本部長には、都道府県大隊長が就く。

2 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

3 都道府県大隊本部は、次の事務をつかさどる。

- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
- (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。

- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関する事。
- (8) その他必要な事項に関する事。

【現地合同調整所の設置】【運用要綱第 29 条】

- 第 35 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて現地合同調整所を設置する。
- 2 現地合同調整所の会議には、指揮支援本部長により、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要とされた者が参画する。

【緊急消防援助隊の引揚げ】【要請要綱第 24 条】

- 第 36 条 受援市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同指揮所における調整結果等を総合的に勘案し、区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、愛知県知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- 〔愛知県緊急消防援助隊受援計画様式 2〕 応援部隊活動報告書

第 7 章 その他

【消防本部における事前準備】

- 第 37 条 各消防本部は、あらかじめ次の情報について図表、地図等に整理し、緊急消防援助隊の応援要請時に応援部隊に配布できるよう整備しておく。
- (1) 各部隊の進出拠点
 - (2) 宿営場所
 - (3) ヘリコプターの離着陸場
 - (4) 水利等の情報
 - (5) 燃料補給施設
 - (6) 医療機関
 - (7) 住民の避難場所
- 2 各消防本部は、大規模災害発生時に消防活動が円滑に実施できるよう燃料・食料・重機等の確保に関する協定を関係業者と締結するよう努め、応援部隊に迅速に提供できるように体制を整備する。

【消防本部の受援計画】【運用要綱第 39 条】

- 第 38 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関する事。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関する事。
 - (3) 進出拠点（県内進出拠点、市町村進出拠点）、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関する事。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関する事。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関する事。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関する事。

(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。

(8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、愛知県の受援計画、愛知県地域防災計画及び管轄する市町村の地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、愛知県知事に報告する。

5 前項の報告を受けた知事は、本県に係る第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する指揮支援隊の属する消防本部の長に対して、情報提供するものとする。

(航空小隊の受援計画)

第 39 条 航空小隊の受援計画は、「愛知県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」を参照する。

2 ヘリコプター（航空小隊）の燃料補給体制については、通常マイナミ空港サービス株式会社が行うが、緊急時にあつては愛知県防災安全局防災部消防保安課防災航空グループ及び燃料備蓄基地管轄の消防本部が場外補給場所まで搬送する。

(その他)

第 40 条 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊の受援に関して必要な事項は別に定めるものとする。

<参考 制定、改訂の経過>

平成 17 年 3 月 31 日	施 行
平成 21 年 2 月 16 日	全部改正
平成 24 年 10 月 15 日	全部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 28 年 4 月 1 日	全部改正
平成 29 年 5 月 18 日	一部改正
平成 30 年 6 月 12 日	一部改正
令和 2 年 3 月 16 日	一部改正
令和 2 年 10 月 13 日	一部改正
令和 3 年 7 月 30 日	一部改正
令和 4 年 4 月	

18～32 災害時における応援協定一覧表

協定詳細については、稲沢市ホームページにて掲載の「附属資料別冊」参照)

18 水道緊急連絡管の使用に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成15年3月10日	緊急連絡管の使用に関する協定書	愛知県	緊急連絡管の使用
(2)	平成17年6月1日	災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書(水道)	愛西市水道事業	緊急連絡管の使用
	平成18年1月13日	災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書(水道)	美和町水道事業	緊急連絡管の使用
	平成18年1月16日	災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書(水道)	春日町水道事業	緊急連絡管の使用
	平成18年3月20日	災害時等緊急連絡管の使用に関する協定書(水道)	一宮市水道事業	緊急連絡管の使用

19 災害時支援に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成18年2月23日	災害時における応急対策業務に関する協定	稲沢スカウト協議会	避難所の運営協力 災害関連情報の収集伝達
(2)	平成20年4月8日	災害時における施設利用の協力に関する協定書	三菱電機株式会社稲沢製作所(現三菱電機ビルソリューションズ株式会社稲沢ビルシステム製作所)	第8試験塔の利用
(3)	平成22年9月6日	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置
(4)	平成23年2月2日	災害時における協力体制に関する協定書	学校法人足立学園愛知文教女子短期大学	避難所・一時避難場所としての提供 学生ボランティアの派遣
(5)	平成24年4月17日	災害時における葬祭業務の協力に関する協定書	愛知県葬祭業協同組合 (株式会社かとう・橋本屋葬具店)	棺及び葬祭用品等の供給 遺体の納棺及び安置場所の設置 火葬に至るまでの業務
(6)	平成24年7月2日	災害支援協力に関する協定書	株式会社東海シジシー、トランコム株式会社	避難所への物資の輸送 情報収集提供 支援物資等の一時保管場所の使用
(7)	平成25年3月25日	災害時における支援協力に関する協定書	株式会社サカイナゴヤ	井戸水の生活用水としての提供 工業用水の生活用水としての提供 一時避難所、一時避難待機場所としての提供
(8)	平成25年10月1日	災害時に備えた支援協力に関する協定書	稲沢商工会議所	加盟会員との調整
(9)	平成25年10月11日	災害時に備えた支援協力に関する協定書	祖父江町商工会・平和町商工会	加盟会員との調整
(10)	平成25年12月3日	災害時における支援協力及び平常時における防災まちづくりの協力に関する協定書	日本軽金属株式会社・小正市民センター地区 まちづくり推進協議会	工場内井戸水の生活用水としての提供 一時避難所、一時避難場所としての提供
(11)	平成26年1月28日	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人愛知県産業廃棄物協会	災害廃棄物の処理
(12)	平成26年11月13日	大規模災害発生時における緊急消防援助隊等受援時の活動拠点の確保に関する協定	ユニー株式会社	緊急消防援助隊等の活動拠点として提供
(13)	平成26年11月13日	大規模災害発生時における緊急消防援助隊等受援時の活動拠点の確保に関する協定	三菱電機ライフサービス株式会社稲沢支店	緊急消防援助隊等の活動拠点として提供
(14)	平成28年11月16日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給
(15)	平成30年4月16日	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話(株)名古屋支店	特設公衆電話の設置
(16)	平成30年4月26日	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書	(社)愛知県鍼灸マッサージ師会一宮支部	避難所におけるあん摩マッサージ、指圧、はり及びきゅうの施術並びに療養上の相談

(17)	平成30年3月30日	災害発生時における稲沢市と郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社稲沢郵便局、日本郵便株式会社稲沢下津郵便局	緊急車両等としての車両の提供 郵便葉書等の無償交付、郵便物等の料金免除
(18)	令和2年2月20日	大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書	愛知県社会保険労務士会	労働保険関係の相談支援 健康保険及び年金関係の相談支援
(19)	令和2年12月22日	大規模災害時における災害応急活動に関する協定書	王子マテリア株式会社 祖父江工場	自衛消防隊の稲沢市消防協力隊としての災害応急活動
(20)	令和2年12月22日	大規模災害時における災害応急活動に関する協定書	日本軽金属株式会社 名古屋工場	車両の提供
(21)	令和3年7月29日	災害時における協力体制に関する協定書	学校法人愛知真和学園愛知啓成高等学校	一時避難所、一時避難待機場所としての提供 学生ボランティアの派遣
(22)	令和4年10月1日	災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書	有限会社コンコルド1280	一時避難場所、一時避難待機場所としての提供 食料品の提供
(23)	令和5年1月10日	避難所運営支援システムに関する連携協定書	扶桑電通株式会社 Gcomホールディングス株式会社	避難所運営の一元化及び効率化

20 食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成11年10月7日	災害支援協力に関する協定	社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部	LPガスの提供
(2)	平成17年9月29日	一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部とのLPガス災害対策に関する業務協約	一宮市消防本部、愛知県エルピーガス協会西部支部	LPガスの漏えい起因する災害対策に関する協約
(3)	平成17年9月29日	一宮市消防本部及び稲沢市消防本部と愛知県エルピーガス協会西部支部とのLPガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項	一宮市消防本部、愛知県エルピーガス協会西部支部	LPガスの漏えい起因する災害対策に関する協約の運用に係る細目事項
(4)	平成14年11月1日	災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定	愛知県石油商業組合西尾張連合会第5地区	災害情報の提供 応急措置資器材の提供 自動車用燃料・災害対策用燃料の提供
(5)	平成14年11月1日	災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定実施細目	愛知県石油商業組合西尾張連合会第5地区	災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資器材等の提供等に関する協定の実施についての必要な事項
(6)	平成14年12月5日	災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書	ユニ株式会社アピア稲沢店	食品、食糧、被服、下着、寝具、衛生用品等の提供
(7)	平成16年10月1日	災害時における資材の供給に関する協定書(水道資材供給)	㈱カトカン・安田㈱・大成機工・コスモ工機・㈱クボタ	水道施設の応急復旧対策資材の供給
(8)	平成23年1月26日	災害時における緊急支援施設等支援に関する協定書	株式会社ヨシヅヤ新稲沢店	食品、食糧、被服、下着、寝具、衛生用品等の提供 一時避難待機場所としての使用
(9)	平成23年11月1日	災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書	株式会社ヨシヅヤ平和店	食品、食糧、被服、下着、寝具、衛生用品等の提供 一時避難待機場所としての使用
(10)	平成23年12月10日	災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書	株式会社平和堂(稲沢店・祖父江店)	食品、食糧、被服、下着、寝具、衛生用品等の提供 一時避難待機場所としての使用
(11)	平成24年4月18日	災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書	株式会社山彦 南大通店	食品、食糧、衛生用品等の提供 一時避難待機場所としての使用
(12)	平成24年4月20日	災害時における食品・食糧・生活必需品等の確保に関する協定書	株式会社フィールコーポレーション (ハーモニー店・パールシティ店)	食品、食糧、被服、下着、寝具、衛生用品等の提供 一時避難待機場所としての使用
(13)	平成24年5月31日	災害支援協力に関する協定書	生活協同組合コープあいち	食料、飲料水等の提供
(14)	平成24年5月31日	災害時における支援協力に関する協定書	セツカートン株式会社	段ボール製品等の提供
(15)	平成24年9月1日	災害時における食品・食糧の確保に関する協定書	タカラ食品株式会社	食品、食糧の提供
(16)	平成24年12月20日	災害時における資機材等の調達に関する協定書	東海レンタル株式会社	資機材等の提供
(17)	平成25年2月1日	災害時における医薬品等の確保に関する協定書	株式会社スギ薬局	医薬品、食糧、飲料、衛生用品の提供
(18)	平成25年4月1日	災害時における医薬品等の提供に関する協定書	株式会社ユタカファーマシー(ドラッグユタカ)	医薬品、食糧、飲料、衛生用品の提供
(19)	平成26年7月22日	名古屋近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	生協法人 生活協同組合コープあいち	応急生活物資の供給
(20)	平成30年11月30日	災害時における医薬品等の確保に関する協定書	株式会社マツモトキョシ	医薬品、食糧、飲料、衛生用品の提供

(21)	平成31年2月27日	災害時における食糧等の確保等に関する協定書	愛知西農業協同組合	食糧等の提供及び調達 一時避難所、一時避難待機場所としての提供
(22)	平成31年4月10日	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	株式会社カインズ	日用品等の生活必需品の供給
(23)	令和1年8月15日	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	株式会社サンクレド	日用品等の生活必需品の供給
(24)	令和2年11月18日	災害時における資機材等の確保に関する協定書	岸保産業株式会社	厨房用品、清掃用品等の提供
(25)	令和3年3月22日	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書	太陽工業株式会社	間仕切り、テント等の供給
(26)	令和3年8月1日	災害時における物資供給等に関する協定書	UDリテール株式会社	食料品、飲料品、衣料品、その他日用生活品等の提供 テレビ及びラジオ等による災害情報の提供
(27)	令和3年12月20日	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社パローホールディングス	食料品、飲料品、その他日用生活品等の提供

21 消防相互応援協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成15年4月1日	愛知県内広域消防相互応援協定書	県内市町、消防組合	消防相互応援
(2)	平成19年1月17日	尾張西北部地区消防相互応援協定書	尾張西北部市、消防組合	消防相互応援
(3)	平成19年1月19日	高速道路における消防相互応援協定	小牧市・一宮市・岩倉市・羽島市・大垣消防組合	消防相互応援
(4)	平成19年1月25日	木曾川流域消防相互応援協定書	木曾川流域市町	消防相互応援
(5)	平成21年3月30日	消防相互応援協定	海部東部消防組合	消防相互応援
(6)	平成21年3月30日	消防相互応援協定	愛西市	消防相互応援
(7)	平成30年7月10日	災害時における消防用水の確保に関する協定書	尾張生コンクリート工業株式会社	消防用水供給の協力
(8)	平成30年7月31日	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	県内関連市町、消防組合	消防相互応援
(9)	令和4年4月1日	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県	航空機を用いた消防の支援

22 鉄道災害時における安全対策に関する覚書

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成16年11月11日	鉄道災害時における安全対策に関する覚書	東海旅客鉄道株式会社他	鉄道災害時の相互連絡、協力体制
(2)	平成16年11月11日	鉄道災害時における安全対策に関する覚書	名古屋鉄道株式会社他	鉄道災害時の相互連絡、協力体制

23 応急対策の協力に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成16年7月30日	水道災害相互応援に関する覚書	日本水道協会愛知県支部	水道相互応援
(2)	平成17年10月26日	災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書	東邦ガス株式会社	災害復旧用オープンスペースとしての使用
(3)	平成19年3月15日	災害時における応急対策の協力に関する協定	稲沢建設協同組合	応急復旧作業の協力

(4)	平成20年7月11日	災害時における応急対策の協力に関する協定書	稲沢緑化造園協同組合	応急復旧作業の協力
(5)	平成22年12月2日	災害時における応急対策の協力に関する協定書	社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	公共施設等の筆界点情報の収集若しくは復元登記・境界関係相談所の開設
(6)	平成23年2月1日	災害時における応急対策の協力に関する協定書	中部電力株式会社 一宮営業所長	市施設の電力復旧拠点としての使用
(7)	平成28年6月1日	災害時における水道の応急給水、応急復旧の応援に関する協定書	稲沢市上下水道工事指定店協同組合	水道の応急給水、応急復旧の応援
(8)	平成30年12月10日	災害時における復旧支援協力及び維持修繕に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県支部	下水道管路施設の復旧支援協力及び維持修繕
(9)	令和2年5月29日	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	公益社団法人愛知県建築士事務所協会 公益社団法人愛知建築士会 愛知県土地家屋調査士会 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会	家屋被害認定業務の協力
(10)	令和3年3月30日	災害時における相互連携に関する協定書	中部電力パワーグリッド株式会社	電力復旧のための相互連携

24 無線機の管理・運営に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成24年3月28日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	愛知県立稲沢高等学校	無線機設置場所の提供
(2)	平成24年3月28日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	愛知県立稲沢東高等学校	無線機設置場所の提供
(3)	平成24年3月28日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	愛知県立杏和高等学校	無線機設置場所の提供
(4)	平成30年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 愛知泉福祉会	無線機設置場所の提供
(5)	平成30年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 常照会	無線機設置場所の提供
(6)	平成30年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 栴檀福祉会	無線機設置場所の提供
(7)	平成30年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 千代田会	無線機設置場所の提供
(8)	平成30年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 附島福祉会	無線機設置場所の提供
(9)	平成30年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 明治福祉会	無線機設置場所の提供
(10)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 西光寺福祉会	無線機設置場所の提供
(11)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 愛知県厚生事業団	無線機設置場所の提供
(12)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 亀泉会	無線機設置場所の提供
(13)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 薫風会	無線機設置場所の提供
(14)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 信竜会	無線機設置場所の提供
(15)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 祖父江愛照会	無線機設置場所の提供
(16)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 芳徳会	無線機設置場所の提供
(17)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人 和光会	無線機設置場所の提供

(18)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	学校法人 愛知真和学園	無線機設置場所の提供
(19)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	学校法人 足立学園	無線機設置場所の提供
(20)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	学校法人 大里双葉学園	無線機設置場所の提供
(21)	平成31年4月1日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	学校法人 祖父江学園	無線機設置場所の提供
(22)	令和4年4月7日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	学校法人 藤浪学園	無線機設置場所の提供
(23)	令和4年11月21日	稲沢市防災無線機の管理・運営に関する協定書	社会福祉法人みず美福祉会	無線機設置場所の提供

25 一時避難(待機)場所確保に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成24年9月10日	災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書	いその株式会社	一時避難待機場所としての提供
(2)	平成25年3月15日	災害時における一時避難待機場所の確保等に関する協定書	東名通信工業株式会社	一時避難待機場所としての提供 災害応急対策又は復旧を行う人的支援
(3)	平成25年3月22日	災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書	株式会社コロムビア	一時避難所、一時避難待機場所としての提供 食料品の提供
(4)	平成25年4月12日	災害時における一時避難待機場所の確保等に関する協定書	株式会社グランドボウル 稲沢グランドボウル	一時避難待機場所としての提供 井戸水の提供
(5)	平成25年5月1日	災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書	トヨタ自動車株式会社稲沢部品センター	一時避難待機場所としての提供
(6)	平成25年10月11日	災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書	尾西信用金庫 平和支店	一時避難待機場所としての提供
(7)	平成25年10月21日	災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書	尾西信用金庫 稲沢支店	一時避難待機場所としての提供
(8)	平成25年11月26日	災害時における一時避難場所の確保に関する協定書	独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所	一時避難場所としての提供
(9)	平成26年1月30日	災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書	株式会社星和(ミカド稲沢店)	一時避難所、一時避難待機場所としての提供 食料品の提供
(10)	平成26年8月27日	災害時における一時避難所の確保等に関する協定	株式会社グランドボウル・株式会社山正	一時避難所としての提供
(11)	平成27年10月23日	災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書	夢コーポレーション株式会社(夢屋稲沢店)	一時避難所、一時避難待機場所としての提供 食料品及び日用品の提供
(12)	令和1年10月11日	災害時における一時避難待機場所の確保に関する協定書	山一建設株式会社	一時避難待機場所としての提供
(13)	令和2年11月13日	災害時における一時避難待機場所及び一時避難所の確保に関する協定書	豊田合成株式会社	一時避難所、一時避難待機場所としての提供
(14)	令和3年12月20日	災害時における支援協力に関する協定	株式会社ホームセンターパロー	一時避難所、一時避難待機場所としての提供 電源、水道水、トイレ等の提供 店舗におけるテレビ及びラジオ等による災害情報の提供

26 相互応援に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成18年6月1日	相互応援給水に関する協定	名古屋市	給水の相互応援
(2)	平成24年7月25日	災害時における相互応援に関する協定書	清須市	相互応援
(3)	平成24年7月30日	災害時における相互応援に関する協定書	愛西市	相互応援

(4)	平成24年7月30日	災害時における相互応援に関する協定書	あま市	相互応援
(5)	平成24年7月30日	災害時における相互応援に関する協定書	飛島村	相互応援
(6)	平成26年1月1日	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県・県内市町村・下水道管理者	一般廃棄物処理及び下水処理の相互応援
(7)	平成27年11月25日	災害時における相互応援に関する協定書	富山県射水市	相互応援
(8)	平成28年4月1日	尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定	尾張部市、衛生組合	ごみ処理の相互応援
(9)	平成29年7月6日	愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	愛知県西尾張14市町村	相互応援
(10)	平成30年5月28日	災害時における相互応援に関する協定	熊本県下益城郡美里町	相互応援
(11)	平成31年3月29日	災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定	県内関連市町村、組合	火葬場の相互応援

27 生活用水の供給等に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成24年3月8日	災害時における生活用水の供給に関する協定書	東朋テクノロジー株式会社	工場内井戸水の生活用水としての提供
(2)	平成24年3月27日	災害時における生活用水の供給等に関する協定書	株式会社小菱屋	工場内井戸水の生活用水としての提供 発電機、ボイラー、し尿処理装置等の利用 一時避難場所等としての利用
(3)	平成24年7月23日	災害時における生活用水の供給等に関する協定書	アイコアルファ株式会社	工場内井戸水の生活用水としての提供 一時避難場所としての利用
(4)	平成25年3月15日	災害時における生活用水の供給等に関する協定書	本多金属工業株式会社 稲沢工場	工場内井戸水の生活用水としての提供 一時避難所としての提供
(5)	平成25年3月26日	災害時における生活用水の供給等に関する協定書	株式会社矢田工業所 稲沢工場	井戸水の生活用水としての提供 トラック及び運転手による物資運送 一時避難待機場所としての提供
(6)	平成25年4月8日	災害時における生活用水の供給等に関する協定書	株式会社フジインコーポレーテッド稲沢工場	井戸水、工業用水の生活用水としての提供 一時避難待機場所としての提供
(7)	平成27年1月29日	災害時における生活用水の供給等に関する協定書	有限会社尾張商事	井戸水の生活用水としての提供

28 医療救護に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成17年10月24日	災害時の医療救護に関する協定書	社団法人稲沢市医師会	医療救護活動
(2)	令和4年3月31日	災害時における歯科医療救護に関する協定書	社団法人稲沢市歯科医師会	歯科医療救護活動
(3)	令和4年3月31日	災害時の医療救護活動に関する協定書	稲沢市薬剤師会	医療救護活動

29 民間賃貸住宅の情報提供に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成24年7月25日	災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書	株式会社ブルーボックス	民間賃貸住宅の情報提供
(2)	平成24年10月5日	災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書	株式会社ウィズコーポレーション	民間賃貸住宅の情報提供
(3)	平成24年10月9日	災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書	株式会社ニッショー稲沢支店	民間賃貸住宅の情報提供
(4)	平成25年4月1日	災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定	株式会社ミニミニ稲沢店	民間賃貸住宅の情報提供

30 宿泊施設等の提供に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成24年9月25日	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	OYADO和陽館・ビジネスホテルワコー	一時避難所としての宿泊施設等の提供
(2)	平成24年11月1日	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	プリンセスコートホテル	一時避難所としての宿泊施設等の提供

31 災害情報の提供・交換に関する協定

	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成23年7月14日	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	各種情報交換
(2)	平成24年5月28日	災害時における災害情報等の放送に関する協定書	稲沢シーエーティーヴィ株式会社	災害情報の放送
(3)	平成25年4月4日	災害に係る情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	災害情報の発信
(4)	平成26年9月1日	防災行政無線用ファクシミリの使用に関する協定書	愛知県一宮建設事務所	防災行政無線用ファクシミリの使用

32 福祉避難所に関する協定

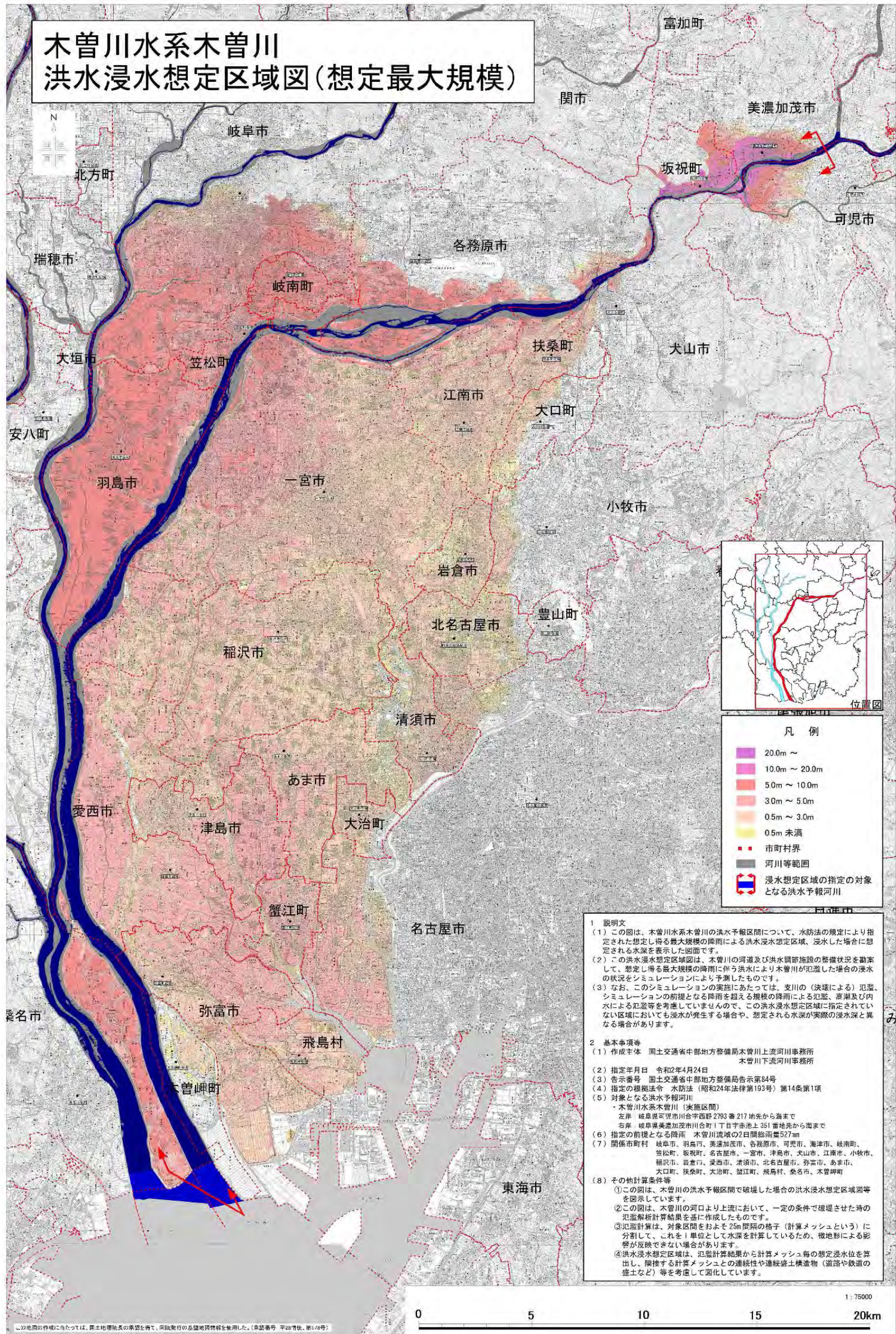
	締結年月日	協定名	協定締結先	主な内容
(1)	平成29年7月6日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 愛知泉福祉会	福祉避難所としての利用
(2)	平成29年7月6日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 愛知県厚生事業団	福祉避難所としての利用
(3)	平成29年7月6日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 薫風会	福祉避難所としての利用
(4)	平成29年7月6日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 常照会	福祉避難所としての利用
(5)	平成29年7月6日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 栴檀福祉会	福祉避難所としての利用
(6)	平成29年7月6日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 祖父江愛照会	福祉避難所としての利用
(7)	平成29年7月6日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 千代田会	福祉避難所としての利用
(8)	平成29年7月6日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 附島福祉会	福祉避難所としての利用
(9)	平成29年7月6日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 芳徳会	福祉避難所としての利用
(10)	平成29年7月6日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 明治福祉会	福祉避難所としての利用
(11)	平成30年7月12日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	学校法人 愛知真和学園	福祉避難所としての利用
(12)	平成30年7月12日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	学校法人 足立学園	福祉避難所としての利用
(13)	平成30年7月12日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	学校法人 大里双葉学園	福祉避難所としての利用
(14)	平成30年7月12日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	学校法人 祖父江学園	福祉避難所としての利用
(15)	平成31年4月1日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人西光寺福祉会	福祉避難所としての利用

(16)	平成31年4月1日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人和光会	福祉避難所としての利用
(17)	令和3年9月1日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人みず美福祉会	福祉避難所としての利用
(18)	令和4年3月11日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 亀泉会	福祉避難所としての利用
(19)	令和4年4月7日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	学校法人 藤浪学園	福祉避難所としての利用
(20)	令和4年12月12日	災害時における福祉避難所としての利用に関する協定書	社会福祉法人 信竜会	福祉避難所としての利用

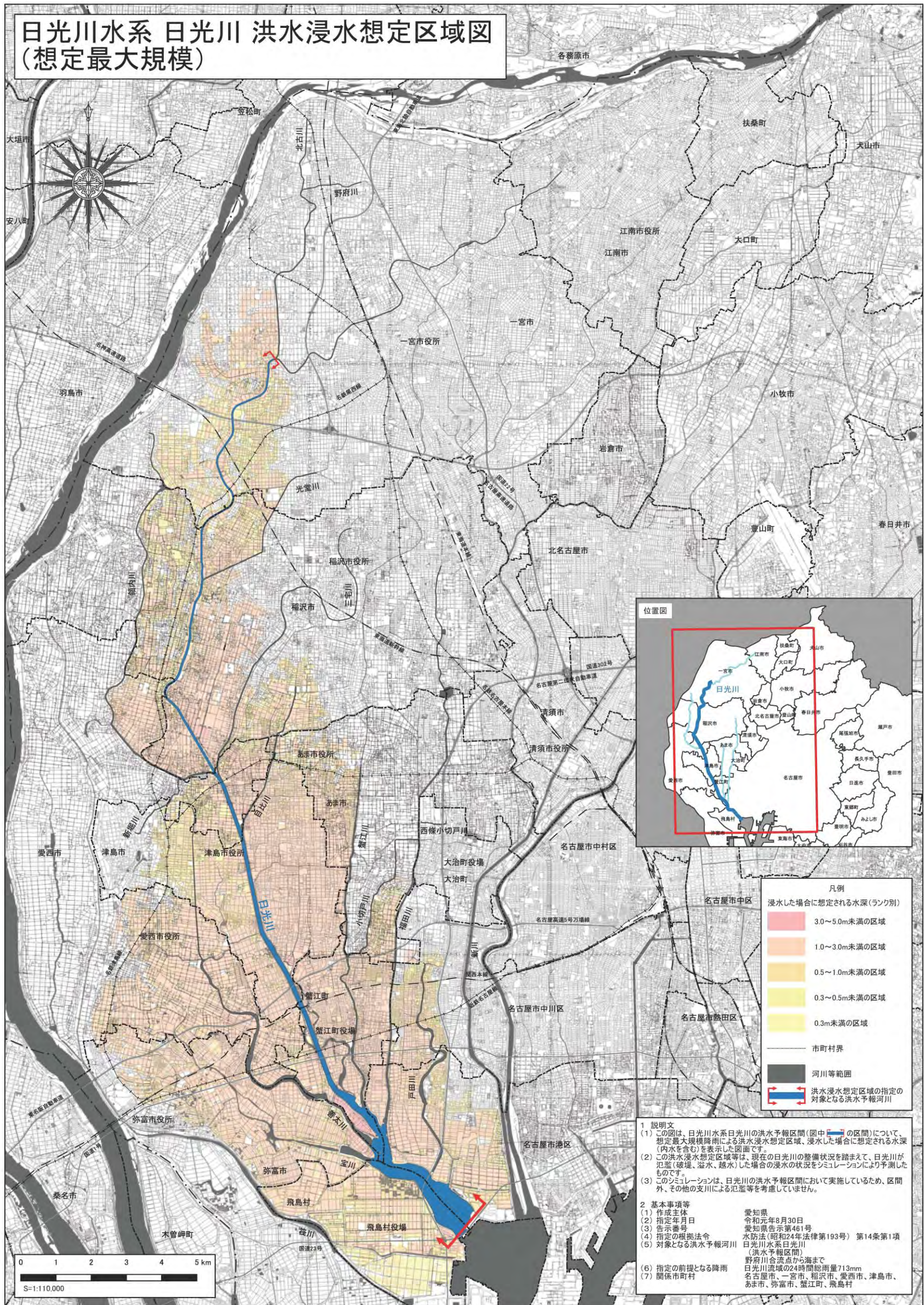


(注) 祖父江町、平和町の水こう門は未調査のため、両町内は排水機のみを示す。

35-1 稲沢市防災地図 図-3 浸水想定区域図
 <木曾川浸水想定区域図>

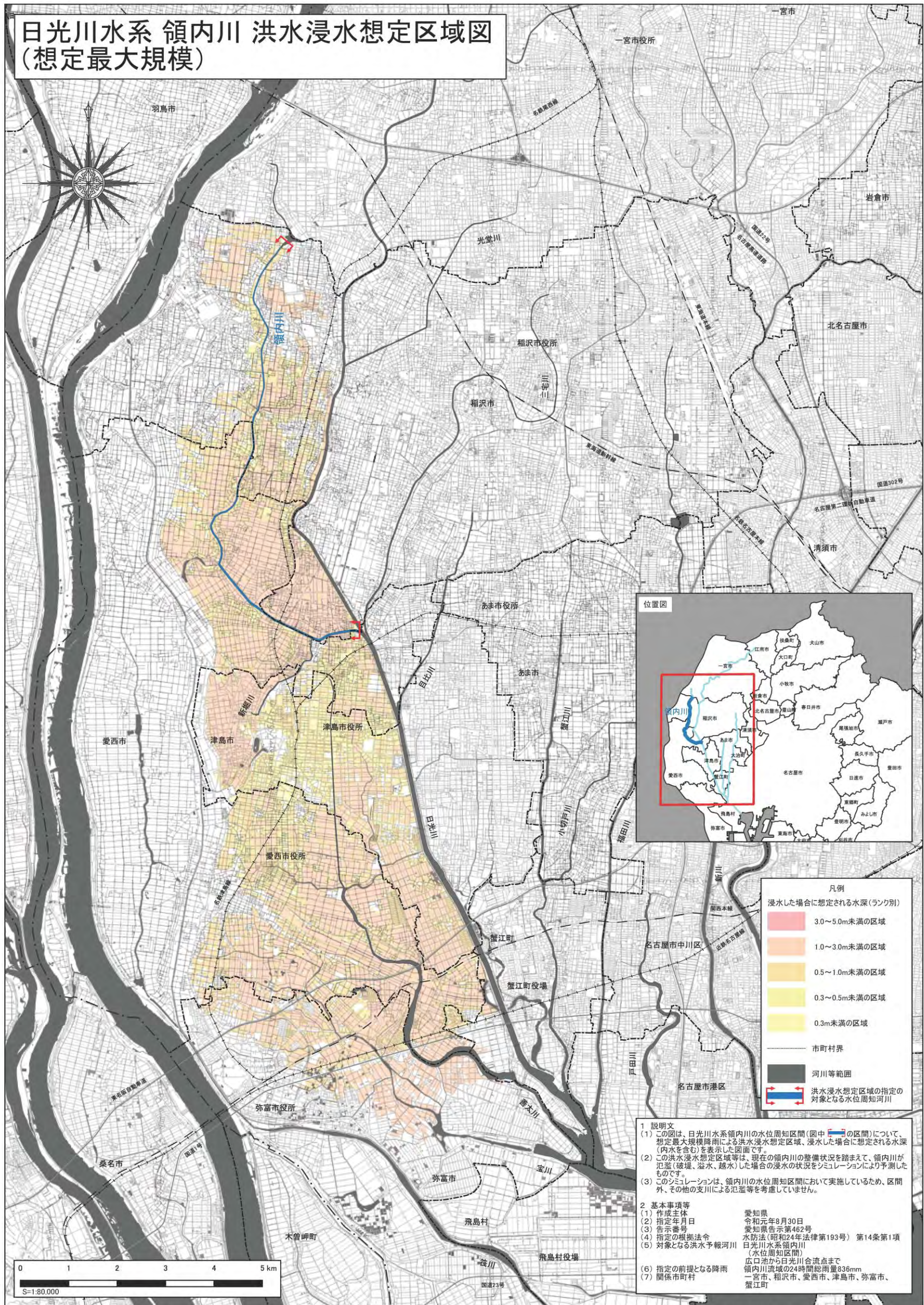


35-2 稲沢市防災地図 図-3 浸水想定区域図
 <日光川水系日光川浸水想定区域図>



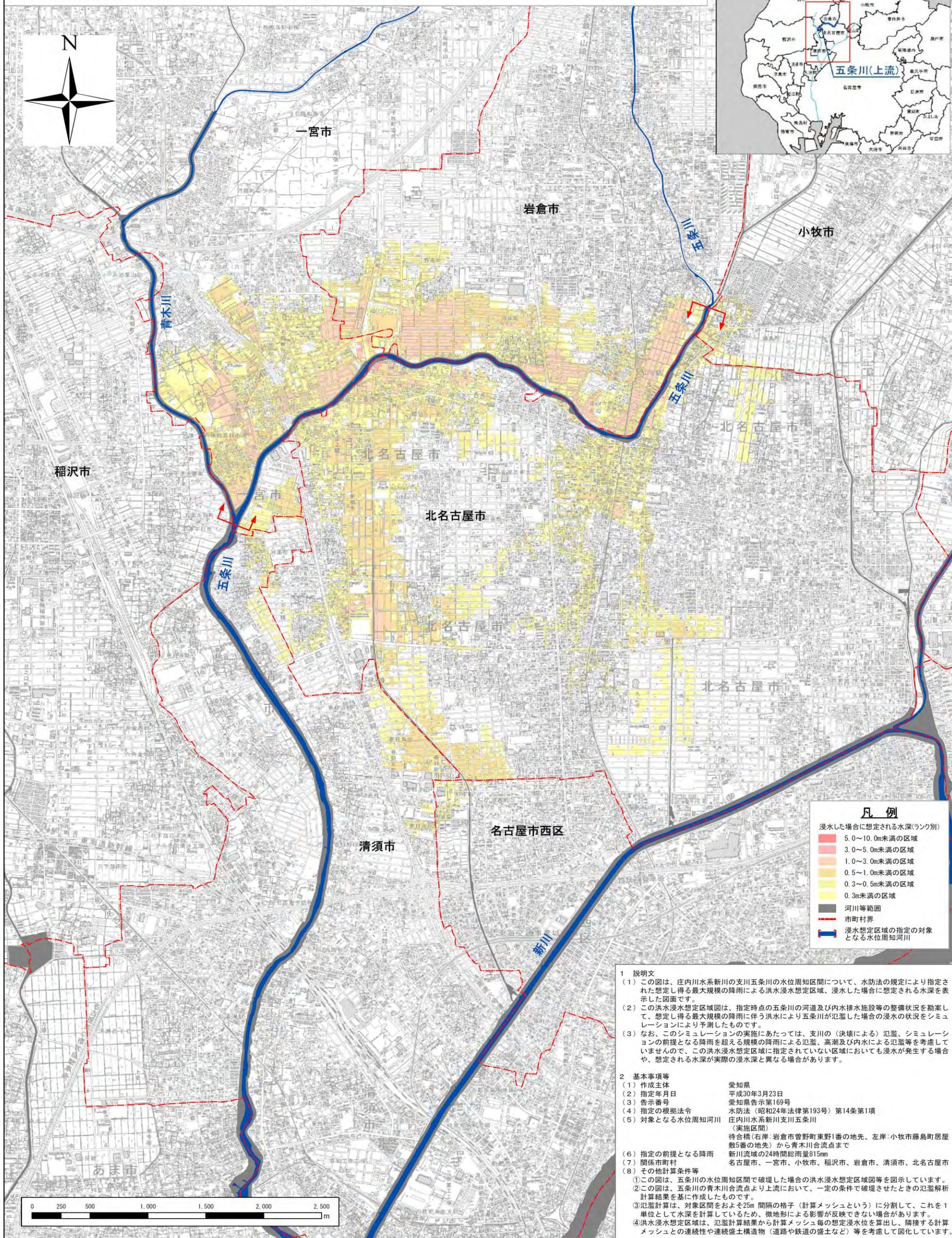
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第470号)

35-3 稲沢市防災地図 図-3 浸水想定区域図
 <日光川水系領内川浸水想定区域図>



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第470号)

庄内川水系 新川（五条川上流）洪水浸水想定区域図 （想定最大規模）



1 説明文

(1) この図は、庄内川水系新川の支川五条川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の五条川の河道及び内水排水施設等の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により五条川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

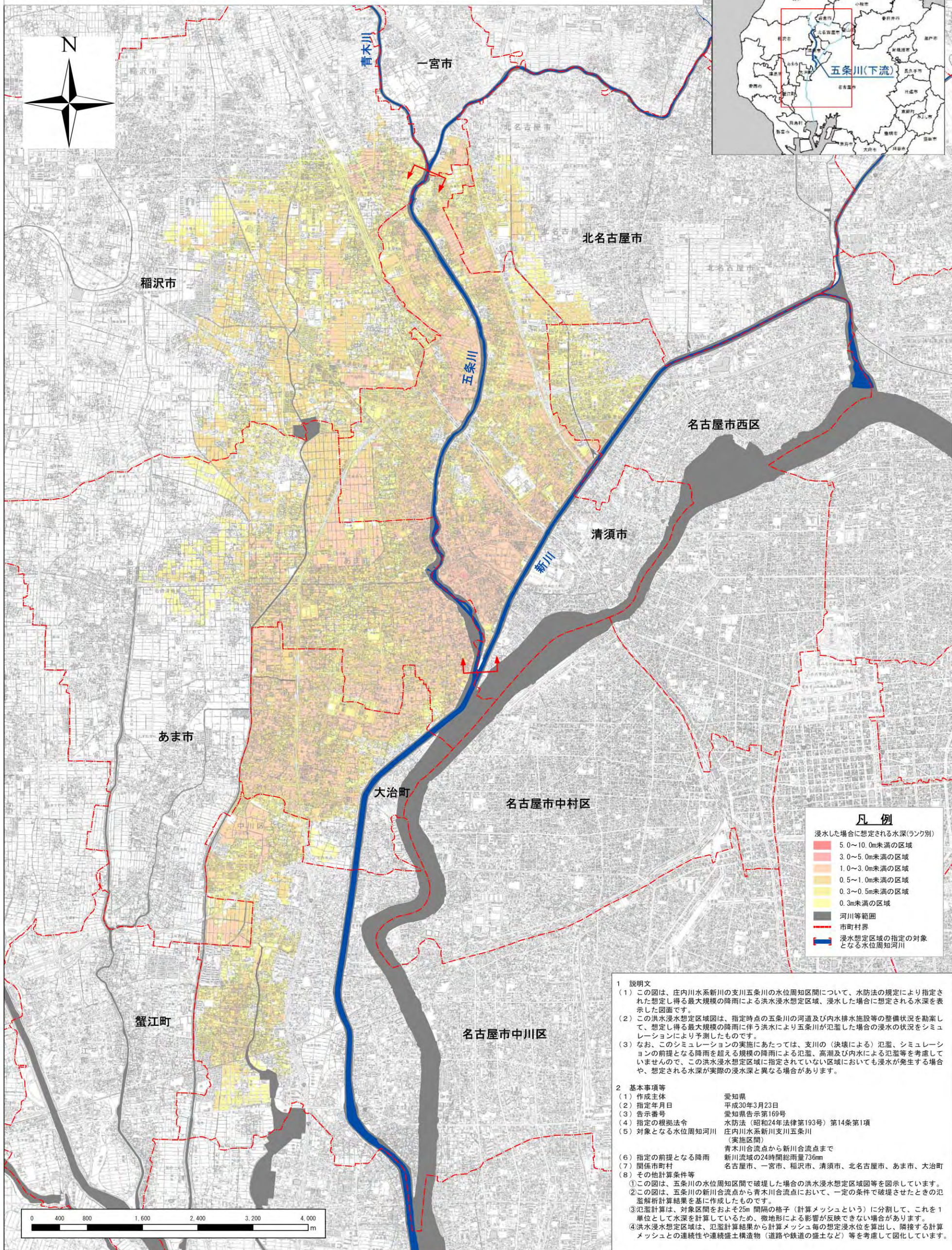
2 基本事項等

(1) 作成主体 愛知県
 (2) 指定年月日 平成30年3月23日
 (3) 告示番号 愛知県告示第169号
 (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
 (5) 対象となる水位周知河川 庄内川水系新川支川五条川（実施区間）
 待合橋（右岸：岩倉市曾野町東野1番の地先、左岸：小牧市藤島町居屋敷5番の地先）から青木川合流点まで
 (6) 指定の前提となる降雨 新川流域の24時間総雨量815mm
 (7) 関係市町村 名古屋市、一宮市、小牧市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市
 (8) その他計算条件等

① この図は、五条川の水位周知区間で破綻した場合の洪水浸水想定区域図等を図示しています。
 ② この図は、五条川の青木川合流点より上流において、一定の条件で破綻させたときの氾濫解析計算結果を基に作成したものです。
 ③ 氾濫計算は、対象区間をおよそ25m 間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。
 ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

この成果は、中部技術事務所長の承認を得て、同事務所作成の航空レーザー測量成果（オリジナルデータ、オルソフォトデータ、グリッドデータ）を使用したものです。（承認番号：平成28年11月1日付国土部整環共第12号）
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 平29情複、第971号）

庄内川水系 新川（五条川下流）洪水浸水想定区域図 （想定最大規模）



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

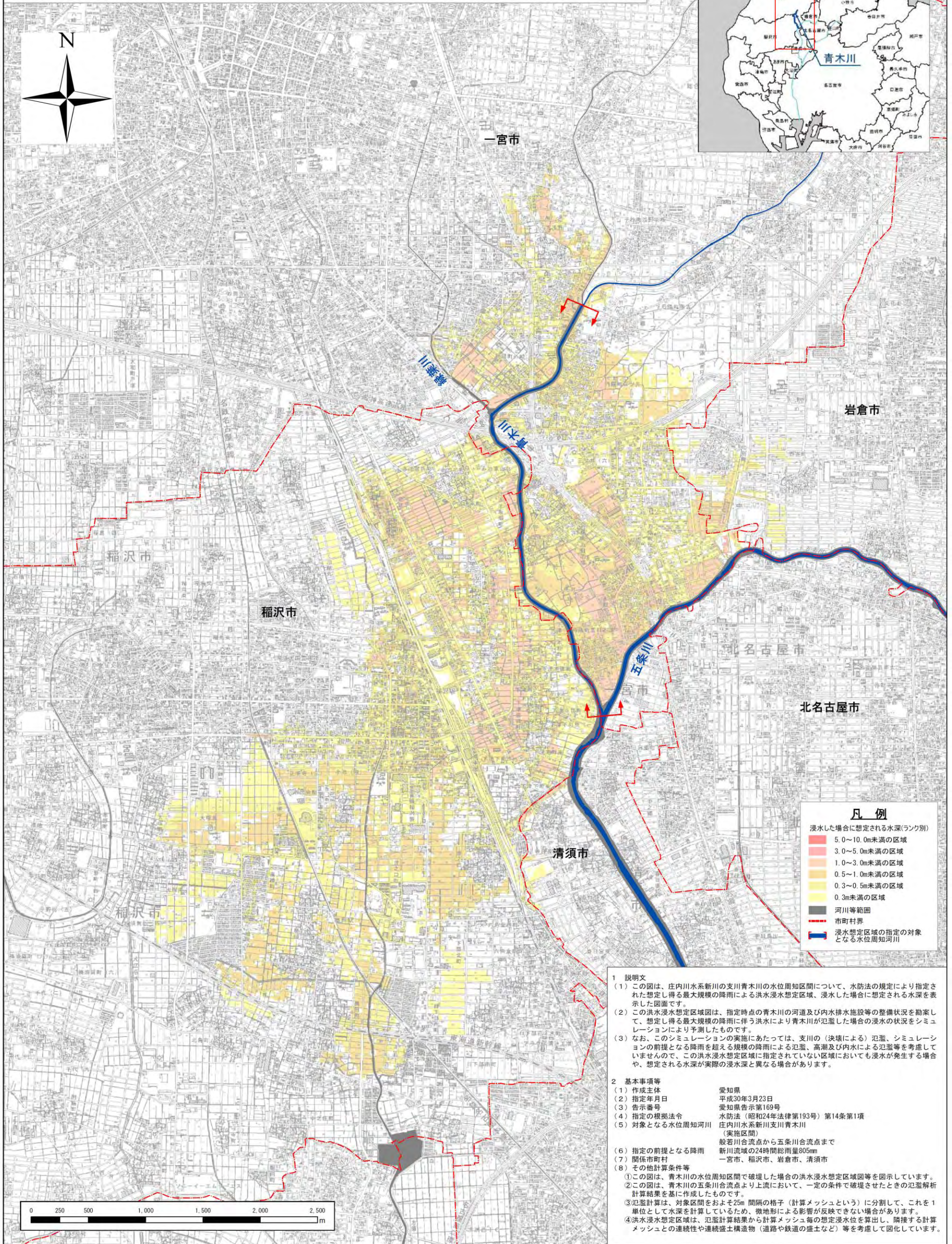
- 5.0～10.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 1.0～3.0m未満の区域
- 0.5～1.0m未満の区域
- 0.3～0.5m未満の区域
- 0.3m未満の区域
- 河川等範囲
- 市町村界
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

- 1 説明文**
- (1) この図は、庄内川水系新川の支川五条川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の五条川の河道及び内水排水施設等の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により五条川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等**
- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 作成主体 | 愛知県 |
| (2) 指定年月日 | 平成30年3月23日 |
| (3) 告示番号 | 愛知県告示第169号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 庄内川水系新川支川五条川（実施区間） |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 青木川合流点から新川合流点まで
新川流域の24時間総雨量736mm |
| (7) 関係市町村 | 名古屋市長、一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市長、あま市長、大治町 |
| (8) その他計算条件等 | |
- ① この図は、五条川の水位周知区間で破壊した場合の洪水浸水想定区域図等を図示しています。
 - ② この図は、五条川の新川合流点から青木川合流点において、一定の条件で破壊させたときの氾濫解析計算結果を基に作成したものです。
 - ③ 氾濫計算は、対象区間をおよそ25m 間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。
 - ④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

この成果は、中部技術事務所長の承認を得て、同事務所作成の航空レーザー測量成果（オリジナルデータ、オルソフォトデータ、グリッドデータ）を使用したものです。（承認番号：平成28年11月1日付国部整環共第12号）
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 平29情複、第971号）

庄内川水系 新川(青木川) 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

位置図



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

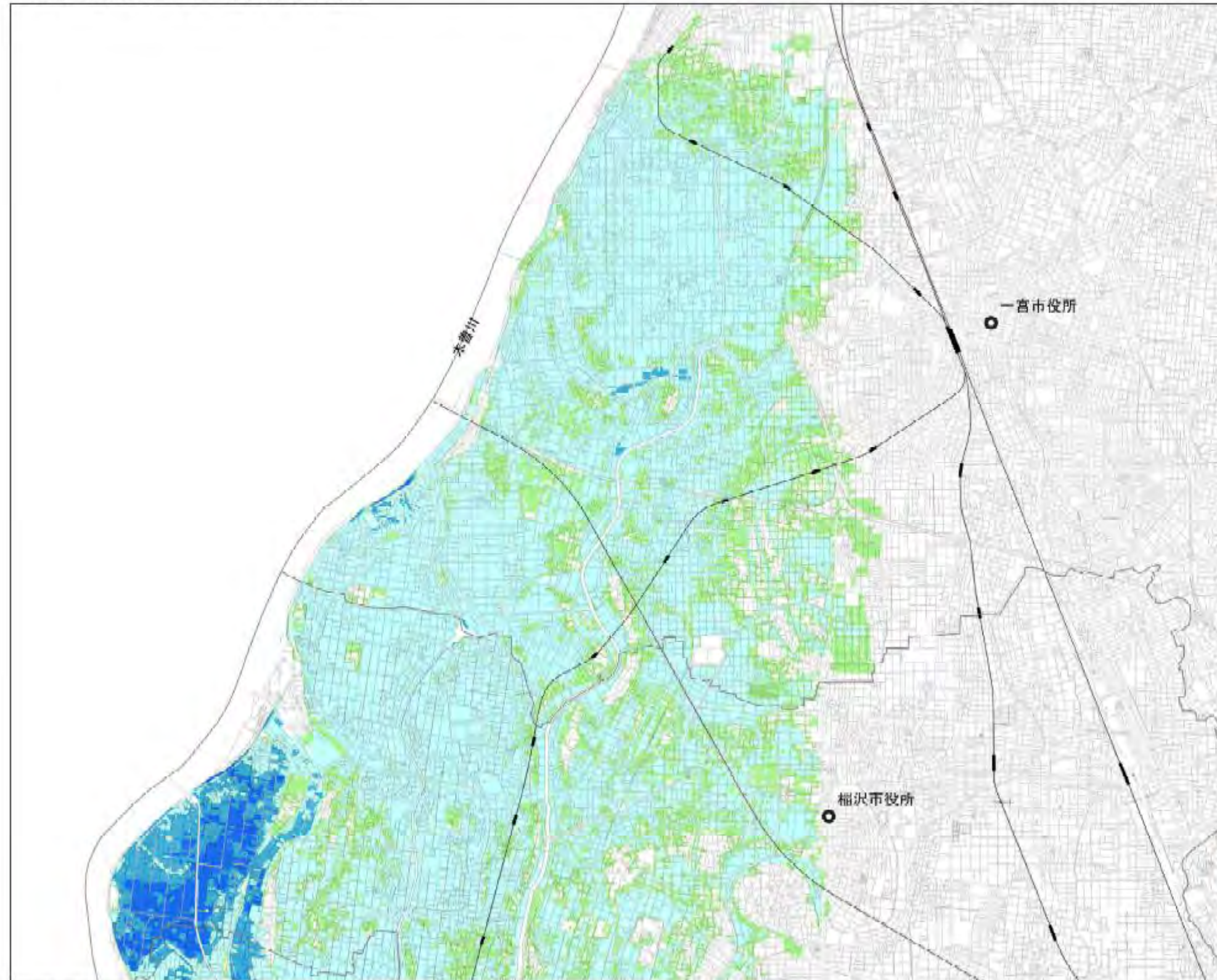
5.0~10.0m未満の区域
3.0~5.0m未満の区域
1.0~3.0m未満の区域
0.5~1.0m未満の区域
0.3~0.5m未満の区域
0.3m未満の区域
河川等範囲
市町村界
浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

- 1 説明文**
- この図は、庄内川水系新川の支川青木川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - この洪水浸水想定区域図は、指定時点の青木川の河道及び内水排水施設等の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により青木川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等**
- | | |
|-----------------|--|
| (1) 作成主体 | 愛知県 |
| (2) 指定年月日 | 平成30年3月23日 |
| (3) 告示番号 | 愛知県告示第169号 |
| (4) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5) 対象となる水位周知河川 | 庄内川水系新川支川青木川(実施区間)
般若川合流点から五条川合流点まで |
| (6) 指定の前提となる降雨 | 新川流域の24時間総雨量805mm |
| (7) 関係市町村 | 一宮市、稲沢市、岩倉市、清須市 |
| (8) その他計算条件等 | |
- ①この図は、青木川の水位周知区間で破堤した場合の洪水浸水想定区域図等を表示しています。
 ②この図は、青木川の五条川合流点より上流において、一定の条件で破堤させたときの氾濫解析計算結果を基に作成したものです。
 ③氾濫計算は、対象区間をおよそ25m 間隔の格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。
 ④洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構築物(道路や鉄道の盛土など)等を考慮して図化しています。

この成果は、中部技術事務所長の承認を得て、同事務所作成の航空レーザー測量成果(オリジナルデータ、オルソフォトデータ、グリッドデータ)を使用したものです。(承認番号:平成28年11月1日付国部整中環共第12号)
 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平29情機、第971号)

高潮浸水想定区域図(参考:河川色分け)

この図郭に含まれる市区町村:一宮市、稲沢市、愛西市



図面番号:01 / 20 1:50,000



0 0.5 1 1.5 2 km

【留意事項】

○高潮浸水想定区域図(参考:河川色分け)は、高潮浸水想定区域図で示した想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域(浸水区域)、浸水した場合に想定される浸水の深さ(浸水深)の内、河川の洪水の影響のみで浸水が想定される区域を色分け(青系着色)したものです。なお、色分けした範囲以外(赤系)においても、河川の洪水の影響で浸水することが想定されます。

○台風等により高潮が発生する状況では、同時に降雨も想定されるため、河川内及び河川管理河川の内、基本高水(ピーク流量が1,000t/s以上の河川)については、河川整備の目標とする降雨による洪水が同時に発生した場合を想定していますが、この河川を対象として色分けを行っています。

○その他の河川については、河川内の水位変化を固化していませんが、高潮の上昇等により、河岸から離れた地域でも河川から浸水することが想定されます。

○この図の作成にあたっては、最新の情報を想定し、日本に上陸した既往最大台風である室戸台風規模の気圧を有する台風が、三河湾・伊勢湾沿岸に大きな影響を与える経路を想定し、堤防・水門等は設計条件に達した段階で決壊するものとして、高潮浸水シミュレーションを実施しています。

○この複数の高潮浸水シミュレーションの結果から、最大となる浸水区域、浸水深を抽出し示しています。

○この図は、地盤の高さを基準とした浸水深を示したものであり、地下空間の浸水については反映していませんが、実際には、高潮が地下空間に流入する場合があります。

○道路のアンダーパス等、周辺の土地より極端に低い箇所では、局部的に浸水深が深くなります。

○この図では、高潮浸水シミュレーションで再現しきれない局所的な地盤の凹凸や建築物の影響があること、想定していない内水出水(内水氾濫)が発生すること等、浸水想定区域図以外でも浸水が発生したり、浸水深が深くなる場合があります。

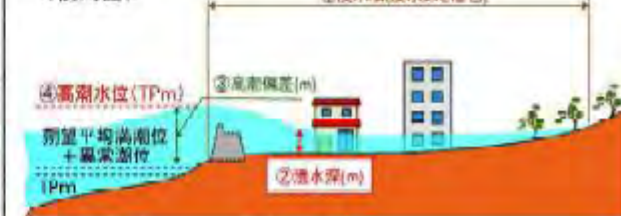
○資料の取集の限界を基に、図中に実際に発生した台風から条件を組み合わせて設定したものであり、これよりも大きな高潮が発生しないというものではありません。

○様々な用途のためには、気象庁が発表する台風情報や、各市町村が作成するハザードマップ等を活用してください。

【用語の解説】

浸水域:高潮や高波に伴う越波・越流によって浸水が想定される区域
 浸水深:陸上の各地点で水面が最も高い位置にきた時の地面から水面までの高さ

<模式図>



【台風規模】

室戸台風級
 ・中心気圧910hPa
 ・半径75km
 ・速度73km/h

【計算条件】

朔望平均満潮位
 水門は操作規定に準じて閉鎖し、設計条件に達した時点で堤防とともに決壊する

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用したものである。(承認番号:測量法に基づき(国土地理院長承認(使用)R 2JHs 1214)

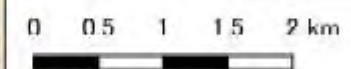
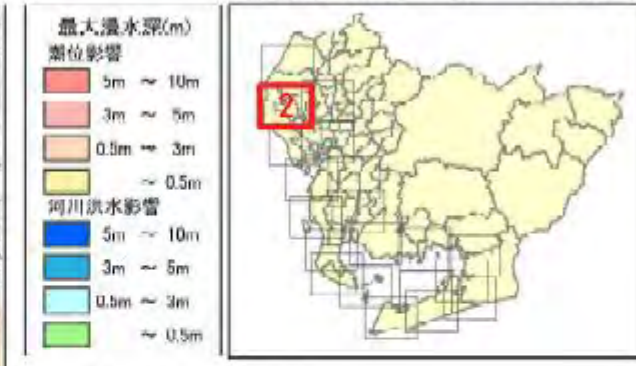
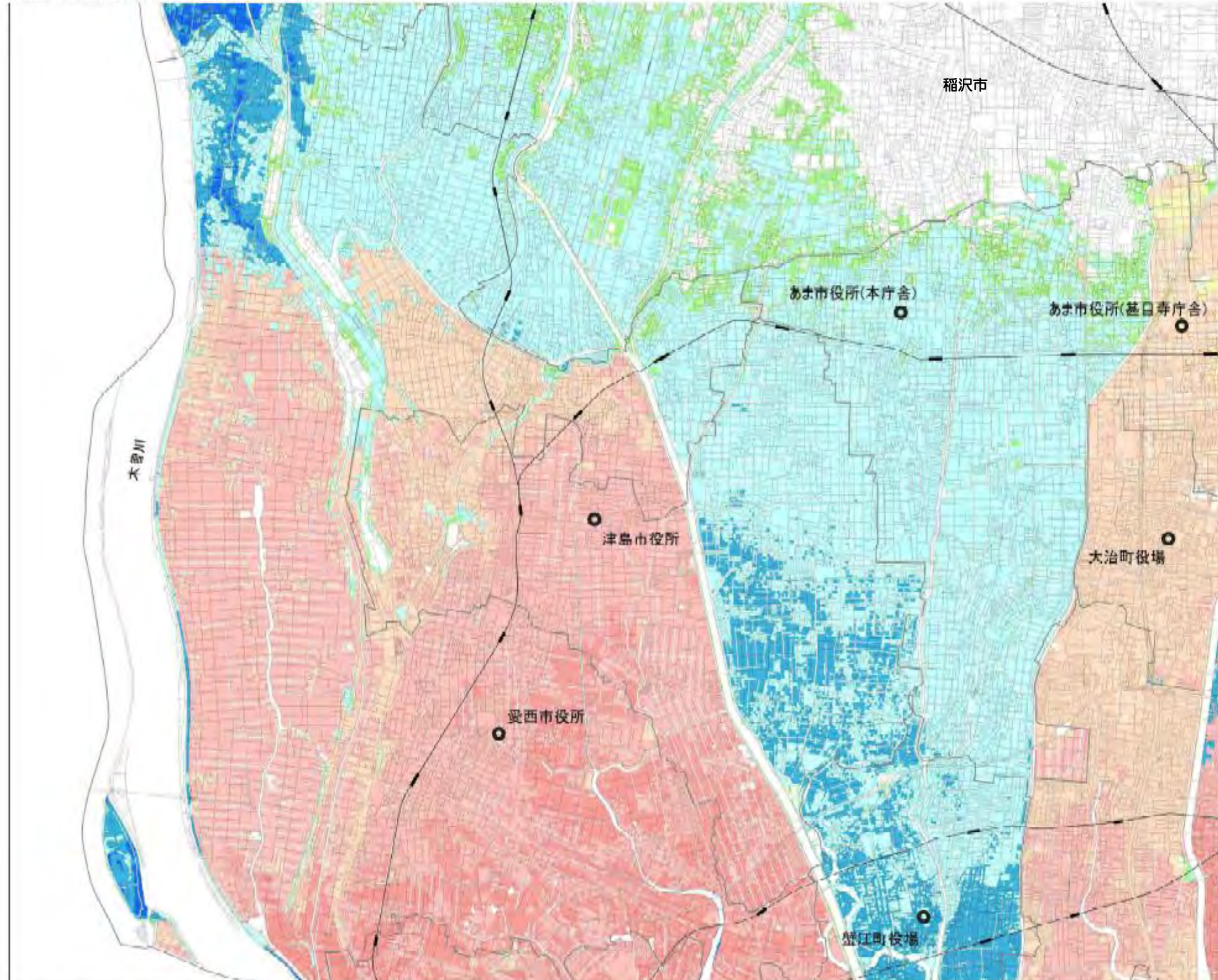
令和3年6月 愛知県

高潮浸水想定区域図(参考:河川色分け)

この図郭に含まれる市区町村: 中川区、港区、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町



図面番号: 02 / 20 1:50,000



【留意事項】

○高潮浸水想定区域図(参考:河川色分け)は、高潮浸水想定区域図で示した想定し得る最大規模の高潮による影響が発生した場合に、浸水が想定される区域(浸水区域)、浸水した場合に想定される浸水の深さ(浸水深)の内、河川の洪水の影響のみで浸水が想定される区域を色分け(青系着色)したものです。なお、色分けした範囲以外(赤系)においても、河川の洪水の影響で浸水することが想定されます。

○台風等により高潮が発生する状況では、同時に降雨も想定されるため、河川内及び河川管理河川内、基本高潮のピーク流量が1,000m³/s以上の河川については、河川整備の日課とする降雨による洪水が同時に発生した場合を想定していますが、この河川を別項として色分けを行っています。

○その他の河川については、河川内の水位変化を同化していませんが、高潮の上昇等により、高岸から離れた地域でも河川から浸水することが想定されます。

○この図の作成にあたっては、最悪の事態を想定し、日本に上陸した既往最大台風である室戸台風規模の気圧を有する台風が、三河湾・伊勢湾沿岸に大きな影響を与える極端な経路を想定し、堤防・水門等は設計条件に達した時点で決壊するものとして、高潮浸水シミュレーションを実施しています。

○この複数の高潮浸水シミュレーションの結果から、最悪となる浸水区域、浸水深を抽出し示しています。

○この図は、地面の高さを基準とした浸水深を示したものであり、地下空間の浸水については反映していませんが、実際には、高潮が地下空間に流入する場合があります。

○道路のアンダーパス等、周辺の土地より低地に低い箇所では、局部的に浸水深が深くなります。

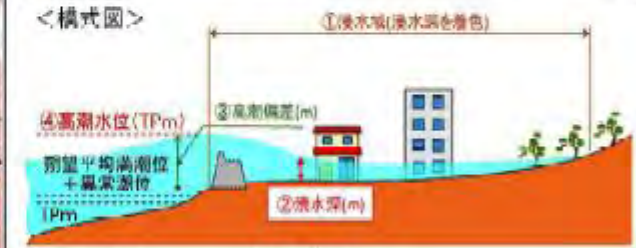
○この図では、高潮浸水シミュレーションで再現しきれない局所的な地盤の凹凸や建築物の影響があること、想定していない内水出水(内水氾濫)が発生すること等、浸水想定区域図以外でも浸水が発生したり、浸水深が深くなる場合があります。

○物件の具体的な被害を算出するには、事前に事前に発生した台風から条件を組み合わせて設定したものであり、これよりも大きな高潮が発生しないというものはありません。

○機密な情報のために、気象庁が発表する台風情報や、各市町村が作成するハザードマップ等は併用してください。

【用語の解説】

浸水域: 高潮や高波に伴う経路・経度によって浸水が想定される区域
 浸水深: 地上の各地点で水面が最も高い位置にきた時の地面から水面までの高さ



【台風規模】
 室戸台風級
 ・中心気圧910hPa
 ・半径70km
 ・速度73km/h

【計算条件】
 期望平均満潮位
 水門は操作規定に準じて閉鎖し、設計条件に達した時点で堤防とともに決壊する

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用したものである。(承認番号:測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R2JHs1214)

36 稲沢市防災地図 図-4 重要水防箇所図



木曾川 重点区間と要注意区間

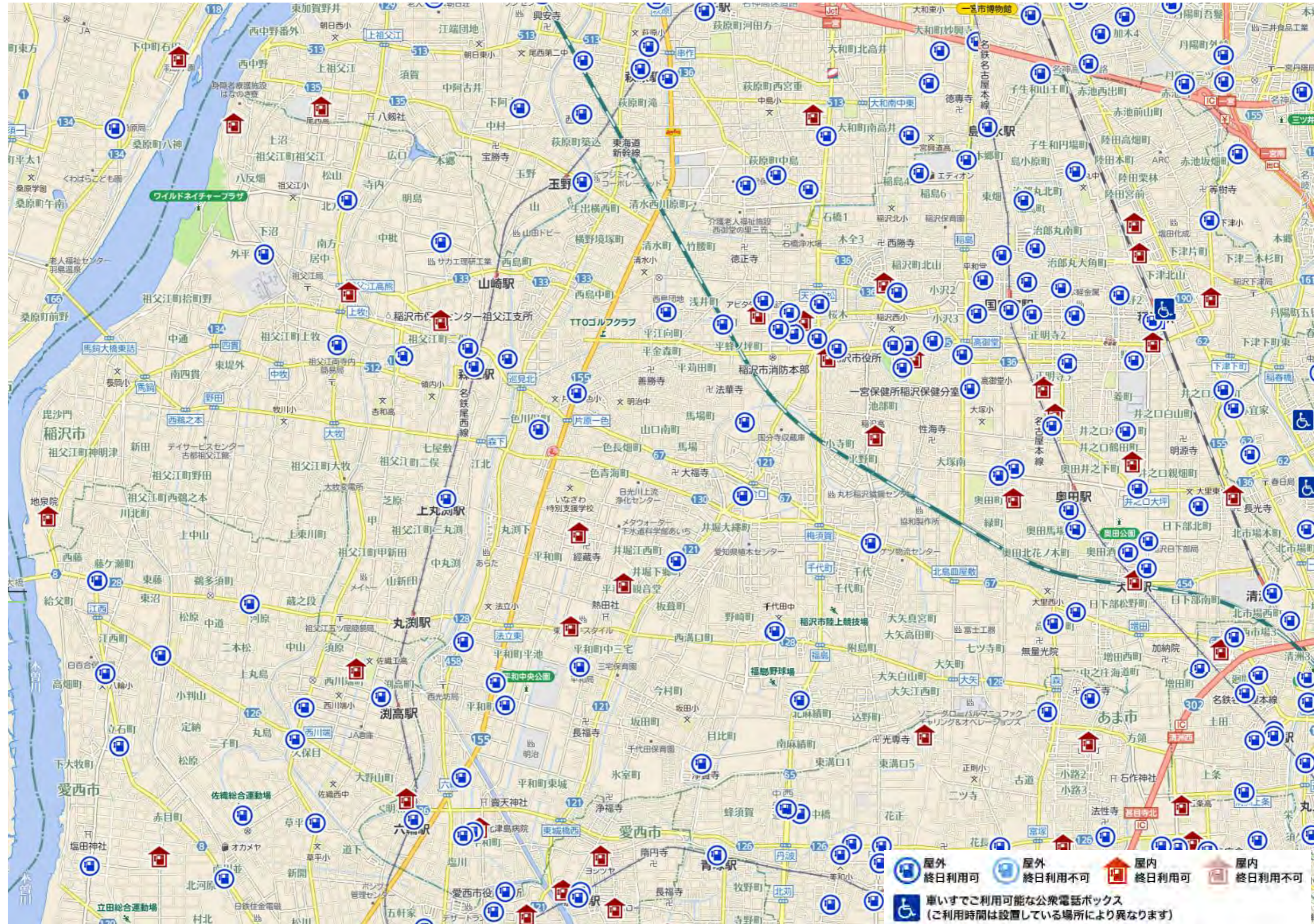
凡例: ■重点区間 ■要注意区間



木曾川 工作物以外 (A・B)

凡例: ■工作物以外A ■工作物以外B

37 稲沢市防災地図 図-5 公衆電話設置箇所一覽



稲沢市地域防災計画附属資料

－様式編／資料編／参考編－
(令和4年度修正)

編 集 稲 沢 市 防 災 会 議

発 行 稲 沢 市
